

**(仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港
アクセス鉄道整備事業**

環境影響評価準備書

令和8年4月

熊 本 県

目 次

	頁
第1章 都市計画決定権者等の名称及び住所	1-1(1)
1.1 都市計画決定権者の名称及び住所	1-1(1)
1.2 事業予定者の名称及び住所	1-1(1)
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1(3)
2.1 都市計画対象事業実施の経緯	2-1(3)
2.2 都市計画対象事業の目的	2-2(4)
2.3 都市計画対象事業の内容	2-3(5)
2.3.1 都市計画対象事業の名称及び種類	2-3(5)
2.3.2 都市計画対象事業実施区域の位置	2-3(5)
2.3.3 都市計画対象事業の実施期間	2-3(5)
2.3.4 都市計画対象事業の内容	2-4(6)
第3章 計画路線及びその周囲の概況	3-1(25)
3.1 自然的状況	3-2(26)
3.1.1 大気環境の状況	3-2(26)
3.1.2 水環境の状況	3-16(40)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-44(68)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-46(70)
3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	3-52(76)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-80(104)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-86(110)
3.2 社会的状況	3-87(111)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-87(111)
3.2.2 土地利用の状況	3-92(116)
3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）	3-97(121)
3.2.4 河川の利用並びに地下水の利用の状況	3-98(122)
3.2.5 交通の状況	3-103(127)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-109(133)
3.2.7 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況	3-116(140)
3.2.8 文化財の状況	3-119(143)
3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-128(152)

目 次

	頁
第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	4-1(199)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1(199)
4.1.1 都市計画対象事業実施想定区域の区間と影響要因	4-1(199)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定	4-1(199)
4.1.3 計画段階配慮事項の選定理由	4-3(201)
4.2 調査、予測及び評価の手法	4-5(203)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-6(204)
4.4 専門家等への聞き取り	4-8(206)
4.5 総合的な評価	4-12(210)
第5章 配慮書についての意見及び都市計画決定権者の見解	5-1(213)
5.1 配慮書についての一般の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-1(213)
5.1.1 配慮書の公告及び縦覧等	5-1(213)
5.1.2 配慮書についての一般の意見の把握	5-2(214)
5.1.3 配慮書についての一般の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-3(215)
5.2 配慮書についての熊本県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	5-4(216)
5.2.1 配慮書についての熊本県知事の意見	5-4(216)
5.2.2 熊本県知事の意見に対する都市計画決定権者の見解	5-6(218)
第6章 方法書についての意見及び都市計画決定権者の見解	6-1(221)
6.1 方法書についての一般の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	6-1(221)
6.1.1 方法書の公告及び縦覧等	6-1(221)
6.1.2 方法書についての一般の意見の把握	6-2(222)
6.1.3 方法書についての一般の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	6-3(223)
6.2 方法書についての熊本県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	6-6(226)
6.2.1 方法書についての熊本県知事の意見	6-6(226)
6.2.2 熊本県知事の意見に対する都市計画決定権者の見解	6-8(228)
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測 及び評価の手法	7-1(231)
7.1 環境影響評価項目の選定	7-1(231)
7.1.1 環境影響評価項目	7-1(231)
7.1.2 環境影響評価項目の選定理由	7-3(233)
7.2 調査、予測及び評価の手法の選定	7-5(235)
7.2.1 調査、予測及び評価の手法及びその選定理由	7-5(235)
7.3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に 当たっての専門家等の助言	7-30(260)

目 次

	頁
第8章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	8. 1-1 (265)
8.1 大気質	8. 1-1 (265)
8.2 騒音	8. 2-1 (327)
8.3 振動	8. 3-1 (373)
8.4 水象	8. 4-1 (409)
8.5 水質	8. 5-1 (417)
8.6 地下水	8. 6-1 (425)
8.7 地形及び地質	8. 7-1 (439)
8.8 日照障害	8. 8-1 (445)
8.9 電波障害	8. 9-1 (463)
8.10 動物	8. 10-1 (473)
8.11 植物	8. 11-1 (541)
8.12 生態系	8. 12-1 (559)
8.13 景観	8. 13-1 (593)
8.14 人と自然との触れ合いの活動の場	8. 14-1 (613)
8.15 廃棄物等	8. 15-1 (621)
8.16 文化財	8. 16-1 (625)
第9章 環境の保全のための措置	9-1 (631)
第10章 事後調査の計画	10-1 (641)
10.1 事後調査の項目及び手法	10-1 (641)
10.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応の方針	10-1 (641)
10.3 事後調査の結果の公表方法	10-2 (642)
第11章 都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1 (643)
第12章 環境影響評価準備書作成に当たっての専門家等の助言	12-1 (659)
第13章 その他規則で定める事項	13-1 (661)
13.1 都市計画対象事業実施区域を決定する過程における環境の保全に係る 検討の経緯及びその内容	13-1 (661)
13.2 関係地域及びその認定理由	13-2 (662)
第14章 環境影響評価準備書に関する業務を委託された法人の名称等	14-1 (663)

本書に掲載した10万分の1、8万分の1、6万分の1及び5万分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を一部加工して作成したものである。

第1章 都市計画決定権者等の名称及び住所

1.1 都市計画決定権者の名称及び住所

都市計画決定権者の名称：熊本県

代表者の氏名：熊本県知事 木村 敬

住所：熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

1.2 事業予定者の名称及び住所

事業予定者の名称：熊本県

代表者の氏名：熊本県知事 木村 敬

住所：熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

(余白)

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業実施の経緯

(仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道(以下「空港アクセス鉄道」という。)の整備に至った経緯は、表 2.1-1 に示すとおりである。

表 2.1-1 空港アクセス鉄道の沿革

平成9年以降 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港アクセスについて、「定時性」「速達性」「大量輸送性」への課題に対応するため改善に係る調査を断続的に実施
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周辺を取り巻く環境の変化から、「鉄道延伸」、「モノレール新設」及び「市電延伸」の3つの交通システムについて、「定時性」「速達性」「大量輸送性」、事業費等の比較検討を実施 ⇒「鉄道延伸」が最も効果的かつ、より早期に実現できる可能性が高いと結論
令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回空港アクセス検討委員会開催 検討委員会の設置の趣旨、阿蘇くまもと空港の現状(利用者数・アクセス状況)、これまでの検討経緯、R1詳細調査の結果、R2継続調査の検討状況について議論
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回空港アクセス検討委員会開催 R2継続調査等の検討状況、新型コロナウイルスによる交通や観光への影響、鉄道整備による県内への波及効果について議論
令和3年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回空港アクセス検討委員会開催 R2継続調査の結果、交通モード比較検討に係る調査結果について議論
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県議会11月定例会において、知事が、台湾の世界最大手半導体企業TSMCの菊陽町への進出決定を受け、「三里木ルート」に加え、「原水ルート」、「肥後大津ルート」についても追加検討を行うことを表明
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回空港アクセス検討委員会開催 ルートの追加検討について、R2継続調査結果の課題への対応状況について議論
令和4年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県議会9月定例会において、知事が、「中間的な調査結果や現段階では定量的に試算できない様々な効果まで含めると、『肥後大津ルートに将来の発展性』を感じる」と答弁
令和4年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内経済5団体から県に対し、空港アクセス鉄道の早期実現に関する要望 ・ 県議会議長、地元経済界・県選出国會議員によるオール熊本で、国土交通大臣に対し整備費の1/3の財政支援等の特別な配慮を要望
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回空港アクセス検討委員会開催 委員会の見解として「肥後大津ルートが妥当」との結論 ・ JR九州と肥後大津ルートに関する確認書の取り交わし
令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県議会12月定例会において、空港アクセス検討委員会の見解やJR九州との確認書の取り交わしを踏まえ、知事が、「空港アクセス鉄道は『肥後大津ルート』とする」ことを表明 ・ 同定例会において「空港アクセス鉄道整備の早期実現に関する決議」を可決
令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回空港アクセス検討委員会開催 ルート方針決定と今後のスケジュールの報告

2.2 都市計画対象事業の目的

空港アクセス鉄道は、阿蘇くまもと空港と JR 豊肥本線間に新たに鉄道を整備するものである。熊本駅や阿蘇地域と、阿蘇くまもと空港が鉄道で結ばれることで、空港を核とした活気ある地方創りや、空港周辺地域の利便性向上による企業誘致の加速化など、様々な効果が見込まれる。

加えて、これまでの阿蘇くまもと空港へのアクセスは、一般道を走行する空港リムジンバスや、自家用車等が中心だったが、空港アクセス鉄道が整備され、熊本駅から阿蘇くまもと空港までの所要時間が約 60 分から約 40 分に短縮されることで、阿蘇くまもと空港が九州を支えるセントラル空港としての役割を担い、九州全域に向けた新たな観光ルートが形成されることが期待される。

本事業は、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして空港アクセス鉄道を整備することにより、空港アクセスの「定時性」「速達性」「大量輸送性」を確保し、上記のような空港の機能強化と利便性向上を図ることを目的とする。

なお、この取組みは、令和 5 年 10 月に県が策定した新大空港構想においても、空港機能強化の取組みの一つに位置付けて実現を目指すものである。

2.3 都市計画対象事業の内容

2.3.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) 都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業

種類：鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道の建設及び改良の事業

2.3.2 都市計画対象事業実施区域の位置

都市計画対象事業の実施区域（以下「計画路線」とする。）の位置は、図 2.3-1 に示すとおりである。

JR 豊肥本線肥後大津駅から阿蘇くまもと空港間に係る区域とする。その区域は、菊池郡大津町、上益城郡益城町に含まれる。



図 2.3-1 都市計画対象事業の実施区域位置図

2.3.3 都市計画対象事業の実施期間

都市計画対象事業は、整備着手を令和 9 年度以降としており、整備期間は約 8 年を予定している。

2.3.4 都市計画対象事業の内容

(1) 都市計画対象事業に係る基本的事項

空港アクセス鉄道の路線は、JR 豊肥本線肥後大津駅付近を起点とし、阿蘇くまもと空港付近を終点とする。駅については、既存の肥後大津駅のほか、阿蘇くまもと空港付近に新駅を設置する計画であるほか、中間部に信号場（行き違い施設）の設置を予定している。

(2) 都市計画対象事業の概要

空港アクセス鉄道の概要は、表 2.3-1 に示すとおりである。

表 2.3-1 都市計画対象事業の概要

項目	内容	
計画区域	起点： <small>きくちぐん おおつまち</small> 菊池郡 大津町 大字 室 字 門出 （JR 豊肥本線 肥後大津駅付近） 終点： <small>かみましきぐん ましきまち</small> 上益城郡 益城町 大字 小谷 字 堂面 （阿蘇くまもと空港付近）	
延長	約 7.0 km	
構造形式	嵩上式（高架） 地表式（掘割含む） 地下式（トンネル）	
駅施設	肥後大津駅 [既設] 熊本空港駅（仮称）[新設]	
単線、複線の別	単線	
設計最高速度	110 km/h	
軌道構造	レール重量	50 N レール
	高架橋区間	弾性まくらぎ直結軌道
	地表区間	バラスト軌道、弾性まくらぎ直結軌道
	トンネル区間	弾性まくらぎ直結軌道
運転計画	編成車両数	2～4 両編成
	運転本数	1 日あたり約 120 本（往復）

(3) 施設計画

計画路線の鉄道構造は表 2.3-2 に示すとおりであり、平面図・縦断図は図 2.3-2 に、標準横断図は図 2.3-3 に示すとおりである。

計画路線は、地表式である既設の肥後大津駅付近を起点とし、同駅周辺の市街化された住宅地から水田耕作地、白川及び集落の区間については周辺環境への配慮から嵩上式を基本とする。その後、台地（高遊原台地）の区間については地形の標高差が大きいことから、台地端部から阿蘇くまもと空港付近まで地下式とし、終点となる熊本空港駅（仮称）を地表式で新設する。

表 2.3-2 鉄道の構造

地域の環境	市街地		水田耕作地等			台地（高遊原台地）	
	肥後大津駅	住宅地	水田耕作地	白川	集落	台地	阿蘇くまもと空港
想定する鉄道構造	地表式	嵩上式、地表式				地下式	地表式
	肥後大津駅 [既設]						熊本空港駅 (仮称) [新設]

(余白)

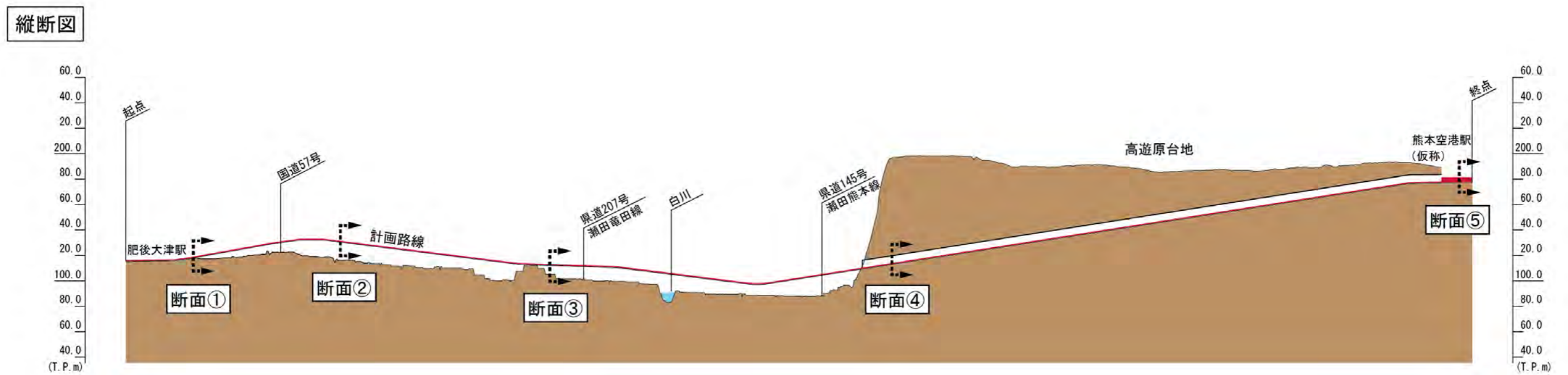
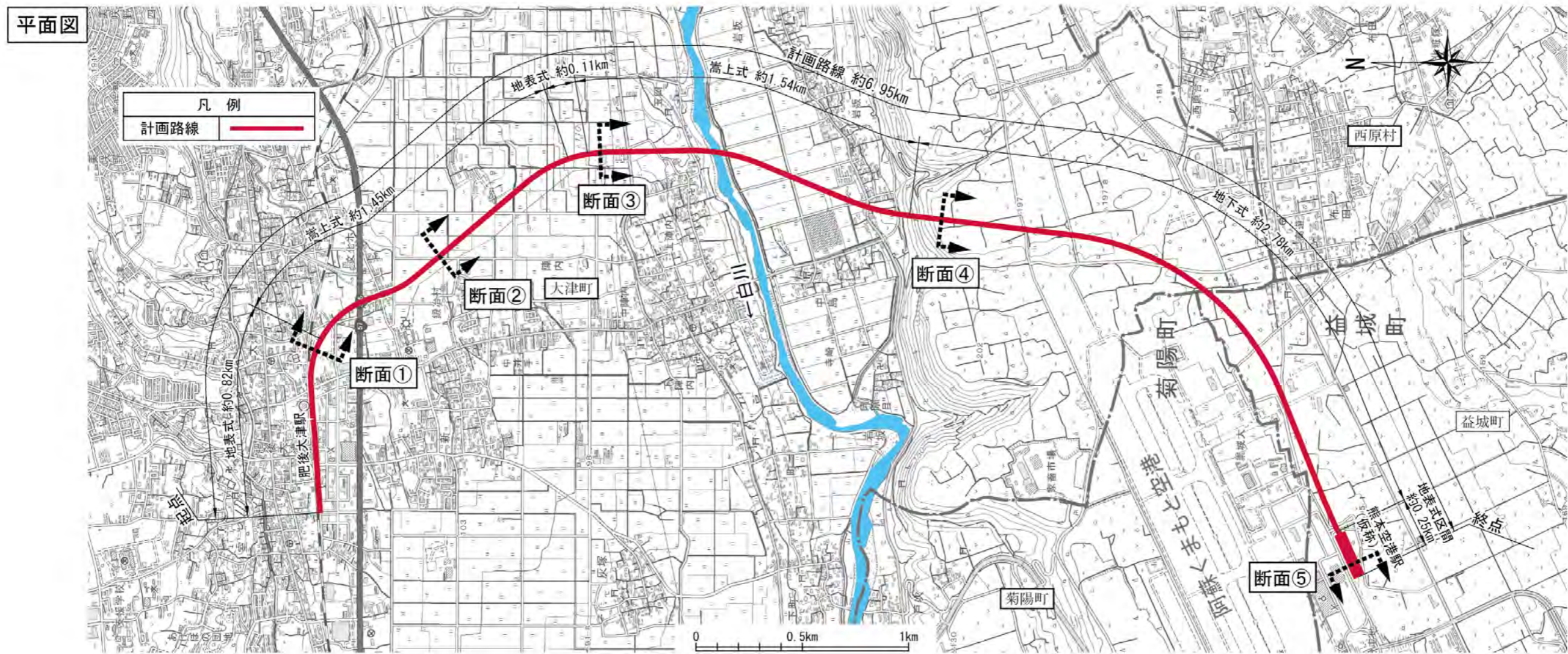


図 2.3-2 計画路線の平面図・縦断面図

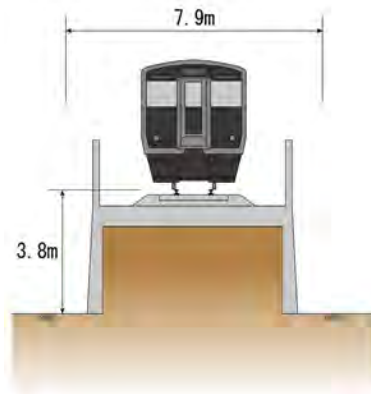


図 2.3-3 (1) 計画路線の標準横断面図 (断面①：地表式)

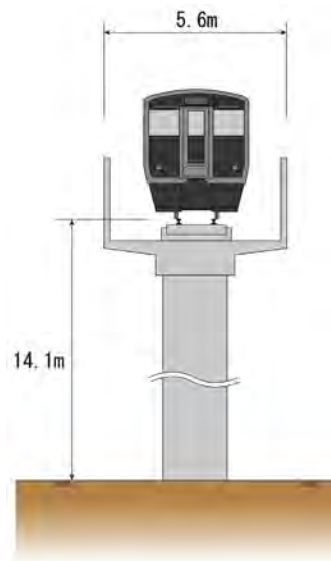


図 2.3-3 (2) 計画路線の標準横断面図 (断面②：嵩上式)

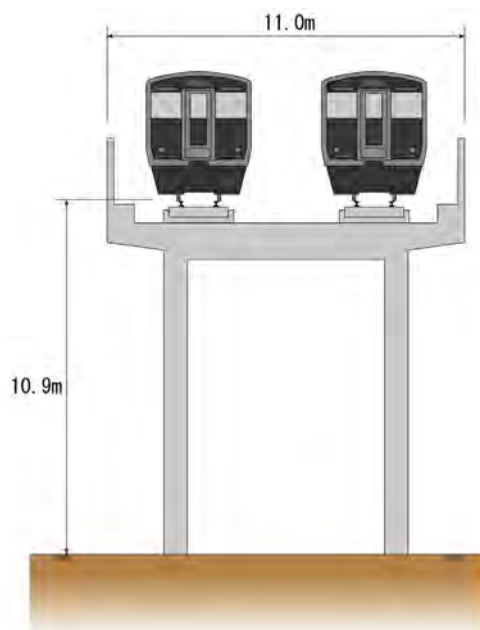


図 2.3-3 (3) 計画路線の標準横断面図 (断面③：嵩上式)

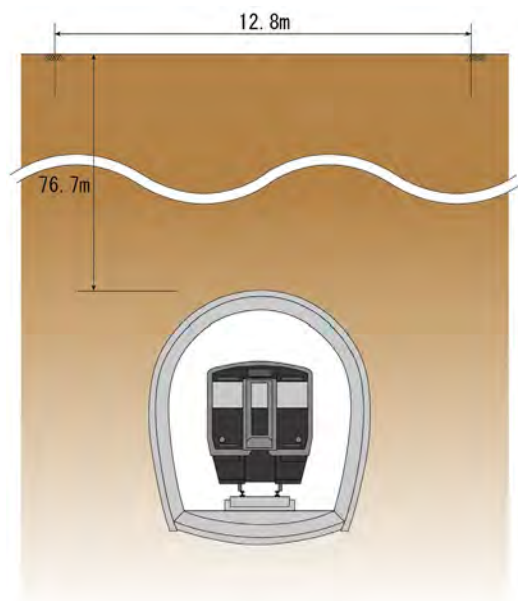


図 2.3-3 (4) 計画路線の標準横断面図 (断面④：地下式)

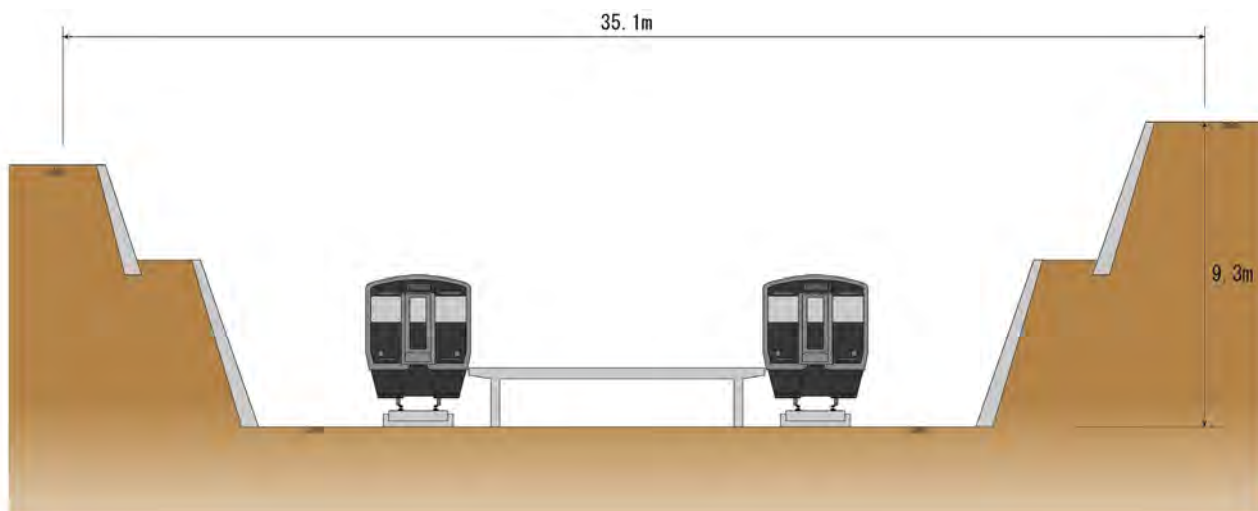


図 2.3-3 (5) 計画路線の標準横断面図 (断面⑤：地表式)

(4) 都市計画対象事業の工事計画の概要

① 工事計画の概要

本事業の本線工事における区分は、主に嵩上式及び地下式から構成され、一部において地表式がある。主な工事区分の概要を表 2.3-3 に示す。

工事施工ヤード及び工事用道路は、本線工事の工事計画及び本線周辺の既存道路との接続等を踏まえ、改変区域を必要最小限に抑えた計画とする。

また、環境影響をより低減するため、低騒音・低振動型建設機械の採用を基本とすると共に、固定発生源となる建設機械の適切な設置位置の検討、作業者に対する資材の取り扱いの指導及び建設機械の高負荷運転を極力避けるなど、作業方法の改善を事業実施段階において現地条件等を勘案し、必要に応じて実施する計画とする。資機材の運搬車両の走行についても、走行時間帯が特定の時間帯に集中しないよう計画する。

表 2.3-3 主な工事区分の概要

鉄道構造の種類	工事区分	想定される主な工種
嵩上式	高架橋・橋梁	高架橋工事、橋梁工事
地表式	盛土・切土	盛土工事、切土工事
地下式	トンネル	山岳工法

② 施工計画

1) 施工工程

工事種別ごとの施工工程については、現時点において概ね表 2.3-4 に示すとおり計画している。

表 2.3-4 施工工程

工事項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
測量・調査	■							
設計	■	■						
用地取得	■	■	■					
土木工事	嵩上式、地表式		■	■	■	■		
	地下式		■	■	■	■		
設備工事					■	■	■	■
付帯工事					■	■	■	■

2) 施工方法

a. 嵩上式（高架）

7. 高架橋工事

高架橋工事は、図 2.3-4 に示すとおり、最初に橋台・橋脚の基礎としての杭を打設し、さらに橋台・橋脚等を構築するための土留め、掘削を行った後、橋台・橋脚等の下部工を構築する。

下部工完成後、橋桁を架設し、鉄道設備を施工して完成となる。

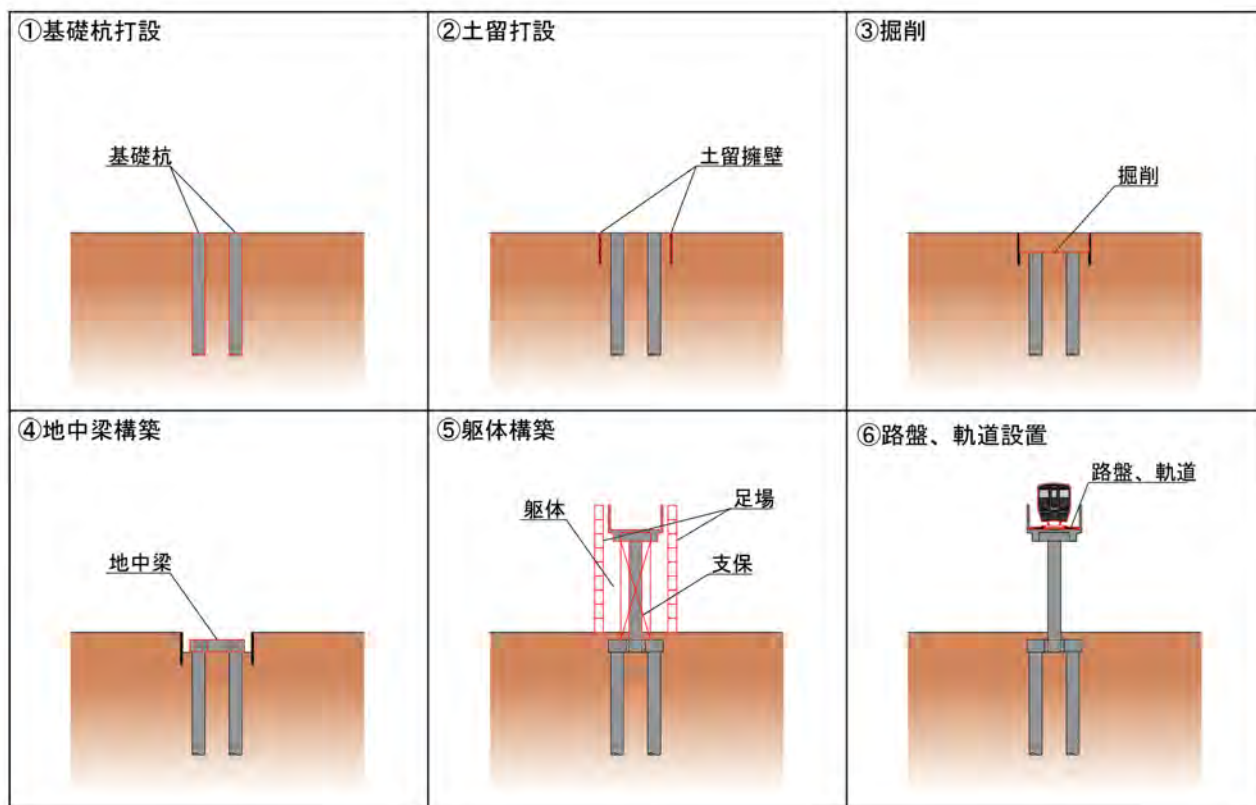


図 2.3-4 施工ステップ図（高架橋工事）

4. 橋梁工事

橋梁工事は、図 2.3-5 に示すとおり、最初に掘削及び土留めを行った後、その範囲に橋脚の基礎として深礎杭を打設し、橋脚となる柱を構築する。その後橋桁の張出し施工を行うために柱頭部の構築を行う。

柱頭部の構築後、柱頭部を開始場所として移動作業車を用いて橋桁を架設し、鉄道設備を施工して完成となる。

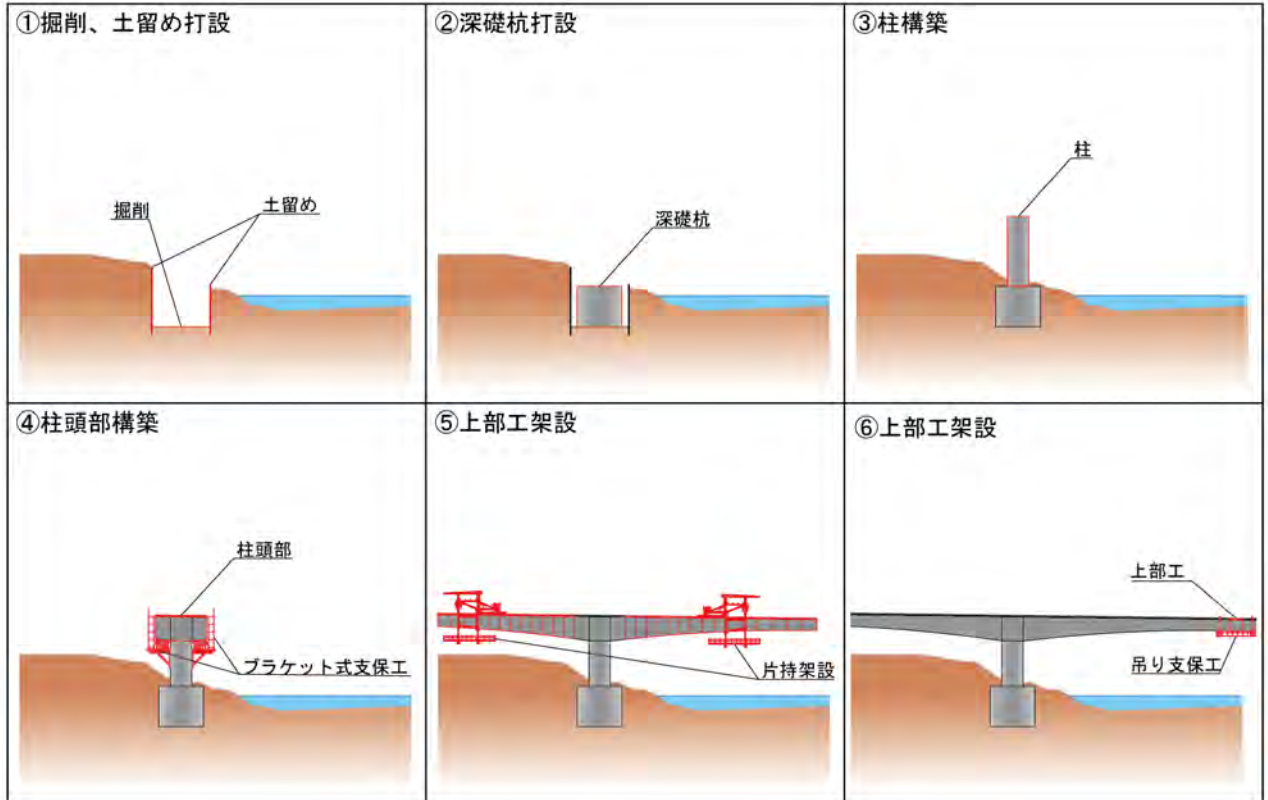


図 2.3-5 施工ステップ図（橋梁工事）

b. 地表式（掘割含む）

7. 盛土工事

盛土工事は、図 2.3-6 に示すとおり、最初に擁壁を設置するために掘削を行った後、掘削した箇所の左右に擁壁を設置し、擁壁の間に盛土を行う。盛土の施工後、鉄道設備を施工して完成となる、なお、盛土の高さが大きい場合や十分な用地を得られない場合は、図 2.3-7 に示すとおり、補強土工により盛土を行う。

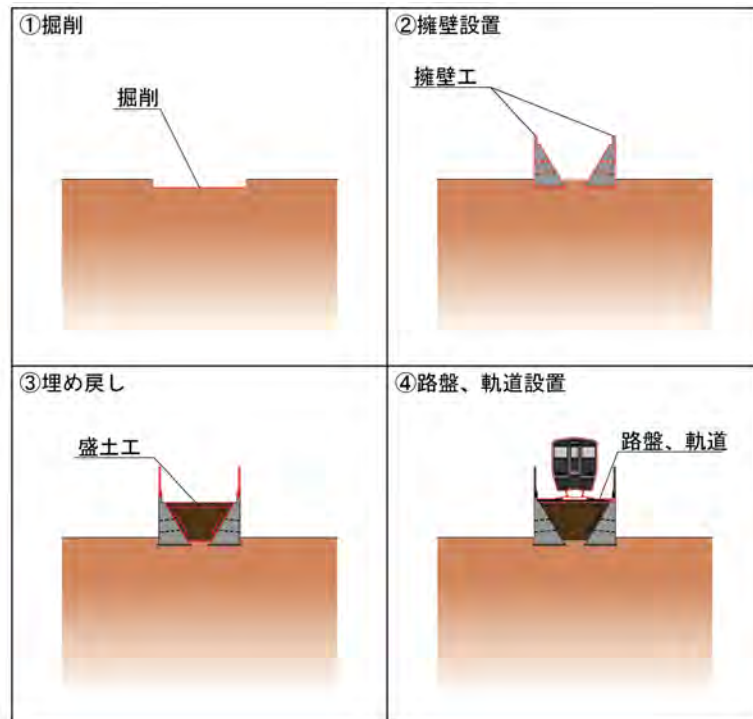


図 2.3-6 施工ステップ図（盛土工事）

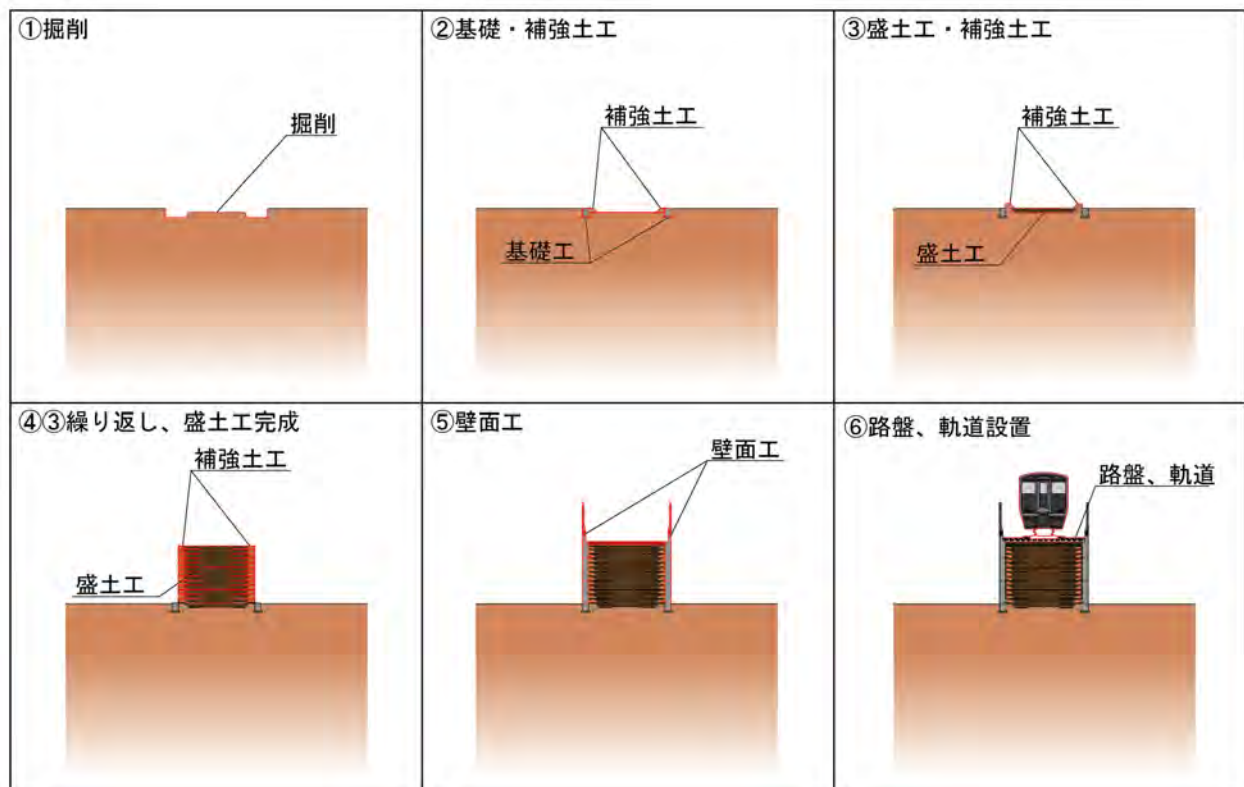


図 2.3-7 施工ステップ図（盛土工事（補強土工））

イ. 切土工事

切土工事は、図 2.3-8 に示すとおり、最初に掘削を行った後、切土斜面の安全性を確保するための壁面工を行う。掘削と壁面工を段階的に繰り返し、計画高さまで掘り進めた後、鉄道設備を施工して完成となる。

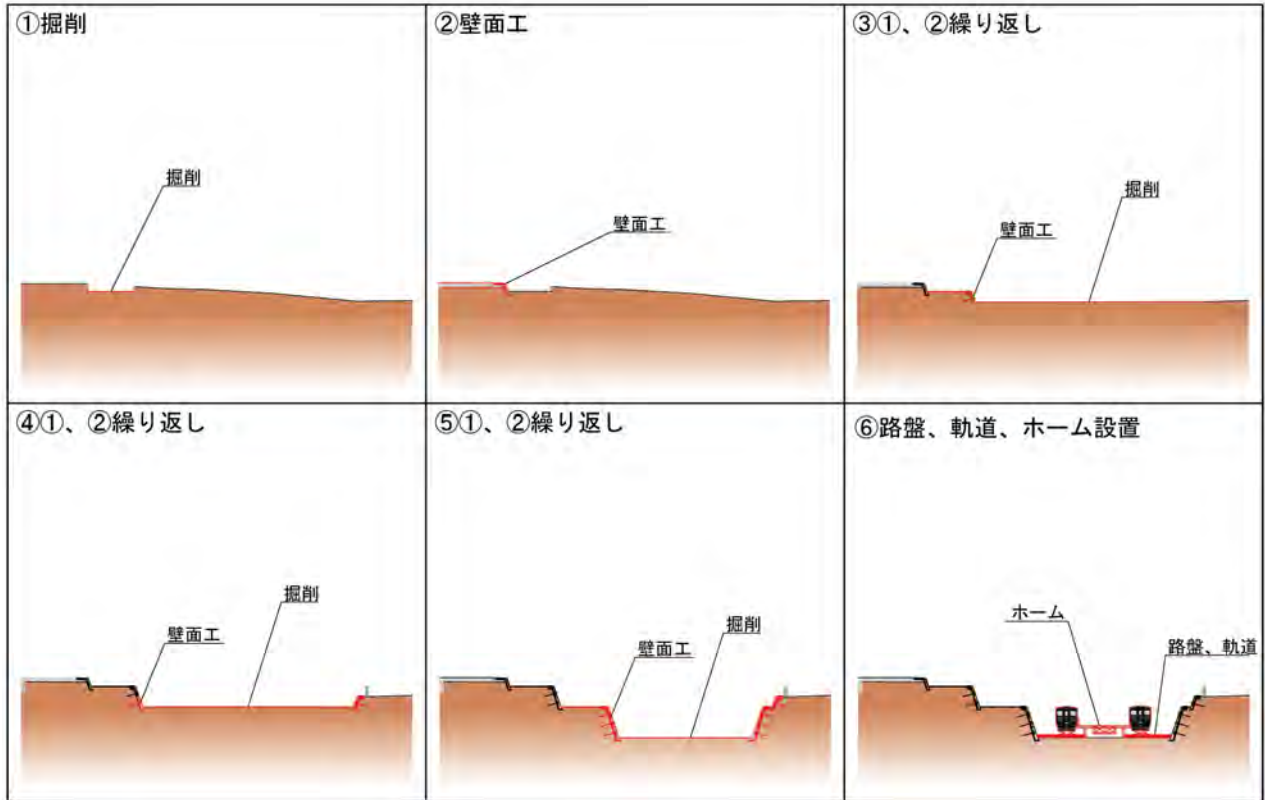


図 2.3-8 施工ステップ図（切土工事）

c. 地下式（トンネル）

7. 山岳工法

山岳工法（NATM工法）は、図 2.3-9 に示すとおり機械等により岩盤を掘削、土砂運搬を行いながら、内面にコンクリートを吹付け、ロックボルトを打設した後、コンクリートで覆工する工法である。

トンネル工事に当たっては、濁水が河川や農業用水路等に直接流入しないよう、必要に応じて仮排水溝や沈砂池を設置して施工する。掘削発生土の受入地を検討し、その輸送に伴う周辺交通等への影響を可能な限り低減するよう検討を行う。また、事業実施段階で詳細な地質調査を実施し、地下水に極力影響を与えないよう、必要に応じて適切な対策工を行う計画とする。また、住居等との位置関係を考慮し、必要に応じて防音・安全対策等を行う計画とする。

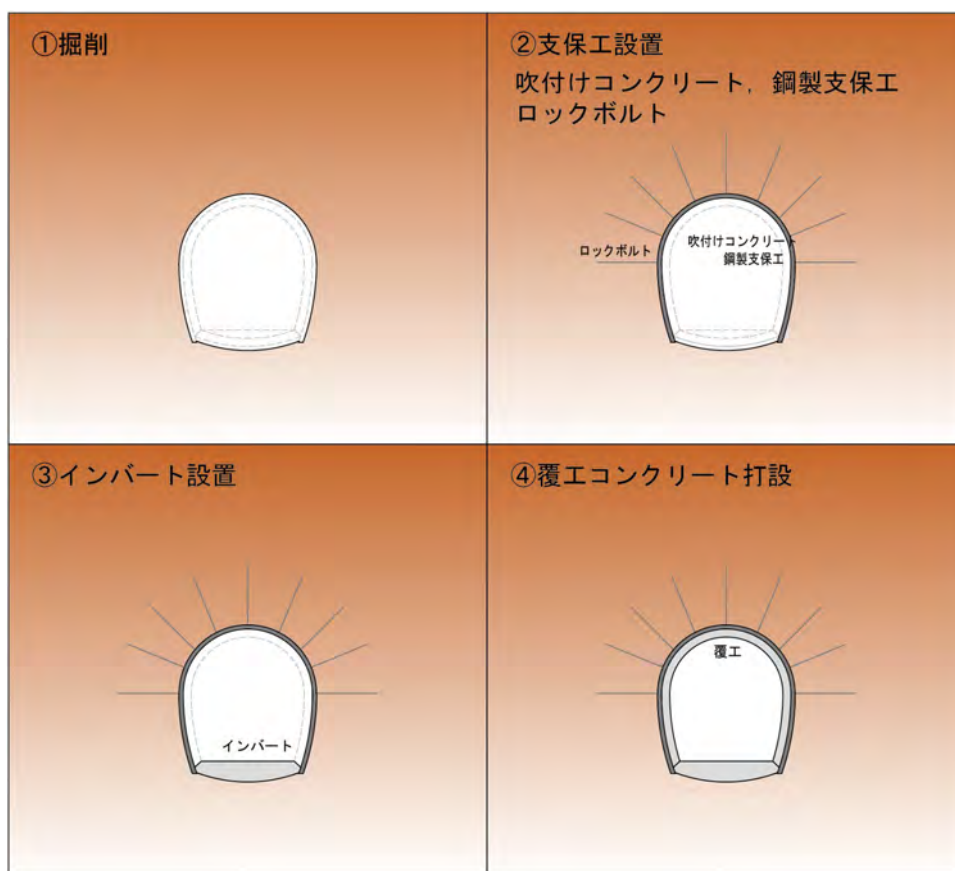


図 2.3-9 施工ステップ図（山岳工法）

3) 工事別の施工内容

施工に用いる主な建設機械は、表 2.3-5 に示すとおりである。

工事用車両には、発生する土砂を運搬するダンプトラック、コンクリートを運搬するトラックミキサー車等を計画している。

表 2.3-5 (1) 工種別の主な建設機械

区分	工種	主な作業内容	主な建設機械
嵩上式 (高架)	高架橋工事	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		基礎杭構築	杭打ち機 クローラークレーン バックホウ トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
		仮土留め打設	杭打ち機 ラフタークレーン バックホウ
		掘削、支保工設置	ラフタークレーン バックホウ
		鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
	橋梁工事 (道路横断)	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
		クレーン架設	オールテレーンクレーン 台車
		整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
	橋梁工事 (河川横断)	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		掘削、仮土留め設置	ラフタークレーン バックホウ
		基礎躯体構築	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
		鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
		張出架設	片持ち架設用移動作業者 ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車

表 2.3-5 (2) 工種別の主な建設機械

区分	工種	主な作業内容	主な建設機械
地表式 (掘割含む)	盛土工事	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		鉄筋コンクリート工	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
		盛土工	バックホウ 転圧機
	盛土工事 (補強土)	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		掘削、鉄筋コンクリート工	バックホウ ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車 スタビライザー
		補強盛土工	ラフタークレーン バックホウ 転圧機
		鉄筋コンクリート工	ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
	切土工事	整地、工事用仮囲い設置	バックホウ クレーン付きトラック クローラークレーン
		掘削	ラフタークレーン バックホウ
		アンカー工、壁面構築工	バーカッションドリル ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車
鉄筋コンクリート工		ラフタークレーン トラックミキサー車 コンクリートポンプ車	
地下式 (トンネル)	山岳工法	整地、施工ヤード造成等	バックホウ クレーン付トラック クローラークレーン
		掘削、ずり出し、支保工設置、 ロックボルト打設等	自由断面トンネル掘削機 大型ブレーカ ホイールローダ ダンプトラック バックホウ コンクリート吹付機 コンクリートミキサー車 ドリルジャンボ 吊りトラック
	覆工コンクリート打設、防水シ ート設置、インバート設置、埋 め戻し等	大型ブレーカ バックホウ トラックミキサー車 コンクリートポンプ車 ダンプトラック振動ローラ 防水工作業台車 スライドセントル トラックミキサー車 コンクリートポンプ車	

4) 地下水保全への配慮

熊本地域では、水道水源のほぼ 100%を地下水で賅っており、その保全は極めて重要である。特に事業対象地域周辺を含む白川中流域は、地下水の水源涵養において重要な地域とされている。

本事業は、肥後大津駅から高遊原台地の斜面部までの低地部は主として高架橋で通過し、高遊原台地部は主としてトンネルで通過する計画としている。

本事業では、高架橋で通過する低地部については、地面を掘削して橋梁基礎を構築するが、地下水の帯水層に影響がない範囲で工事を行う予定である。また、高遊原台地部のトンネルについては、帯水層よりも上にトンネルを設置する予定である。

5) 工事用車両運行計画

工事用車両の主な走行ルートは図 2.3-10 に示すとおり、一般国道 57 号、県道 202 号（矢護川大津線）、県道 207 号（瀬田竜田線）、県道 211 号（岩坂陣内線）、県道 206 号（堂園小森線）等の幹線道路を想定している。

なお、工事用車両の走行ルートは、一般車両、緊急車両及び近隣住民の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討の上、道路管理者等の関係機関と協議を図り決定する。

また、各工区の工事用車両の発生台数は表 2.3-6 に示すとおりである。

表 2.3-6 工事用車両の発生台数

(台/日)

名称	ダンプトラック	トラックミキサー車	合計
第 1 工区	10	8	18
第 2 工区	16	12	28
第 3 工区	10	12	22
第 4 工区	14	10	24
第 5 工区	42	4	46
トンネル工区	92	2	94

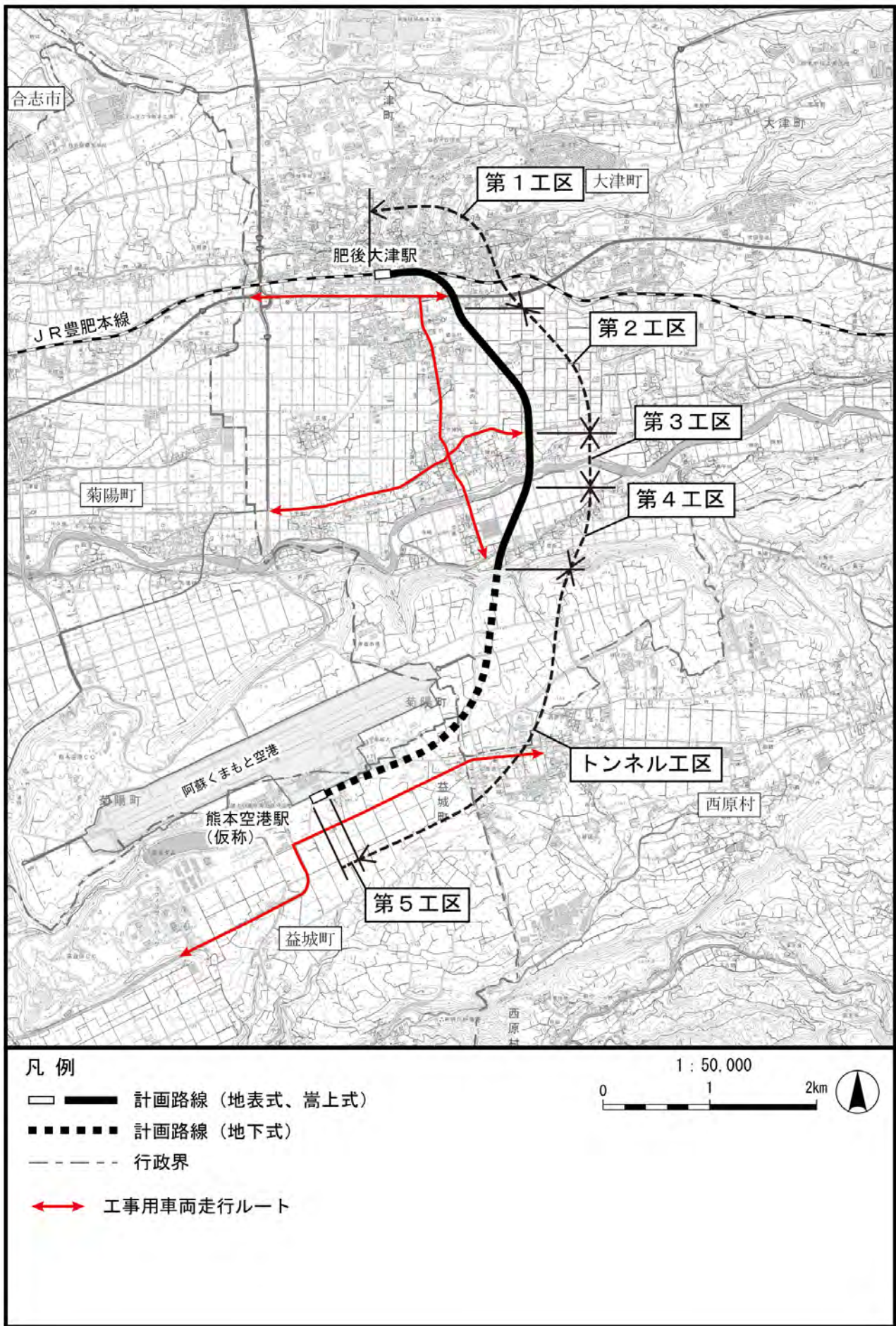


図 2.3-10 工事用車両の主な走行ルート

(余白)

第3章 計画路線及びその周囲の概況

計画路線及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、入手可能な最新の文献、その他の資料により情報を把握した。

調査範囲は、方法書と同様とし、図面（5万分の1）の範囲内の熊本県菊池郡大津町、菊陽町、阿蘇郡西原村及び上益城郡益城町の4町村（以下「関係町村」という。）とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

計画路線及びその周囲には、既存の気象観測地点として、気象庁益城地域気象観測所及び一般環境大気測定局大津町引水局があり、その位置は表 3.1.1-1 及び図 3.1.1-3 に示すとおりである。

気象観測結果は、表 3.1.1-2、図 3.1.1-1 及び図 3.1.1-2 に示すとおりである。

益城地域気象観測所の年平均気温は 16.6℃、日最高気温は 8 月が最も高く 35.8℃、日最低気温は 1 月が最も低く -6.9℃、年降水量は 2,172.5mm、年平均風速は 2.5m/s、年間最多風向は東北東である。

大津町引水局の年平均風速は 1.9m/s、年間最多風向は東北東である。

表 3.1.1-1 気象観測地点

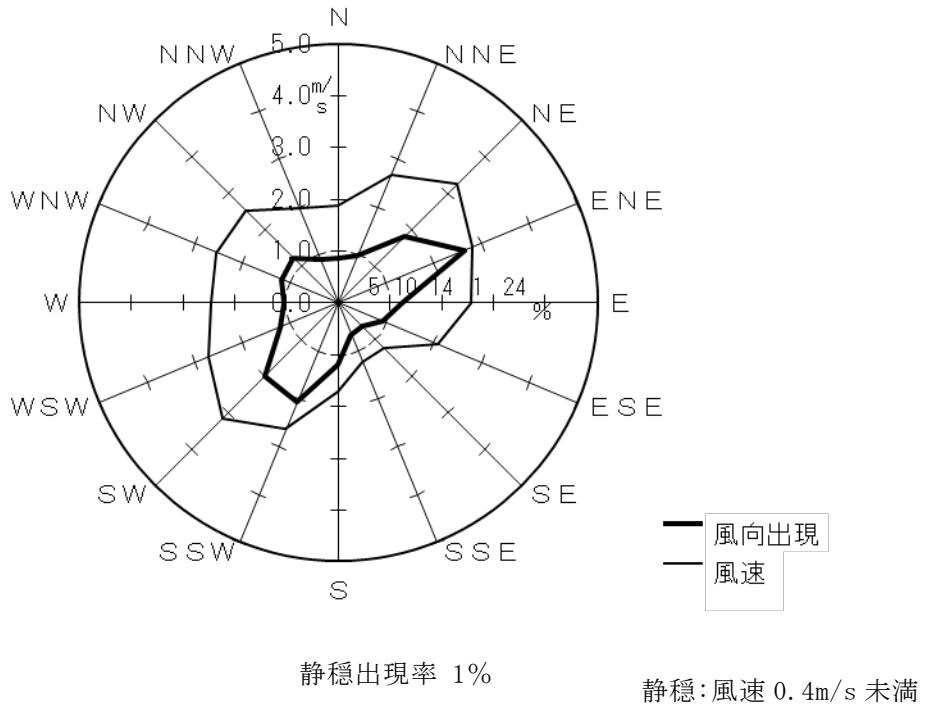
名称	所在地	緯度	経度	海面上の高さ
益城地域気象観測所	上益城郡益城町大字小谷字上大道 熊本航空気象観測所	北緯 32° 50.2′	東経 130° 51.3′	193m
一般環境大気測定局 大津町引水局	熊本県大津町引水 123 大津町文化ホール外部駐車場 地上の独立局	北緯 32° 52.3′	東経 130° 52.4′	114m

出典：「地域気象観測所一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 気象庁 HP）
「令和 5 年度版 大気汚染状況報告書」（令和 7 年 12 月 環境省）

表 3.1.1-2 気象観測結果

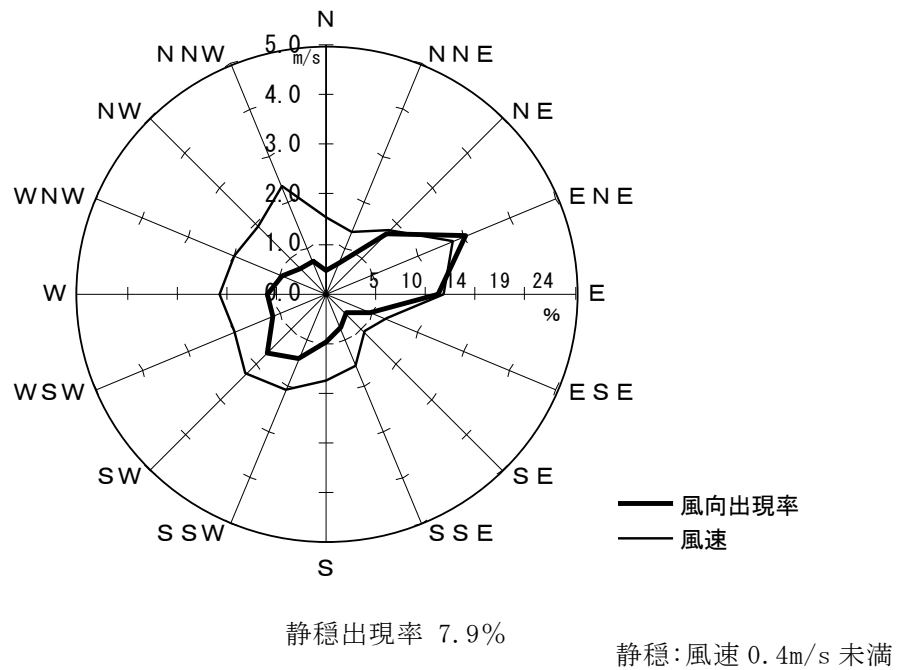
地点	益城地域気象観測所（2020～2024 年）						一般環境大気測定局 大津町引水局 （2020～2024 年）	
	気温			風向・風速		降水量 (mm)	風向・風速	
月	日平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)	平均風速 (m/s)	最多 風向		平均 風速 (m/s)	最多 風向
1 月	5.7	18.4	-6.9	2.2	東北東	55.1	1.5	東北東
2 月	7.4	19.9	-4.4	2.6	東北東	104.0	1.9	東北東
3 月	11.5	24.2	-2.3	2.4	東北東	157.3	1.9	東北東
4 月	15.4	27.0	2.2	2.7	東北東	159.9	2.1	東北東
5 月	19.3	30.0	6.0	2.5	南南西	244.9	2.0	東北東
6 月	23.1	32.6	13.1	2.6	南西	332.7	2.1	東北東
7 月	26.4	34.5	19.7	2.8	南南西	467.0	2.0	南西
8 月	27.4	35.8	20.6	2.5	南南西	347.1	1.9	東
9 月	25.1	33.8	15.5	2.8	東北東	134.5	2.4	東北東
10 月	18.5	30.0	6.7	2.5	北東	59.1	2.1	東北東
11 月	13.2	26.0	1.3	2.2	東北東	81.2	1.7	東北東
12 月	6.2	19.3	-5.6	2.0	東北東	29.7	1.4	東北東
年	16.6	—	—	2.5	東北東	2172.5	1.9	東北東

注：益城地域気象観測所…2020～2024 年までの 5 年間の統計値
一般環境大気測定局大津町引水局…2020～2024 年までの 5 年間の統計値
出典：「過去の気象データ検索」（令和 7 年 7 月閲覧 気象庁 HP）
「熊本県資料」



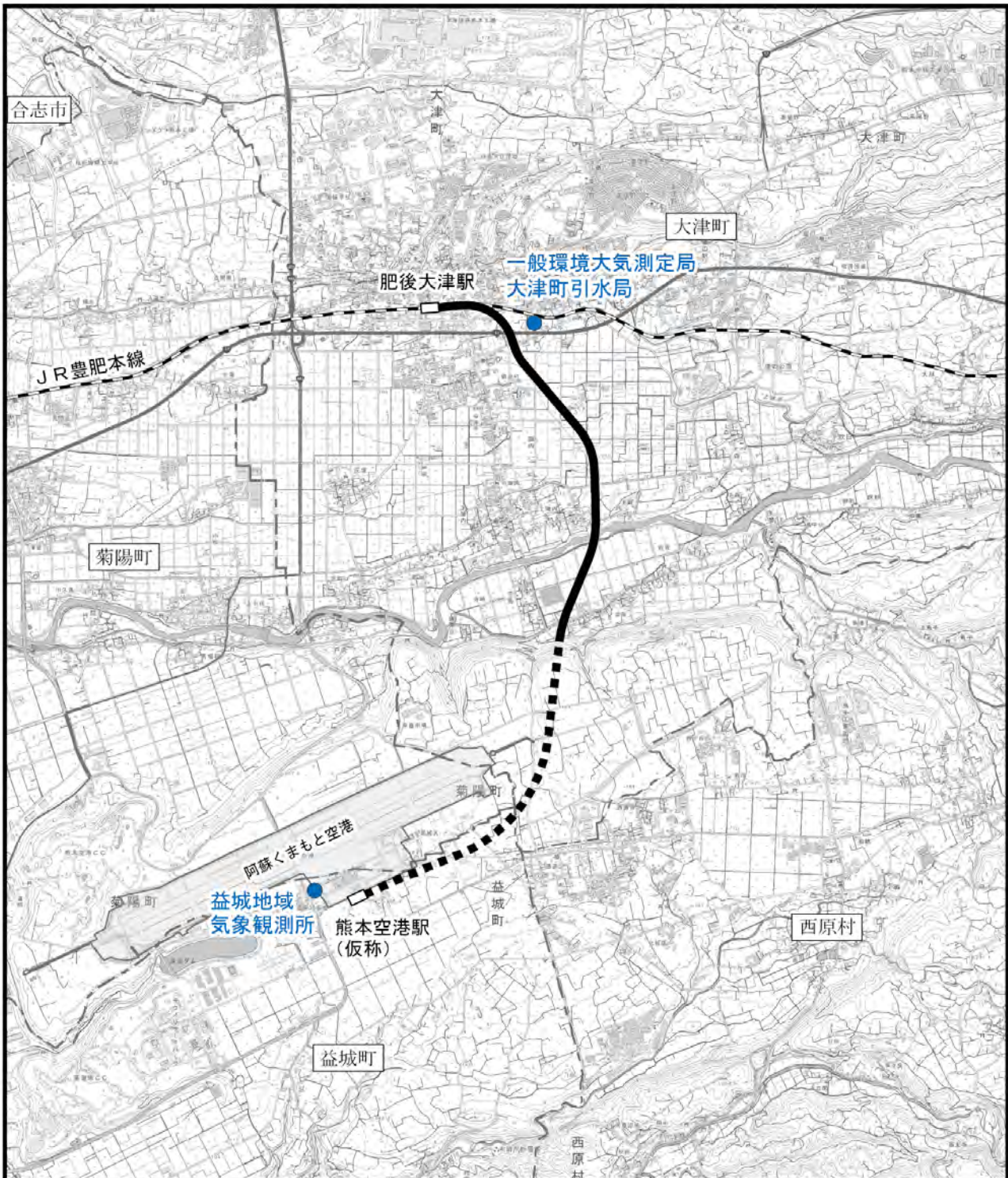
出典: 「過去の気象データ検索」(令和7年7月閲覧 気象庁 HP)

図 3.1.1-1 風向別の出現頻度 益城地域気象観測所 (2020~2024 年)



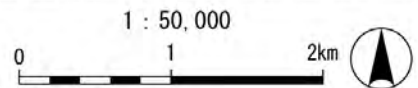
出典: 「熊本県資料」

図 3.1.1-2 風向別の出現頻度 一般環境大気測定局大津町引水局 (2020~2024 年)



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 気象観測地点



出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年7月閲覧 気象庁HP）
 「令和5年度版 大気汚染状況報告書」（令和7年12月 環境省）

図 3.1.1-3 気象観測地点位置図

(2) 大気質の状況

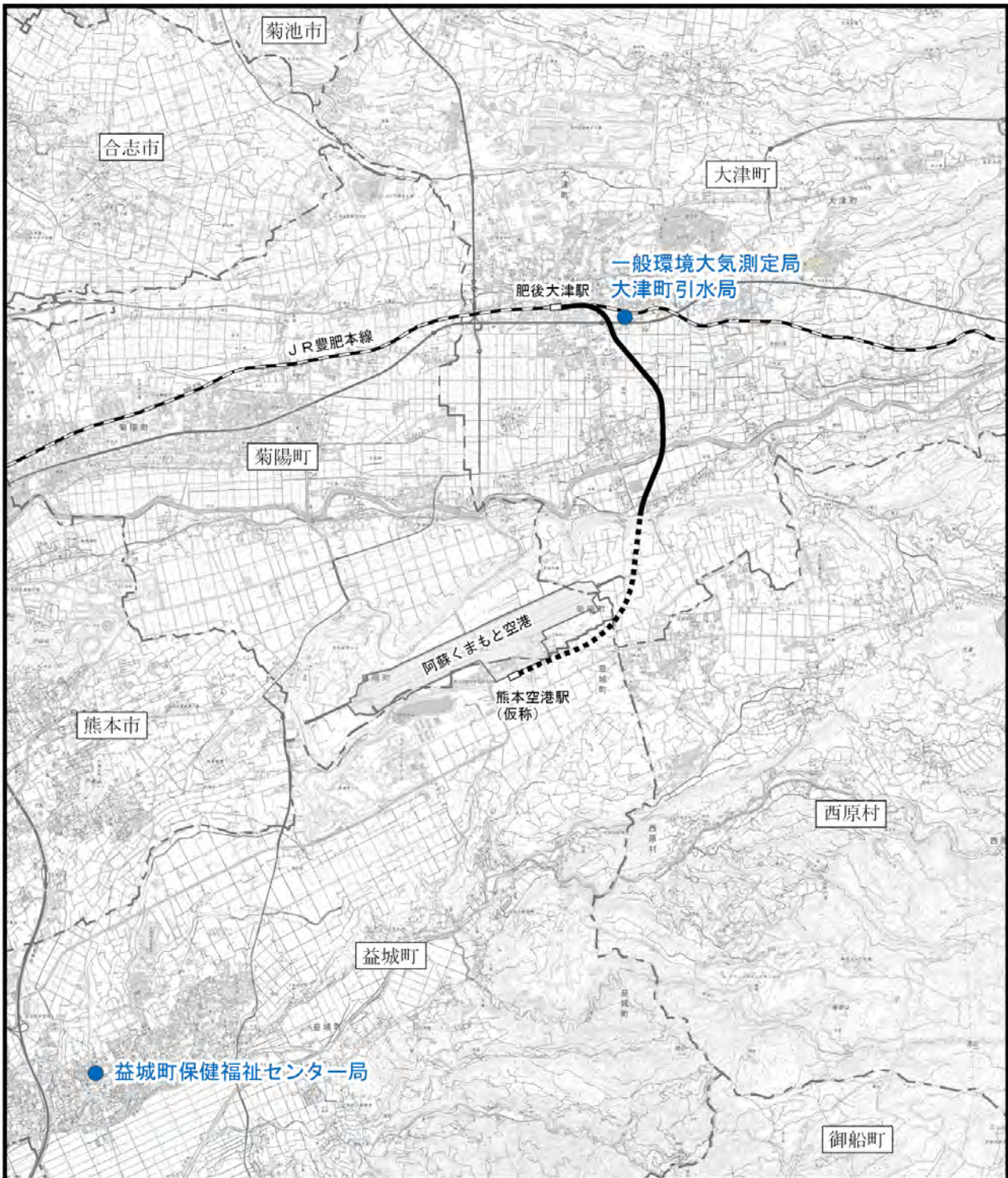
関係町村の大気測定局及び測定項目は表 3.1.1-3 に、測定局の位置は図 3.1.1-4 に示すとおりである。

なお、「益城町保健福祉センター局」は、調査範囲外であるが、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を測定しているため掲載した。

表 3.1.1-3 大気測定局及び測定項目

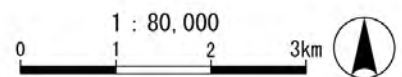
区 分	一般環境大気測定局	
	大津町	益城町
町 名	大津町	益城町
測定局名 (所在地)	大津町引水局 (大津町引水 123)	益城町保健福祉センター局 (益城町惣領 1470)
二酸化硫黄 (SO ₂)	—	○
窒素酸化物 (NO _x)	—	○
光化学オキシダント (O _x)	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	—	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○	○

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第 60 報」（令和 8 年 1 月 熊本県環境生活部）



凡例

- ——— 計画路線（地表式、嵩上式）
- - - - - 計画路線（地下式）
- - - - - 行政界
- 大気測定局



出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」（令和8年1月 熊本県環境生活部）

図 3.1.1-4 大気測定局位置図

① 二酸化硫黄 (SO₂)

令和6年度の二酸化硫黄の測定結果は、表3.1.1-4に示すとおりである。

令和6年度の測定結果は、環境基準の長期的・短期的評価を達成している。

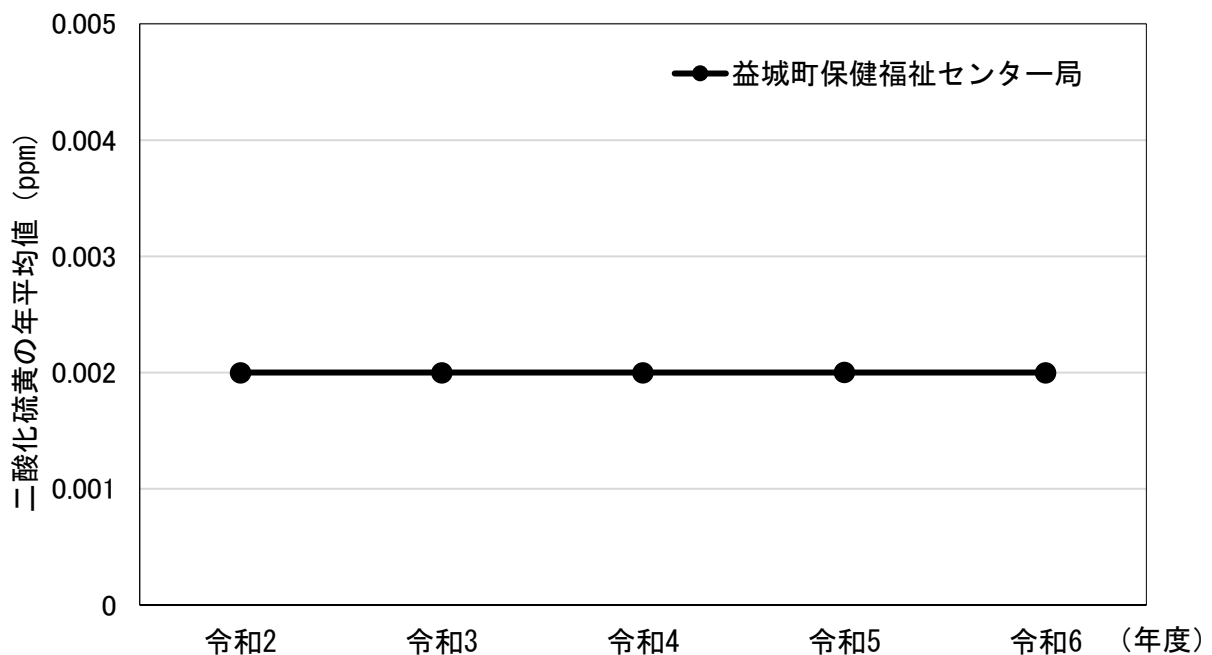
また、令和2年度から令和6年度における二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、図3.1.1-5に示すとおりである。

表 3.1.1-4 二酸化硫黄の測定結果 (令和6年度)

単位:ppm

町名	測定局名	長期的評価			短期的評価		
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	環境基準の長期的評価	1時間値の最大値	日平均値の最大値	環境基準の短期的評価
益城町	益城町保健福祉センター局	0.007	○	達成	0.046	0.014	達成
長期的評価：年間にわたる日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。 日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 短期的評価：連続して又は随時行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であること。							

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)



注) 益城町保健福祉センター局は令和2年度末から測定を開始し、測定局の移設以前は益城町役場の測定結果である。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)

図 3.1.1-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

② 二酸化窒素 (NO₂)

令和6年度の二酸化窒素の測定結果は、表3.1.1-5に示すとおりである。

令和6年度の測定結果は、環境基準の長期的評価を達成している。

また、令和2年度から令和6年度における二酸化窒素の年平均値の経年変化は、図3.1.1-6に示すとおりである。

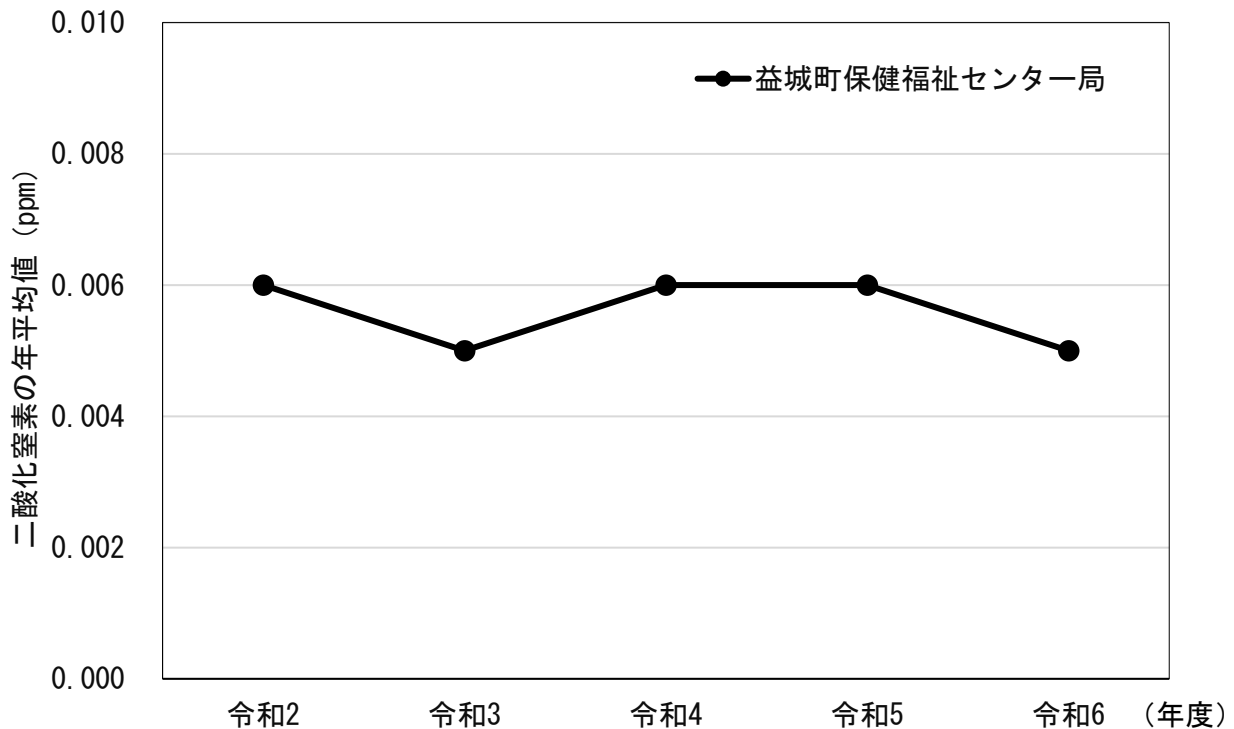
表 3.1.1-5 二酸化窒素の測定結果 (令和6年度)

単位：ppm

町名	測定局名	長期的評価	
		日平均値の98%値	環境基準の長期的評価
益城町	益城町保健福祉センター局	0.015	達成

長期的評価：年間にわたる日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)



注) 益城町保健福祉センター局は令和2年度末から測定を開始し、測定局の移設以前は益城町役場の測定結果である。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)

図 3.1.1-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化

③ 光化学オキシダント (Ox)

令和6年度の光化学オキシダントの測定結果は、表3.1.1-6に示すとおりである。

令和6年度の測定結果は、両測定局とも環境基準を達成していない。

また、令和2年度から令和6年度における光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、図3.1.1-7に示すとおりである。

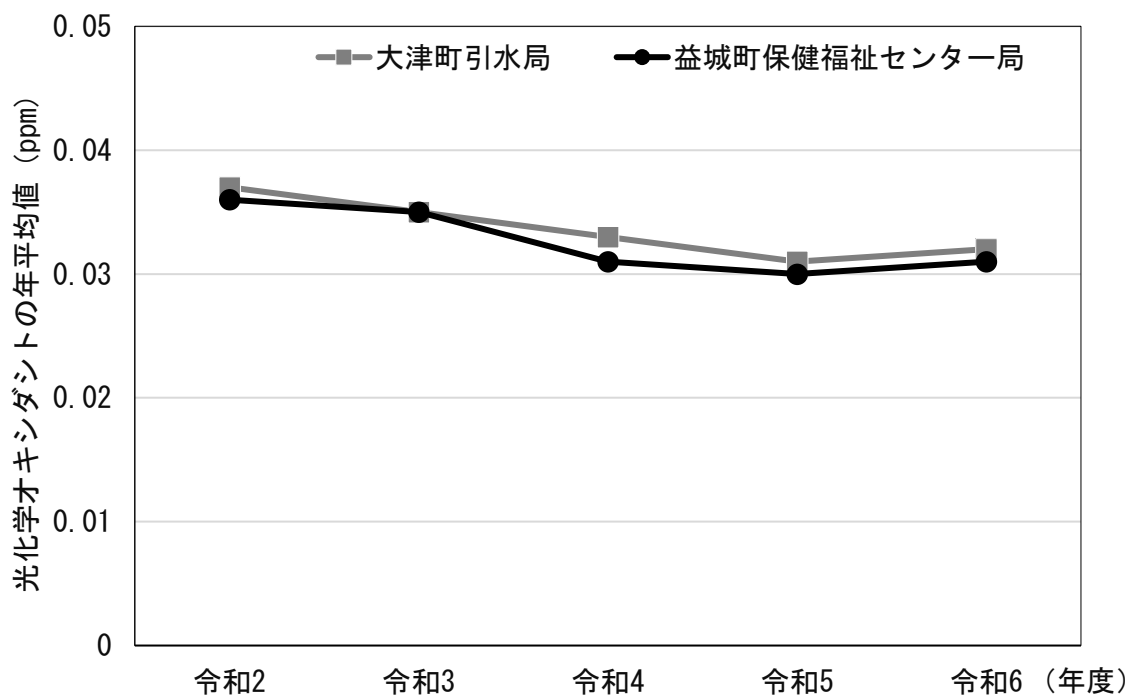
表3.1.1-6 光化学オキシダントの測定結果（令和6年度）

単位：ppm

町名	測定局名	評価	
		昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況
大津町	大津町引水局	0.088	非達成
益城町	益城町保健福祉センター局	0.090	非達成

評価方法：昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」（令和8年1月 熊本県環境生活部）



注) 益城町保健福祉センター局は令和2年度末から測定を開始し、測定局の移設以前は益城町役場の測定結果である。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」（令和8年1月 熊本県環境生活部）

図3.1.1-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和6年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表3.1.1-7に示すとおりである。

令和6年度の測定結果は、環境基準の長期的・短期的評価を達成している。

また、令和2年度から令和6年度における浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、図3.1.1-8に示すとおりである。

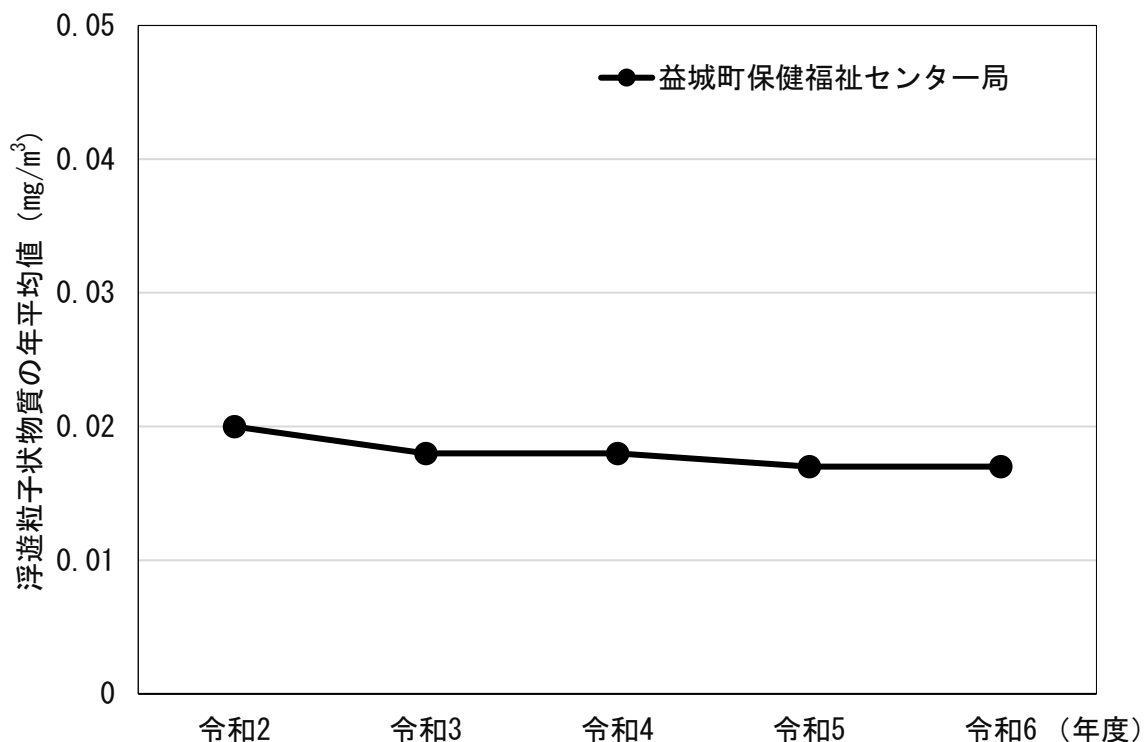
表 3.1.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和6年度)

単位:mg/m³

町名	測定局名	長期的評価			短期的評価		
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと	環境基準の長期的評価	1時間値の最高値	日平均値の最高値	環境基準の短期的評価
益城町	益城町保健福祉センター局	0.041	○	達成	0.127	0.064	達成

長期的評価：年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であること。
日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。
短期的評価：連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2mg/m³以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1mg/m³以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)



出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)

図 3.1.1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和6年度の微小粒子状物質の測定結果は、表3.1.1-8に示すとおりである。

令和6年度の測定結果は、両測定局とも環境基準を達成している。

また、令和2年度から令和6年度における微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、図3.1.1-9に示すとおりである。

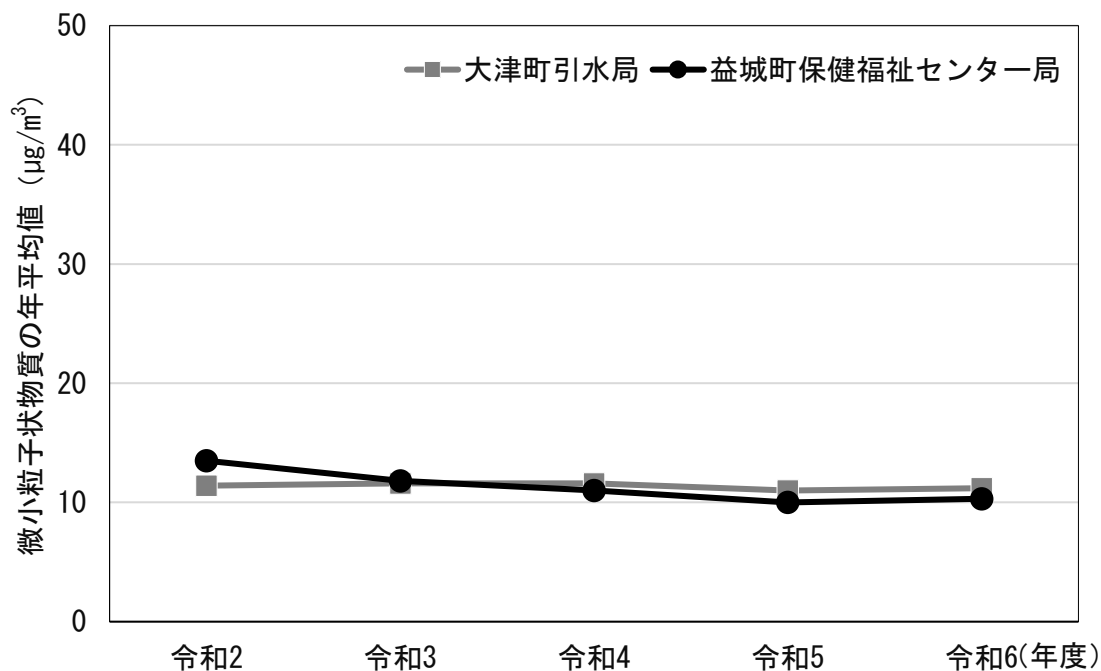
表3.1.1-8 微小粒子状物質の測定結果 (令和6年度)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

町名	測定局名	1年平均値	1日平均値の98%値	1日平均値の最高値	長期基準	短期基準	環境基準の評価
大津町	大津町引水局	11.2	27.2	36.3	達成	達成	達成
益城町	益城町保健福祉センター局	10.3	27.3	35.1	達成	達成	達成

評価方法: 以下の長期基準、短期基準の両方を満足した場合に環境基準達成
 ・1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (長期基準)。
 ・年間にわたる日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (短期基準)。

出典: 「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)



出典: 「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」(令和8年1月 熊本県環境生活部)

図3.1.1-9 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

⑥ 大気汚染に係る苦情の発生件数

「令和7年 熊本県統計年鑑」（令和8年2月 熊本県）によると、令和6年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された大気汚染に係る苦情の発生件数は、表3.1.1-9に示すとおりである。

表 3.1.1-9 大気汚染に係る苦情の発生件数（令和6年度）

郡名	菊池郡	阿蘇郡	上益城郡	合計
受理件数	2	0	0	2

出典：「令和7年 熊本県統計年鑑 公害苦情の種類別新規直接受理件数（令和2～令和6年度）」
（令和8年2月 熊本県）

(3) 騒音の状況

① 自動車交通騒音の状況

計画路線及びその周囲における自動車交通騒音は、図 3.1.1-10 に示す 7 区間で面的評価が行われており、その調査結果は表 3.1.1-10 に示すとおりである。

自動車交通騒音の調査結果は、一般国道 57 号の No. 1 区間及び No. 7 の区間で環境基準を超過している住居が一定程度みられるが、その他の地点においては概ね環境基準を達成している。

表 3.1.1-10 令和 6 年度の自動車交通騒音の調査結果（面的評価）

No.	騒音発生強度の把握の方法	路線名	車線数	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長（km）	評価対象住居等戸数（戸）				
							昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	合計
1	②	一般国道57号	4	菊池郡大津町大字引水	菊池郡大津町大字引水	1.4	57	0	22	0	79
2	②	一般国道57号	4	菊池郡大津町大字引水	菊池郡大津町大字大津	0.5	8	0	1	0	9
3	①	一般国道57号	4	菊池郡大津町大字大津	菊池郡大津町大字室	1.5	109	0	3	0	112
4	②	一般国道57号	4	菊池郡大津町大字室	菊池郡大津町大字原水	0.2	2	0	0	0	2
5	②	一般国道57号	4	菊池郡大津町大字室	菊池郡菊陽町大字原水	0.5	2	0	0	0	2
6	②	一般国道57号	4	菊池郡菊陽町大字原水	菊池郡菊陽町大字久保田	1.8	6	0	1	0	7
7	①	一般国道57号	4	菊池郡菊陽町大字久保田	菊池郡菊陽町大字津久礼	3.1	299	0	72	37	408

注1：環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値（昼間 70dB、夜間 65dB）

注2：騒音発生強度の把握の方法

①沿道騒音レベルの実測による方法、②他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第 60 報」（令和 8 年 1 月 熊本県環境生活部）

② 騒音に係る苦情の発生件数

「令和7年 熊本県統計年鑑」（令和8年2月 熊本県）によると、令和6年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された騒音に係る苦情の発生件数は、表3.1.1-11に示すとおりである。

表 3.1.1-11 騒音に係る苦情の発生件数（令和6年度）

郡名	菊池郡	阿蘇郡	上益城郡	合計
受理件数	3	1	2	6

出典：「令和7年 熊本県統計年鑑 公害苦情の種類別新規直接受理件数（令和2～令和6年度）」
（令和8年2月 熊本県）

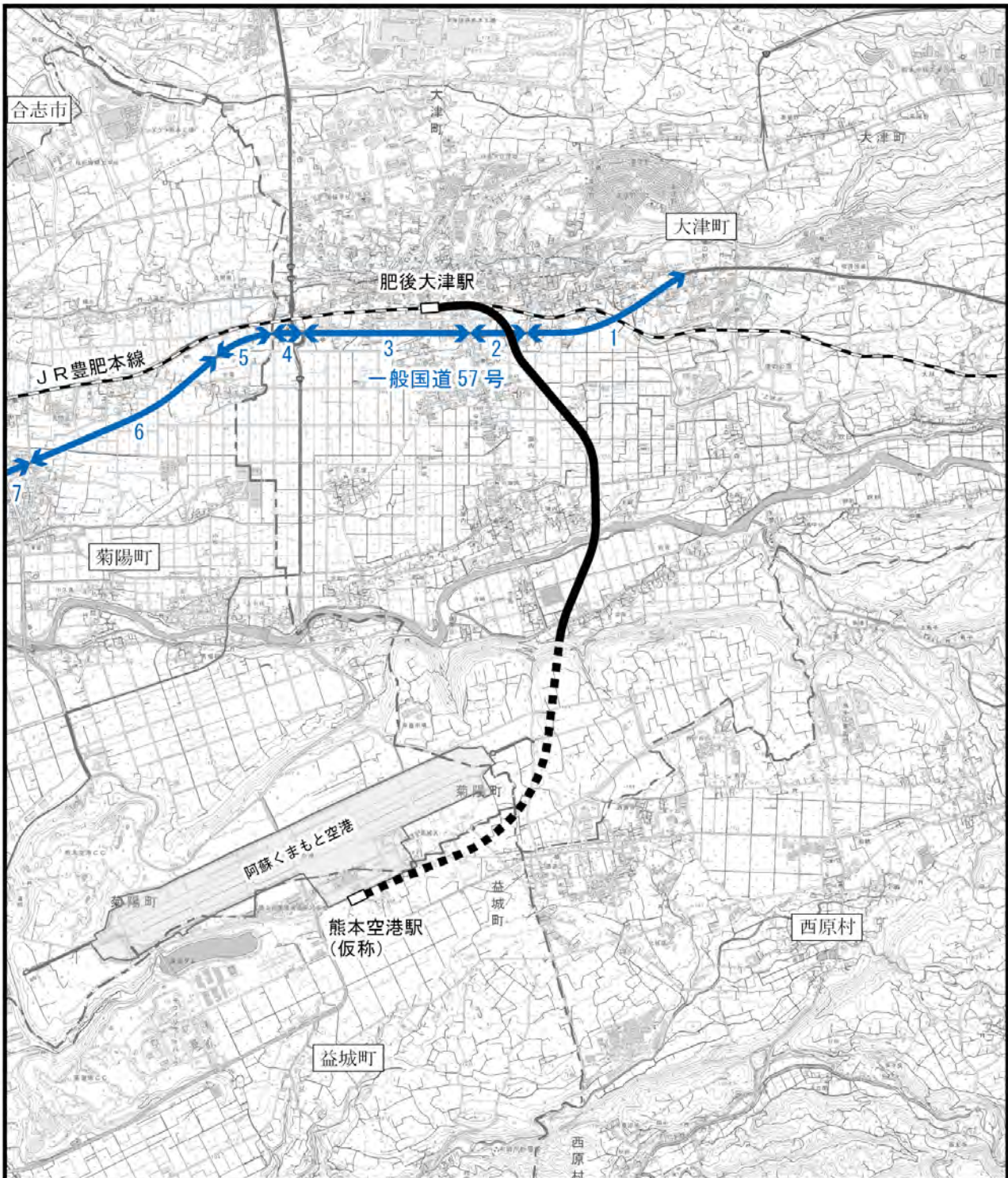
(4) 振動の状況

① 振動の状況

計画路線及びその周囲では、振動に関する調査結果は公表されていない。

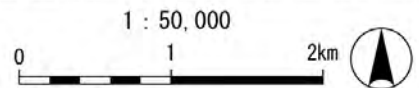
② 振動に係る苦情の発生件数

「令和7年 熊本県統計年鑑」（令和8年2月 熊本県）によると、令和6年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された振動に関する苦情はなかった。



凡例

- 計画路線 (地表式、嵩上式)
- - - 計画路線 (地下式)
- - - 行政界
- ↔ 面的評価区間



出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第60報」（令和8年1月 熊本県環境生活部）

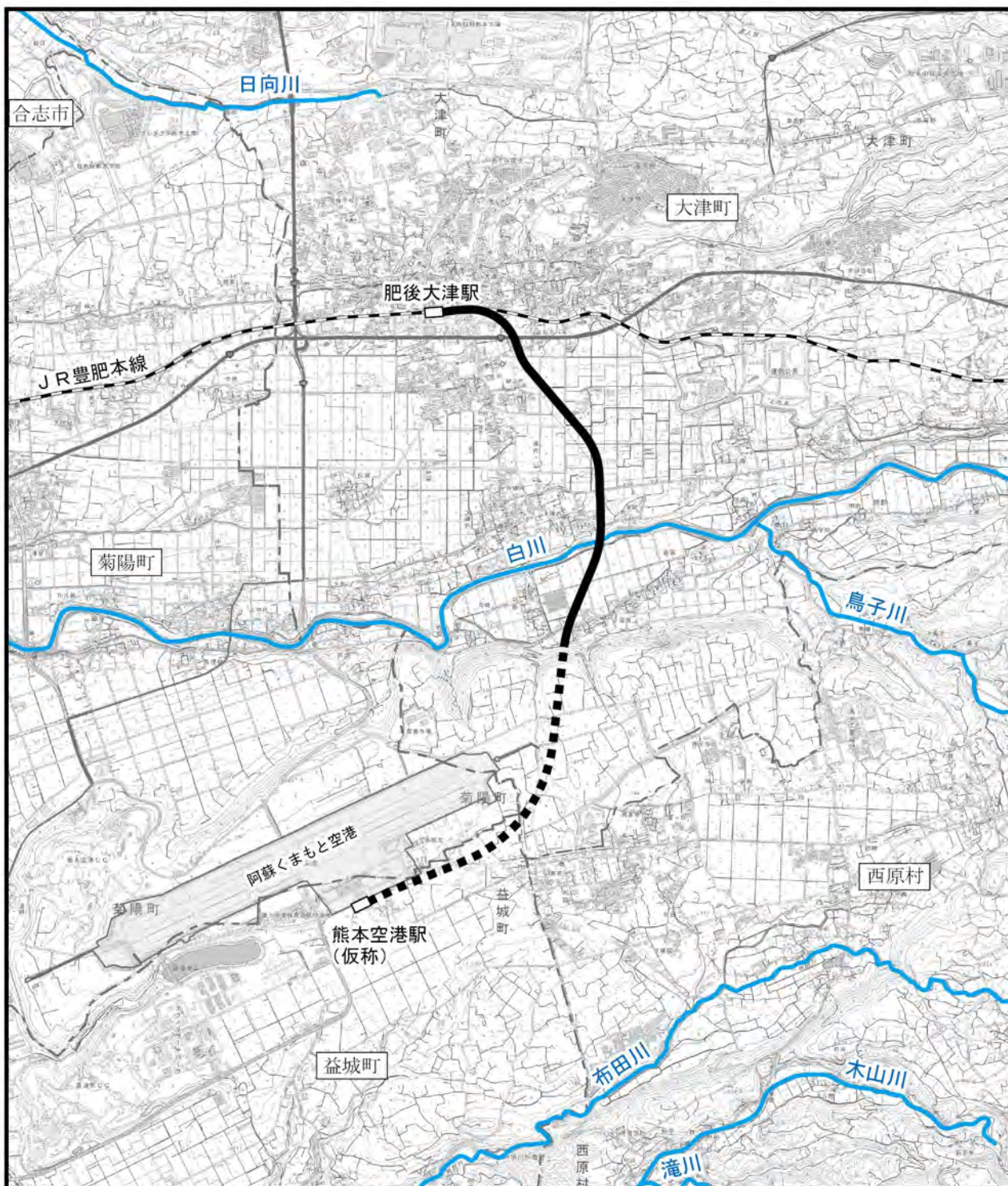
図 3.1.1-10 自動車交通騒音の面的評価区間

3.1.2 水環境の状況





(1) 水象の状況

計画路線及びその周囲における主な河川は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

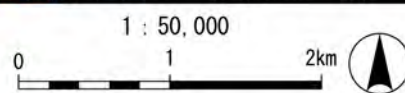
一級河川の菊池川水系の日向川、白川水系の白川、緑川水系の木山川等が存在する。



凡例

- 
 計画路線（地表式、嵩上式）
- 
 計画路線（地下式）
- 
 行政界
- 
 河川（一級河川）

※二級河川については調査範囲内に存在しない。



出典：「国土数値情報（河川）」（令和7年7月閲覧 国土交通省HP）

図 3.1.2-1 水象の状況

(2) 水質の状況

① 生活環境項目

計画路線及びその周囲の河川で行われている生活環境項目の調査結果は表 3.1.2-1、調査地点は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

なお、「吉原橋（白川）」及び「坪井川合流前（堀川）」は、調査範囲外であるが、環境基準点であるため掲載した。

令和 6 年度における生活環境の保全に関する代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量は、すべての地点で環境基準を達成している。また、水生生物の保全に係る生活環境項目の調査結果は、すべての地点で環境基準を達成している。

表 3.1.2-1 (1) 河川的生活環境項目の調査結果（令和 6 年度）

単位 BOD, SS, DO : mg/L 大腸菌数 : CFU/100mL

河川名		白川		堀川	
地点名		吉原橋	下戸橋	丹防橋	坪井川合流前
類型		A	A	A	D
水素イオン濃度 (pH)	最小値	7.7	7.5	7.3	7.4
	最大値	8.1	8.0	8.0	9.1
	m/n	0/12	0/4	0/12	14/36
	環境基準	6.5 以上 8.5 以下			6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	75%値	1.1	0.8	1.1	1.4
	環境基準	2 以下			8 以下
浮遊物質 (SS)	最小値	<1	3	1	<1
	最大値	8	9	15	26
	m/n	0/12	0/4	0/12	0/36
	平均値	5	6	7	7
	環境基準	25 以下			100 以下
溶存酸素 (DO)	最小値	8.5	7.8	7.8	7.7
	最大値	11	11	10	12
	m/n	0/12	0/4	0/12	0/36
	平均値	9.7	9.5	9.1	9.6
	環境基準	7.5 以上			2 以上
大腸菌数	最小値	440	—	6	660
	最大値	3400	—	320	900
	m/n	2/2	—	2/7	-/2
	平均値	1900	—	170	780
	環境基準	300 以下			—

注 1 : m/n の m は環境基準値不適合の検体数、n は総検体数を示す。

注 2 : 測定値が検出下限値未満の場合は < 検出下限値 (数値) と記載した。

注 3 : 「—」は未調査であることを示す。

出典 : 「令和 6 年度 (2024 年度) 水質調査報告書」(令和 8 年 1 月 熊本県)

表 3.1.2-1 (2) 河川の生活環境項目の調査結果 (令和 6 年度)

単位 : mg/L

河川名		白川	堀川	
地点名		吉原橋	坪井川合流前	
類 型		—	—	
水生 生物 保全 項目	全亜鉛	最小値	0.005	0.007
		最大値	0.005	0.015
		m/n	-/2	0/2
		平均値	0.005	0.011
		環境基準	0.03 以下	
	ノニルフェノール	最小値	<0.00006	<0.00006
		最大値	<0.00006	<0.00006
		m/n	-/1	0/1
		平均値	<0.00006	<0.00006
		環境基準	0.002 以下	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	最小値	0.0014	<0.0006
		最大値	0.0014	<0.0006
		m/n	-/1	0/1
		平均値	0.0014	<0.0006
		環境基準	0.05 以下	

注 1 : m/n の m は環境基準値不適合の検体数、n は総検体数を示す。

注 2 : 測定値が検出下限値未満の場合は <検出下限値(数値) と記載した。

注 3 : 「—」は環境基準の類型が指定されていないことを示す。

出典 : 「令和 6 年度 (2024 年度) 水質調査報告書」(令和 8 年 1 月 熊本県)

② 健康項目

計画路線及びその周囲の河川で行われている健康項目の調査結果は表 3.1.2-2 に、調査地点は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

令和 6 年度における健康項目の調査結果は、坪井川合流前のふっ素以外、すべての地点及び項目で環境基準を達成している。

表 3.1.2-2 河川の健康項目の調査結果（令和 6 年度）

単位：mg/L

水域名	白川中流	白川中流	堀川上流	堀川下流	環境基準
地点名	吉原橋	下戸橋	丹防橋	坪井川合流前	
カドミウム	<0.0003	—	—	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	—	—	<0.1	検出されないこと。
鉛	<0.005	—	—	<0.005	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	0.02 以下
砒素	<0.005	—	—	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	—	—	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと。
PCB	<0.0005	—	—	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	—	—	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	—	—	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	—	—	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	—	—	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	—	—	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	—	—	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	—	—	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	—	—	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	—	—	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	—	—	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	—	—	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	—	—	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	—	—	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.87	—	—	1.1	10 以下
ふっ素	0.69	0.54	0.56	1.3	0.8 以下
ほう素	0.08	—	—	0.07	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	—	—	<0.005	0.05 以下

注 1：測定値が検出下限値未満の場合は「<」検出下限値（数値）と記載した。

注 2：「—」は未調査であることを示す。

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書」（令和 8 年 1 月 熊本県）

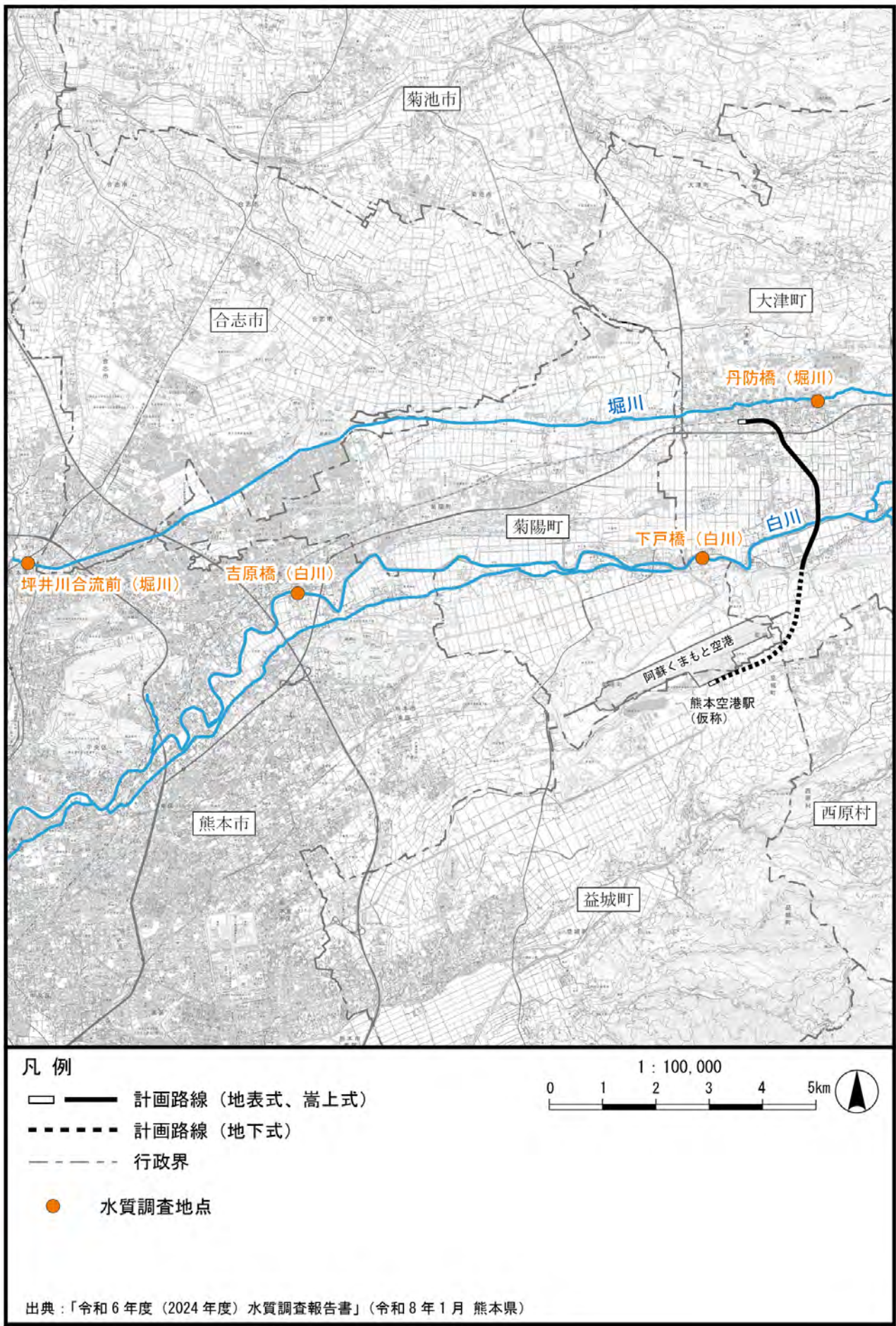


図 3.1.2-2 水質調査地点位置

③ ダイオキシン類

計画路線及びその周囲の河川で行われている水質のダイオキシン類の調査結果は表 3.1.2-3 に、調査地点は図 3.1.2-2 に示す水質調査地点と同じである。

令和 4 年度における水質のダイオキシン類の調査結果は、環境基準を達成している。

表 3.1.2-3 水質のダイオキシン類の調査結果（令和 4 年度）

単位：pg-TEQ/L

河川名	調査地点	調査結果	環境基準
堀川	丹防橋	0.088	1 以下

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第 58 報」（令和 5 年 11 月 熊本県環境生活部）

(3) 水底の底質の状況

計画路線及びその周囲の河川で行われている底質のダイオキシン類の調査結果は表 3.1.2-4 に、調査地点は図 3.1.2-2 に示す水質調査地点と同じである。

令和 4 年度における底質のダイオキシン類の調査結果は、環境基準を達成している。

表 3.1.2-4 底質のダイオキシン類の調査結果（令和 4 年度）

単位：pg-TEQ/g

河川名	調査地点	調査結果	環境基準
堀川	丹防橋	0.069	150 以下

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書 第 58 報」（令和 5 年 11 月 熊本県環境生活部）

(4) 地下水の状況

① 熊本地域の地下水の流動

「熊本地域地下水総合保全管理計画」(平成20年9月 熊本県、熊本市、他13市町村)によると、熊本地域の地下水流動は、大きく以下の3つに分けられる。

- ①主に阿蘇外輪山西側の裾野に広がる菊池台地などの火砕流台地一帯で涵養され、いったん白川中流域の「地下水プール」と呼ばれる地下水面の勾配が緩やかな地域に集まり、ここから水位を下げながら南西の江津湖などの湧水地帯を経て西方の熊本平野への流れ
- ②北西に位置する金峰山山麓の植木台地から南方の熊本平野への流れ
- ③南東の御船山地などから西方の熊本平野への流れ

熊本地域における地下水流動状況は、図3.1.2-3に示すとおりであり、計画路線は、上記の①の地下水流動内の「地下水プール」に位置している。



出典：「熊本地域地下水総合保全管理計画」(平成20年9月 熊本県、熊本市、他13市町村)

図 3.1.2-3 熊本地域における地下水流動状況図

② 帯水層の状況

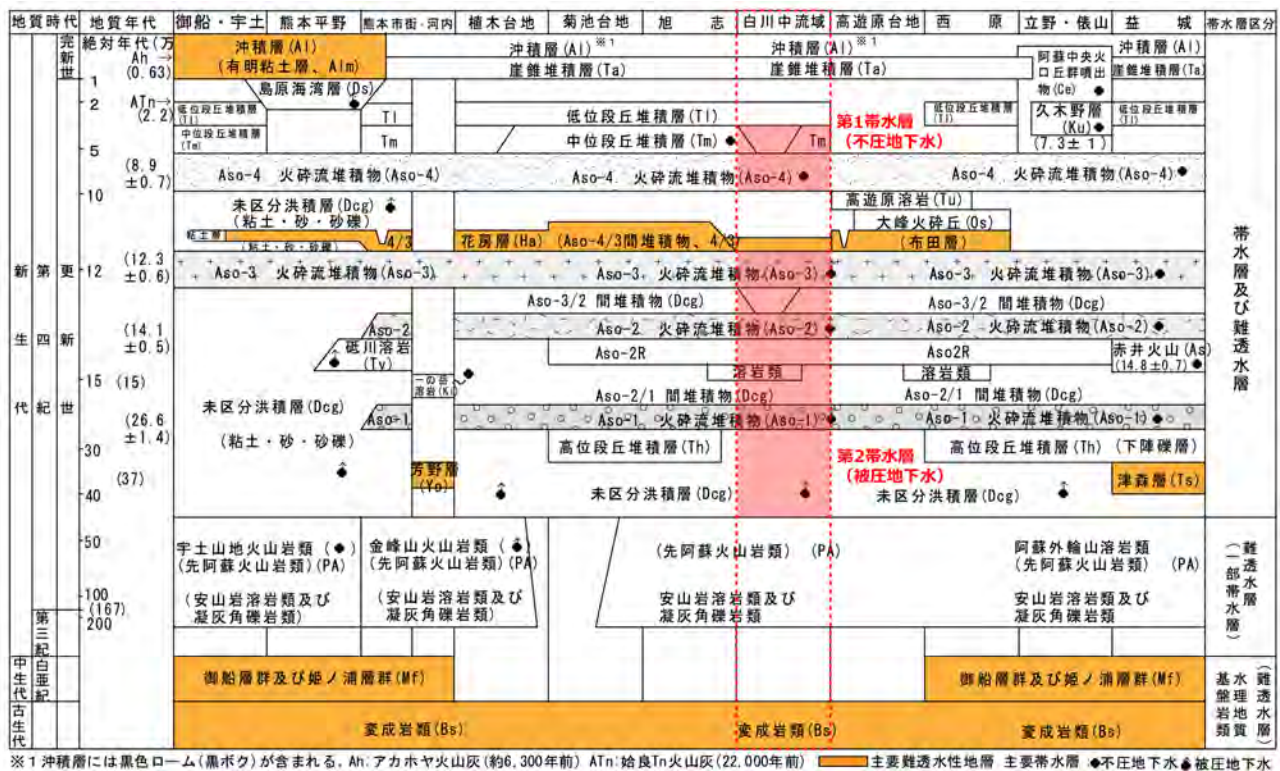
計画路線及びその周囲を含む熊本地域の地質層序は、図 3. 1. 2-4 に示すとおりである。

熊本地域の主要帯水層は、「阿蘇火砕流堆積物のクラック」部と「砥川溶岩層」、「砂礫層」及び「未区分洪積層」である。

計画路線が位置する白川中流域の帯水層は、「中位段丘堆積層 (Tm)」及び「火砕流堆積物 (Aso-4)」の不圧地下水から構成される第 1 帯水層、「火砕流堆積物 (Aso-3)」、「火砕流堆積物 (Aso-2)」、「火砕流堆積物 (Aso-1)」及び「未区分洪積層 (Dcg)」の被圧地下水から構成される第 2 帯水層となっている。

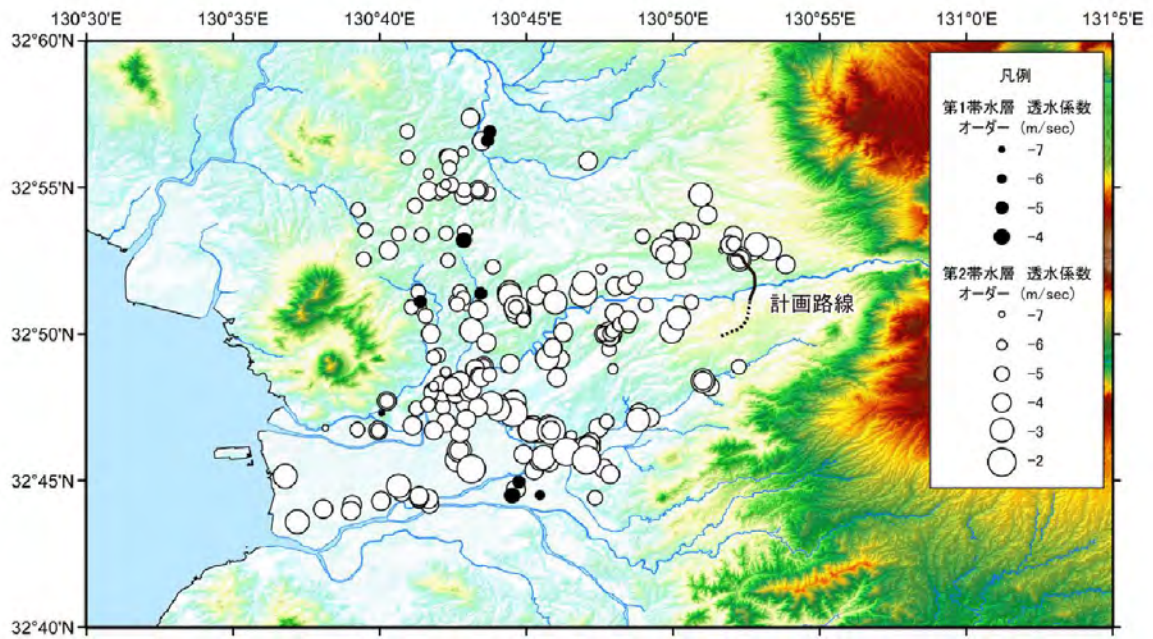
また、計画路線及びその周囲を含む熊本地域の透水係数の平面分布図は、図 3. 1. 2-5 に示すとおりである。

熊本地域の透水係数は、第 1 帯水層で $1 \times 10^{-7} \sim 1 \times 10^{-4} \text{m/s}$ 、第 2 帯水層で $1 \times 10^{-7} \sim 1 \times 10^{-2} \text{m/s}$ であり、第 2 帯水層においてより大きい値を示している。



出典：「水文環境図 No.7「熊本地域」説明書」（2014年（独）産業技術研究所 地質調査総合センター）

図 3. 1. 2-4 熊本地域の地質層序



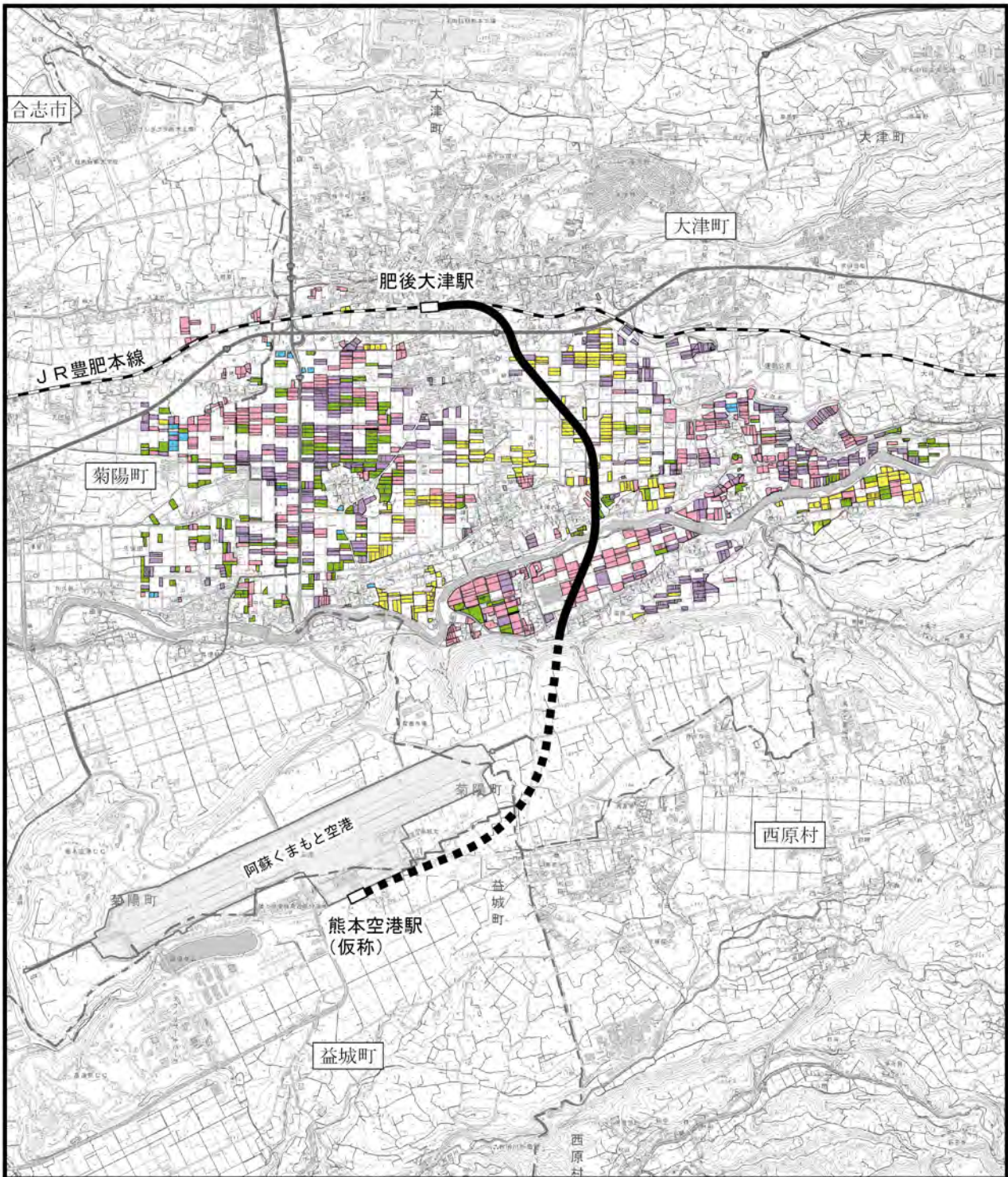
出典：「水文環境図 No.7 「熊本地域」」（2014年（独）産業技術研究所 地質調査総合センター）

図 3.1.2-5 透水係数の平面分布図

③ 白川中流域水田湛水事業

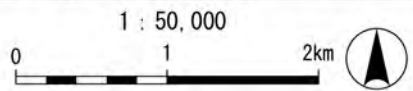
白川中流域水田湛水事業とは、白川中流域（大津町・菊陽町）の水田地帯で、転作田に営農の一環として作物の合間の5月～10月（夏期）、11月～2月（冬期）に水を張ることで、地下水の涵養量を増やす事業のことである。

計画路線及びその周囲の白川中流域水田湛水事業の実施区域は、図 3.1.2-6 に示すとおりである。



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- ■ ■ ■ ■ 計画路線（地下式）
- - - - 行政界

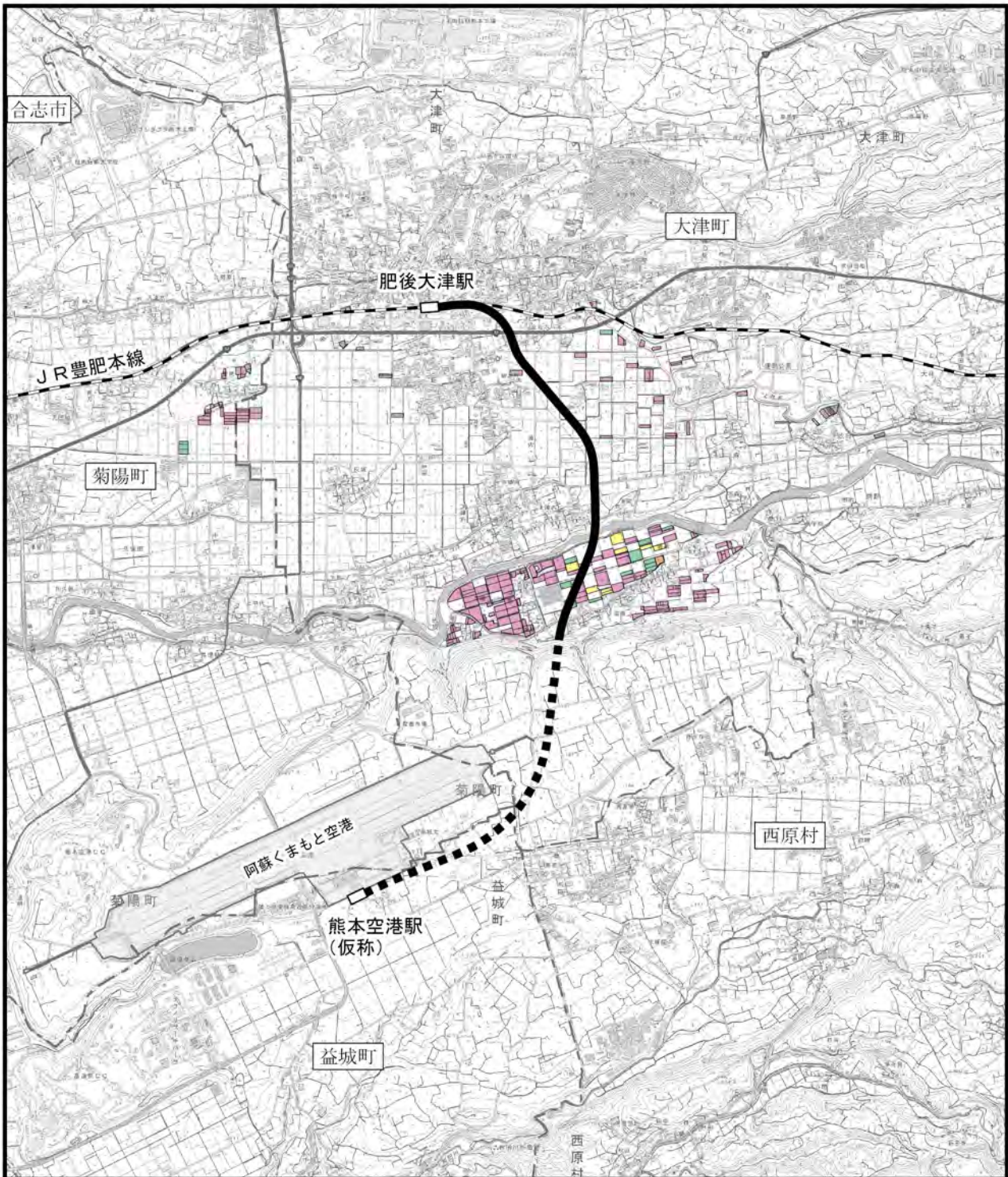


夏季水田湛水事業実施区域
（令和7年度計画）開始月

- 5月
- 6月
- 7月
- 9月
- 10月

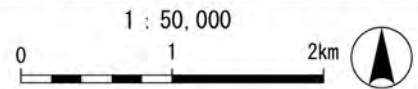
出典：「おおきく土地改良区資料」（令和7年11月）

図 3.1.2-6(1) 水田湛水事業の実施区域



凡例

- ——— 計画路線 (地表式、嵩上式)
- ■ ■ ■ ■ 計画路線 (地下式)
- — — — 行政界



冬季水田湛水事業実施区域
(令和7年度計画) 開始月

- 11月
- 12月
- 1月
- 2月

出典:「おおきく土地改良区資料」(令和7年11月)

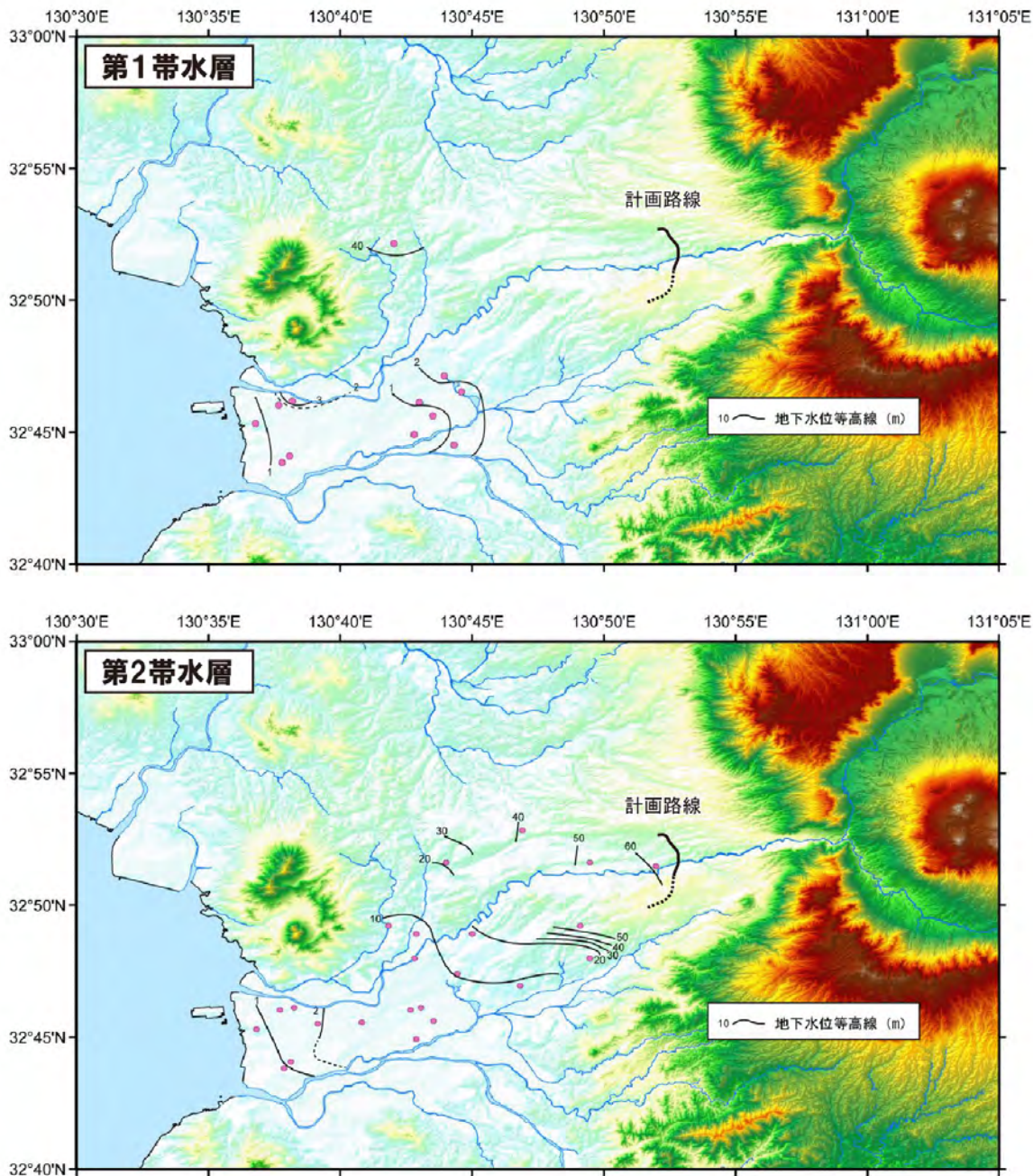
図 3.1.2-6(2) 水田湛水事業の実施区域

④ 地下水の水位の状況

1) 地下水位の状況

計画路線及びその周囲を含む熊本地域の地下水位等高線は、図 3.1.2-7 に示すとおりである。

第1帯水層の地下水位は熊本平野に限られている。また、計画路線の第2帯水層の地下水位は、標高約 60m 程度となっている。



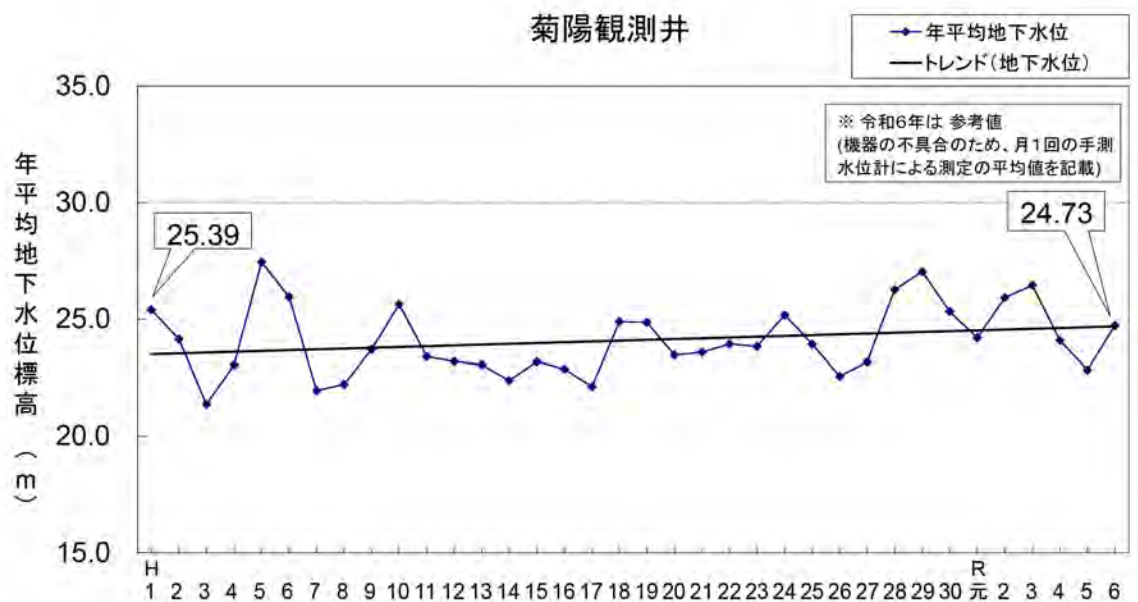
出典：「水文環境図 No.7 「熊本地域」」（2014年（独）産業技術研究所 地質調査総合センター）

図 3.1.2-7 地下水位等高線図（2011年11月）

2) 地下水観測井の観測結果

関係町村における地下水観測井の観測結果は図 3.1.2-8 に、観測井の位置は図 3.1.2-9 に示すとおりである。

地下水観測井の地下水位の状況は、「益城観測井」以外の観測井では地下水位が上昇傾向にあるといえる。



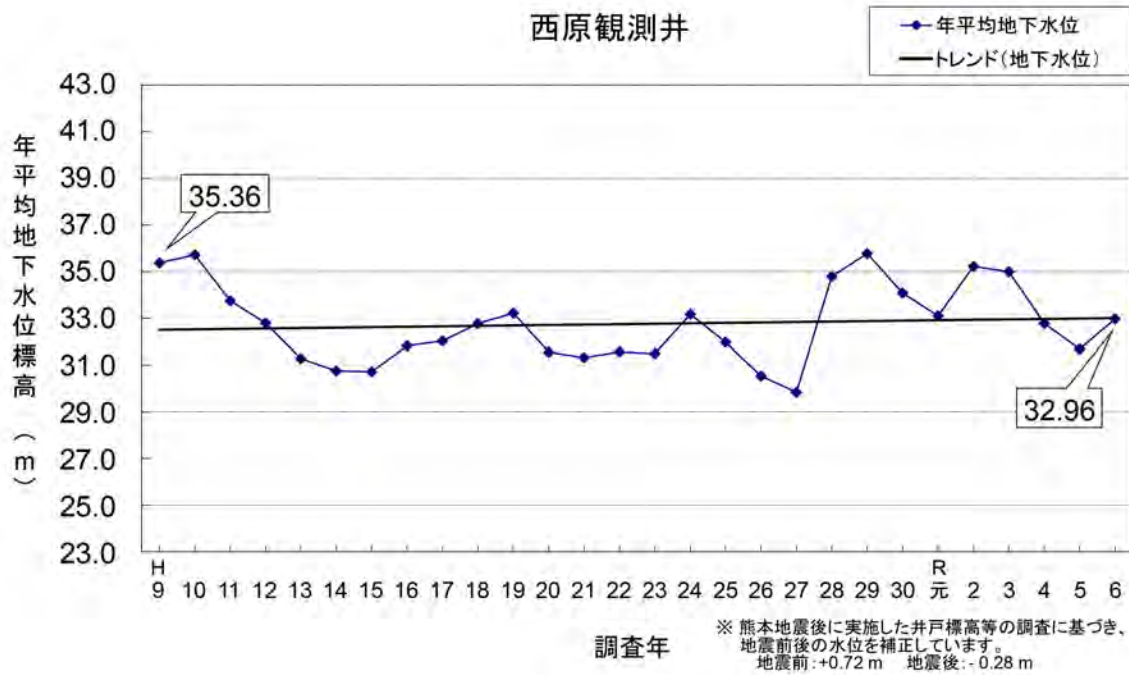
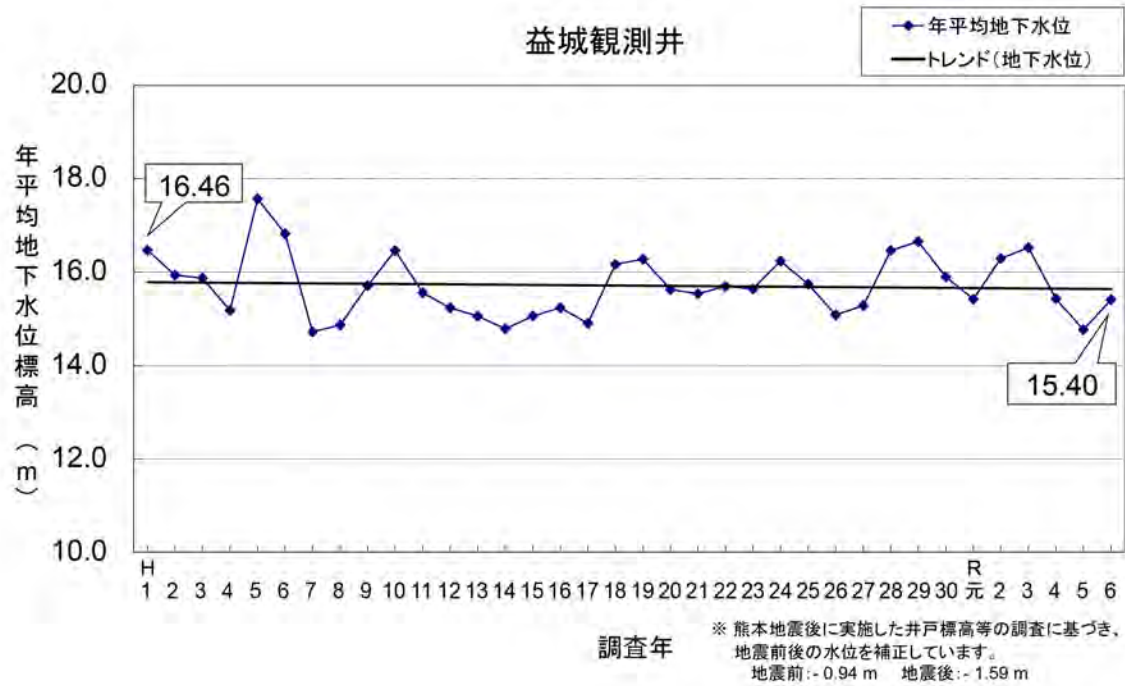
※ 熊本地震後に実施した井戸標高等の調査に基づき、地震前後の水位を補正しています。
地震前:-0.01 m 地震後:-0.46 m



※ 熊本地震後に実施した井戸標高等の調査に基づき、地震前後の水位を補正しています。
地震前:-0.06 m 地震後:-0.16 m

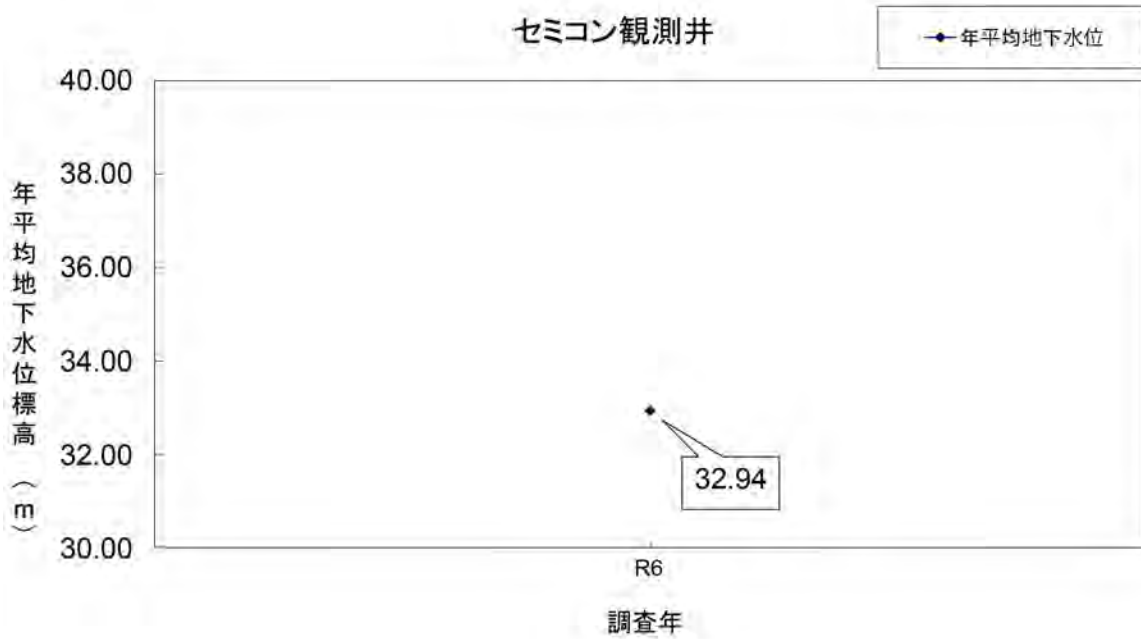
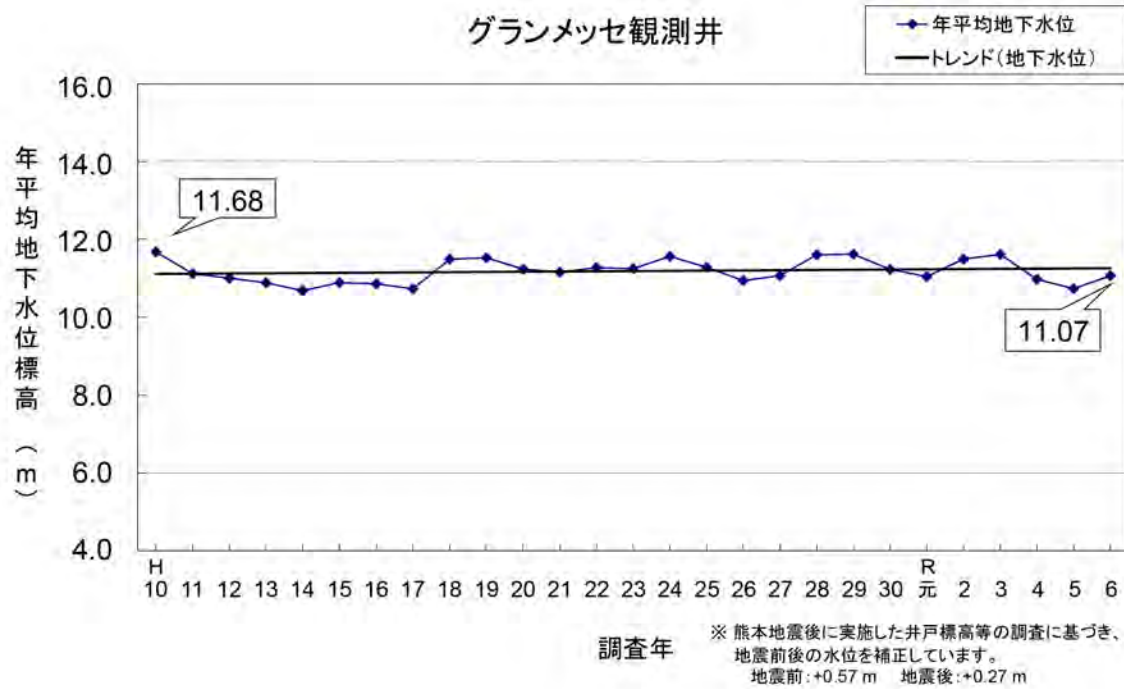
出典：「令和6年(2024年)熊本県内地下水位について」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

図 3.1.2-8(1) 関係町村の地下水観測井の観測結果



出典：「令和6年(2024年)熊本県内地下水水位について」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

図 3.1.2-8(2) 関係町村の地下水観測井の観測結果



出典：「令和6年(2024年)熊本県内地下水位について」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

図 3.1.2-8(3) 関係町村の地下水観測井の観測結果



出典：「令和6年(2024年)熊本県内地下水位について」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

図 3.1.2-9 関係町村の地下水観測井の位置図

3) 既存の地下水位

計画路線及びその周囲の既存の井戸の地下水位は表 3.1.2-5 に、位置は図 3.1.2-10 に示すとおりである。

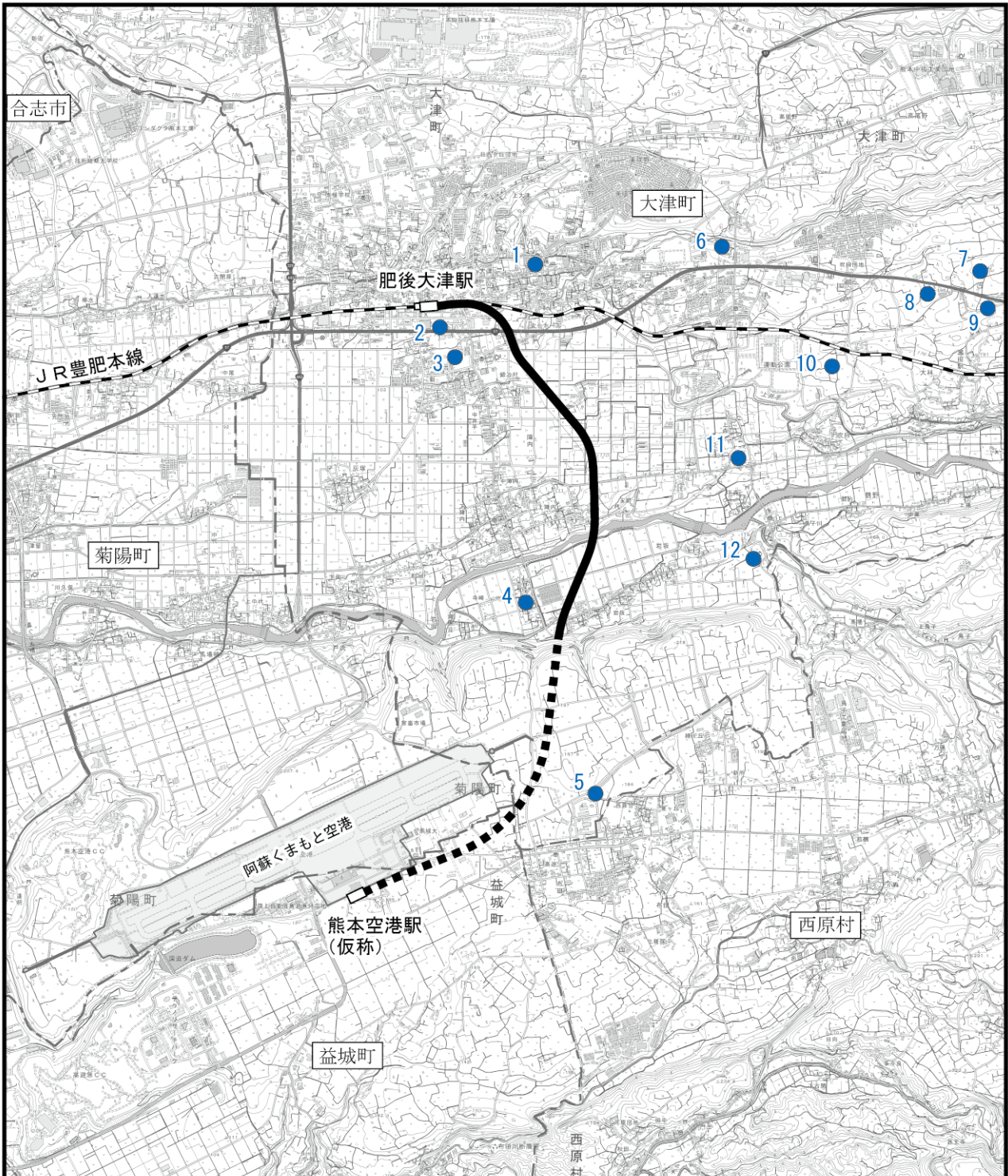
いずれの井戸も深さ 100m を超える深井戸である。井戸の地下水位（地盤面からの深さ）は、肥後大津駅付近の井戸（番号 1、2、3）では 82～103m、低地部の白川付近の井戸（番号 4）で 64m、高遊原台地部（番号 5）で 113m である。

表 3.1.2-5 既存井戸の地下水位

井戸番号	井戸深さ (m)	水位 (地盤面からの深さ) (m)	井戸位置の 地盤面標高 (m)	水位 測定日	備考
1	151	103	132	2004年7月28日	※
2	131	85	115	2014年4月29日	※
3	160	82	114	2014年3月1日	※
4	102	64	90	1999年6月3日	※
5	248	113	186	2023年4月1日	※
6	155	135	167	1980年3月25日	
7	227	183	216	2021年3月18日	
8	240	167	194	1980年3月15日	
9	200	160	206	2020年6月9日	
10	258	108	149	1996年7月24日	
11	154	118	146	2014年5月20日	
12	250	138	122	2020年8月29日	

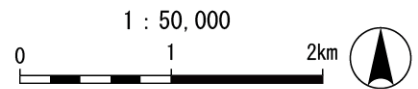
注) ※：計画路線に比較的近い位置にある井戸を示す。

出典：井戸台帳（令和 6 年 3 月 熊本県資料）



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 既存井戸



出典：「井戸台帳」（令和6年3月 熊本県資料）

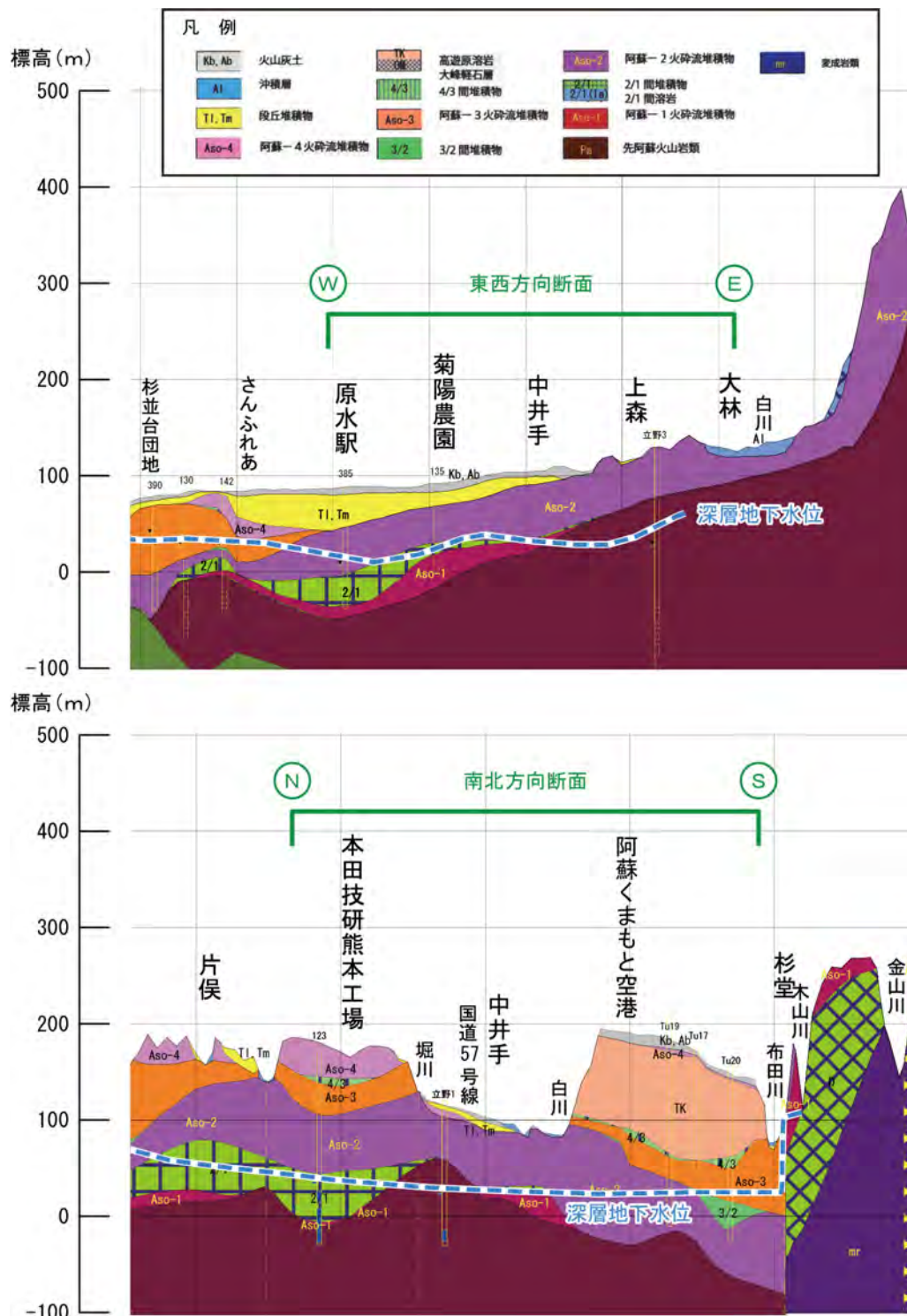
図 3.1.2-10 既存井戸の位置図

4) 地質断面図及び深層地下水位

計画路線及びその周囲の地質断面図及び深層地下水位は、図 3.1.2-11 に示すとおりである。

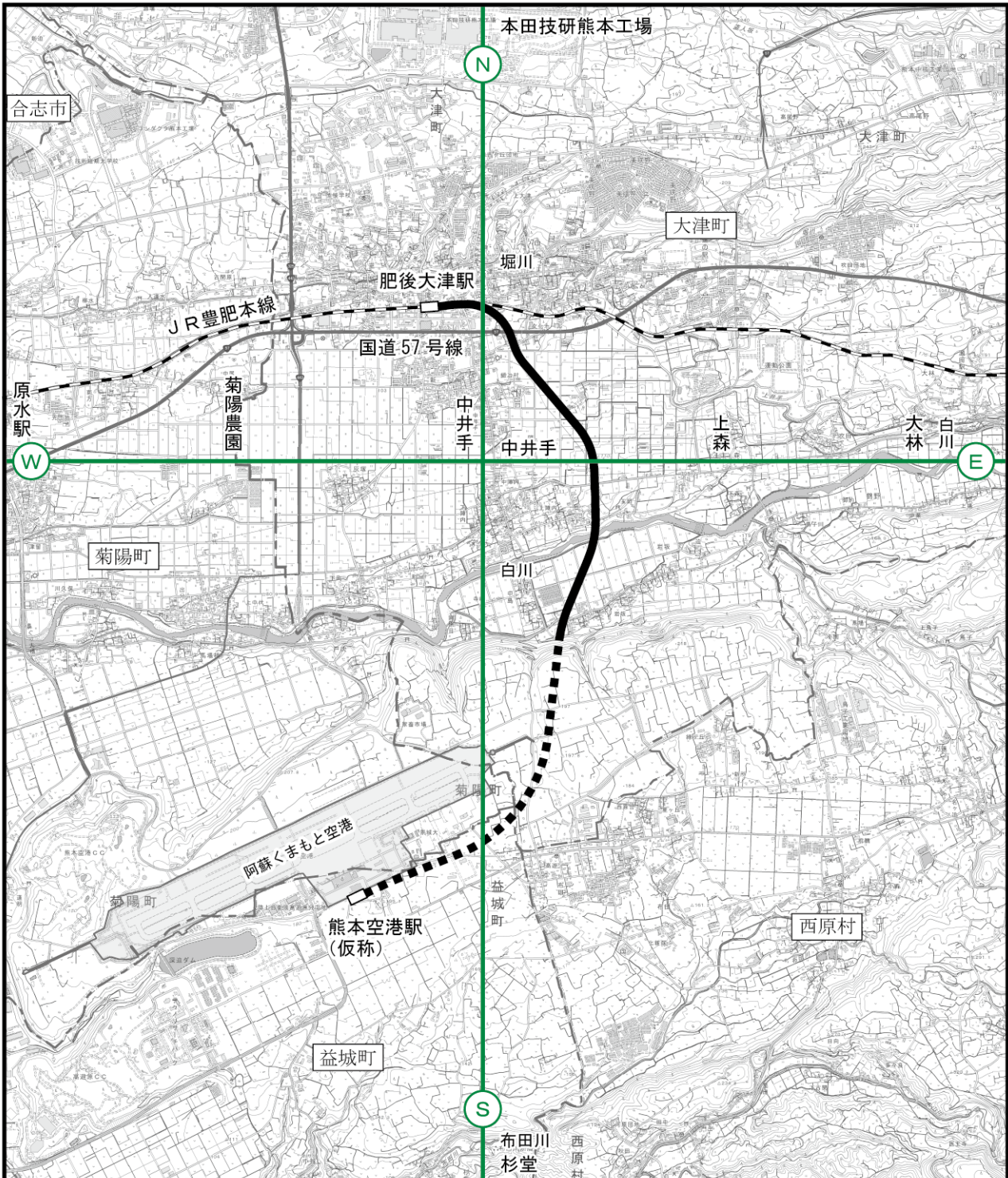
また、断面位置は、図 3.1.2-12 に示すとおりである。

計画路線及びその周囲の深層地下水位は、概ね標高 0～50m 程度である。



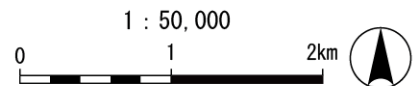
出典：「熊本地域の地質断面図 -地下地質と熊本地震-」（令和元年 熊本地盤研究会）

図 3.1.2-11 地質断面図及び深層地下水位



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 断面位置



出典：「熊本地域の地質断面図 - 地下地質と熊本地震 -」（令和元年 熊本地盤研究会）

図 3.1.2-12 地質断面図及び深層地下水位の断面位置

⑤ 地下水の水質の状況

過去4年間（令和3年度～令和6年度）の関係町村における地下水の水質調査の概要は、表3.1.2-6に示すとおりである。

新規概況調査（G点）については、令和5年度は11地点、令和6年度は0地点、定点監視調査（T点）については、令和3～5年度は6地点、令和6年度は2地点で行われており、その結果は表3.1.2-7及び表3.1.2-8に示すとおりである。

地下水の水質調査は、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、関係町村では、地下水の水質のダイオキシン類の調査は実施されていない。

表 3.1.2-6 地下水の水質調査の概要

単位：地点

調査名	対象井戸	大津町				菊陽町				西原村				益城町				
		R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	
(1) 概況調査	①新規概況調査（G点）	過去に調査を行っていない井戸	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	3	0
	②定点監視調査（T点）	地域の代表地点の井戸	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	2	0
	③定点監視調査補助点調査（N点）	定点監視調査を補う地点の井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 継続監視調査	①汚染地区調査（M点）	過去に汚染のあった井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②検出井戸周辺地区調査（K点）	過去に有機塩素化合物等が検出された井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③特定地点調査（A点）	荒尾地域硝酸性窒素削減計画の指標井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 汚染井戸周辺地区調査	①汚染井戸周辺地区調査（S点）	新たに汚染が発見された井戸の周辺井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「令和3年度（2021年度）水質調査報告書」（令和4年11月 熊本県）
「令和4年度（2022年度）水質調査報告書」（令和5年11月 熊本県）
「令和5年度（2023年度）水質調査報告書」（令和7年1月 熊本県）
「令和6年度（2024年度）水質調査報告書」（令和8年1月 熊本県）

表 3.1.2-7(1) 新規概況調査 (G点) の調査結果 (令和5年度 : 大津町、菊陽町)

単位 : mg/L

町村名	大津町			菊陽町			環境基準	
	地区名	森	大津	高尾野	原水	津久礼		久保田
	井戸番号	G-1	G-2	G-3	G-1	G-2		G-3
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒	0.67	1.2	0.66	4.5	5.4	2.0	10 以下	
井戸深度 (m)	258	160	240	70	90	不明	—	
用途	雑用	雑用	工業用	雑用	工業	飲用		

出典 : 「令和5年度 (2023年度) 水質調査報告書」 (令和7年1月 熊本県)

表 3.1.2-7 (2) 新規概況調査 (G点) の調査結果 (令和5年度 : 西原村、益城町)

単位 : mg/L

町村名	西原村		益城町			環境基準	
	地区名	小森	宮山	馬水	宮園		安永
	井戸番号	G-1	G-2	G-1	G-2		G-3
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒	0.49	0.51	1.7	2.3	5.0	10 以下	
井戸深度 (m)	87.4	75	150	150	70	—	
用途	飲用	工業用	雑用	雑用	雑用		

出典 : 「令和5年度 (2023年度) 水質調査報告書」 (令和7年1月 熊本県)

表 3.1.2-8(1) 定点監視調査 (T 点) の調査結果 (大津町、菊陽町)

単位 : mg/L

町村名	大津町							菊陽町				環境基準
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
調査年度	大津	杉水	大津	杉水	大津	杉水	大津	原水	原水	原水	原水	
地区名	大津	杉水	大津	杉水	大津	杉水	大津	原水	原水	原水	原水	
井戸番号	T-3	T-4	T-3	T-4	T-3	T-4	T-3	T-1	T-1	T-1	T-1	
カドミウム	-	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003	-	0.003 以下
全シアン	-	-	-	<0.1	-	<0.1	-	-	<0.1	<0.1	-	検出されないこと。
鉛	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	-	0.01 以下
六価クロム	-	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	<0.01	-	0.05 以下 (令和4年3月まで) 0.02 以下 (令和4年4月以降)
砒素	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	-	0.01 以下
総水銀	-	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005	-	0.0005 以下
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.002	<0.0001	-	-	<0.002	-	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0002	<0.0001	-	-	<0.0002	-	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	-	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0004	<0.0001	-	-	<0.0004	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.002	<0.0001	-	-	<0.002	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.008	<0.0001	-	-	<0.008	-	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0005	<0.0001	-	-	<0.0005	-	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0006	<0.0001	-	-	<0.0006	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-	<0.001	-	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0005	<0.0001	-	-	<0.0005	-	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.0002	<0.0001	-	-	<0.0002	-	0.002 以下
チケラム	<0.0002	<0.0006	<0.0002	-	<0.0002	<0.0006	<0.0002	<0.0006	-	<0.0006	-	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.001	<0.002	<0.001	-	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002	-	<0.002	-	0.02 以下
ベンゼン	<0.0001	-	<0.0001	-	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-	<0.001	-	0.01 以下
セレン	<0.001	-	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	-	<0.002	<0.002	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.8	3.2	1.9	4.3	1.8	4.1	1.8	5.3	5.9	4.6	5.3	10 以下
ふっ素	-	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	<0.08	<0.08	-	0.8 以下
ほう素	-	-	-	0.01	-	0.01	-	-	0.02	0.04	-	1 以下
1,4-ジオキサ	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	-	0.05 以下
井戸深度(m)	120	160	120	160	120	160	120	102	102	102	102	
用途	観測用	飲用	観測用	飲用	観測用	飲用	観測用	農業用	農業用	農業用	農業用	

注 1 : 測定値が検出下限値未満の場合は「<」検出下限値 (数値) と記載した。

注 2 : 「-」は未調査であることを示す。

注 3 : 六価クロムの環境基準は令和3年10月改正、令和4年4月施行で0.05mg/L 以下から0.02mg/L 以下に改正されている。

出典 : 「令和3年度 (2021年度) 水質調査報告書」(令和4年11月 熊本県)

「令和4年度 (2022年度) 水質調査報告書」(令和5年11月 熊本県)

「令和5年度 (2023年度) 水質調査報告書」(令和7年1月 熊本県)

「令和6年度 (2024年度) 水質調査報告書」(令和8年1月 熊本県)

表 3.1.2-8(2) 定点監視調査 (T 点) の調査結果 (西原村、益城町)

単位: mg/L

町村名	西原村			益城町						環境基準
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	地区名	小森	小森	平田	寺迫	平田	寺迫	平田	寺迫	
井戸番号	T-3	T-3	T-3	T-1	T-2	T-1	T-2	T-1	T-2	
ナトリウム	-	<0.0003	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全リン	-	<0.1	<0.1	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	-	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	-	<0.01	<0.01	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下 (令和4年3月まで) 0.02 以下 (令和4年4月以降)
砒素	-	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	-	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと。
ジクロロメタン	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	-	-	<0.008	-	-	-	-	<0.008	<0.008	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チホルム	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	-	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.7	4.6	2.6	3.2	3.7	3.8	3.6	2.9	3.2	10 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	0.15	<0.08	0.26	0.17	0.16	<0.08	0.8 以下
ほう素	-	<0.01	0.01	-	-	0.03	0.01	0.05	0.01	1 以下
1,4-ジシチン	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	0.05 以下
井戸深度(m)	7.5	7.5	7.5	120	100	120	100	120	100	
用途	雑用	雑用	雑用	飲用	飲用	飲用	飲用	飲用	飲用	

注 1: 測定値が検出下限値未満の場合は「<」検出下限値(数値)と記載した。

注 2: 「-」は未調査であることを示す。

注 3: 六価クロムの環境基準は令和3年10月改正、令和4年4月施行で0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に改正されている。

出典: 「令和3年度(2021年度)水質調査報告書」(令和4年11月 熊本県)

「令和4年度(2022年度)水質調査報告書」(令和5年11月 熊本県)

「令和5年度(2023年度)水質調査報告書」(令和7年1月 熊本県)

「令和6年度(2024年度)水質調査報告書」(令和8年1月 熊本県)

(5) 湧水の状況

計画路線及びその周囲の主要な湧水地は、表 3.1.2-9 及び図 3.1.2-13 に示すとおりである。菊陽町 1 箇所及び益城町 1 箇所の合計 2 箇所の主要な湧水地が存在する。

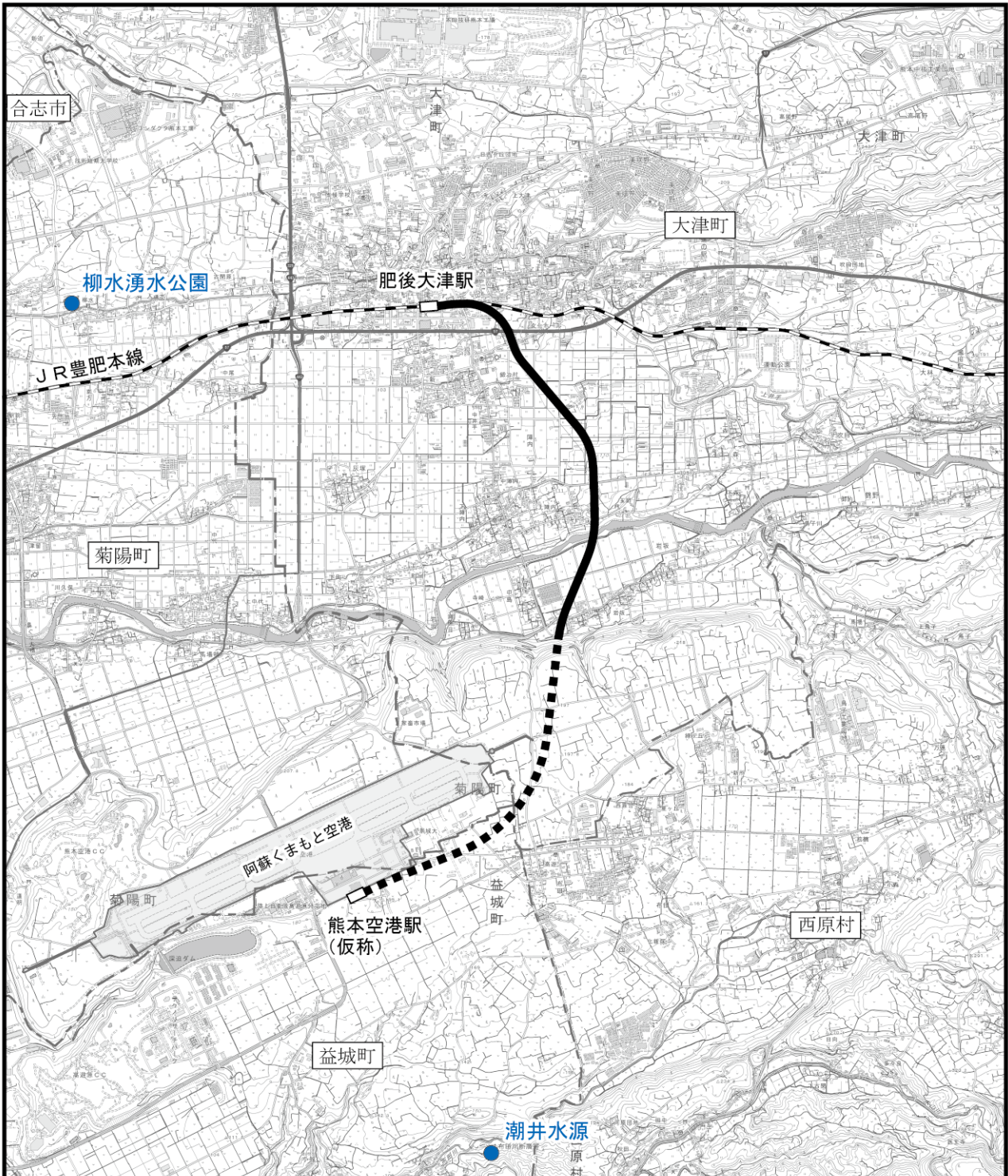
表 3.1.2-9 主要な湧水地の状況

町名	湧水の名称	所在地	概要等
菊陽町	柳水湧水公園	菊陽町 原水 4308-4 他 14 筆	本町唯一の湧水。熊本地震の影響により、枯渇している。湧水復旧のため、現在調査中。
益城町	潮井水源	益城町杉堂	湧出量は豊富。この水源にまつわる民話あり。

出典：「熊本県の代表的な湧水」（令和 7 年 7 月閲覧 環境省 HP）

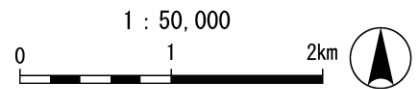
(6) 水質汚濁に係る苦情の発生件数

「令和 7 年 熊本県統計年鑑」（令和 8 年 2 月 熊本県）によると、令和 6 年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された水質汚濁に関する苦情はなかった。



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 主要な湧水地



出典：「湧水保全ポータルサイト 熊本県の代表的な湧水」（令和7年7月閲覧 環境省 HP）

図 3.1.2-13 主要な湧水地の状況

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌の状況

計画路線及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

土壌は、「厚層黒ボク土壌」、「淡色黒ボク土壌」、「灰色低地土壌」、「細粒灰色低地土壌」が多く分布している。

② 土壌汚染の状況

関係町村には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。また、土壌のダイオキシン類の調査は実施されていない。

③ 土壌汚染に係る苦情発生件数

「令和 7 年 熊本県統計年鑑」（令和 8 年 2 月 熊本県）によると、令和 6 年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された土壌汚染に関する苦情はなかった。

(2) 地盤の状況

① 地盤の状況

「熊本県 熊本平野 地盤環境情報令和 5 年度」（令和 7 年 7 月閲覧 環境省 HP）によると、国土交通省九州地方整備局が昭和 44 年度から平成 16 年度にかけて熊本平野で実施した 1 級水準測量によれば、34 年間の累積沈下量は最大 33.56cm であった。また、地盤沈下の被害として、局地的に井戸・橋梁の抜け上がり等が生じていたが、現在は沈静化している。

② 地盤沈下に係る苦情発生件数

「令和 7 年 熊本県統計年鑑」（令和 8 年 2 月 熊本県）によると、令和 6 年度において、関係町村を含む菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡全体で受理された地盤沈下に関する苦情はなかった。

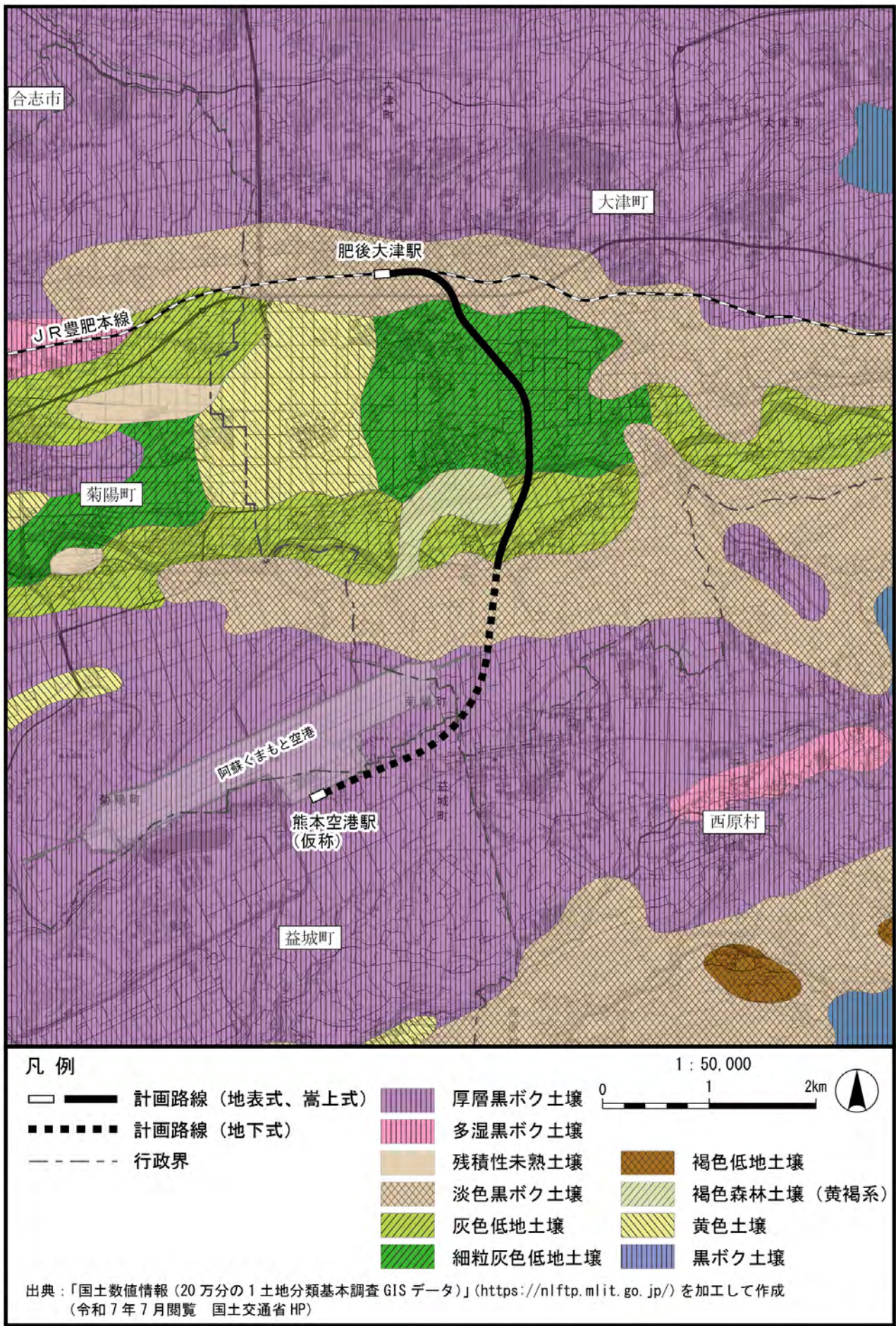


図 3.1.3-1 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

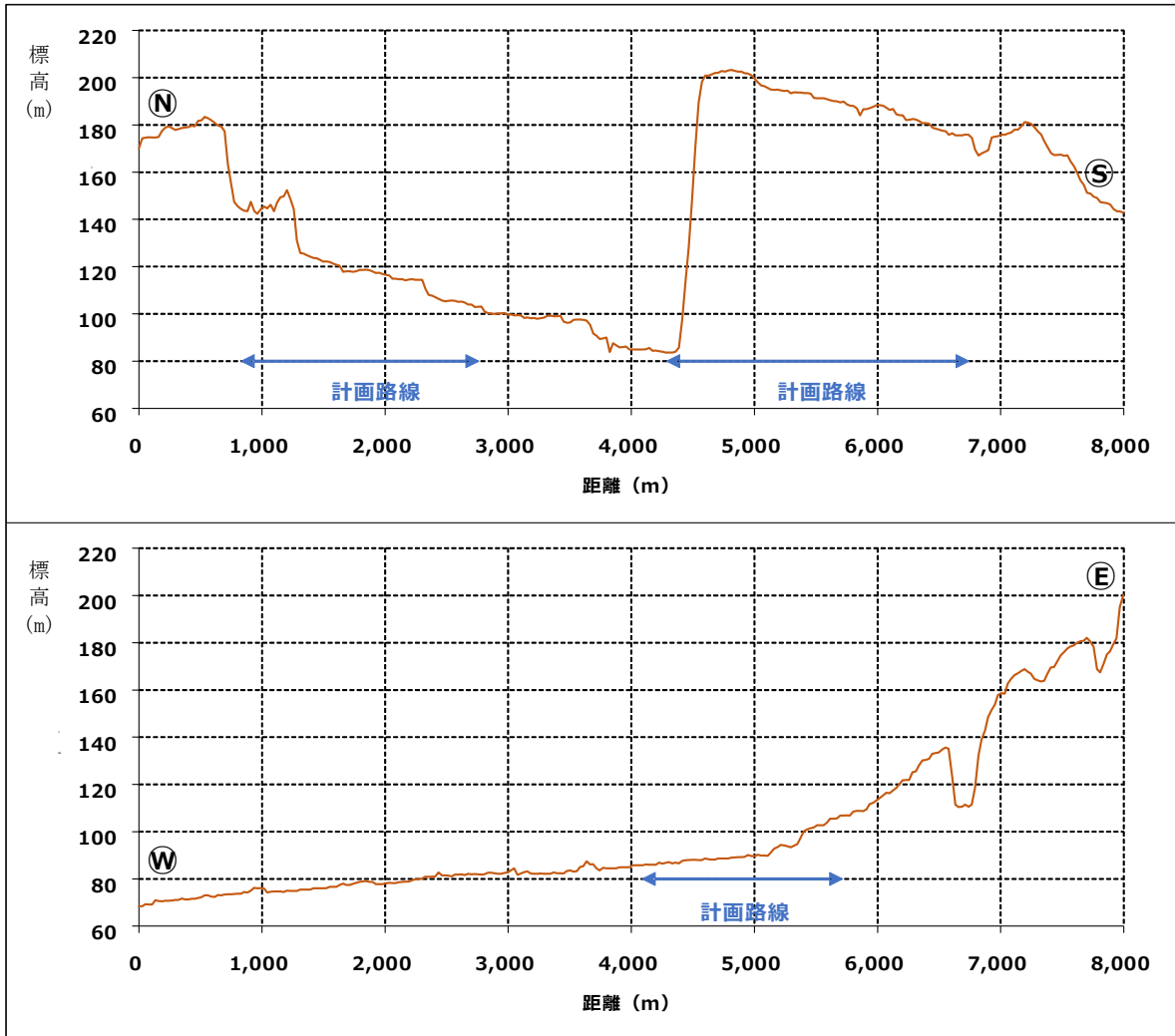
(1) 地形の状況

計画路線及びその周囲における地形の状況は、図 3.1.4-2 に示すとおりである。

地形は、「扇状地性低地」が南北の「ローム台地（上位）」及び「ローム台地（中位）」に挟まれた地形となっている。

計画路線及びその周囲の地形断面図は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

南北の地形は、北から緩やかに標高が下がり、高遊原台地で 120m 程度急激に上がった後は、また緩やかに下がっている。また、東西の地形は、東から概ね緩やかに標高が下がっている。



注 1：N, S, W, E は地形分類図（図 3.1.4-2）に示す断面位置である。

注 2：「地理院地図」（電子国土 Web）の断面図より作成

図 3.1.4-1 地形断面図

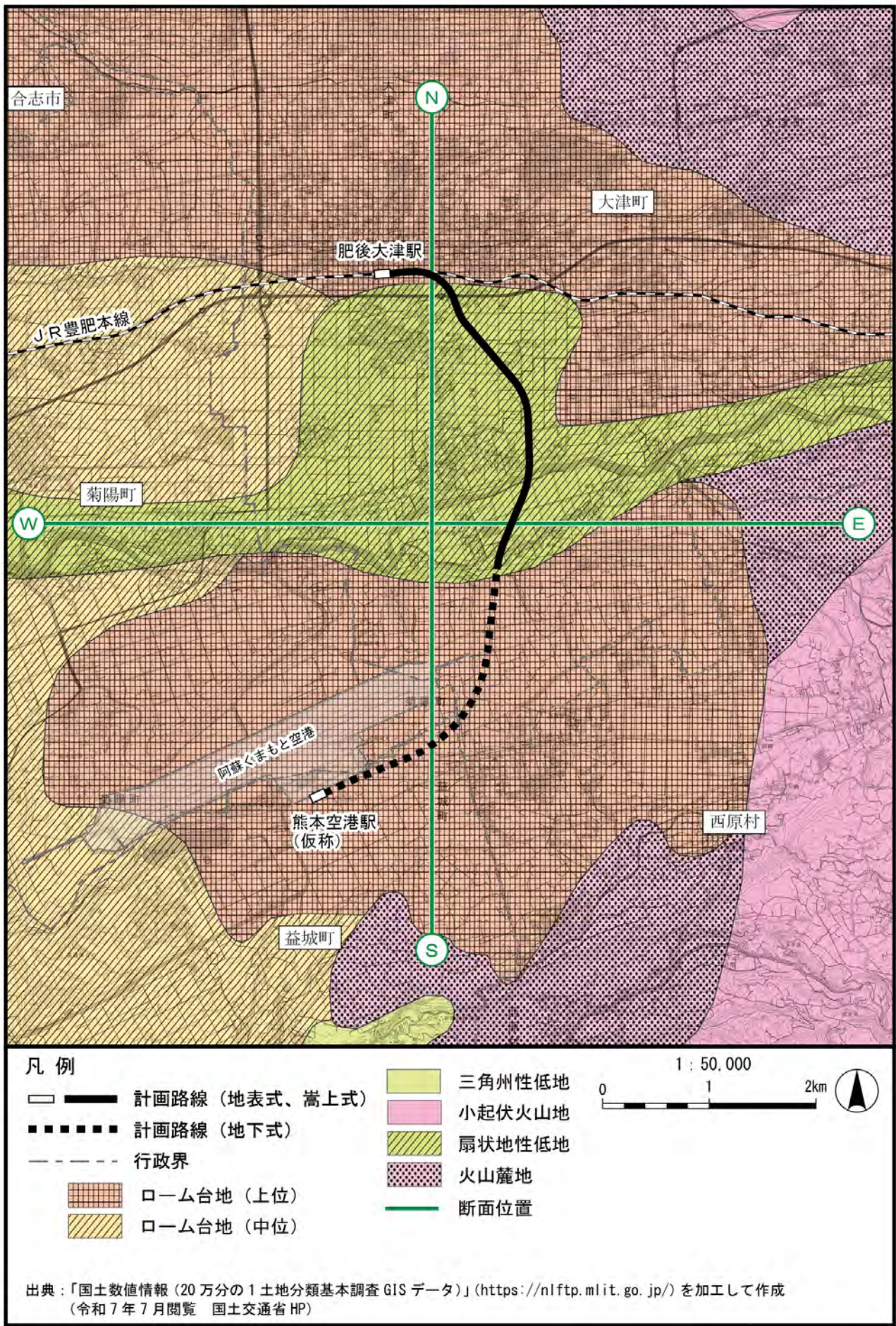
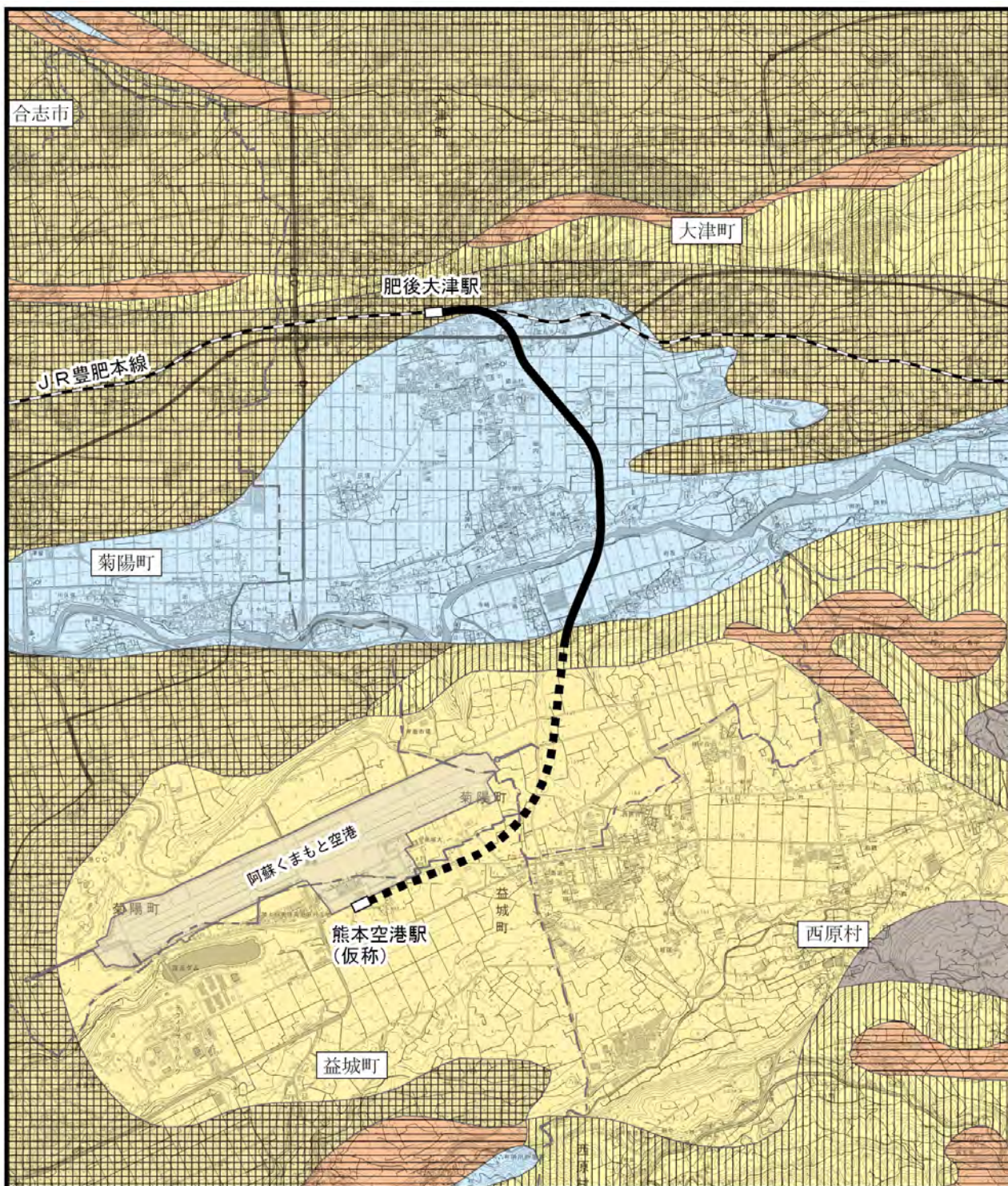


図 3.1.4-2 地形分類図

(2) 地質の状況

計画路線及びその周囲における地質の状況は、図 3.1.4-3 に示すとおりである。

地質は、「安山岩」、「熔結凝灰岩（旧期阿蘇熔岩）」、「砂・礫・粘土」、「礫・砂」が多く分布している。



凡例

- 計画路線 (地表式、嵩上式)
- ■ ■ ■ ■ 計画路線 (地下式)
- - - - 行政界

- 安山岩
- 熔結凝灰岩 (新期阿蘇熔岩)
- 熔結凝灰岩 (旧期阿蘇熔岩)
- 砂・礫・粘土
- 碎屑物
- 礫・砂

1 : 50,000



出典：「国土数値情報 (20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ)」(<https://nlftp.mlit.go.jp/>) を加工して作成 (令和 7 年 7 月閲覧 国土交通省 HP)

図 3.1.4-3 表層地質図

(3) 重要な地形及び地質の状況

関係町村に存在する重要な地形及び地質は表 3. 1. 4-1 に、典型地形は表 3. 1. 4-2 及び図 3. 1. 4-4 に示すとおりである。

重要な地形が 2 箇所存在し、また、典型地形が 3 箇所存在する。

表 3. 1. 4-1 重要な地形及び地質

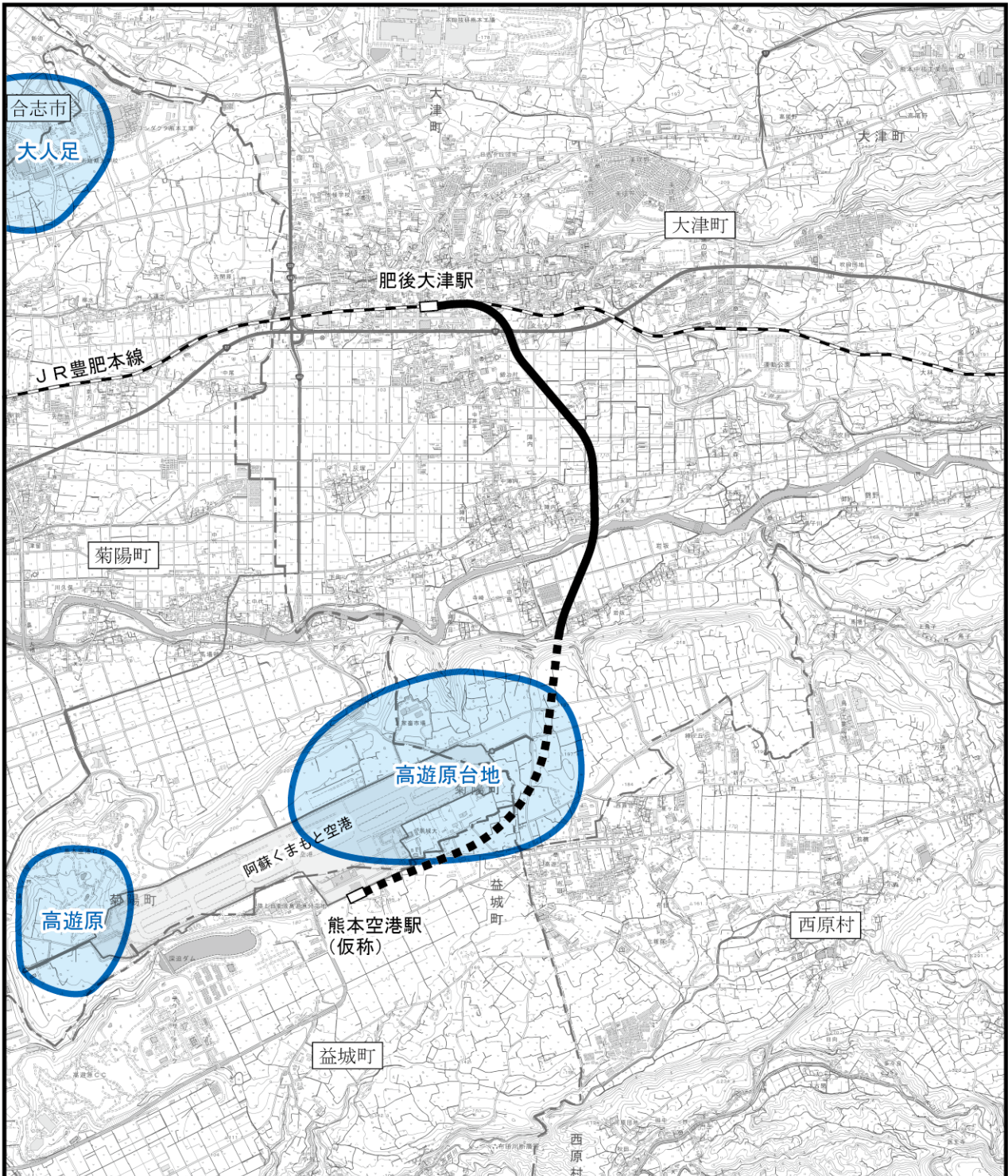
カテゴリー	名称	地形の特性	選定基準	保存状況
Ⅱ：火山地形	大人足・ウテナ台地	火砕流凹地 (菊陽町・七城町)	②	A, B, C
Ⅱ：火山地形	大峰・高遊原	火砕丘・溶岩流地形・溶岩台地 (菊陽町・益城町)	①, ②	C
選定基準 ①：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究に進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 保存状況 A：現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形 B：現時点で低強度の破壊を受けている地形、今後、破壊が継続されれば、消滅が危惧される C：現在著しく破壊されつつある地形、また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形、このランクに属する地形は現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される				

出典：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」
(2000年 「日本の地形レッドデータブック」作成委員会)

表 3. 1. 4-2 典型地形

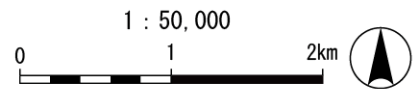
項目	名称	所在地	備考	
火山の活動による地形	溶岩台地	高遊原台地	菊陽町・大津町	台地上に熊本空港がある
	火砕流凹地	大人足	菊陽町	—
	溶岩末端崖	高遊原	菊陽町	—

出典：「日本の典型地形について (九州地方 (具体的箇所))」(令和7年7月閲覧 国土地理院 HP)



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 典型地形



出典：「日本の典型地形ウェブサイト」（令和7年7月閲覧 国土地理院 HP）

図 3.1.4-4 典型地形

3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

計画路線及びその周囲の動物の生息状況を把握するに当たり、収集した文献及びその他の資料は、表 3.1.5-1 に示すとおりである。

表 3.1.5-1 動物に係る収集文献

文献 No.	収集文献	分類群								
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類	陸産貝類	底生動物
1	「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」 (昭和53～55年 環境省)	○	○	○	○	○	○	—	—	—
2	「第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」 (昭和58～63年 環境省)	○	○	○	○	○	○	—	—	—
3	「第4回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」 (昭和63～平成5年 環境省)	○	○	○	○	○	○	—	○	○
4	「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査」 (平成5～11年 環境省)	○	—	○	○	○	○	—	○	○
5	「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」 (平成11～17年 環境省)	○	○	—	—	—	—	—	—	—
6	「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」 (平成6～令和4年 環境省生物多様性センターHP)	—	○	—	—	—	—	—	—	—
7	「レッドデータブックくまもと2019」(令和元年 熊本県)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	「熊本県の野鳥(熊本県野鳥分布調査報告書)」 (平成8年 熊本県林務水産部森林保全課)	—	○	—	—	—	—	—	—	—
9	「熊本県鳥類誌」(平成28年 日本野鳥の会熊本県支部)	—	○	—	—	—	—	—	—	—
10	「熊本県 指定文化財一覧」(令和5年4月 熊本県HP)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	「改訂・熊本県の保護上重要な野生動植物—レッドデータブックくまもと2009—」(平成21年 熊本県)	—	—	—	○	—	○	—	—	—
12	「熊本の自然」(昭和52年 日本生物教育会 熊本大会編)	○	○	—	○	—	○	—	—	—
13	「くまもとの哺乳類」(平成27年 熊本野生生物研究会)	○	—	—	○	—	—	—	—	—
14	「熊本県内大臣渓谷におけるコウモリ類の隧道利用の季節変化」(2019年1月 熊本野生生物研究会誌 第9号)	○	—	—	—	—	—	—	—	—
15	「九州山地カモシカ特別調査報告書(平成23・24年度/平成30・令和元年度)」(平成25年3月/令和2年3月 大分 熊本 宮崎県教育委員会)	○	—	—	—	—	—	—	—	—
16	「西原村誌」(平成22年 西原村)	○	○	○	○	○	○	—	○	○
17	「九州・奄美・沖縄の両生爬虫類カエルやヘビのことをもっと知ろう」(平成31年 九州両生爬虫類研究会編)	—	—	○	—	—	—	—	—	—
18	「くまもとの外来生物」(平成22年 熊本県希少野生動植物検討委員会)	○	○	○	○	○	○	—	○	○
19	専門家等へのヒアリングにより得られた生息情報	○	○	—	—	—	○	○	○	○
20	「熊本県で採集されたクモ」(令和5年 日高涼太)	—	—	—	—	—	—	○	—	—
21	「熊本県陸産貝類目録」(昭和45年 浜田善利)	—	—	—	—	—	—	—	○	—
22	「熊本の自然そして両生類の性分化」(平成元年 吉倉眞)	—	—	○	○	—	—	—	—	—
23	「レッドリストくまもと2024」(令和6年 熊本県)	○	—	—	—	—	○	—	○	—

注1: No.1～5はNo.5の鳥類を除き、二次メッシュ 493016, 493017, 493026, 493027 の範囲で文献調査を実施した。

注2: No.5の鳥類は二次メッシュ 493006, 493007, 493016, 493017, 493026, 493027, 493036, 493037 の範囲で調査している。

① 動物相の状況

計画路線及びその周囲における動物相の概要は、表 3.1.5-2 に示すとおりである。

表 3.1.5-2 文献その他の資料による動物相の概要

分類群	確認種数		主な確認種
	科	種	
哺乳類	15科	38種	ニホンザル、ノウサギ、ヒメネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イノシシ等
鳥類	58科	203種	カルガモ、アオサギ、トビ、ハシブトガラス、シジュウカラ、スズメ等
爬虫類	9科	15種	ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ヒバカリ等
両生類	8科	15種	アカハライモリ、ニホンアマガエル、トノサマガエル、ツチガエル等
魚類	13科	33種	ギンブナ、オイカワ、ドジョウ、ドンコ、カムルチー等
昆虫類	120科	566種	ウスバキトンボ、クマゼミ、ナガサキアゲハ、モンキチョウ、アカハナカミキリ等
クモ類	15科	25種	キムラグモ(広義)、ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ等
陸産貝類	20科	69種	アツブタガイ、スグヒダギセル、ヒメベッコウガイ、レンズガイ等
底生動物	8科	11種	イシガイ、マルタニシ、カワニナ、サカマキガイ、モノアラガイ等

② 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地

計画路線及びその周囲における動物の重要な種及び注目すべき生息地は、表 3.1.5-3 に示す法令や規則及び専門家等へのヒアリングにより得られた生息情報のうち、重要な種等の選定根拠に基づいて選定した。

表 3.1.5-3 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠		ランク
重要な種	A 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「熊本県文化財保護条例」 (昭和 51 年熊本県条例第 48 号) 「菊陽町文化財保護条例」 (昭和 53 年菊陽町条例第 16 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物 (特天) ・国指定天然記念物 (天然) ・県指定天然記念物 (県天) ・町指定天然記念物 (町天)
	B 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際希少野生動植物種 (国際) ・国内希少野生動植物種 (国内) うち・特定第一種国内希少野生動植物種 (一種) ・特定第二種国内希少野生動植物種 (二種)
	C 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類 (CR) ・絶滅危惧 I B 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	D 「レッドリストくまもと 2024」 (令和 6 年 熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I A 類 (CR) ・絶滅危惧 I B 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) ・要注目種 (AN)
	E 「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 16 年熊本県条例第 19 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物 (指定)
	F 専門家等へのヒアリングにより得られた生息情報	—
注目すべき生息地	G 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物 (特天) ・国指定天然記念物 (天然) ・県指定天然記念物 (県天) ・町指定天然記念物 (町天)
	H 「日本のラムサール条約湿地」 (令和 3 年 11 月 環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録湿地
	I 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区
	J 「レッドリストくまもと 2024」(令和 6 年 熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハビタット
	K 「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 16 年熊本県条例第 19 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区
	L 「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要野鳥生息地
	M 「生物多様性の保全上重要な地域 (KBA)」 (コンサベーション・インターナショナル)	<ul style="list-style-type: none"> ・KBA ・KBA 保護地区
	N 「第 2 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 56 年 環境庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な生息地
O 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成 28 年 環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な湿地 	

1) 動物の重要な種

動物の重要な種の選定結果は、表 3.1.5-4～表 3.1.5-12 に示すとおりであり、哺乳類 17 種、鳥類 62 種、爬虫類 4 種、両生類 8 種、魚類 10 種、昆虫類 55 種、クモ類 5 種、陸産貝類 33 種及び底生動物 5 種が確認されている。

表 3.1.5-4 哺乳類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.	
				A	B	C	D	E	F		
1	モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	—	—	—	AN	—	—	4, 7, 13, 16	
2	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	—	—	—	NT	—	—	7, 14, 16	
3		ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	モモジロコウモリ	—	—	—	AN	—	—	2, 3, 7, 14, 16
4			クロホオヒゲコウモリ	クロホオヒゲコウモリ	—	—	VU	CR	—	—	13, 14
5			ノレンコウモリ	ノレンコウモリ	—	—	VU	VU	—	—	7, 13, 14, 16
6			モリアブラコウモリ	モリアブラコウモリ	—	—	VU	DD	—	○	19
7			ウサギコウモリ	ウサギコウモリ	—	—	LP	DD	—	○	19
8			ユビナガコウモリ	ユビナガコウモリ	—	—	—	NT	—	—	7, 13, 14, 16
9			コテングコウモリ	コテングコウモリ	—	—	—	VU	—	—	7, 13, 14
10			テングコウモリ	テングコウモリ	—	—	—	VU	—	—	2, 3, 7, 13, 14, 16
11			オヒキコウモリ	オヒキコウモリ	—	—	VU	VU	—	—	2, 3, 7, 16, 23
12			ネズミ	リス	ニホンモモンガ	—	—	—	EN	—	—
13	ムササビ	—			—	—	NT	—	○	3, 7, 12, 13, 16, 19	
14	ネズミ	スミスネズミ		—	—	—	AN	—	—	7, 13, 16	
15		ハタネズミ		—	—	—	AN	—	—	4, 7, 13, 16	
16		カヤネズミ	—	—	—	NT	—	—	7, 13, 16		
17	ネコ	イタチ	ニホンイタチ	—	—	—	VU	—	—	7, 12, 16	
合計	4 目	7 科	17 種	0 種	0 種	5 種	17 種	0 種	3 種	—	

注 1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度）」（令和 6 年 10 月 国土交通省 HP）に従った。

注 2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

注 3：カワネズミ、ヤマネ、ニホンカモシカについては、文献では計画路線及びその周囲で情報があるが、当該地内には生息環境がないためリストから削除した。

表 3.1.5-5(1) 鳥類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.
				A	B	C	D	E	F	
1	カモ	カモ	オシドリ	-	-	DD	AN	-	-	6, 8, 9
2			トモエガモ	-	-	VU	VU	-	-	2, 7, 8, 9
3			アカハジロ	-	-	DD	AN	-	-	9
4	キジ	キジ	ウズラ	-	-	VU	CR	-	-	7, 8, 9
5	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	-	-	NT	CR	-	-	7, 9
6	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	-	-	-	EN	-	-	1, 5, 7, 9
7			ツツドリ	-	-	-	EN	-	-	1, 5, 7, 8, 9
8			カッコウ	-	-	-	NT	-	-	1, 5, 7, 8, 9, 12, 16
9	ツル	クイナ	クイナ	-	-	-	DD	-	-	2
10			ヒクイナ	-	-	NT	NT	-	-	2, 7, 9
11	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	-	-	VU	-	-	-	9
12		チドリ	ケリ	-	-	DD	AN	-	-	8, 9
13			イカルチドリ	-	-	-	VU	-	○	2, 7, 8, 9, 19
14			シロチドリ	-	-	VU	VU	-	-	2, 5, 9, 16
15		タマシギ	タマシギ	-	-	VU	EN	-	-	1, 5, 7, 9
16		シギ	コシャクシギ	-	-	EN	EN	-	-	9
17			ハマシギ	-	-	NT	NT	-	-	2, 7, 9
18			オオジシギ	-	-	NT	CR	-	-	5, 7, 8, 9
19			アカアシシギ	-	-	VU	VU	-	-	9
20			タカブシギ	-	-	VU	VU	-	-	2, 7, 8, 9
21			ツルシギ	-	-	VU	VU	-	-	9
22	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR	AN	-	-	9
23	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	-	-	NT	CR	-	-	2, 5, 7, 9
24			ミゾゴイ	-	-	VU	EN	-	-	5, 7, 9
25			ササゴイ	-	-	-	EN	-	○	2, 7, 8, 9, 16, 19
26			チュウサギ	-	-	NT	NT	-	-	2, 7, 9
27	タカ	ミサゴ	ミサゴ	-	-	NT	DD	-	○	2, 9, 19
28		タカ	ハチクマ	-	-	NT	CR	-	-	7, 8, 9
29			クマタカ	-	国内	EN	VU	-	-	7, 8, 9
30			ツミ	-	-	-	VU	-	○	1, 2, 5, 7, 8, 9, 12, 19
31			ハイタカ	-	-	NT	NT	-	○	8, 9, 19
32			オオタカ	-	-	NT	NT	-	○	7, 8, 9, 19
33			チュウヒ	-	国内	EN	EN	-	-	7, 9
34			ハイイロチュウヒ	-	-	-	NT	-	-	2, 9
35			サシバ	-	-	VU	EN	-	-	5, 7, 8, 9
36		ノスリ	-	-	-	LP	-	○	2, 5, 7, 8, 9, 19	
37	フクロウ	フクロウ	アオバズク	-	-	-	EN	-	○	5, 7, 9, 16, 19
38			コミミズク	-	-	-	NT	-	-	2, 7, 8, 9
39			キュウシュウフクロウ	-	-	-	-	-	○	5, 9, 16, 19
40	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	-	-	-	-	-	○	8, 19
41	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	-	-	-	EN	-	-	1, 5, 7, 9
42	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	-	国内	VU	VU	-	○	2, 7, 9, 19
43	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	-	国内	EN	CR	-	-	5, 7

注1：種の分類及び配列は原則として、「日本鳥類目録 改訂第8版」（令和6年 日本鳥学会）に従った。

注2：文献No.は表3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表3.1.5-3に対応する。

注3：クロツラヘラサギ、オジロワシについては、文献では計画路線及びその周囲で情報があるが、迷鳥と考えられるためリストから削除した。

表 3.1.5-5(2) 鳥類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.	
				A	B	C	D	E	F		
44		サンショウクイ	サンショウクイ	-	-	VU	CR	-	-	1, 5, 7, 8, 9	
45		カササギヒタキ	サンコウチョウ	-	-	-	VU	-	-	5, 7, 9	
46		シジュウカラ	コガラ	-	-	-	VU	-	-	1, 5, 8, 9, 12, 16	
47		ツバメ	コシアカツバメ	-	-	-	VU	-	-	5, 8, 9	
48		ムシクイ	センダイムシクイ	-	-	-	NT	-	-	5, 7, 8, 9	
49			オオムシクイ	-	-	DD	AN	-	-	9	
50		ヨシキリ	コヨシキリ	-	-	-	NT	-	-	7, 12, 16	
51		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	-	-	-	VU	-	-	1, 5, 8, 9	
52		ツグミ	クロツグミ	-	-	-	EN	-	-	1, 5, 7, 8, 9	
53		ヒタキ	コサメビタキ	-	-	-	EN	-	-	7, 9	
54			オオルリ	-	-	-	NT	-	-	1, 5, 7, 8, 9, 16	
55			コマドリ	-	-	-	CR	-	-	7, 9	
56			キビタキ	-	-	-	-	-	○	1, 5, 7, 9, 19	
57		カワガラス	カワガラス	-	-	-	-	-	○	8, 19	
58		セキレイ	ビンズイ	-	-	-	LP	-	-	2, 7, 8, 9, 16	
59		アトリ	ハギマシコ	-	-	-	NT	-	-	9	
60		ホオジロ	ホオアカ	-	-	-	AN	-	-	1, 2, 5, 7, 8, 9, 12	
61			カシラダカ	-	-	-	NT	-	-	2, 8, 9, 16	
62			ノジコ	-	-	NT	-	-	-	9	
計		14 目	31 科	62 種	1 種	5 種	32 種	56 種	0 種	13 種	-

注1：種の分類及び配列は原則として、「日本鳥類目録 改訂第8版」（令和6年 日本鳥学会）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

注3：クロツラヘラサギ、オジロワシについては、文献では計画路線及びその周囲で情報があるが、迷鳥と考えられるためリストから削除した。

表 3.1.5-6 爬虫類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	—	—	NT	NT	—	—	7, 16, 22
2		スッポン	ニホンスッポン	—	—	DD	—	—	—	16, 22
3	有鱗目	タカチホヘビ	タカチホヘビ	—	—	—	NT	—	—	7, 17, 22
4		ナミヘビ	シロマダラ	—	—	—	NT	—	—	7, 22
合計	2目	4科	4種	0種	0種	2種	3種	0種	0種	—

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

表 3.1.5-7 両生類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
1	有尾	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	—	VU	DD	—	—	7, 10, 22
2		イモリ	アカハライモリ	—	—	NT	NT	—	○	4, 7, 11, 16, 19, 22
3	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	—	—	—	NT	—	—	7, 16, 22
4		アカガエル	タゴガエル	—	—	—	NT	—	—	7, 16, 22
5			ニホンアカガエル	—	—	—	NT	—	—	4, 7, 16, 22
6			ヤマアカガエル	—	—	—	NT	—	—	7, 13, 16, 22
7			トノサマガエル	—	—	NT	NT	—	—	4, 7, 16, 22
8		アオガエル	カジカガエル	—	—	—	NT	—	—	4, 7, 16, 22
合計	2目	5科	8種	1種	0種	3種	8種	0種	1種	—

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

注3：コガタブチサンショウウオ、ベッコウサンショウウオについては、文献では計画路線及びその周囲で情報があるが、当該地内には生息環境がないためリストから削除した。

表 3.1.5-8 魚類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	—	—	EN	NT	—	—	4, 7
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ	—	—	NT	VU	—	—	4, 7
3			アブラボテ	—	—	NT	NT	—	—	3, 7
4			カネヒラ	—	—	—	VU	—	—	3, 4, 7
5			ニッポンバラタナゴ	—	—	CR	CR	—	—	4, 7
6			カワヒガイ	—	—	NT	NT	—	—	4, 7
7		ドジョウ	ドジョウ	—	—	NT	NT	—	—	3, 4
8	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	—	—	VU	NT	—	—	3, 4, 7
9	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ	—	—	EN	VU	—	—	4, 7
10		カワアナゴ	カワアナゴ	—	—	—	NT	—	—	4, 7
計	4目	6科	10種	0種	0種	8種	10種	0種	0種	—

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

表 3.1.5-9(1) 昆虫類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.
				A	B	C	D	E	F	
1	トンボ	イトトンボ	コフキヒメイトトンボ	-	-	-	EN	-	-	4, 7
2			ベニイトトンボ	-	-	NT	VU	-	-	4, 7
3			アジアイトトンボ	-	-	-	NT	-	-	3, 7
4		カワトンボ	アオハダトンボ	-	-	NT	VU	-	-	3, 4, 7
5		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	-	-	NT	CR	-	-	1, 4
6			アオヤンマ	-	-	NT	CR	-	-	1, 4
7			マルタンヤンマ	-	-	-	AN	-	-	4, 7
8		サナエトンボ	ホンサナエ	-	-	-	DD	-	-	4
9			タバサナエ	-	-	NT	NT	-	-	3, 7
10			フタスジサナエ	-	-	NT	VU	-	-	4, 7
11		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	-	-	-	EN	-	-	1, 7
12		エゾトンボ	トラフトンボ	-	-	-	AN	-	-	4, 7
13			キイロヤマトンボ	-	-	NT	CR	-	-	4
14		トンボ	タイリクアカネ	-	-	-	NT	-	-	3, 7
15	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ			DD	DD		23	
16	バッタ	マツムシ	カヤコオロギ	-	-	-	NT	-	-	7, 16
17	カメムシ	コオイムシ	タガメ	-	二種	VU	CR	-	-	1, 7
18	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	-	-	NT	AN	-	-	4, 7, 16
19			スジグロチャバネセセリ	-	-	NT	-	-	-	1, 16
20			ヘリグロチャバネセセリ	-	-	-	NT	-	-	1, 7
21		シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ	-	-	-	VU	-	-	4, 7
22			オオミドリシジミ	-	-	-	VU	-	-	1, 7
23			ウラジロミドリシジミ	-	-	-	CR	指定	-	1, 7, 11
24			アカシジミ	-	-	-	NT	-	-	4, 7
25			クロシジミ	-	-	EN	-	-	○	4, 16, 19
26			ゴマシジミ中国・九州亜種	-	-	EN	CR	指定	-	1, 4, 11
27		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	-	-	VU	NT	-	-	4, 7, 16
28			Fabriciana 属の一種 (ウラギンヒョウモン)	-	-	-	AN	-	○	4, 7, 19
29			オオウラギンヒョウモン	-	-	CR	VU	指定	-	7, 16
30		ジャノメチョウ	キマダラモドキ	-	-	NT	VU	-	-	1, 7, 16
31		タテハチョウ	ホシミスジ	-	-	-	VU	-	-	1, 3, 4
32			オオムラサキ	-	-	NT	NT	-	○	4, 7, 19
33		ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ	-	-	VU	NT	-	-	4
34			ヒメキマダラヒカゲ	-	-	-	EN	-	-	1, 7
35		シロチョウ	ツマグロキチョウ	-	-	EN	-	-	○	3, 4, 16, 19
36			ヒメシロチョウ	-	-	EN	EN	-	-	1
37	スズメガ	ヒメスズメ	-	-	NT	NT	-	-	1, 4, 7	
38	コウチュウ	ゲンゴロウ	チャイロマメゲンゴロウ	-	-	-	VU	-	-	4, 7
39			コマルケシゲンゴロウ	-	-	NT	-	-	-	4
40			キベリクロヒメゲンゴロウ	-	-	NT	-	-	-	4
41			シャープツブゲンゴロウ	-	-	NT	EN	-	-	4
42		ミズスマシ	コミズスマシ	-	-	EN	CR	-	-	4, 7, 19
43			ヒメミズスマシ	-	-	EN	CR	-	-	4, 7
44		ガムシ	コガムシ	-	-	DD	VU	-	-	7, 16
45			ガムシ	-	-	NT	-	-	-	16
46		シデムシ	ヤマトモンシデムシ	-	-	NT	DD	-	-	16
47		センチコガネ	ムネアカセンチコガネ	-	-	-	VU	-	○	7, 16, 19
48		コガネムシ	キョウトアオハナムグリ	-	-	-	NT	-	-	7, 12
49		ホタル	ヘイケボタル	-	-	-	NT	-	-	7, 16, 19
50			ヒメボタル	-	-	-	NT	-	○	19
51		カミキリムシ	ヨツボシカミキリ	-	-	EN	VU	-	-	7, 16

表 3.1.5-9(2) 昆虫類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
52	ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ	-	-	DD	-	-	○	16, 19
53			モンスズメバチ	-	-	DD	-	-	-	16
54		アナバチ	フジジガバチ	-	-	NT	-	-	-	16
55		ミツバチ	クロマルハナバチ	-	-	NT	-	-	○	16, 19
計	7目	29科	55種	0種	1種	34種	45種	3種	8種	-

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

注3：ベッコウトンボは、文献では計画路線及びその周囲で情報があるが、当該地内には生息環境がないためリストから削除した。

注4：ヒメヒカゲ、チャマダラセセリ本州西部亜種は熊本県には分布しないとされているためリストから削除した。

表 3.1.5-10 クモ類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
1	クモ	ハラフシグモ	キムラグモ(広義)	-	-	VU	NT	-	○	7, 19
2		ジグモ	ワスレナグモ	-	-	NT	NT	-	○	19
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ	-	-	NT	NT	-	○	7, 19
4			キシノウエトタテグモ	-	-	NT	NT	-	○	19
5		ホウシグモ	ドウシグモ	-	-	DD	DD	-	-	7
合計	1目	4科	5種	0種	0種	5種	5種	0種	4種	-

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

表 3.1.5-11 陸産貝類の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.	
				A	B	C	D	E	F		
1	オキナエビス (原始腹足)	ヤマキサゴ	ヤマキサゴ	-	-	-	CR	-	○	3, 7, 19, 21	
2	ニナ(中腹足)	ムシオイガイ	クマモトアツブタムシオイガイ	-	-	-	CR	-	○	7, 19	
3			タカチホムシオイ	-	-	CR+EN	CR	-	○	19	
4			サツمامシオイガイ	-	-	NT	NT	-	○	3, 7, 19	
5		ゴマガイ	シリプトゴマガイ	-	-	VU	NT	-	○	3, 4, 7, 19	
6		カワザンショウガイ (+ヘソカドガイ)	ウスイロオカチグサガイ	-	-	-	VU	-	○	19	
7		オカミミガイ (原始有肺)	ケシガイ	ケシガイ	-	-	NT	VU	-	-	21
8	マイマイ (柄眼)	オカモノアラガイ	ヒメオカモノアラガイ	-	-	-	-	-	○	19, 21	
9			ナガオカモノアラガイ	-	-	NT	VU	-	○	7, 19	
10		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ	-	-	-	VU	-	○	3, 4, 7, 21	
11		キセルガイ	カタギセル	-	-	NT	NT	-	○	7, 19	
12			アメイロギセル	-	-	-	NT	-	○	3, 4, 7, 19	
13			トサギセル	-	-	NT	NT	-	○	3, 7, 19	
14			ピルスブリギセル	-	-	NT	NT	-	○	3, 4, 7, 19, 21	
15			ナタネガイ	ナタネガイ	-	-	-	DD	-	○	19, 21
16		ベッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	-	-	DD	NT	-	-	-	7, 21
17			テラマチベッコウ	-	-	NT	NT	-	○	19	
18			コシダカヒメベッコウ	-	-	NT	-	-	-	-	21
19			ヒラベッコウの仲間	-	-	-	NT	-	-	-	7, 19
20			レンズガイ	-	-	VU	NT	-	-	-	3, 21
21			ヒゼンキビ	-	-	NT	-	-	-	-	21, 23
22			ウメムラシタラガイ	-	-	NT	NT	-	-	-	21
23			ツシマナガキビ	-	-	NT	VU	-	○	19	
24			ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	オオウスビロウドマイマイ	-	-	VU	CR	-	○	7, 19
25		オオスミビロウドマイマイ		-	-	NT	CR	-	○	3, 7, 19	
26		シメクチマイマイ		-	-	-	NT	-	○	3, 7, 19, 21	
27		コベソマイマイ		-	-	-	NT	-	○	3, 7, 19, 21	
28		オナジマイマイ	ヒゴフリイデルマイマイ	-	-	-	DD	-	○	3, 19, 21	
29			コウベマイマイ類似種	-	-	-	DD	-	○	19	
30			ツクシマイマイ	-	-	-	-	-	○	3, 16, 19, 21	
31	セトウチマイマイ		-	-	-	DD	-	○	19		
32	イロアセオトメマイマイ		-	-	-	-	-	○	3, 19		
33	キュウシュウシロマイマイ		-	-	-	NT	-	○	19		
計	4 目	12 科	33 種	0 種	0 種	17 種	28 種	0 種	26 種	-	

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従い、底生動物と同じ分類階級名で整理した。科及び種の分類及び配列は「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ 平成10年12月」に準拠し、学識意見を参考に一部変更している。

注2：文献No.は表3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表3.1.5-3に対応する。

表 3.1.5-12 底生動物の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献No.
				A	B	C	D	E	F	
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ	—	—	VU	—	—	—	3, 16
2		エゾマメタニシ	ヒメマルマメタニシ	—	—	VU	VU	—	—	3, 19
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ	—	—	NT	—	—	○	3, 16, 19
4	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ	—	—	NT	—	—	—	16
5			マシジミ	—	—	VU	—	—	—	16
合計	3目	4科	5種	0種	0種	5種	1種	0種	1種	—

注1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度）」（令和6年10月 国土交通省 HP）に従った。

注2：文献No.は表 3.1.5-1、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-3 に対応する。

2) 動物の注目すべき生息地

計画路線及びその周囲には、動物の注目すべき生息地は確認されなかった。

(2) 植物の生育の状況

計画路線及びその周囲の植物の生育状況を把握するに当たり、収集した文献及びその他の資料は、表 3.1.5-13 に示すとおりである。

表 3.1.5-13 植物に係る収集文献

文献No.	収集文献
1	「熊本県植物誌」(昭和44年 熊本記念植物採集会編)
2	「レッドデータブックくまもと 2019」(令和元年 熊本県)
3	「改訂・熊本県の保護上重要な野生動植物ーレッドデータブックくまもと2009ー」(平成21年 熊本県)
4	「熊本の自然」(昭和52年 日本生物教育会 熊本大会編)
5	「西原村誌」(平成22年 西原村)
6	「熊本県におけるハナハタザオ (アブラナ科) の再発見 The Japanese Society for Plant Systematics Bunrui 15(2):175-177」(平成27年 藤井伸二・佐藤千芳・仮屋崎忠)
7	「くまもとの外来生物」(平成22年 熊本県希少野生動植物検討委員会)
8	専門家等へのヒアリングにより得られた生息情報
9	「レッドリストくまもと2024」(平成6年 熊本県)

① 植物相の状況

計画路線及びその周囲における植物相の概要は、表 3.1.5-14 に示すとおりである。

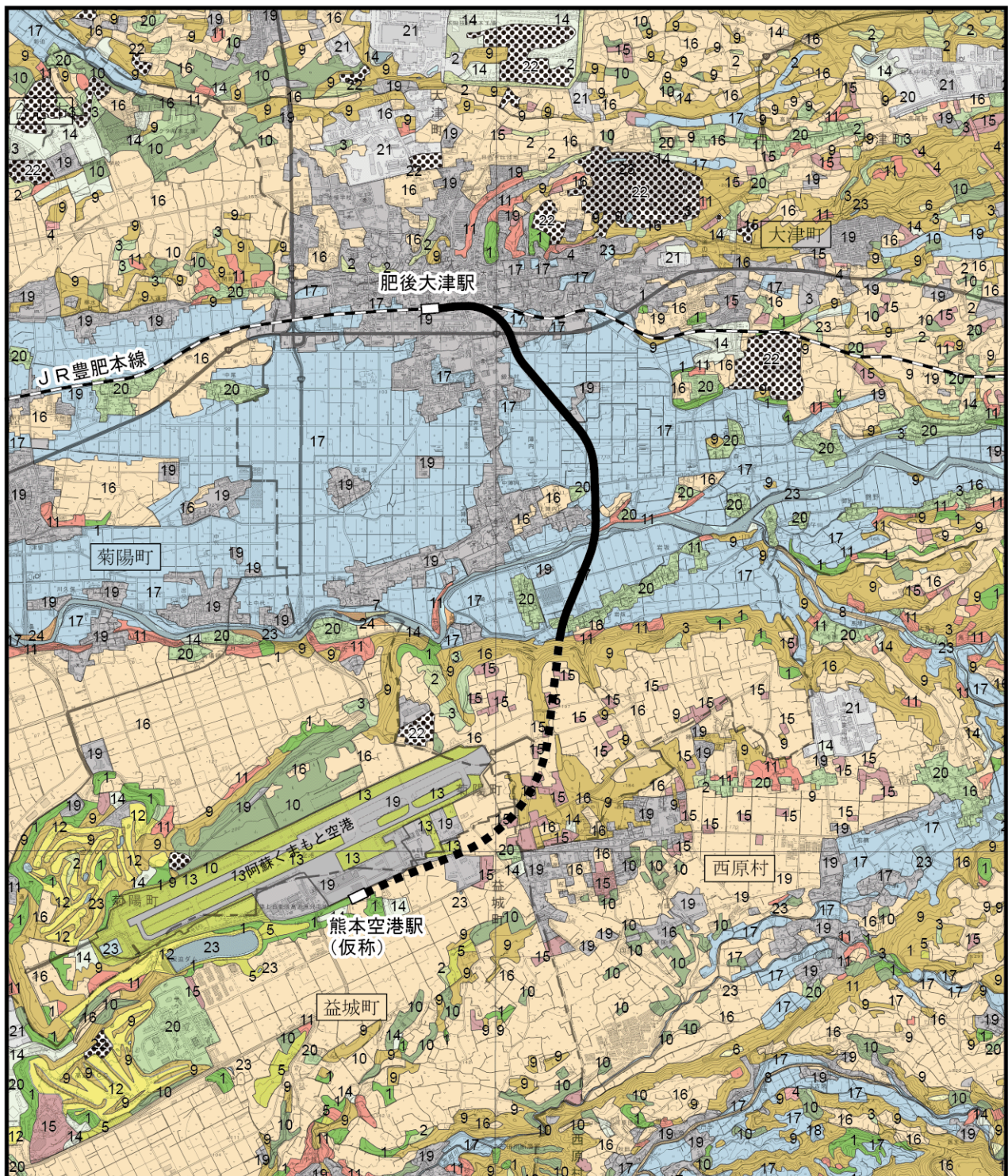
表 3.1.5-14 文献その他の資料による植物相の概要

分類群	確認種数		主な確認種
ヒカゲノカズラ綱	1科	3種	ヒメクラマゴケ、タチクラマゴケ、イワヒバ
大葉シダ綱	16科	70種	スギナ、ゼンマイ、カニクサ、ワラビ、ホシダ等
裸子植物	3科	5種	カヤ、イチイ等
基部被子植物	7科	27種	エビモ、ヤナギモ、クロモ等
単子葉類	26科	230種	メダケ、ヨシ、ススキ、アキノエノコログサ、カヤツリグサ、ウキクサ等
真正双子葉類	99科	591種	ドクダミ、ツブラジイ、カナムグラ、アカザ、カタバミ、ホトケノザ等
合計	152科	926種	—

② 植生

「第6回、第7回自然環境保全基礎調査」によると、計画路線及びその周囲の植生の状況は、図3.1.5-1に示すとおりである。

大部分が水田雑草群落、畑雑草群落、市街地等の自然度が低い代償植生となっている。計画路線からやや離れた場所に広葉樹林等がみられるものの、局所的であり面積は小さい。



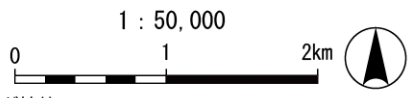
凡例

- 計画路線 (地表式、嵩上式)
- ■ ■ ■ ■ 計画路線 (地下式)
- - - - 行政界

- 1 シイ・カシ二次林
- 2 コナラ群落 (Ⅶ)
- 3 アカメガシワカラスザンショウ
- 4 クズ群落
- 5 ネザサーススキ群集
- 6 伐採跡地群落 (Ⅶ)
- 7 ヨシクラス
- 8 ツルヨシ群集
- 9 スギ・ヒノキ・サワラ植林

- 10 クヌギ植林
- 11 竹林
- 12 ゴルフ場・芝地
- 13 牧草地
- 14 路傍・空地雑草群落
- 15 果樹園
- 16 畑雑草群落
- 17 水田雑草群落
- 18 放棄水田雑草群落

- 19 市街地
- 20 緑の多い住宅地
- 21 工場地帯
- 22 造成地
- 23 開放水域
- 24 自然裸地



1 : 50,000

出典：「自然環境調査 Web-GIS 植生調査 (第 6・7 回)」(令和 7 年 7 月閲覧 環境省生物多様性センター HP)

図 3.1.5-1 現存植生図

③ 植物の重要な種及び重要な植物群落等分布

計画路線及びその周囲における植物の重要な種及び重要な植物群落等は、表 3.1.5-15 に示す法令や規則及び専門家等へのヒアリングにより得られた生育情報のうち、重要な種等の選定根拠に基づいて選定した。

表 3.1.5-15 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定根拠

選定根拠		ランク
重要な種	A 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「熊本県文化財保護条例」 (昭和51年熊本県条例第48号) 「菊陽町文化財保護条例」 (昭和53年菊陽町条例第16号)	・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天然) ・県指定天然記念物(県天) ・町指定天然記念物(町天)
	B 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) うち・特定第一種国内希少野生動植物種(一種) ・特定第二種国内希少野生動植物種(二種)
	C 「第5次レッドリスト(植物・菌類)の公表について(お知らせ)」(令和7年、環境省)	・絶滅(EX) ・情報不足(DD) ・野生絶滅(EW) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT)
	D 「レッドリストくまもと2024」 (令和6年 熊本県)	・絶滅(EX) ・情報不足(DD) ・野生絶滅(EW) ・要注目種(AN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT)
	E 「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成16年熊本県条例第19号)	・指定希少野生動植物(指定)
	F 専門家等へのヒアリングにより得られた生息情報	—
重要な植物群落	A (再掲) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「熊本県文化財保護条例」 (昭和51年熊本県条例第48号) 「菊陽町文化財保護条例」 (昭和53年菊陽町条例第16号)	・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天然) ・県指定天然記念物(県天) ・町指定天然記念物(町天)
	G 「植物群落レッドデータブック」 (平成8年 我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会)	・植物群落
	H 「レッドリストくまもと2024」(令和6年 熊本県)	・植物群落
	I 「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落報告書(熊本県版)」(昭和54年 環境庁) 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(熊本県版)」(昭和63年 環境庁) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)	・特定植物群落
巨樹・巨木林	A (再掲) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「熊本県文化財保護条例」 (昭和51年熊本県条例第48号) 「菊陽町文化財保護条例」 (昭和53年菊陽町条例第16号)	・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天然) ・県指定天然記念物(県天) ・町指定天然記念物(町天)
	J 「第4回、第6回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 九州、沖縄版」 (平成5年 平成17年 環境省)	・巨樹・巨木林
	K 「ふるさと熊本の樹木」 (令和7年7月閲覧 熊本県HP)	・ふるさとの象徴

1) 植物の重要な種

植物の重要な種の選定結果は、表 3. 1. 5-16 に示すとおりであり、94 種が確認されている。

表 3. 1. 5-16(1) 植物の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.	
				A	B	C	D	E	F		
1	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ	-	-	NT	CR	-	-	1, 2	
2		サンショウモ	アカウキクサ	-	-	EN	CR	-	-	1, 2	
3		サンショウモ	サンショウモ	-	-	NT	CR	-	-	1, 2	
4	ウラボシ	イノモトソウ	タキミシダ	-	-	VU	CR	-	-	2, 3, 5	
5			エビガラシダ	-	-	VU	VU	-	-	1	
6	ヒノキ	イチイ	イチイ	-	-	-	NT	-	-	5	
7	スイレン	スイレン	コウホネ	-	-	-	CR	-	-	1, 2	
8	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ	-	-	-	NT	-	-	1	
9		ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ	-	-	-	NT	-	-	5	
10	ショウブ	ショウブ	ショウブ	-	-	-	NT	-	-	1	
11	オモダカ	トチカガミ	クロモ	-	-	-	DD	-	-	1	
12			トチカガミ	-	-	NT	CR	-	-	1, 2	
13			ミズオオバコ	-	-	NT	VU	-	-	1, 2	
14		ヒルムシロ	ヒルムシロ	-	-	-	NT	-	-	1	
15	ユリ	ユリ	ノヒメユリ	-	-	VU	VU	-	○	5, 8	
16			ヒメユリ	-	-	EN	CR	指定	-	4	
17	クサスギカズラ	ラン	ムギラン	-	-	NT	NT	-	○	1, 8	
18			キエビネ	-	-	VU	EN	-	-	1, 2	
19			エビネ	-	-	NT	VU	-	○	1, 2, 5, 8	
20			ギンラン	-	-	-	VU	-	-	1	
21			キンラン	-	-	NT	NT	-	○	5, 8	
22			カキラン	-	-	-	NT	-	-	5	
23			アキザキヤツシロラン	-	-	-	VU	-	○	8	
24			ハルザキヤツシロラン	-	-	VU	VU	-	○	8	
25			ダイサギソウ	-	-	EN	CR	指定	○	2, 3, 5, 8	
26			ミズトンボ	-	-	NT	NT	-	-	1	
27			ムカゴソウ	-	-	VU	NT	-	-	5	
28			ササバラシ	-	-	VU	CR	-	-	2, 3, 5	
29			マイサギソウ	-	-	-	CR	-	○	5, 8	
30			ヤマサギソウ	-	-	VU	CR	-	-	2, 3, 5	
31			ヤマトキソウ	-	-	-	VU	-	-	2, 3, 5	
32			クモラン	-	-	-	NT	-	○	4, 8	
33			キンバイザサ	キンバイザサ	-	-	-	CR	-	-	5
34				コキンバイザサ	-	-	-	EN	-	○	2, 3, 5, 8
35		ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ	-	-	NT	CR	-	-	1, 2
36		イネ	ガマ	ヤマトミクリ	-	-	NT	VU	-	-	1
37	ホシクサ		ホシクサ	-	-	-	NT	-	-	1	
38			イトイヌノヒゲ	-	-	-	VU	-	-	2, 3, 5	
39	カヤツリグサ		タイワンスゲ	-	-	VU	AN	-	○	8	
40			シンジュガヤ	-	-	-	VU	-	-	2, 3, 5	
41			コシンジュガヤ	-	-	-	VU	-	-	2, 5	
42	イネ		ウシクサ	-	-	-	NT	-	-	1, 5	
43	マツモ		マツモ	マツモ	-	-	-	DD	-	-	1
44	キンボウゲ	キンボウゲ	オキナグサ	-	-	NT	VU	-	-	2, 5	
45	ヤマモガシ	アワブキ	アオカズラ	-	-	EN	NT	-	-	1	
46	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク	-	-	NT	NT	-	-	1	
47	マメ	マメ	カワラケツメイ	-	-	-	NT	-	-	1, 5	
48			イヌハギ	-	-	NT	EN	-	-	1, 2, 3, 5	
49			マキエハギ	-	-	-	NT	-	-	1	
50	バラ	バラ	ヤマブキショウマ	-	-	-	DD	-	-	5	
51			ツチグリ	-	-	VU	CR	-	○	2, 3, 5, 8	
52	キントラノオ	スマレ	キスマレ	-	-	-	NT	-	-	5	
53		ヤナギ	ノヤナギ	-	-	-	NT	-	-	5	

注 1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度）」（令和 6 年 10 月 国土交通省 HP）に従った。

注 2：文献 No. は表 3. 1. 5-13、重要な種の選定根拠は表 3. 1. 5-15 に対応する。

表 3.1.5-16(2) 植物の重要な種

No.	目	科	種	選定根拠						文献 No.
				A	B	C	D	E	F	
54		トウダイグサ	ニシキソウ	-	-	-	DD	-	-	1
55	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ	-	-	NT	NT	-	-	1
56			ホザキキカシグサ	-	-	EN	EN	指定	-	1
57		アカバナ	ミズユキノシタ	-	-	-	NT	-	-	1
58		ノボタン	ヒメノボタン	-	-	NT	EN	-	○	2, 3, 5, 8
59	アブラナ	アブラナ	ハナハタザオ	-	-	CR	CR	指定	○	2, 6, 8
60			コイヌガラシ	-	-	NT	VU	-	-	-
61	ツツジ	ツリフネソウ	キツリフネ	-	-	-	-	-	○	1, 8
62		ハナシノブ	ハナシノブ	-	一種	CR	CR	-	-	4
63		サクラソウ	リュウキュウコザクラ	-	-	-	CR	-	○	2, 3, 5, 8
64		ツツジ	ウメガサソウ	-	-	-	NT	-	-	4
65			マルバノイチヤクソウ	-	-	-	VU	-	-	-
66	リンドウ	アカネ	イナモリソウ	-	-	-	NT	-	-	4
67		リンドウ	ムラサキセンブリ	-	-	NT	VU	-	-	1, 2, 3, 5
68		キョウチクトウ	シタキソウ	-	-	-	VU	-	-	1, 2
69			ロクオンソウ	-	-	VU	VU	-	○	2, 3, 5, 8
70			スズサイコ	-	-	NT	VU	-	-	2, 3, 5
71	シソ	オオバコ	ホソバヒメトラノオ	-	-	EN	VU	-	-	2, 3, 5
72			イヌノフグリ	-	-	NT	EN	-	-	1, 2
73			カワヂシャ	-	-	NT	NT	-	○	1, 8
74		タヌキモ	タヌキモ	-	-	NT	-	-	-	1
75		シソ	カイジンドウ	-	-	VU	CR	-	○	2, 8
76			コムラサキ	-	-	-	VU	-	○	2, 8
77			メハジキ	-	-	-	NT	-	○	8
78			オオヤマジソ	-	-	NT	VU	-	-	2, 3, 5
79			ミゾコウジュ	-	-	NT	-	-	○	1, 8
80		ハマウツボ	ツクシコゴメグサ	-	-	EN	VU	-	-	2, 5
81			キヨスミウツボ	-	-	-	EN	-	-	2, 3, 5
82	キク	ミツガシワ	アサザ	-	-	NT	CR	-	-	1, 2
83		キク	アソノコギリソウ	-	-	NT	AN	-	-	5
84			ヒロハマヨモギ	-	-	NT	AN	-	-	5
85			タカサブロウ	-	-	-	NT	-	-	1, 5
86			イズハハコ	-	-	NT	EN	-	-	1, 2
87			オグルマ	-	-	-	DD	-	-	1
88			ホソバオグルマ	-	-	VU	AN	-	-	1, 5
89			タカサゴソウ	-	-	VU	DD	-	-	1
90			アソタカラコウ	-	-	VU	NT	-	-	5
91			ヒナヒゴタイ	-	国内	VU	CR	-	-	1
92			キリシマヒゴタイ	-	-	-	NT	-	-	5
93		オナモミ	-	-	VU	EX	-	-	1	
94		セリ	セリ	ミシマサイコ	-	-	VU	EN	-	-
計	25 目	45 科	94 種	0 種	2 種	54 種	91 種	4 種	22 種	-

注 1：種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 6 年度）」（令和 6 年 10 月国土交通省 HP）に従った。

注 2：文献 No. は表 3.1.5-13、重要な種の選定根拠は表 3.1.5-15 に対応する。

2) 重要な植物群落

計画路線及びその周囲において、表 3.1.5-15 の選定根拠に示す重要な植物群落は確認されなかった。

3) 巨樹・巨木林

計画路線及びその周囲における巨樹・巨木林は、表 3.1.5-17 及び図 3.1.5-2 に示すとおりである。

樹種としては、クスノキ、イチョウ、スギ、エノキ、ムクノキ、アラカシ、モッコク等があり、計画路線に近接する巨樹としては、No.9・10 のクスノキ、No.11・12 のムクノキがある。

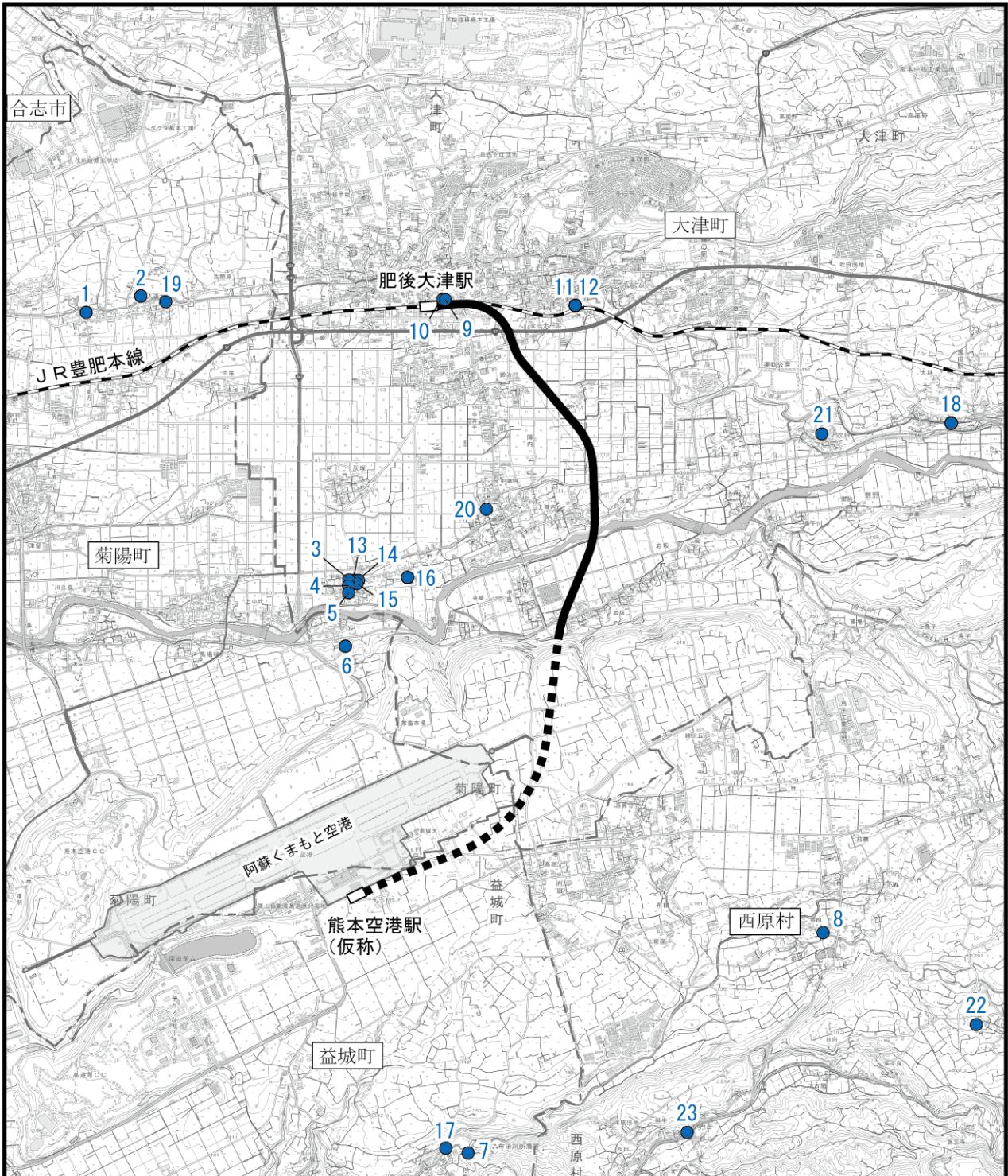
表 3.1.5-17 巨樹・巨木林

No.	樹種	名称	樹周 (cm)	樹高 (m)	選定根拠		
					A	J	K
1	ムクノキ	—	—	—	○	—	
2	クスノキ	入道水菅原神社の楠	780	25	町天	○	—
3	イチョウ	—	—	—	—	○	—
4	エノキ	—	—	—	—	○	—
5	エノキ	—	—	—	—	○	—
6	ムクノキ	妙見さんの棕の木	480	22	—	○	○
7	スギ	—	—	—	—	○	—
8	シイノキ	—	—	—	—	○	—
9	クスノキ	—	—	—	—	○	—
10	クスノキ	—	580	18	—	○	—
11	ムクノキ	—	560	15	—	○	—
12	ムクノキ	—	520	30	—	○	—
13	イチョウ	—	500	30	—	○	—
14	エノキ	—	560	30	—	○	—
15	エノキ	—	445	25	—	○	—
16	ムクノキ	棕殿様、天神森の棕	790	21	町天	○	—
17	スギ	—	328	25	—	○	—
18	ケヤキ	—	310	28	—	○	—
19	アラカシ	古宮の檜	310	13	—	—	○
20	モッコク	江藤家の木こく	—	—	—	—	○
21	スダジイ	上村家の椎の木	—	—	—	—	○
22	イチイガシ	八王社のイチイガシ	—	—	—	—	○
23	ムクノキ	門出橋の棕の木	—	—	—	—	○

選定根拠 A:「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」、「菊陽町文化財保護条例」

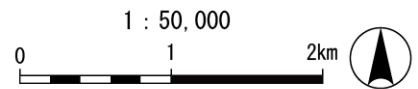
J:「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林(第 4・6 回)」(令和 7 年 7 月閲覧 環境省生物多様性センターHP)

K:「ふるさと熊本の樹木」(令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP)



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 巨樹・巨木林



出典：「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」、「菊陽町文化財保護条例」
 「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林（第4・6回）」（令和7年7月閲覧 環境省生物多様性センター HP）
 「ふるさと熊本の樹木」（令和7年7月 熊本県 HP）

図 3.1.5-2 巨樹・巨木林

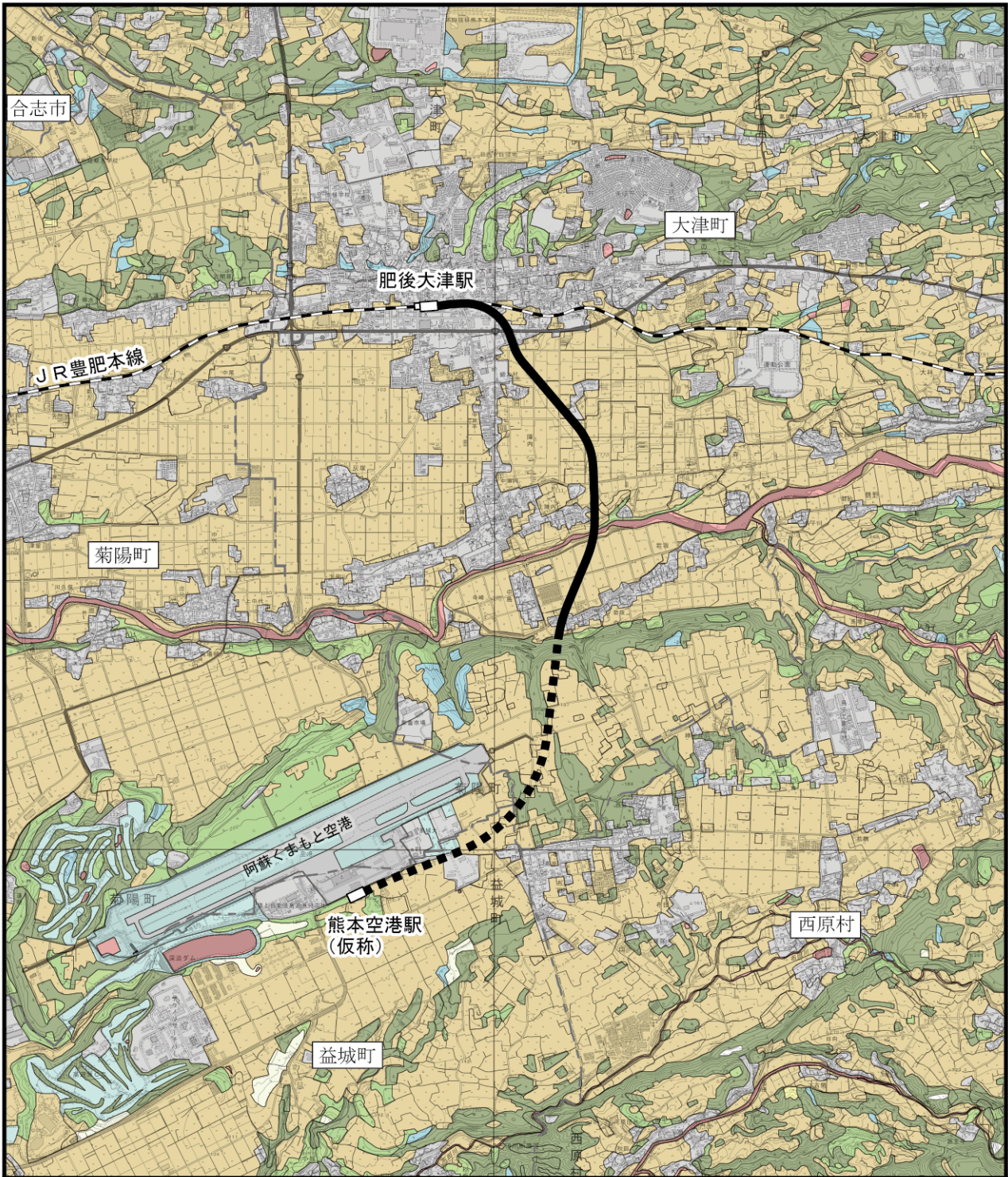
(3) 生態系の状況

① 自然環境の類型化

計画路線及びその周囲の自然環境について、植生図の凡例から表 3.1.5-18 に示す 10 の環境類型に区分した。環境類型区分図は、図 3.1.5-3 に示すとおりである。

表 3.1.5-18 環境類型区分一覧

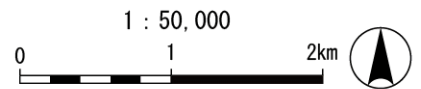
環境類型区分	植生の凡例
耕作地	路傍・空地雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落
市街地等	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
湿原・河川・池沼植生	ヨシクラス、ツルヨシ群集、開放水域、自然裸地
常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林
植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ植林
竹林	竹林
低木群落	クズ群落
二次草原	ネザサーススキ群集
牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地、牧草地
落葉広葉樹二次林	コナラ群落、アカメガシワーカラスザンショウ群落



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- ■ ■ ■ ■ 計画路線（地下式）
- - - - 行政界

- | | |
|------------|-------------|
| 耕作地 | 低木群落 |
| 市街地等 | 二次草原 |
| 湿原・河川・池沼植生 | 牧草地・ゴルフ場・芝地 |
| 常緑広葉樹二次林 | 落葉広葉樹二次林 |
| 植林地 | |
| 竹林 | |



出典：「自然環境調査 Web-GIS 植生調査（第6・7回）」（令和7年7月閲覧 環境省生物多様性センター HP）

図 3.1.5-3 環境類型区分図

② 生態系の概要

計画路線及びその周囲は、水田・耕作地・市街地等がほとんどであるが、大きな水面として白川が東から西に流れ、阿蘇くまもと空港南側には深迫ダムのダム湖が広がる。また、丘陵地と低地の境界部には針葉樹植林、阿蘇くまもと空港周縁には広葉樹二次林がみられる。そのため、生態系は「水田・耕作地・市街地等」、「河川・池沼」及び「森林」の3区分について検討する。

1) 水田・耕作地・市街地等の生態系

文献調査結果や専門家ヒアリングから、水田・耕作地・市街地等では、下位の消費者であるハタネズミといった哺乳類、バッタ類・コオロギ類、キアゲハ、モンシロチョウ、ベニシジミ等の昆虫類や、ウスカワマイマイ、オカチョウジガイ、タニシ類等の貝類、中位の消費者であるカラス類、ツバメ、カララヒワ等の鳥類、アオダイショウ、ニホンカナヘビ等の爬虫類、ツチガエル、ウシガエル等の両生類や、カマキリ類、トンボ類、ゲンゴロウ類等の昆虫類、上位の消費者であるキツネ、タヌキ、イタチ類等の哺乳類、サギ類、オオタカ、サシバ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。

水田・耕作地・市街地等の生態系における食物連鎖模式図は、図 3.1.5-4 に示すとおりである。

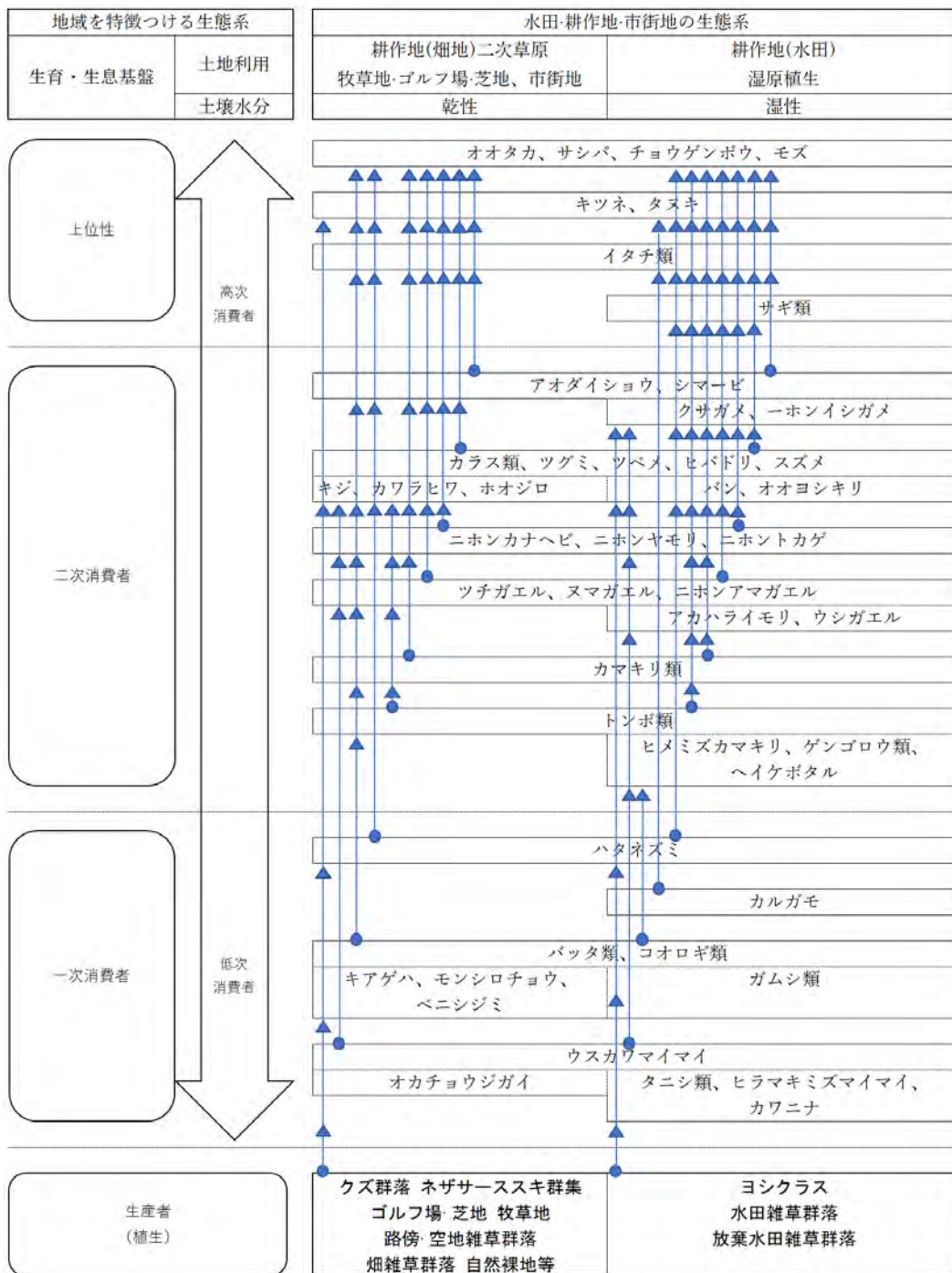


図 3.1.5-4 計画路線及びその周囲の食物連鎖模式図
(推定:水田・耕作地・市街地等)

2) 河川・池沼の生態系

文献調査結果や専門家ヒアリングから、河川・池沼では、下位の消費者であるカモ類等の鳥類、アユといった魚類、カゲロウ類、トビケラ類等の水生昆虫類や、カワニナ、モノアラガイ、ウスカワマイマイ等の貝類、中位の消費者であるカイツブリ、チドリ類、セッカ等の鳥類、ヤマカガシ、クサガメ等の爬虫類、アカハライモリ、ウシガエル等の両生類、タナゴ類、オイカワ等の魚類や、サナエトンボ類、カワゲラ類、タイコウチ、ゲンゴロウ類等の昆虫類、上位の消費者であるイタチ類等の哺乳類、サギ類、オオタカ、カワセミ、ヤマセミ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。

河川・池沼の生態系における食物連鎖模式図は、図 3.1.5-5 に示すとおりである。

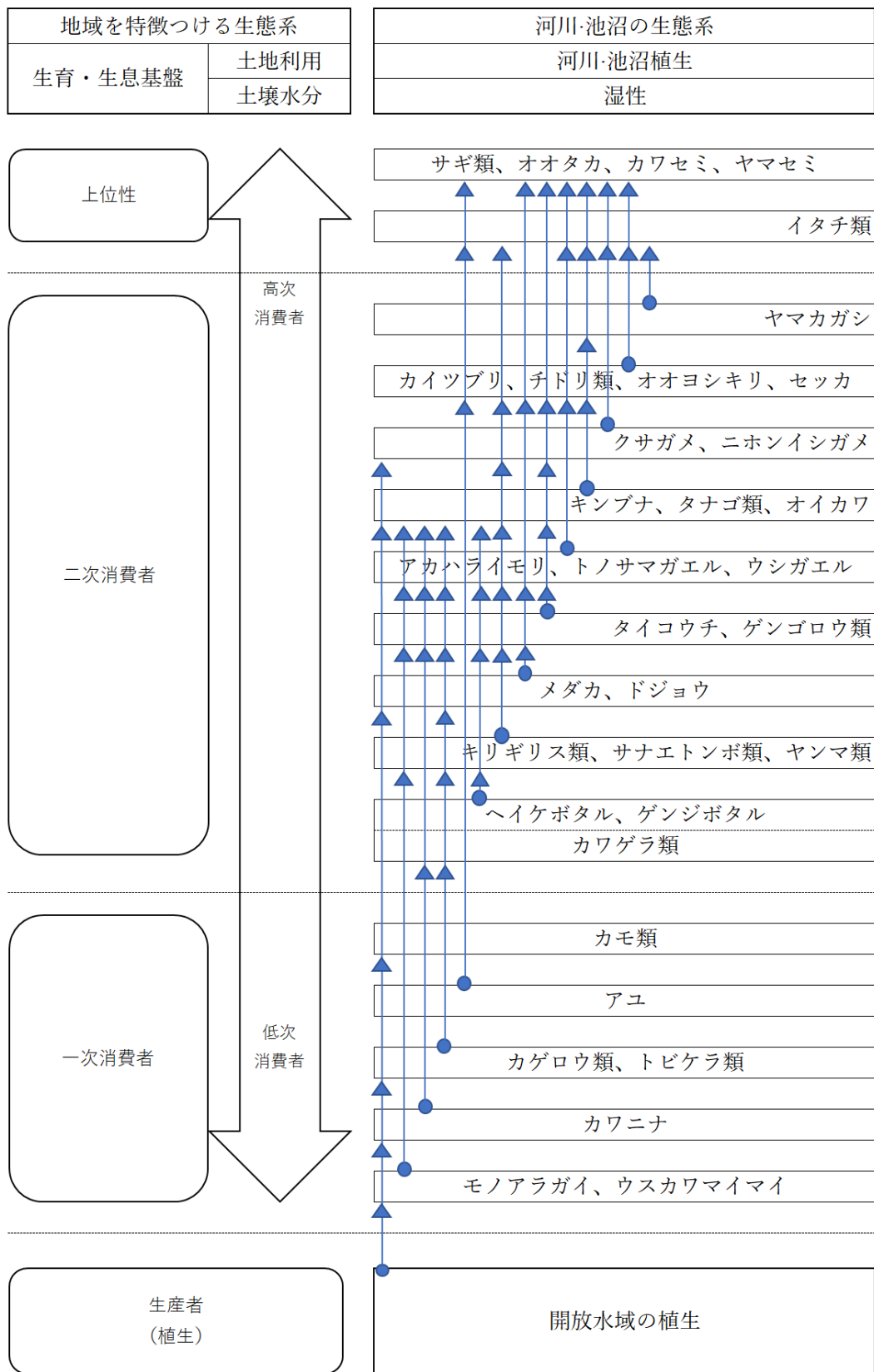


図 3.1.5-5 計画路線及びその周囲の食物連鎖模式図 (推定:河川・池沼)

3) 森林の生態系

文献調査結果や専門家ヒアリングから、森林では、下位の消費者であるノウサギといった哺乳類、クワガタムシ類、カミキリムシ類、ジャノメチョウ類、オオムラサキ等の昆虫類や、ナメクジ、マイマイ類の貝類、中位の消費者であるアカネズミ、ヒメネズミ等の哺乳類、キツツキ類、カラ類、ヒヨドリ等の鳥類、アオダイショウ、シマヘビ等の爬虫類、ニホンヒキガエル、アカガエル類等の両生類、オサムシ類、スズメバチ類等の昆虫類、上位の消費者であるキツネ、イタチ類等の哺乳類、オオタカ、サシバ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。

森林の生態系における食物連鎖モード図は、図 3.1.5-6 に示すとおりである。

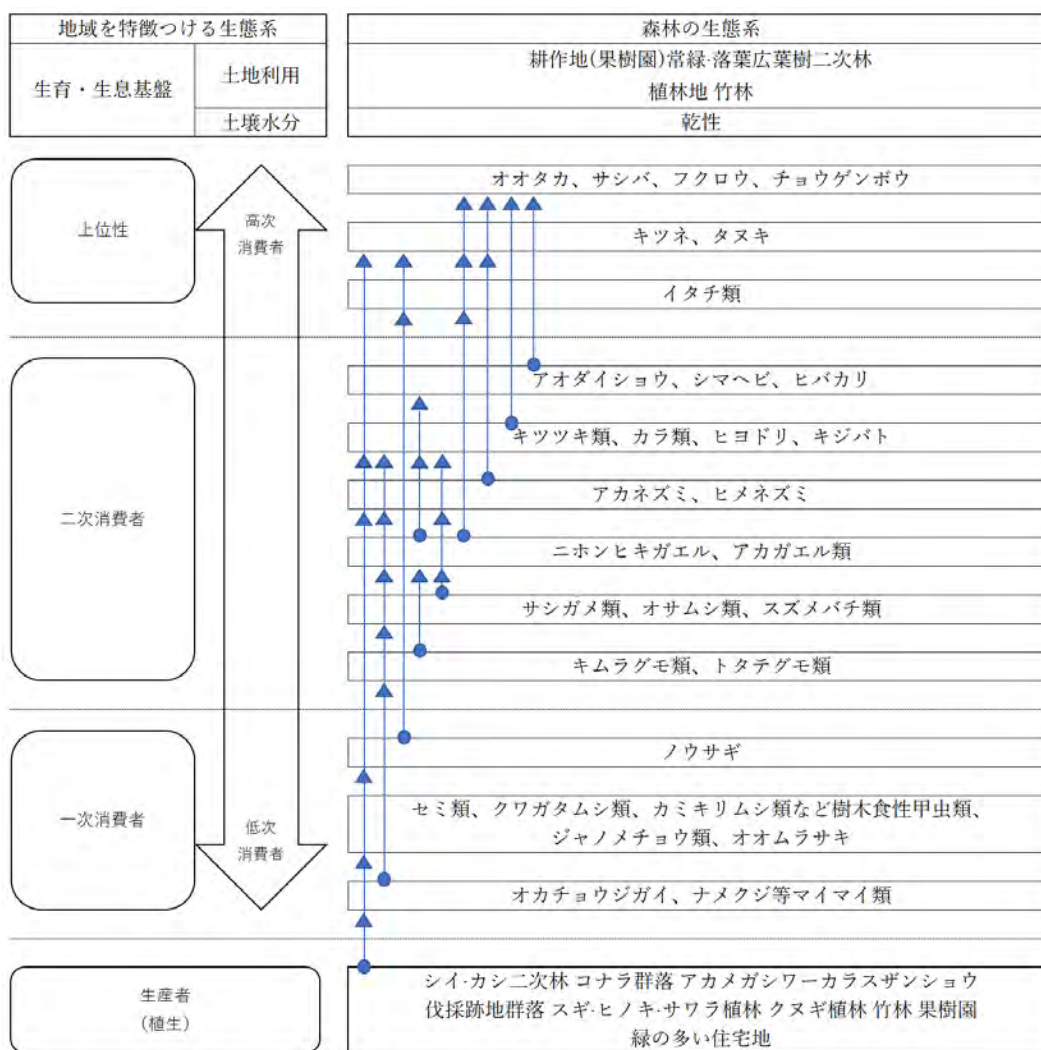


図 3.1.5-6 計画路線及びその周囲の食物連鎖モード図 (推定:森林)

③ 重要な自然環境のまとまりの場

表 3.1.5-19 に示す選定根拠に基づいて選定した重要な自然環境のまとまりの場は、図 3.1.5-7 に示すとおりである。

計画路線及びその周囲には、大津町及び益城町の一部で保安林が確認された。

表 3.1.5-19 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

選定根拠		
A	特定植物群落	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム)における特定植物群落
B	植物群落	「レッドリストくまもと 2024」(令和 6 年 熊本県)
C	国立公園、国定公園、 県立自然公園	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)、「熊本県立自然公園条例」(昭和 33 年熊本県条例第 45 号)における自然公園の区域
D	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)における国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区
E	自然植生	「自然環境保全基礎調査 第 2~5 回基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム)において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等
F	保安林	「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)により指定された保安林
G	重要な湿地	「生物多様性国家戦略 2012-2020」にもとづく「日本の重要湿地 500」の見直しにおける重要湿地(平成 28 年 環境省)
H	ハビタット	「レッドリストくまもと 2024」(令和 6 年 熊本県)

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

計画路線及びその周囲における景観資源は表 3.1.6-1 に、主要な眺望点は表 3.1.6-2 に、景観資源及び主要な眺望点の位置は図 3.1.6-1 に示すとおりである。

景観資源として、「阿蘇火山」及び「大津街道菊陽杉並木」等が存在する。また、主な眺望点は、「昭和園」、「阿蘇くまもと空港展望デッキ」等、13箇所存在する。

表 3.1.6-1 景観資源

名称	所在地	概要	出典
阿蘇火山	菊陽町、大津町、西原村、益城町	阿蘇山による火山群	「第3回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図」 (平成元年 環境庁)
大津街道 菊陽杉並木	菊陽町	昭和48年6月28日、熊本県自然環境保全条例に基づく郷土修景美化地域に指定。 加藤清正公が大津街道(現在の県道337号)に植えたといわれる樹齢四百年をほこる杉並木。	「自然環境保全地域等一覧」 (令和7年7月閲覧 熊本県HP)
馬場楠井手の鼻ぐり	菊陽町	平成31年3月26日、県史跡に指定。 加藤(清正)氏統治期に作られた農業用水路。土木に関する遺跡としては、17世紀初頭の水路の形態を保ち、現在まで大きな改変なく現役で利用されている。	「県指定文化財一覧_県史跡」 (令和7年7月閲覧 熊本県HP) 「指定文化財等一覧」 (令和7年7月閲覧 菊陽町HP)
布田川断層帯	益城町 (杉堂地区)	平成30年2月13日、国天然記念物に指定。 潮井公園内に鎮座する「潮井神社」境内地に表出した地表地震断層。	「国指定文化財等データベース_天然記念物」 (令和7年7月閲覧 文化庁HP)
白川流域 かんがい用水群	菊陽町、大津町	平成30年8月14日、世界かんがい施設遺産に登録。 江戸初期に供用開始され、当時としては卓越した技術で建設された堰や用水路であり、熊本の水田を潤し農業の発展に貢献した歴史的価値のある農業水利施設。	「世界かんがい施設遺産 登録施設の概要」 (令和7年7月閲覧 農林水産省HP) 「世界かんがい施設遺産に登録されました」 (令和7年7月閲覧 熊本市HP)

表 3.1.6-2 主要な眺望点

町村名	名称	概要
大津町	昭和園	町内一を誇る約4万本のつつじが咲く公園である。ヒラド、ヨドガワ、クルマをはじめたくさんの品種を楽しむことができる。
	高尾野森林公園	山そのものの状態を保ちながら整備を行ったため、自然環境が数多く残されており、筍、タラの芽、わらびなど四季折々の山の恵みを与えてくれる。
	清正公道公園	清正公道とは豊後街道の大津町から二重の峠までの道のことであり、現在は、一部当時の面影を残しながら公園化されており、春には桜やつつじが見事に咲きほこっている。
	大津町運動公園	自然豊かで緑が多い運動公園。幼児から高齢者まで幅広い年代の人々がサッカー・バスケットボール・バレーボールを始めとした多種多様なスポーツを楽しむことができる。
	道の駅大津	国道57号線沿いにある道の駅。県内各地の特産品やお土産を販売している。
	大津日吉神社	大津町を一望する高台（十文字山・舞鶴城址）にある神社は、東に煙りたなびく大阿蘇の峰々を遙かに仰ぎ、金峰山を西に望む絶景の地となっている。
	七障子橋	白川にかかる橋梁で、多くの地域住民が行き交う場所である。眺望がよく、計画路線に近接する地元住民が景観を眺望する代表的な地点として抽出した。
菊陽町	ふれあいの森公園	公園内には広場、キャンプ場、研修センターがある。
	鼻ぐり井手公園	文化財である「馬場楠井手の鼻ぐり」近傍に整備された公園である。
西原村	布田公園	公園横を流れる布田川沿いに桜並木やコスモス畑がある。
益城町	テクノ中央緑地	主な施設として、噴水、滝（ウォーターカーテン）、芝生広場、こもれびの並木、東屋等が整備され、高中木39種類、計522本が植えられている。
	潮井自然公園	公園内には国指定天然記念物の布田川断層帯（杉堂）があり、四賢貴婦人記念館、多目的広場、大型複合遊具が設置されている。
	阿蘇くまもと空港展望デッキ	阿蘇くまもと空港の旅客ターミナルビル4Fにある展望デッキである。

出典：「おすすめスポット」（令和7年7月閲覧 大津町 HP）
「大津町 暮らしの便利帳」（令和6年2月 大津町/株式会社サイネックス）
「道の駅大津」（令和7年7月閲覧 九州の道の駅 HP）
「大津日吉神社 HP トップページ」（令和7年7月閲覧 大津日吉神社 HP）
「レジャースポット」（令和7年7月閲覧 菊陽町文化財ツーリズム HP）
「町内観光マップ」（令和7年7月閲覧 菊陽町 HP）
「菊陽町ガイドマップ」（令和7年7月閲覧 菊陽町 HP）
「【布田地区の桜】2022」（令和7年7月閲覧 西原村観光協会 HP）
「【コスモス畑】布田公園（ぶらり旅：ver23）」（令和7年7月閲覧 西原村観光協会 HP）
「公園について」（令和7年7月閲覧 SFT 共同企業体 HP）
「益城町ぎゅぎゅっとマップ」（令和7年7月閲覧 益城町 HP）
「展望デッキ」（令和7年7月閲覧 阿蘇くまもと空港 HP）

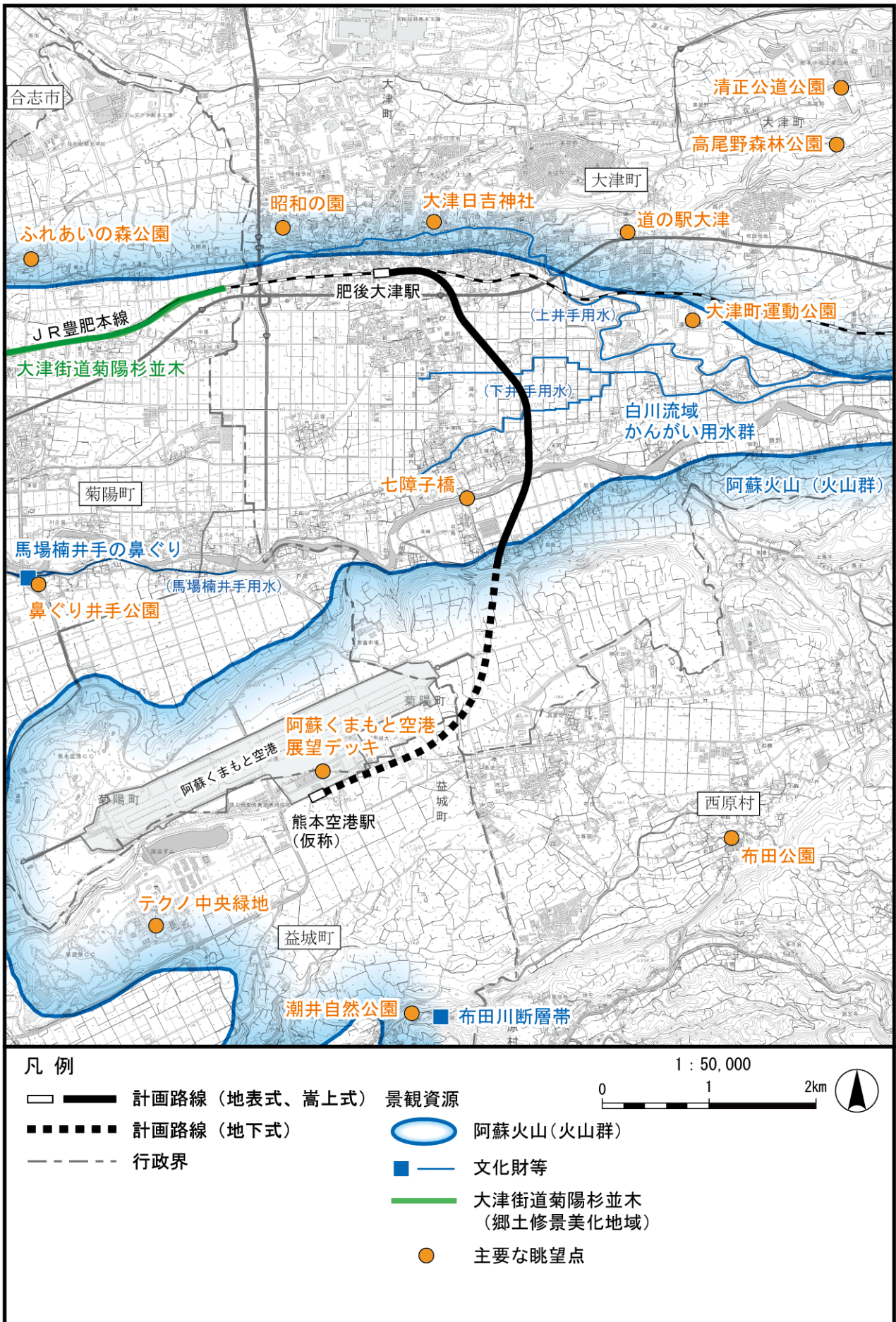


図 3.1.6-1 景観資源及び主要な眺望点

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

計画路線及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3. 1. 6-3 及び図 3. 1. 6-2 に示すとおりである。

人と自然との触れ合いの活動の場として、「昭和園」、「高尾野森林公園」等、自然観察及びキャンプを行うことができる公園等が存在する。

表 3. 1. 6-3 人と自然との触れ合いの活動の場

町村名	名称	主な用途	概要
大津町	昭和園	自然観察	町内一を誇る約 4 万本のつつじが咲く公園である。ヒラド、ヨドガワ、クルメをはじめたくさんの品種を楽しむことができる。
	高尾野森林公園	自然観察	山そのものの状態を保ちながら整備を行ったため、自然環境が数多く残されており、筍、タラの芽、わらびなど四季折々の山の恵みを与えてくれる。
	清正公道公園	自然観察	清正公道とは豊後街道の大津町から二重の峠までの道のことであり、現在は、一部当時の面影を残しながら公園化されており、春には桜やつつじが見事に咲きほこっている。
	上井手公園 (上井手浴い)	自然観察	加藤清正の治水政策の結果、白川の水を広く灌漑などに役立てるための上井手(堀川)をある意味顕彰するための公園で、水車なども復元されている。
	つつじ祭り	自然観察	大津町の町花は「つつじ」。春には大津日吉神社や昭和園を中心に町内各所で色鮮やかに咲き誇るつつじを目にすることができる。この時期には町の中心部で「大津つつじ祭り」が催される。
	大津日吉神社	自然観察	つつじの名所でもあり、春には満開のつつじを楽しむこともできる。
	大津町よかばいウォーキング	ウォーキング	人気のつつじスポット「大津日吉神社」と「昭和園」を巡るウォーキング。世界かんがい施設遺産「上井手用水」沿いの歴史も満喫できる。
	水路での環境教育	自然観察	環境教育として、小学生が水路の清掃等の活動を実施している。
菊陽町	ふれあいの森公園	キャンプ	公園内には広場、キャンプ場、研修センターがある。
	馬場楠井手の鼻ぐり	自然観察	鼻ぐり井手祭が行われ、貴重な文化財の見学や、探訪が行われたりしている。
	鼻ぐり井手公園	自然観察	鼻ぐり井手を真上から覗き込める展望台や、広い芝生広場などがある。
西原村	高遊原プレーンキャンプ	キャンプ	自然と利便性が調和した都市近郊型キャンプ場である。
	布田公園	自然観察	公園横を流れる布田川沿いに桜並木やコスモス畑がある。
	九州北部横断ルート	サイクリング	「阿蘇パノラマライン」を走り抜け、西原村、益城町へと続くルート。
益城町	テクノ中央緑地	自然観察	主な施設として、噴水、滝(ウォーターカーテン)、芝生広場、こもれびの並木、東屋等が整備され、高中木 39 種類、計 522 本が植えられている。
	エミナースキャンプ	キャンプ	プールの巨大スライダーのすぐ横にテントサイトがある。
	潮井自然公園	自然観察	公園内には国指定天然記念物の布田川断層帯(杉堂)があり、四賢貴婦人記念館、多目的広場、大型複合遊具が設置されている。

出典：「おすすめスポット」(令和 7 年 7 月閲覧 大津町 HP)

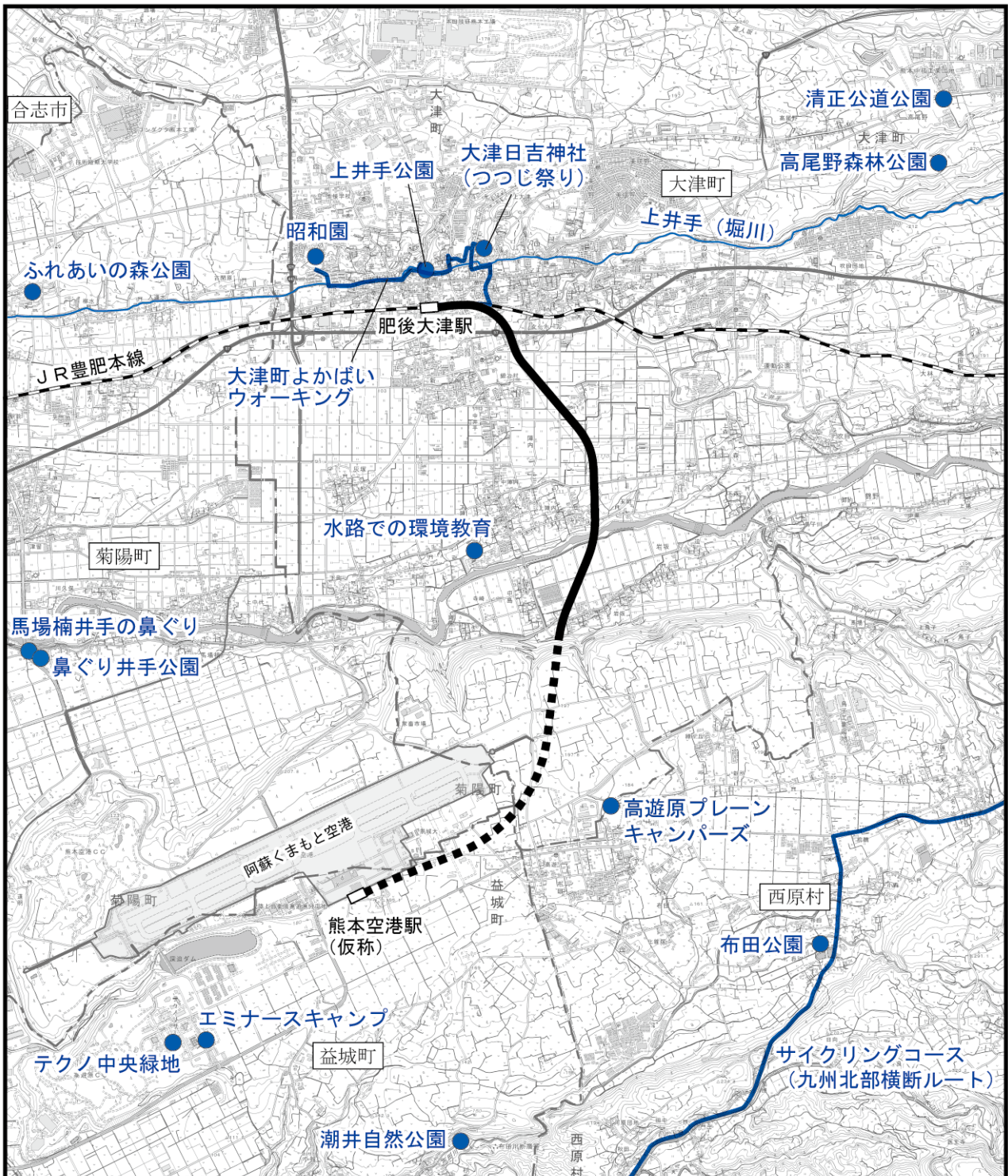
「大津町 暮らしの便利帳」(令和 6 年 2 月 大津町/株式会社サイネックス)

「上井手公園の水車」(令和 7 年 7 月閲覧 肥後おおづ観光協会 HP)

「大津つつじ祭り開催のお知らせ」

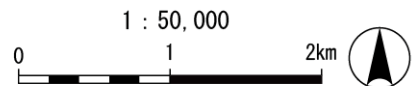
(令和 7 年 7 月閲覧 大津町役場商業観光課内明日の観光大津を創る会 HP)

「【大津日吉神社】つつじの名所で大津を一望しませんか」
(令和7年7月閲覧 肥後おおづ観光協会 HP)
「日吉神社日記」令和7年7月閲覧 大津日吉神社 HP)
「【2024年4月21日】つつじを満喫！大津町よかばいウォーキング」
(令和7年7月閲覧 肥後おおづ観光協会 HP)
「大津南小学校「クリーン南」下井手(とも井手)にて」(令和7年3月閲覧 おおきく土地改良区 HP)
「レジャースポット」(令和7年7月閲覧、菊陽町文化財ツーリズム HP)
「町内観光マップ」(令和7年7月閲覧 菊陽町 HP)
「菊陽町ガイドマップ」(令和7年7月閲覧 菊陽町 HP)
「鼻ぐり井手公園について」(令和7年7月閲覧 菊陽町文化財ツーリズム HP)
「高遊原プレーンキャンパーズ HP トップページ」
(令和7年7月閲覧 高遊原プレーンキャンパーズ HP)
「【布田地区の桜】2022」(令和7年7月閲覧 西原村観光協会 HP)
「【コスモス畑】布田公園(ぶらり旅:ver23)」(令和7年7月閲覧 西原村観光協会 HP)
「九州・山口サイクルマップ」(令和4年3月 九州・山口サイクルツーリズム推進委員会)
「公園について」(令和7年7月閲覧 SFT 共同企業体 HP)
「エミナースキャンプオープン」(令和7年7月閲覧 阿蘇熊本空港ホテルエミナース HP)
「益城町ぎゅぎゅっとマップ」(令和7年7月閲覧 益城町 HP)



凡例

- 計画路線 (地表式、嵩上式)
- ■ ■ ■ ■ 計画路線 (地下式)
- - - - 行政界
- — 人と自然との触れ合いの活動の場



出典：「大津町 HP、肥後おおつ観光協会 HP、菊陽町 HP、西原町観光協会 HP、益城町 HP、SFT 共同企業体 HP、阿蘇熊本空港ホテルエミナース HP、高遊原プレーンキャンパーズ HP 大津日吉神社 HP」(令和 7 年 7 月閲覧)「九州・山口サイクルマップ」(令和 4 年 3 月、九州・山口サイクルツーリズム推進委員会)

図 3.1.6-2 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

計画路線に最も近接する空間放射線量率のモニタリングポストは、「熊本県庁」（熊本市中央区水前寺6丁目）であり、その結果は表3.1.7-1に示すとおりである。

2023年度の調査結果は、平均値は35nGy/h、過去5年間の年間平均値は35nGy/hとなっている。

表3.1.7-1 空間放射線量率モニタリング結果（2023年度）

単位：nGy/h

項目	空間放射線量率（熊本県庁）		
	最大値	最小値	平均値
2023年 4月	78	32	35
5月	57	32	35
6月	62	32	35
7月	73	32	35
8月	62	32	35
9月	80	32	35
10月	55	33	35
11月	56	33	36
12月	55	32	35
2024年 1月	49	32	35
2月	59	32	36
3月	63	28	34
年間値	80	28	35
過去5年の年間値	110	31	35

注：測定高さは地上1m

出典：「熊本県における放射能調査（2023年度）」（熊本県保健環境科学研究所報 第53号 2023）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

関係町村の人口・世帯数の推移は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

令和 6 年の人口は約 6,731～44,450 人、世帯数は 2,716～19,342 世帯である。

また、人口及び世帯数とも増加傾向にあるといえる。

表 3.2.1-1 人口・世帯数の推移

単位：人, 世帯

町村名	項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
大津町	人口	35,187	35,488	35,840	35,779	35,997
		男	17,449	17,668	17,893	17,901
	女	17,738	17,820	17,947	17,878	17,866
	世帯数	14,165	14,558	14,954	15,105	15,599
菊陽町	人口	43,337	43,797	44,243	44,399	44,450
		男	21,220	21,444	21,681	21,814
	女	22,117	22,353	22,562	22,585	22,522
	世帯数	17,794	18,181	18,606	18,918	19,342
西原村	人口	6,426	6,413	6,572	6,627	6,731
		男	3,109	3,118	3,199	3,221
	女	3,317	3,295	3,373	3,406	3,459
	世帯数	2,362	2,365	2,515	2,629	2,716
益城町	人口	32,510	32,663	32,799	33,113	33,261
		男	15,602	15,686	15,754	15,914
	女	16,908	16,977	17,045	17,199	17,339
	世帯数	11,744	11,921	12,158	12,420	12,635

注：各年 10 月 1 日現在

出典：「令和 6 年（2024 年）版 熊本県の人口」（令和 6 年 12 月 熊本県）

「令和 5 年（2023 年）版 熊本県の人口」（令和 5 年 12 月 熊本県）

「令和 4 年（2022 年）版 熊本県の人口」（令和 4 年 12 月 熊本県）

「令和 3 年（2021 年）版 熊本県の人口」（令和 4 年 3 月 熊本県）

「令和 2 年（2020 年）版 熊本県推計人口調査結果報告」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

(2) 産業

① 産業構造及び産業配置

関係町村の令和2年度の産業別就業者数は、表3.2.1-2に示すとおりである。

産業別就業者数の比率は、第1次産業が4.3～16.1%、第2次産業が23.3～35.8%、第3次産業が55.7～69.4%となっている。

表3.2.1-2 産業別従業者数（令和2年度）

分類	産 業	大津町		菊陽町		西原村		益城町	
		人	比率	人	比率	人	比率	人	比率
第1次産業	農業，林業	1,231	7.0%	873	4.2%	559	15.9%	1,093	7.1%
	漁業	1	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	4	0.0%
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
	建設業	1,172	6.6%	1,400	6.7%	368	10.5%	1,785	11.7%
	製造業	5,059	28.7%	5,051	24.2%	622	17.7%	1,732	11.3%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	69	0.4%	78	0.4%	9	0.3%	67	0.4%
	情報通信業	171	1.0%	330	1.6%	27	0.8%	213	1.4%
	運輸業，郵便業	784	4.4%	763	3.6%	171	4.9%	711	4.7%
	卸売業，小売業	1,913	10.8%	2,796	13.4%	407	11.6%	2,355	15.4%
	金融業，保険業	174	1.0%	309	1.5%	24	0.7%	221	1.4%
	不動産業，物品賃貸業	169	1.0%	315	1.5%	38	1.1%	285	1.9%
	学術研究，専門・技術サービス業	327	1.9%	569	2.7%	64	1.8%	399	2.6%
	宿泊業，飲食サービス業	818	4.6%	828	4.0%	178	5.1%	626	4.1%
	生活関連サービス業，娯楽業	494	2.8%	673	3.2%	110	3.1%	552	3.6%
	教育，学習支援業	807	4.6%	1,092	5.2%	115	3.3%	637	4.2%
	医療，福祉	2,461	13.9%	3,238	15.5%	439	12.5%	2,494	16.3%
	複合サービス事業	229	1.3%	245	1.2%	38	1.1%	134	0.9%
	サービス業(他に分類されないもの)	928	5.3%	1,106	5.3%	201	5.7%	888	5.8%
公務(他に分類されるものを除く)	576	3.3%	825	3.9%	133	3.8%	870	5.7%	
分類不能の産業		271	1.5%	416	2.0%	11	0.3%	223	1.5%
合 計		17,655	100.0%	20,910	100.0%	3,518	100.0%	15,290	100.0%
第1次産業		1,232	7.1%	875	4.3%	563	16.1%	1,097	7.3%
第2次産業		6,232	35.8%	6,452	31.5%	990	28.2%	3,518	23.3%
第3次産業		9,920	57.1%	13,167	64.2%	1,954	55.7%	10,452	69.4%

出典：「令和2年度国勢調査 就業状態等基本集計」（令和7年7月閲覧 総務省統計局HP）

② 生産量及び生産額

1) 農 業

関係町村の令和5年の農業産出額は、表3.2.1-3に示すとおりである。

農業産出額は、約38～93億円となっている。

表 3.2.1-3 農業産出額（令和5年）

単位：1,000万円

項 目		大津町	菊陽町	西原村	益城町
耕種	米	8	10	8	88
	麦類	4	1	0	2
	雑穀	0	—	0	—
	豆類	3	1	0	2
	いも類	144	16	109	93
	野菜	263	209	50	345
	果実	6	4	9	13
	花き	4	X	2	2
	工芸農作物	9	10	0	1
	茶	2	5	—	0
	その他作物	9	X	1	1
耕種合計（①）		451	259	179	546
畜産	肉用牛	154	69	110	16
	乳用牛	219	31	43	28
	生乳	196	29	40	25
	豚	84	X	X	X
	鶏	24	22	0	—
	鶏卵	X	X	0	—
	ブロイラー	—	—	—	—
その他畜産物	—	X	X	X	
畜産合計（②）		481	185	198	70
加工農産物（③）		2	3	0	0
農業産出額（①+②+③）		934	447	377	617

注：「0」は1,000万円に満たないもの、「—」は事実のないもの、「X」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典：「令和5年市町村別農業産出額（推計）」（令和7年7月閲覧 総務省統計局 HP）

2) 林業

関係町村の令和5年度の所有形態別林野面積は、表3.2.1-4に示すとおりである。
林野面積は、約300～4,600haとなっており、そのほとんどが民有林となっている。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（令和5年度）

単位：ha

町村名		大津町	菊陽町	西原村	益城町
国有林		307.46	000.00	625.28	163.81
民有林	県有林	271.18	000.00	115.10	2.66
	市町村有林	1,102.12	000.00	1,417.45	139.65
	私有林	2,653.38	278.30	2,428.56	1,595.71
民有林 合計		4,026.68	278.30	3,961.11	1,738.02
合計		4,334.14	278.30	4,586.39	1,901.83

出典：「熊本県林業統計要覧（令和5年度（2023年度）版）」（令和7年6月 熊本県農林水産部）

3) 商業

関係町村の令和2年の事業所数・従業員数・年間商品販売額は、表3.2.1-5に示すとおりである。

事業所数は卸売業及び小売業合計で57～430事業所、従業者数は318～4,455人、年間商品販売額は約76～1,500億円となっている。

表 3.2.1-5 事業所数・従業員数・年間商品販売額（令和2年）

種別	項目	大津町	菊陽町	西原村	益城町
卸売業計	事業所数（事業所）	63	82	12	52
	従業者数（人）	550	673	98	670
	年間商品販売額（百万円）	71,313	53,753	4,165	34,262
小売業計	事業所数（事業所）	194	348	45	126
	従業者数（人）	1,860	3,782	220	1,188
	年間商品販売額（百万円）	37,527	96,221	3,474	24,814
合計	事業所数（事業所）	257	430	57	178
	従業者数（人）	2,410	4,455	318	1,858
	年間商品販売額（百万円）	108,841	149,973	7,639	59,076

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査 卸売業・小売業に関する集計」
（令和7年7月閲覧 総務省統計局HP）

4) 工 業

関係町村の令和2年の製造業事業所数・従業者数・年間製造品出荷額等は、表3.2.1-6に示すとおりである。

製造業事業所数は30～76事業所、従業者数は1,302～7,653人、年間製造品出荷額等は約371～2,118億円となっている。

表 3.2.1-6 製造業事業所数・従業者数・年間製造品出荷額等（令和2年）

項 目	大津町	菊陽町	西原村	益城町
製造業事業所数（事業所）	76	42	30	40
従業者数（人）	7,653	5,141	1,302	1,814
年間製造品出荷額等（万円）	21,178,047	17,040,029	3,707,480	6,476,808

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査 製造業に関する集計」（令和7年7月閲覧 総務省統計局 HP）

3.2.2 土地利用の状況

関係町村の令和5年の土地利用の状況は、表3.2.2-1に示すとおりである。

土地利用は、主に「田」、「畑」、「宅地」及び「山林」となっている。

表3.2.2-1 土地利用の状況（令和5年）

単位：㎡

地目	大津町		菊陽町		西原村		益城町	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
田	9,128,429	13.9%	7,507,237	27.9%	3,183,931	10.9%	11,046,305	26.7%
畑	15,987,248	24.3%	7,412,488	27.5%	6,624,110	22.8%	12,417,427	30.0%
宅地	9,325,706	14.2%	7,036,561	26.1%	2,298,198	7.9%	6,206,134	15.0%
鉱泉地	0	0.0%	0	0.0%	5	0.0%	1	0.0%
池沼	14,444	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12,384	0.0%
山林	19,929,236	30.3%	3,020,249	11.2%	13,372,898	45.9%	7,703,036	18.6%
牧場	222,892	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	7,156	0.0%
原野	6,218,559	9.5%	34,078	0.1%	757,449	2.6%	318,257	0.8%
雑種地	4,923,214	7.5%	1,902,153	7.1%	2,880,366	9.9%	3,621,838	8.8%
総数	65,749,728	100.0%	26,912,766	100.0%	29,116,957	100.0%	41,332,538	100.0%

注：令和5年1月1日現在

出典：「令和7年（2025年）熊本県統計年鑑 市町村別地目別土地面積（平成31～令和5年）」
（令和8年2月 熊本県）

また、計画路線及びその周囲の土地利用図は図3.2.2-1に、地域森林計画対象民有林は図3.2.2-2に、農業地域及び農用地区域は図3.2.2-3に、用途地域の指定状況は図3.2.2-4に示すとおりである。

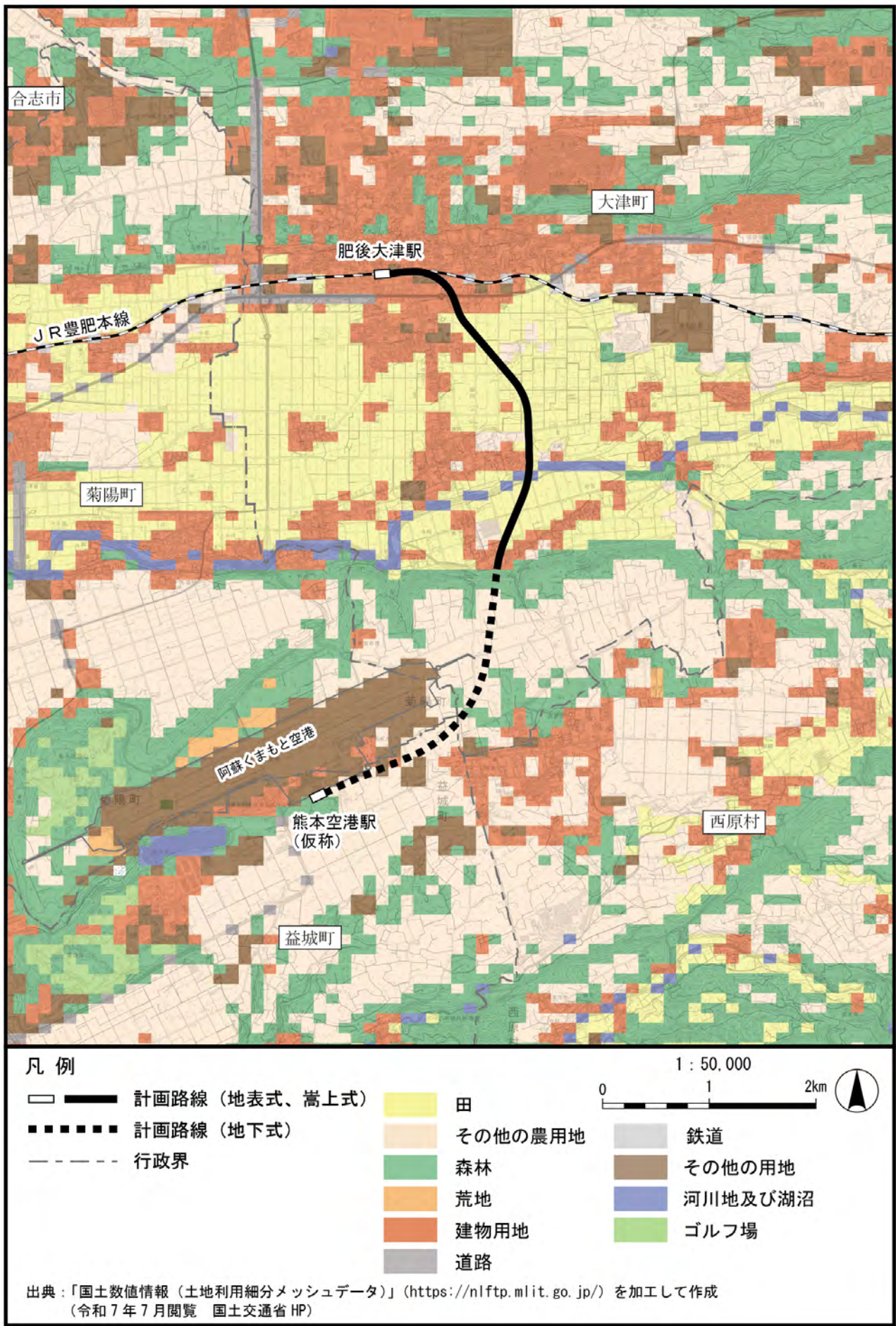
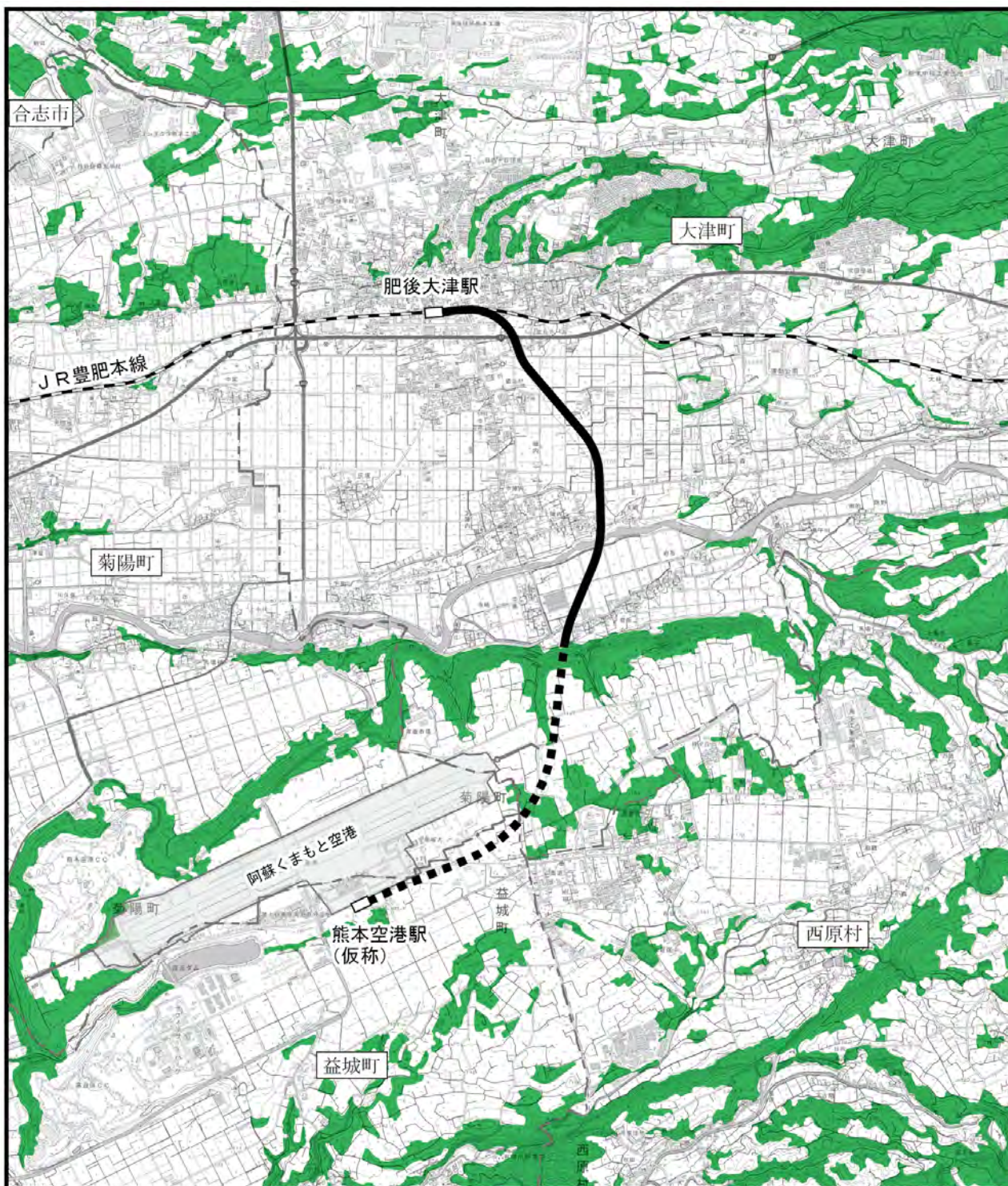
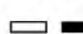




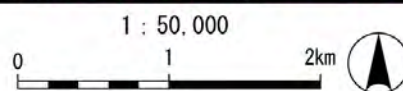


図 3.2.2-1 土地利用図



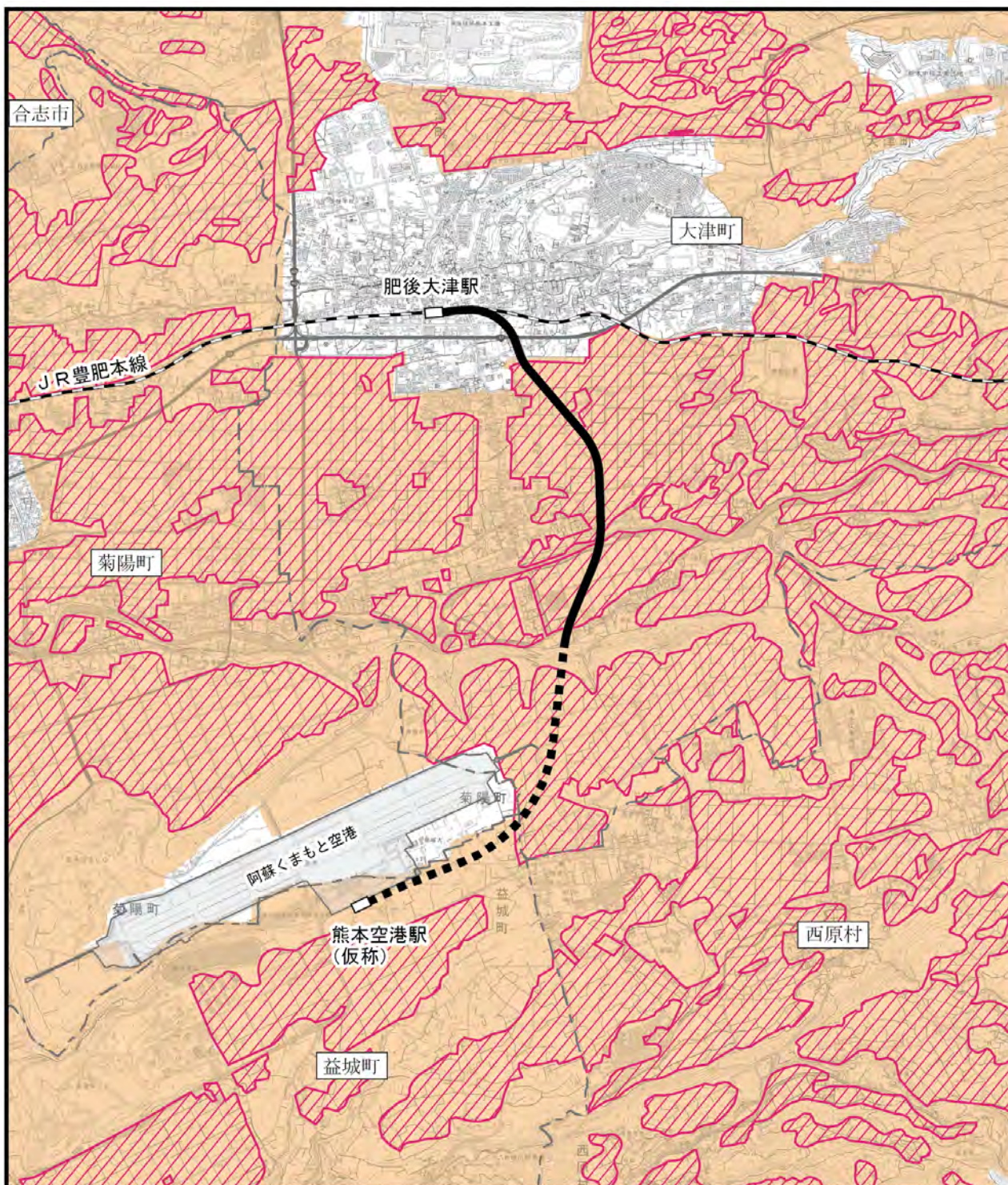
凡例

- 

 計画路線（地表式、嵩上式）
- 
 計画路線（地下式）
- 
 行政界
- 
 地域森林計画対象民有林



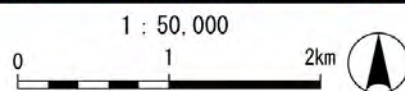
出典：「国土数値情報（森林地域データ）」(<https://nlftp.mlit.go.jp/>) を加工して作成（令和 7 年 7 月閲覧 国土交通省 HP）

図 3.2.2-2 地域森林計画対象民有林



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 農業地域
- 農用地区域



出典：「国土数値情報（農業地域データ）」(<https://nlftp.mlit.go.jp/>) を加工して作成（令和7年7月閲覧 国土交通省HP）

図 3.2.2-3 農業地域及び農用地区域

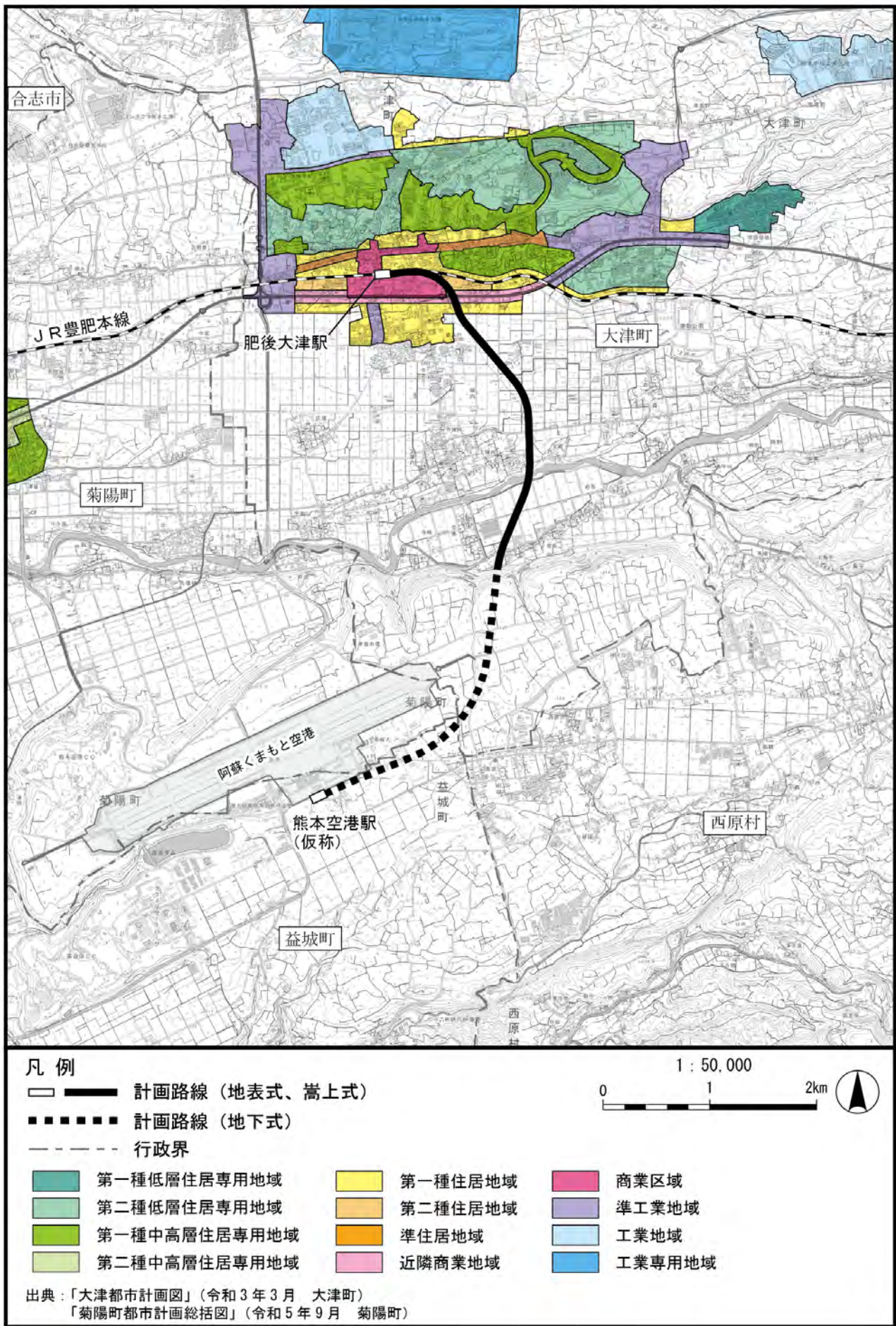


図 3. 2. 2-4 用途地域の指定状況

3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）

計画路線が位置する大津町は、江戸時代に肥後（熊本）と豊後（大分）を結ぶ豊後街道の要衝として、細川藩主の参勤交代に伴う宿場町（大津宿）となり、政治・経済・文化の中心として栄えた歴史を持つ。

肥後大津駅から陣内付近にかけては、明治期から集落を除いて広大な農地が広がっていた。第二次世界大戦中から 2000 年代後半にかけては、現在の大津中央公園周辺に工場が所在していた。これらの工場の解体後は、周辺の農地とあわせて急速に宅地化が進み、市街地が大きく拡大した。

一方、白川沿いの沖積低地は、明治以降、古くから整備された水路を活用した稲作地帯となっている。また、1970 年代以降は、水田や山林を転用した大規模な牧場も点在し、畜産拠点としての側面も持つようになった。

江戸期には白川からの引水による堀川、瀬田井手、馬場楠井手や、菊池川からの引水による河原井手の開削によって開拓が進み、次第に集落が形成された。

第二次世界大戦後の高遊原台地では、深層地下水の揚水技術の向上により、開田や畑地かんがいが進展した。これにより、かつての粗放的な畑作から、施設園芸、樹芸、芝生、果樹園など、より集約的な土地利用へと変化を遂げた。さらに、熊本空港建設以降は、周辺への工場立地も加速し、台地の様相は伝統的な農村から工業・交通の拠点へと一変しつつある。

出典：「おおづの歴史」（大津町ウェブサイト 令和 7 年 7 月閲覧）

「菊池・大津地域 土地分類基本調査 菊池」（1982 年 3 月 熊本県土地利用対策課）

「土地分類基本調査 御船」（1983 年 3 月 熊本県企画開発部土地・地域政策課）

「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ウェブサイト 令和 7 年 7 月閲覧）

3.2.4 河川の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

① 利水状況

白川の河川水は、農業用水として約7,200haの耕地のかんがいに利用されている。農業用水への利用は取水堰により行われている。これらの水利権の実態として、下流・市街地区域では許可水利権、中上流では慣行水利権となっている。さらに水力発電用水として黒川第一発電所、黒川第二発電所、黒川第三発電所、白川発電所の計4箇所の発電で利用され、最大取水量は約57m³/s、最大出力約56,000kWとなっている。

なお、計画路線周辺にある白川流域かんがい用水群（上井手、下井手、馬場楠井手用水、渡鹿用水（頭首工及び水路））は江戸初期の1606年から1637年にかけて供用開始した堰や用水路であり、歴史的価値のある農業用利水施設とし、世界かんがい施設遺産に登録された。

出典：「白川水系河川整備計画（変更）【大臣、知事管理区間】」
（令和2年1月 国土交通省 九州地方整備局、熊本県）

② 漁業区域の状況

計画路線及びその周囲における漁業権の設定状況は、表3.2.4-1及び図3.2.4-1に示すとおりであり、白川漁業協同組合の内水面漁業権が設定されている。

表 3.2.4-1 漁業権の設定状況

漁業権番号	漁業権者	漁業の種類	漁業の名称
内共第2号	白川漁業協同組合	第5種共同漁業権	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、やまめ、もくずがに漁業

出典：「熊本県の水産」（令和7年6月 熊本県農林水産部）



出典：「熊本県の水産」（令和7年6月 熊本県農林水産部）

図 3.2.4-1 漁業権の設定状況

(2) 地下水の利用状況

① 地下水採取量の状況

関係町村の令和5年度の地下水採取量の状況は、表3.2.4-2に示すとおりである。

地下水採取量の状況は、水道用途の採取量が最も多く、次いで工業用途の採取量が多くなっている。

表 3.2.4-2 地下水採取量用途別集計（令和5年度）

単位：m³,本

町村名	項目	農業	水産養殖	工業	建築物	水道	家庭その他	合計
大津町	採取量	52,866	0	1,608,519	207,356	2,747,599	2	4,616,342
	井戸数	5	0	19	16	17	1	58
菊陽町	採取量	830,011	0	4,443,020	538,161	1,693,685	565	10,505,442
	井戸数	47	0	39	30	14	2	132
西原村	採取量	150,215	0	550,873	308,074	770,614	1,358	1,781,134
	井戸数	9	0	11	18	6	1	45
益城町	採取量	1,497,469	0	1,417,948	419,167	5,626,503	1,746,724	10,707,811
	井戸数	50	2	16	30	18	16	132

出典：「令和5年度（2023年度）地下水採取量用途別集計表」（令和7年7月閲覧 熊本県HP）

② 上水道

関係町村の令和6年の上水道の整備状況は、表3.2.4-3に示すとおりである。

上水道の普及率は、93.7～101.1%となっている。

表 3.2.4-3 上水道の整備状況（令和6年）

町村名	行政区 域内総 人口 (人)	上水道（公営）		簡易水道 (上段：公営) (下段：私営)		専用水道 (上段：自己水源) (下段：自己水源以外)		合計		普及率 (%)
		箇所数 (箇所)	現在給水 人口 (人)	箇所数 (箇所)	現在給水 人口 (人)	箇所数 (箇所)	現在給水 人口 (人)	箇所数 (箇所)	現在給水 人口 (人)	
大津町	35,775	1(1)	35,584			7	73	10(1)	35,737	99.9
				1	80	1	260			
菊陽町	44,399	1(1)	44,399			3	411	6(1)	48,810	100.9
						2	659			
西原村	6,671			2	4,691	3	0	10	6,248	93.7
				5	1,557					
益城町	33,173	1	32,859			3	680	9	33,539	101.1
						5	499			

注1：箇所数の（ ）は左の数値のうち一部事務組合又は他市町村水道から供給を受ける箇所数

注2：令和6年3月31日現在

出典：「熊本県の水道」（令和7年12月 熊本県環境生活部環境局環境保全課）

③ 上水道の水源地の状況

計画路線及びその周囲における上水道の水源地は、表 3.2.4-4 及び図 3.2.4-2 に示すとおりである。

23 箇所の上水道の水源地が存在し、すべて地下水を利用している。

表 3.2.4-4 上水道の水源地

No.	水源地名	備考
1	上鶴水源地	地下水（計画取水量：1,080m ³ /日）
2	美咲野第1水源地	地下水（計画取水量：960m ³ /日）
3	美咲野第2水源地	地下水（計画取水量：1,230m ³ /日）
4	美咲野第3水源地	地下水（計画取水量：960m ³ /日）
5	つつじ台第1水源地	地下水（計画取水量：280m ³ /日）
6	日吉ヶ丘第1水源地	地下水（計画取水量：495m ³ /日）
7	日吉ヶ丘第2水源地	地下水（計画取水量：495m ³ /日）
8	室水源地	地下水（計画取水量：330m ³ /日）
9	楽善水源地	地下水（計画取水量：720m ³ /日）
10	大堀木第1水源地	地下水（計画取水量：1,330m ³ /日）
11	大堀木第2水源地	地下水（計画取水量：1,330m ³ /日）
12	柳水第1水源地	地下水（計画取水量：1,100m ³ /日）
13	柳水第2水源地	地下水（計画取水量：1,100m ³ /日）
14	柳水第3水源地	地下水（計画取水量：1,100m ³ /日）
15	西原村 秋田原水源地	地下水
16	益城町 第6水源地	地下水（深井戸 H=200m）
17	益城町 第7水源地	地下水（深井戸 H=180m）
18	益城町 第8水源地	地下水（深井戸 H=175m）
19	益城町 駄貫原水源地	地下水（深井戸 H=150m）
20	益城町 北池久保水源地	地下水（深井戸 H=131m）
21	益城町 テクノ第一水源地	地下水（深井戸 H=200m）
22	益城町 テクノ第二水源地	地下水（深井戸 H=200m）
23	益城町 潮井水源地	地下水（深井戸 H=130m）

出典：「新水道ビジョン」（平成 28 年 3 月 大津菊陽水道企業団）

「熊本県阿蘇郡西原村管内図」（令和 7 年 10 月閲覧 熊本県阿蘇郡西原村）

「益城町水道資料」（令和 7 年 9 月閲覧 熊本県上益城郡益城町）

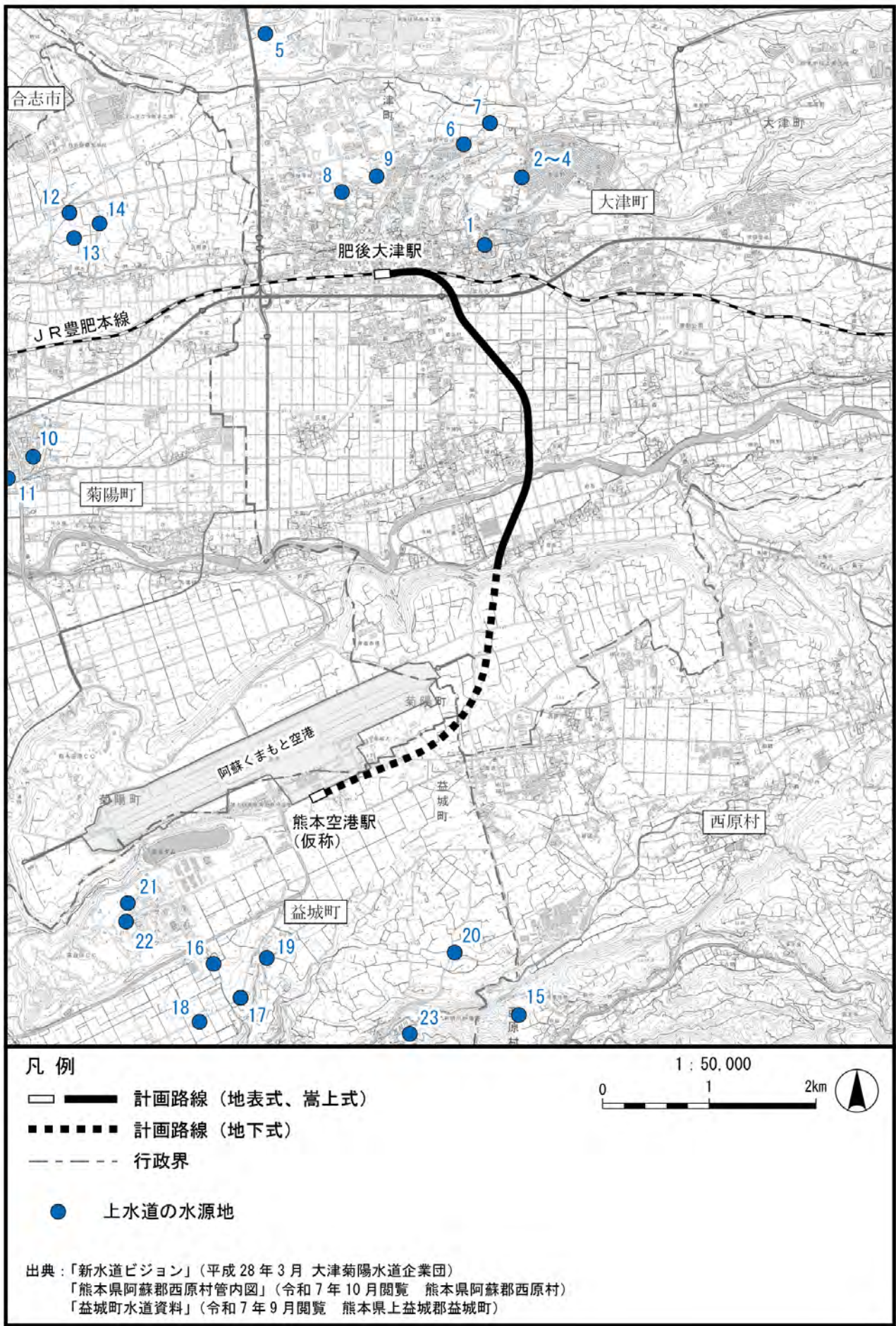


図 3.2.4-2 上水道の水源地

3.2.5 交通の状況

(1) 道路

計画路線及びその周囲における自動車交通量の調査結果は、表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。

主要な道路の自動車交通量は、一般国道 57 号が 24 時間交通量で約 18,000～28,000 台、一般国道 325 号が 24 時間交通量で約 26,000 台となっている。

表 3.2.5-1(1) 全国道路・街路交通情勢調査（令和 3 年度）

単位：台，%

路線名		区間 番号	昼間 12 時間 交通量	24 時間 交通量	昼間 12 時間 大型車混入率	観測地点
一般 国道 (直轄)	一般国道 57 号	570180	13,535	18,001	16.5	菊池郡大津町吹田
		570190				
		570200	17,011	21,094	7.7	菊池郡大津町引水
		570205	22,106	27,508	8.4	菊池郡大津町室
		570210				
		570220				
		570230	22,256	28,043	6.2	菊池郡菊陽町津久礼
		570240				
		570250				
	570260					
一般国道 57 号 (北側復旧道路)	570590	6,364	8,082	13.6	菊池郡大津町大津	
一般 国道 (その他)	一般国道 325 号	3250170	20,107	25,737	15.6	菊池郡大津町杉水
		3250180				
		3250190				
	一般国道 443 号	4430130	14,653	18,316	15.5	菊池郡大津町灰塚
		4430140	12,404	15,629	7.4	菊池郡菊陽町久保田
		4430150				
		4430160				
		4430170				
		4430180	12,692	15,992	9.3	—
		4430200	8,719	10,802	17.8	菊池郡菊陽町辛川
4430210						
主要 地方 道	熊本高森線	280260	1,427	1,712	11.6	上益城郡益城町杉堂
		280270				
	大津植木線 (現道)	300010	3,659	4,464	5.7	菊池郡大津町引水
		300020				
		300030				
		300040	12,581	15,726	10.9	菊池郡菊陽町原水
		300050				
		300070				
300075						
300080						

注 1：昼間 12 時間は 7 時から 19 時。

注 2：斜体は推定値。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（令和 7 年 7 月閲覧 国土交通省 HP）

表 3.2.5-1(2) 全国道路・街路交通情勢調査（令和 3 年度）

単位：台，%

路線名		区間 番号	昼間 12 時間 交通量	24 時間 交通量	昼間 12 時間 大型車混入率	観測地点
主要 地方 道	熊本益城大津線	360070	15,990	20,467	9.6	上益城郡益城町平田
		360080				
		360090	13,987	17,764	14.2	上益城郡益城町小谷
		360100				
		360110	11,133	13,916	16.8	—
		360120				
一 般 県 道	熊本空港線	1030160	5,645	6,943	6.5	—
	辛川鹿本線	1380010	2,128	2,554	3.9	—
	瀬田熊本線	1450020	1,725	2,053	5.0	—
		1450030				
		1450040				
		1450050				
		1450060				
	大津停車場線	1720010	2,473	2,992	6.2	—
	矢護川大津線	2020010	2,355	2,850	8.7	—
		2020070	—	—	—	—
		2020030	—	—	—	—
		2020040	—	—	—	—
		2020050	5,537	6,811	7.2	—
	堂園小森線	2060010	—	—	—	—
		2060030	8,926	11,158	7.6	上益城郡益城町杉堂
		2060040				
	瀬田竜田線	2070180	3,868	4,719	4.3	—
		2070190				
		2070200				
		2070210				
		2070230	3,922	4,710	5.0	菊池郡菊陽町久保田
		2070240				
		2070250				
	外牧大林線	2080030	252	315	4.0	—
	曲手原水線	2090010	10,173	12,716	8.7	—
		2090030	—	—	—	—
		2090040	—	—	—	—
	岩坂陣内線	2110010	2,725	3,297	3.6	—
	山西大津線	2250010	1,298	1,532	8.6	—
		2250020				
		2250030				
		2250050				
新山原水線	3110030	3,896	4,597	3.4	菊池郡菊陽町原水	
熊本菊陽線	3370120	8,169	10,288	3.0	菊池郡菊陽町原水	
	3370130					
北外輪山大津線	3390027	2,359	2,810	9.2	菊池郡大津町古城	
	3390030					

注 1：昼間 12 時間は 7 時から 19 時。

注 2：斜体は推定値。— はデータなし（推定不能）。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（令和 7 年 7 月閲覧 国土交通省 HP）

(2) 鉄 道

計画路線及びその周囲には、図 3.2.5-2 に示すとおり JR 豊肥本線の原水駅、肥後大津駅及び瀬田駅がある。

各駅の 2024 年度の乗車人員は表 3.2.5-2 に、運行本数は表 3.2.5-3 に示すとおりである。乗車人員は 100 未満～2,978 人/日となっており、運行本数は 35～117 本/日となっている。

表 3.2.5-2 乗車人員

単位：人/日

駅 名	乗車人員 (2023 年度)
原水駅	1,445
肥後大津駅	2,978
瀬田駅	100 未満

出典：「駅別乗車人員 (2023 年度)」(令和 7 年 7 月閲覧 九州旅客鉄道株式会社 HP)

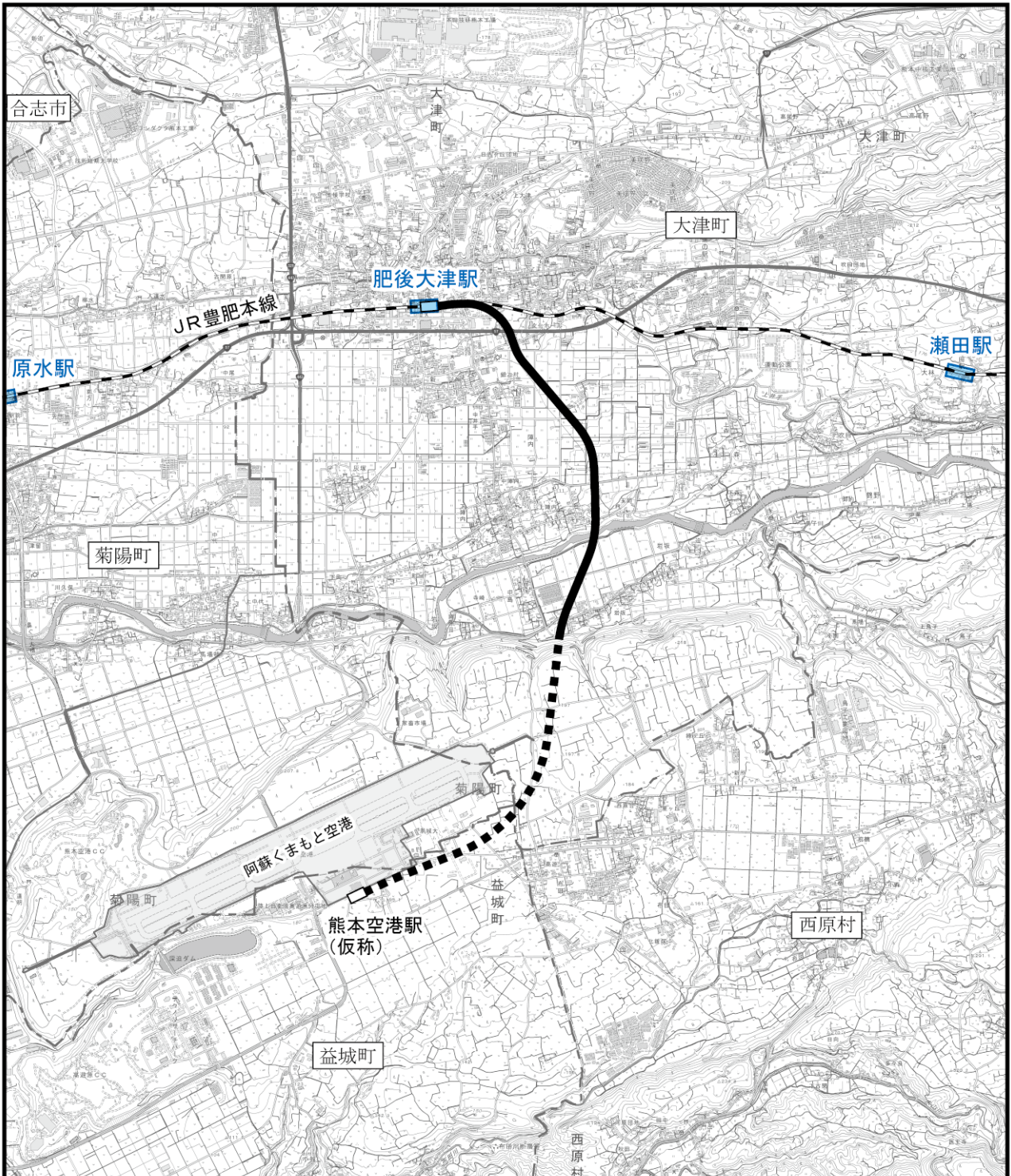
表 3.2.5-3 運行本数

単位：本/日

列車種別	上下別	原水～肥後大津駅間	肥後大津～瀬田駅間
普通	上り	52	15
	下り	60	15
特急	上り	5	0
	下り	0	5
合計		117	35

注：特急の本数には、休日のみ運行の列車を含んでいる。

出典：「駅別時刻表」(令和 7 年 7 月閲覧 九州旅客鉄道株式会社 HP)



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- JR 豊肥本線
- 駅

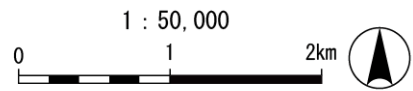


図 3.2.5-2 鉄道の状況

(3) 航空

計画路線及びその周囲の阿蘇くまもと空港における令和5年の航空旅客路線別輸送実績は表3.2.5-4（国内線）に、運航便数は表3.2.5-5（国内線）及び表3.2.5-6（国際線）に示すとおりである。

令和5年の輸送実績は約300万人であり、約7割が東京線（羽田・成田）である。また、国内線の運航便数は、「阿蘇くまもとー羽田間」が最も多く、1日36便が運航している。国際線の運航便数は、「阿蘇くまもとーソウル（仁川）間」が最も多く、1日最大6便が運航している。

表 3.2.5-4 航空旅客路線別輸送実績（令和5年）

単位：人

路線	東京線	大阪線	名古屋線	静岡線	天草線	沖縄線	総数
空港	羽田・成田	伊丹	中部・小牧	静岡	天草	那覇	
輸送実績	2,113,806	514,820	246,575	34,420	10,403	92,252	3,012,276

出典：「令和6年（2024年）熊本県統計年鑑 航空旅客路線別輸送実績（令和元～令和5年）」
（令和6年3月 熊本県）

表 3.2.5-5 航空旅客運航便数（国内線）

単位：便数/日

路線	東京線		大阪線	名古屋線		静岡線	天草線	沖縄線	合計
空港	羽田	成田	伊丹	中部	小牧	静岡	天草	那覇	
運航便数	36	4	22	運休	6	運休	2	2	72

注：令和7年9月現在

出典：「国内線路線別時刻表」（令和7年9月閲覧 阿蘇くまもと空港HP）

表 3.2.5-6 航空旅客運航便数（国際線）

単位：便数/日

路線	台湾線		韓国線		中国線		合計
空港	台北	高雄	釜山	ソウル	上海	香港	
運航便数	毎日運航：2 週5日運航：2	週3日運航：2 週1日運航：2	毎日運航：2	毎日運航：2 週3日運航：4	週2日運航：2	運休	毎日運航：4 週5日運航：2 週3日運航：6 週2日運航：2 週1日運航：2

注：令和7年9月現在

出典：「国際線路線別時刻表」（令和7年9月閲覧 阿蘇くまもと空港HP）

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

計画路線及びその周囲における環境の保全に配慮が必要な施設の配置状況は、表 3.2.6-1、表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

「保育所」9 園、「認定こども園」5 園、「地域型保育施設」5 園、「小学校」9 校、「中学校」3 校、「高等学校」2 校、「大学・短期大学校」4 校、「特別支援学校」1 校、「医療機関」30 施設、「図書館」2 館、「老人福祉施設」21 施設が存在する。

表 3.2.6-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区 分	施設数
保育所	9
認定こども園	5
地域型保育施設	5
小学校	9
中学校	3
高等学校	2
大学・短期大学校	4
特別支援学校	1
医療機関	30
図書館	2
老人福祉施設	21
合 計	91

出典：「熊本県内の保育所・幼稚園・認定こども園等一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）
「令和 6 年度（2024 年度）学校一覧（確定値）」（令和 6 年 12 月 熊本県）
「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 文部科学省 HP）
「アクセスについて」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県立技術短期大学校 HP）
「医療機関一覧（令和 7 年 4 月 1 日時点）病院台帳・診療所台帳」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）
「アクセス情報」（令和 7 年 7 月閲覧 大津町立おおづ図書館 HP）
「図書室（山河の館）」（令和 7 年 7 月閲覧 西原村 HP）
「高齢者関係資料集」（令和 6 年（2024 年 9 月） 熊本県）

表 3.2.6-2(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の詳細

地点番号	区分	市別	名称	所在地	
1	児童福祉施設	大津町	大津町立大津保育園	室 1084-3	
2			白川保育園	森 64	
3			第二よろこび保育園	室 1715	
4			よろこび保育園	室 1730-1	
5		菊陽町	菊陽町立保育所 なかよし園	久保田 1230-1	
6			くるる保育園	久保田 2824-2	
7			白菊保育園	曲手 499-1	
8		西原村	にしはら保育園	小森 575-1	
9			阿蘇こうのとり保育園	布田 1004-7	
10		認定 こども園	大津町	大津幼稚園	室 365-2
11				大津音楽幼稚園	大津 1604-3
12				幼保連携型認定こども園 白川幼稚園	森 54-1
13				風の子保育園	引水 710-2
14				認定こども園 緑ヶ丘保育園	美咲野 3-22-4
15				地域型 保育施設	大津町
16		ぴちゅ保育園	大津 207-6		
17		みんなのおうち保育園	引水 52-1		
18		ちゅうりっぷ保育園	大津 447-1		
19		菊陽町	くまりはキッズガーデン		曲手 760
20	教育施設	大津町	大津小学校	引水 210	
21			美咲野小学校	美咲野 2-1733-1	
22			室小学校	室 1825	
23			大津南小学校	陣内 1582	
24			大津東小学校	大林 44	
25		菊陽町	菊陽南小学校	曲手 397	
26			菊陽北小学校	原水 4652	
27		西原村	山西小学校	小森 2754-1	
28			河原小学校	河原 976	
29		中学校	大津町	大津中学校	大津 1270
30				大津北中学校	大津 310
31			西原村	西原中学校	小森 3251
32		高等学校	大津町	大津高等学校	大津 1340
33	翔陽高等学校			室 1782	

出典：「熊本県内の保育所・幼稚園・認定こども園等一覧」（令和7年7月閲覧 熊本県 HP）
「令和6年度（2024年度）学校一覧（確定値）」（令和6年12月 熊本県）

表 3.2.6-2(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の詳細

地点番号	区分	市別	名称	所在地
34	教育施設	菊陽町	崇城大学 空港キャンパス北ウイング	戸次 1569-1
35			崇城大学 空港キャンパス南ウイング	戸次 1592
36			熊本県立技術短期大学校	原水 4455-1
37		益城町	東海大学 阿蘇くまもと臨空キャンパス	杉堂 871-12
38		特別支援学校	大津町	大津支援学校
39	病院	大津町	阿梨花病院大津	室 261-9
40		菊陽町	菊陽台病院	久保田 2984
41			熊本リハビリテーション病院	曲手 760
42			熊本セントラル病院	原水 2921
43	医療機関	大津町	いしはら皮ふ科クリニック	室 215-8
44			竹田津医院	室 156
45			たしろクリニック	大津 1212-27
46			樽美外科整形外科医院	大津 1177
47			なみかわ小児科	室 959
48			宮本内科医院	室 539-10
49			大津中村整形外科	室 532-1
50			えうら耳鼻咽喉科クリニック	室 210-6
51			しばた内科クリニック	室 55
52			あらいクリニック	錦野 394
53			ふくだ医院	大津 1210-5
54			岩上眼科	大津 1212-29
55			大津じんないクリニック	陣内 1167-5
56			光進会クリニック	室 1724-1
57			のざわ医院	引水 578-2
58			はなぶさクリニック	引水 196-19
59			大津なかしま眼科	引水 700-1
60			岡本内科・ 呼吸器内科クリニック	室 213-9
61			大津なかしま皮膚科・ 美容皮膚科	引水 729-1

出典：「令和6年度（2024年度）学校一覧（確定値）」（令和6年12月 熊本県）
「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」（令和7年7月閲覧 文部科学省 HP）
「アクセスについて」（令和7年7月閲覧 熊本県立技術短期大学校 HP）
「医療機関一覧（令和7年4月1日時点）病院台帳・診療所台帳」（令和7年7月閲覧 熊本県 HP）

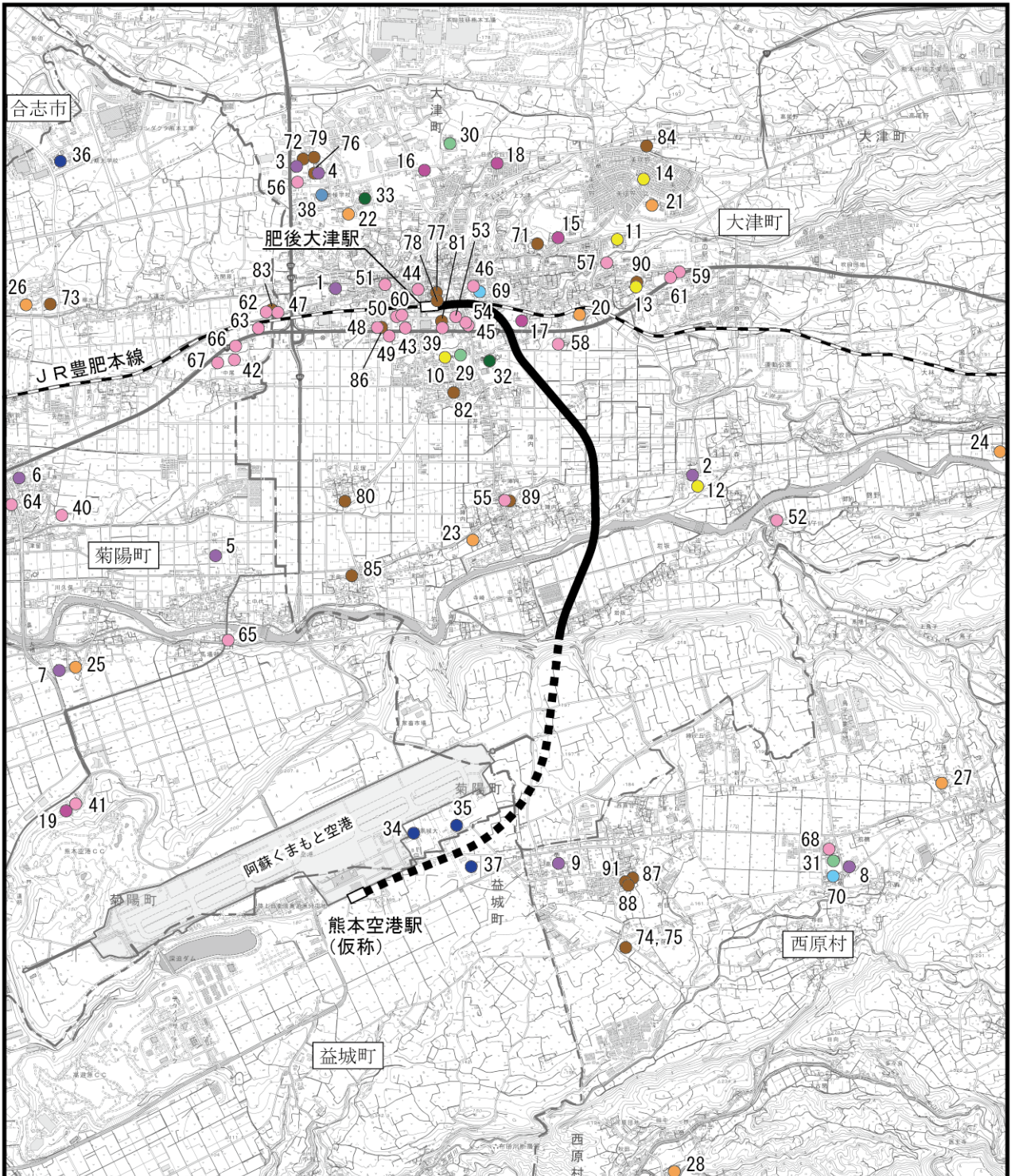
表 3.2.6-2(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の詳細

地点番号	区分	市別	名称	所在地
62	医療機関	菊陽町	仁誠会クリニック大津	原水 2973
63			ちが産婦人科医院	原水 2951-1
64			堀田眼科	久保田 2802-1
65			本多内科胃腸科医院	馬場楠 427
66			うえの整形外科クリニック	原水 23
67			くろかわクリニック	原水 2912-1
68			西原村	いしだクリニック
69	図書館	大津町	おおづ図書館	大津 1171
70		西原村	西原村生涯学習センター 山河の館 図書室	小森 3256
71	特別養護 老人ホーム	大津町	つつじ山荘	大津 2061
72		喜寿園	室 1713	
72		菊陽町	音ねの森	原水 4643-2
73		西原村	みどりの館	布田 897-1
74			地域密着型みどりの館	布田 897-1
75	養護 老人ホーム	大津町	光進園	室 1707
76	老人福祉 センター	大津町	大津町老人福祉センター	室 151-1
77	老人福祉施設	大津町	有料老人ホームゆう・あい	室 148-1
78			有料老人ホーム 太寿園	室 1710-3
80			有料老人ホーム 野の花	灰塚 123-1
81			ライフグラン阿梨花	室 261-1
82			ぷらたなすの家	新 259
83			赤とんぼ大津	原水 2973
84			住宅型有料老人ホーム おおづ心陽苑	大津 2399-140
85			セイフティケア宝の城	下町 176-1
86			ユーノス大津	室 549-8
87			くまもと長寿苑そよ風	布田 1087
88			西原村	シニアハウス にしはら翔裕園Ⅱ号館
89	サービス 付き 高齢者向け 住宅	大津町	ケアガーデン陣内	陣内 1167-5
90		ふるさとの奏	引水 714-1	
91		西原村	シニアハウス にしはら翔裕園	布田 1086-1

出典：「医療機関一覧（令和7年4月1日時点）病院台帳・診療所台帳」（令和7年7月閲覧 熊本県 HP）
「アクセス情報」（令和7年7月閲覧 大津町立おおづ図書館 HP）
「図書室（山河の館）」（令和7年7月閲覧 西原村 HP）
「高齢者関係資料集」（令和6年（2024年9月） 熊本県）

(2) 住宅等の配置の状況

計画路線及びその周囲における住宅等の配置状況は、図 3.2.6-2 に示すとおりである。

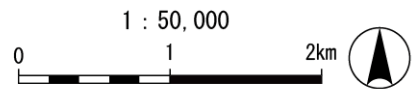


凡例

計画路線（地表式、嵩上式）
 行政界

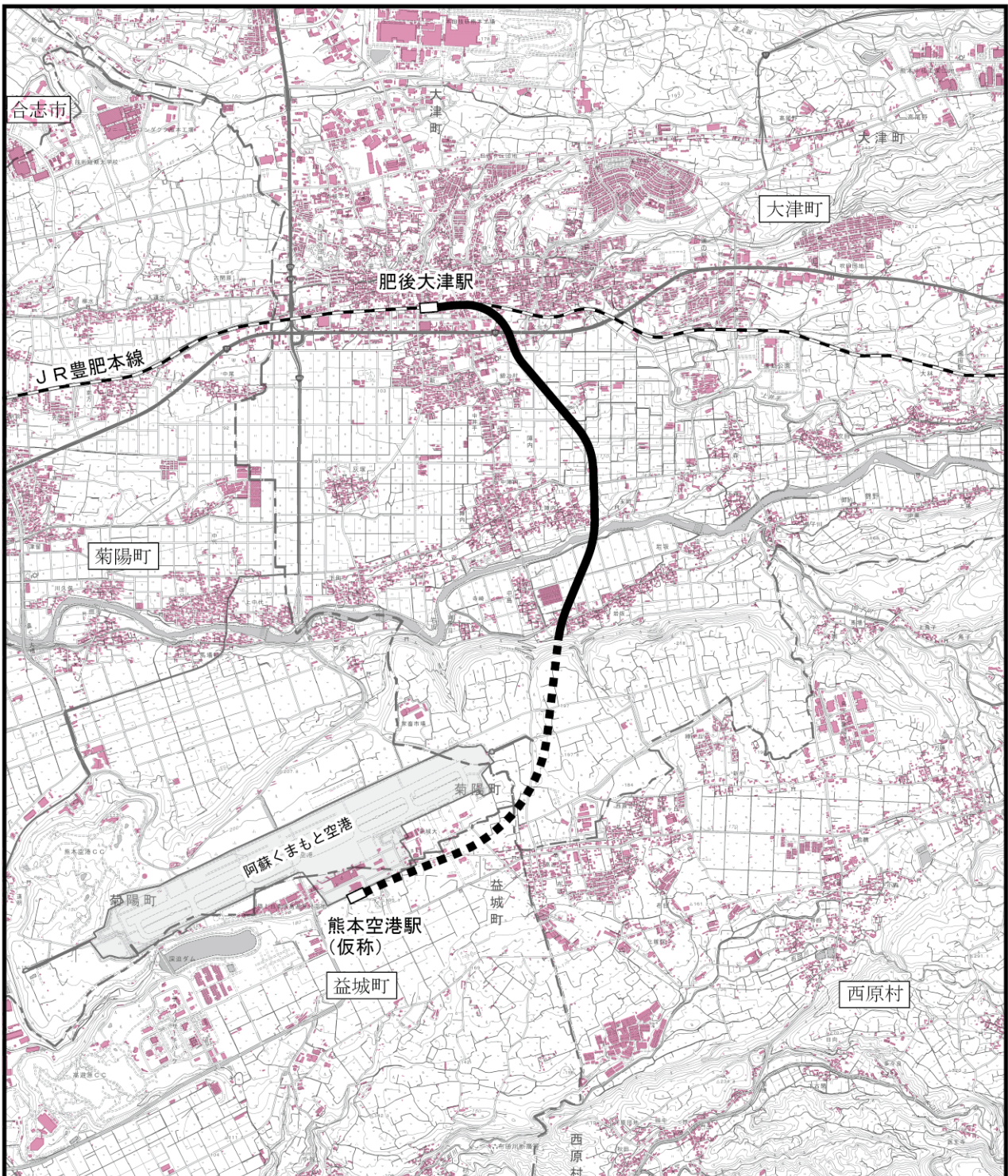
計画路線（地下式）

- 保育所
- 認定こども園
- 地域型保育施設
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 大学・短期大学校
- 特別支援学校
- 医療機関
- 図書館
- 老人福祉施設



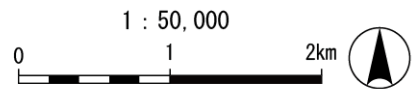
出典：
 「熊本県内の保育所・幼稚園・認定こども園等一覧」
 (令和7年7月閲覧 熊本県 HP)
 「令和6年度(2024年度)学校一覧(確定値)」(令和6年12月 熊本県)
 「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」
 (令和7年7月閲覧 文部科学省 HP)
 「アクセスについて」(令和7年7月閲覧 熊本県立技術短期大学校 HP)
 「医療機関一覧(令和7年4月1日時点) 病院 診療所」
 (令和7年7月閲覧 熊本県 HP)
 「アクセス情報」(令和7年7月閲覧 大津町立おおづ図書館 HP)
 「図書館(山河の館)」(令和7年7月閲覧 西原村 HP)
 「高齢者関係資料集」(令和6年(2024年9月) 熊本県)

図 3.2.6-1 環境の保全に配慮が必要な施設



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- 計画路線（地下式）
- 行政界
- 住宅等建築物



出典：「基盤地図情報（建築物の外周線）」（令和7年7月閲覧 国土地理院HP）

図 3.2.6-2 住宅等の配置状況

3.2.7 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況

(1) 下水道の整備の状況

関係町村の汚水処理人口普及状況は、表 3.2.7-1 に示すとおりである。

汚水処理人口普及率は、83.7～99.9%となっている。

表 3.2.7-1 汚水処理人口普及状況

町村名	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽等	
				人口 (人)	整備率 (%)	人口 (人)	備率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)
大津町	35,945	34,539	96.1%	27,877	77.6%	2,751	7.7%	3,911	10.9%
菊陽町	43,811	43,785	99.9%	42,805	97.7%	893	2.0%	87	0.2%
西原村	6,978	5,839	83.7%	0	0.0%	0	0.0%	5,839	83.7%
益城町	33,993	33,822	99.5%	31,730	93.3%	1,868	5.5%	224	0.7%

注：令和 6 年 3 月 31 日現在

出典：「熊本県の汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末）」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

(2) し尿処理施設の整備の状況

関係町村の令和 5 年度のし尿処理の状況は、表 3.2.7-2 に示すとおりである。

水洗化人口は 118,921 人、非水洗化人口は 1,623 人、し尿収集量は 13,915kL、し尿処理量は 14,032kL となっている。

表 3.2.7-2 し尿処理の状況（令和 5 年度）

町村名	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	し尿収集量 (kL)	し尿処理量 (kL)			
				計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理
大津町	35,238	729	5,157	5,259	1,192	3,965	102
菊陽町	43,582	221	1,658	1,673	734	924	15
西原村	6,356	425	3,662	3,662	213	3,449	0
益城町	33,745	248	3,438	3,438	659	2,779	0
合計	118,921	1,623	13,915	14,032	2,798	11,117	117

出典：「令和 5 年度調査結果 熊本県集計結果（し尿処理状況）」

（令和 7 年 7 月閲覧 環境省廃棄物処理技術情報 HP）

(3) ゴミ処理施設の整備の状況

① 一般廃棄物の状況

関係町村の令和5年度の一般廃棄物の処理状況は、表3.2.7-3に示すとおりである。

一般廃棄物の処理状況は、ごみ総排出量が2,145～11,445t、リサイクル率が8.5～17.1%、最終処分量が43～1,295tとなっている。

表 3.2.7-3 一般廃棄物の処理状況（令和5年度）

単位：t

町村名	ごみ総排出量	ごみ処理量	中間処理後 再生利用量	リサイクル率	最終処分量
大津町	8,786	8,580	715	10.6%	953
菊陽町	11,445	11,182	694	8.5%	1,295
西原村	2,145	2,186	129	13.0%	43
益城町	9,905	9,905	844	17.1%	468

出典：「令和5年度調査結果 熊本県集計結果（ごみ処理状況）」
（令和7年7月閲覧 環境省廃棄物処理技術情報HP）

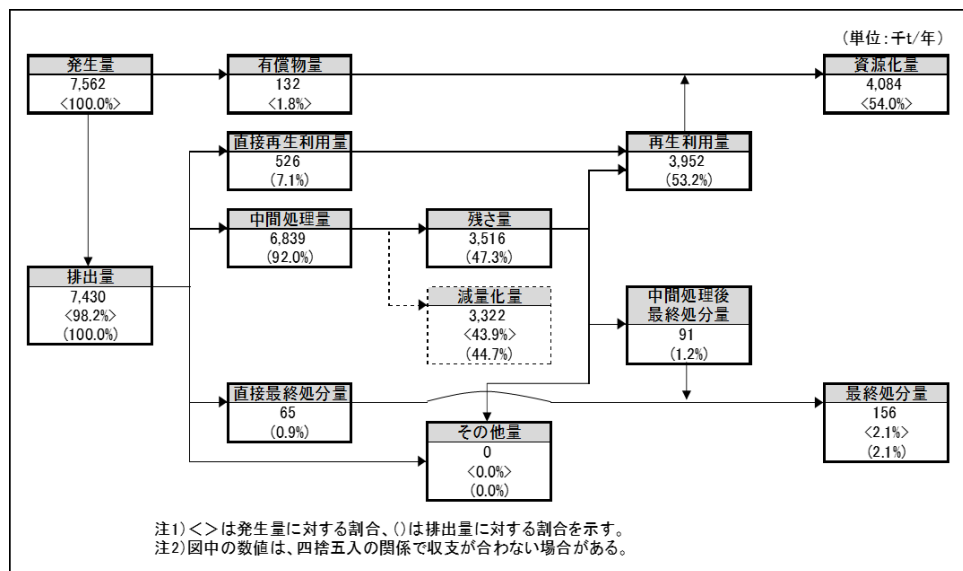
② 産業廃棄物の状況

熊本県の平成 30 年度の産業廃棄物の排出状況は、図 3.2.7-1 に示すとおりである。

熊本県の産業廃棄物の排出状況は、発生量 7,562 千 t/年のうち資源化量が 4,084 千 t/年 (54.0%)、減量化量が 3,322 千 t/年 (43.9%)、最終処分量が 156 千 t/年 (2.1%) となっている。

また、関係町村の産業廃棄物処分施設数は、表 3.2.7-4 に示すとおりである。

17 箇所の中間処理場及び 1 箇所最終処分場がある。



出典：「熊本県廃棄物処理計画」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

図 3.2.7-1 産業廃棄物の排出状況（平成 30 年度）

表 3.2.7-4 産業廃棄物処分施設数

単位：箇所

施設	大津町	菊陽町	西原村	益城町	合計
中間処理場	10	1	3	3	17
最終処分場	1	0	0	0	1
合計	11	1	3	3	18

出典：「令和 6 年度産業廃棄物処分施設 MAP」（令和 6 年 7 月 （一社）熊本県産業資源循環協会）

3.2.8 文化財の状況

(1) 指定文化財及び登録文化財（建造物、史跡、名勝及び天然記念物）

計画路線及びその周囲には、「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」、「大津町文化財保護条例」、「菊陽町文化財保護条例」及び「西原村文化財保護条例」に基づく文化財が存在し、その内容は表 3.2.8-1 及び図 3.2.8-1 に示すとおりである。

国指定文化財が 2 件、国登録文化財が 6 件、県指定文化財が 2 件、町村指定の文化財が 15 件存在している。

なお、計画路線及びその周囲には、伝統的建造物群は存在しない。

表 3.2.8-1 指定文化財及び登録文化財の状況

No.	町村名	指定区分	種別	名称	指定年月日
1	大津町	国指定	重要文化財 建造物	江藤家住宅	平成 17 年 12 月 27 日
2		国登録	建造物	岡本家住宅	平成 11 年 8 月 23 日
3				江藤則彦家住宅	令和元年 12 月 5 日
4				大田黒家住宅	令和 4 年 6 月 29 日
5				坂本家住宅	令和 4 年 6 月 29 日
6				県指定	天然記念物
(1)		町指定	建造物	江藤屋敷	昭和 56 年 9 月 1 日
7				光尊寺橋(石造眼鏡橋)	平成 7 年 3 月 1 日
8				松古閑橋(石造眼鏡橋)	平成 7 年 3 月 1 日
9				井手上橋(石造眼鏡橋)	平成 7 年 3 月 1 日
10				地蔵橋(石造眼鏡橋)	平成 7 年 3 月 1 日
11			森駅記念碑	平成 7 年 3 月 1 日	
12	菊陽町	県指定	史跡	馬場楠井手の鼻ぐり	平成 31 年 3 月 26 日
13		町指定	建造物	西園寺随宜の墓	昭和 54 年 2 月 23 日
14				古閑原眼鏡橋	昭和 55 年 2 月 26 日
15				馬場楠井手の取入口	平成 21 年 2 月 18 日
16			天然記念物	入道水菅原神社の楠	昭和 55 年 7 月 1 日
17	西原村	国登録	建造物	矢野家住宅本宅	平成 11 年 6 月 7 日
18				矢野家住宅新宅	平成 11 年 6 月 7 日
19		村指定	建造物	磨崖仏	平成 6 年
20				梵字六地藏	平成 6 年
21				六地藏板碑	平成 6 年
22				六地藏	平成 6 年
23	益城町	国指定	天然記念物	布田川断層帯	平成 30 年 2 月 13 日
24		町指定	史跡	潮井神社境内	令和 5 年 4 月 4 日

注：大津町は令和 4 年 10 月現在、菊陽町は令和 2 年 6 月 11 日現在、西原村は平成 30 年度現在、熊本県は令和 6 年 8 月現在

出典：「大津町管内指定文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 大津町 HP）
「指定文化財等一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 菊陽町 HP）
「西原村 2018 村勢要覧」（平成 31 年 3 月 西原村）
「登録・指定等文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 益城町 HP）
「熊本県文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

(2) 無形文化財及び伝承芸能等

計画路線及びその周囲における無形文化財及び伝承芸能等は、表 3.2.8-2 及び図 3.2.8-1 に示すとおりである。

表 3.2.8-2 無形文化財及び伝承芸能等の状況

No.	町村名	指定区分	種別	名称	指定年月日
イ	・益城町 ・西原村 ・菊陽町	県指定	重要無形民俗文化財	津森神宮お法使祭	平成 30 年 3 月 27 日
ロ	大津町	町指定	無形民俗文化財	大林牛舞い	平成 5 年 3 月 31 日
ハ		町指定	無形民俗文化財	大津梅の造花	平成 23 年 3 月 22 日
ニ		町指定	無形民俗文化財	窪田阿蘇神社御神幸祭	令和 4 年 10 月 19 日
ホ		—	伝承芸能：祭礼	窪田阿蘇神社御幸行列	—
ヘ		—	その他	大津町地蔵祭り	—
ト	菊陽町	県指定	重要無形民俗文化財	馬場楠の獅子舞	平成 30 年 3 月 27 日
チ	西原村	—	伝承芸能：神楽	白山姫神社の神楽	—

注：大津町は令和 4 年 10 月現在、菊陽町は 2020 年 6 月 11 日現在、西原村は平成 30 年度現在、益城町は 2022 年 10 月 18 日現在、熊本県は令和 6 年 8 月現在

出典：「大津町管内指定文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 大津町 HP）

「指定文化財等一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 菊陽町 HP）

「西原村 2018 村勢要覧」（平成 31 年 3 月 西原村）

「登録・指定等文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 益城町 HP）

「熊本県文化財一覧」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

「くまもと伝承芸能情報サイト」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県立劇場 HP）

(3) 埋蔵文化財

計画路線及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2.8-3 及び図 3.2.8-2 に示すとおりである。

表 3.2.8-3(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時代	種別
1	八窪遺跡	菊池郡大津町 大津 八窪	縄文～古代 弥生	包蔵地
2	五里木跡	菊池郡大津町 大津	近世	交通
3	清正公道	菊池郡大津町 高尾野	近世	交通
4	高尾野遺跡	菊池郡大津町 高尾野	古墳	包蔵地
5	西弥護免遺跡	菊池郡大津町 大津 西弥護免	弥生～古墳	包蔵地
6	南出口遺跡	菊池郡大津町 室 南出口	弥生	包蔵地
7	西嶽遺跡	菊池郡大津町 大津 西嶽	古墳	包蔵地
8	西嶽城跡	菊池郡大津町 大津 西嶽	中世	城
9	中町横穴群	菊池郡大津町 大津 町屋敷	古墳	古墳
10	東嶽城跡	菊池郡大津町 大津 町屋敷	中世	城
11	大津手永会所跡	菊池郡大津町 大津 町屋敷	近世	包蔵地
12	大津大矢野塾跡	菊池郡大津町 大津 町屋敷	近世	包蔵地
13	後迫横穴群	菊池郡大津町 大津 後迫	古墳	古墳

出典：「熊本県遺跡地図データ」（令和 7 年 7 月閲覧 熊本県 HP）

表 3.2.8-3(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時代	種別
14	グラント北遺跡	菊池郡大津町 大津 後迫	平安	包蔵地
15	大松山遺跡	菊池郡大津町 大津 (通称大松山)	弥生	包蔵地
16	西大山内横穴群	菊池郡大津町 大津 西大山内	古墳	古墳
17	引水遺跡	菊池郡大津町 引水	弥生	包蔵地
18	吹田A遺跡	菊池郡大津町 吹田	縄文	包蔵地
19	吹田B遺跡	菊池郡大津町 吹田	縄文	包蔵地
20	吹田C遺跡	菊池郡大津町 吹田	縄文	包蔵地
21	吹田D遺跡	菊池郡大津町 吹田	縄文	包蔵地
22	吹田E遺跡	菊池郡大津町 吹田	縄文	包蔵地
23	瀬田裏C遺跡	菊池郡大津町 瀬田	縄文	包蔵地
24	瀬田雨留尾遺跡	菊池郡大津町 瀬田	古墳・縄文・ 弥生	包蔵地
25	大津遺跡	菊池郡大津町 大津	縄文	包蔵地
26	中井手遺跡	菊池郡大津町 中井手	古代	包蔵地
27	岡園長者遺跡	菊池郡大津町 陣内 岡園	近世	包蔵地
28	下陣内遺跡	菊池郡大津町 陣内 年ノ神	弥生～古代	包蔵地
29	陣内の五輪塔	菊池郡大津町 陣内	中世	石造物
30	上園遺跡	菊池郡大津町 陣内 上園	弥生～古代	包蔵地
31	中陣内遺跡	菊池郡大津町 陣内 中陣内	古墳	包蔵地
32	玉岡城跡	菊池郡大津町 陣内 順田	中世	城
33	田尾遺跡	菊池郡大津町 陣内 (通称 田尾)	古代・中世	包蔵地
34	中島西鶴遺跡	菊池郡大津町 中島 西鶴	縄文～平安	包蔵地
35	中島宝満鶴遺跡	菊池郡大津町 中島 宝満鶴	平安・中世	包蔵地
36	岩坂葉柳遺跡	菊池郡大津町 岩坂 葉柳	弥生・平安	包蔵地
37	岩坂樋ノ口遺跡	菊池郡大津町 岩坂 樋ノ口	弥生	包蔵地
38	岩坂カンカン塔	菊池郡大津町 岩坂	中世	石造物
39	岩坂横穴	菊池郡大津町 岩坂 (通称迫出)	古墳	古墳
40	岩坂遺跡	菊池郡大津町 岩坂	縄文	包蔵地
41	西念寺跡	菊池郡大津町 岩坂	中世	寺社
42	岩坂経塔	菊池郡大津町 岩坂	中世	経塚
43	岩坂岩ノ上遺跡	菊池郡大津町 岩坂 岩の上	—	—
44	森遺跡	菊池郡大津町 森 榎迫	縄文	包蔵地
45	池上城跡	菊池郡大津町 吹田 上池鶴	中世	城
46	城の本城跡	菊池郡大津町 吹田 上池鶴	中世	城
47	鳥子川遺跡	菊池郡大津町 錦野 鳥子川	弥生・古墳	包蔵地
48	錦野遺跡	菊池郡大津町 錦野 上掲	縄文～古墳	集落
49	大林古墳	菊池郡大津町 大林	古墳	古墳
50	大人足遺跡	菊池郡菊陽町 原水 大人足・ 下大谷・村上	縄文・古代	包蔵地
51	柳水遺跡	菊池郡菊陽町 原水 小平ノ上	弥生	包蔵地
52	楊水寺跡	菊池郡菊陽町 原水 井手上	近世	寺社跡

出典：「熊本県遺跡地図データ」（令和7年7月閲覧 熊本県HP）

表 3.2.8-3(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時代	種別
53	入道水西の橋跡	菊池郡菊陽町 原水 (入道水)	近世	史跡・建造物
54	入道水眼鏡橋跡	菊池郡菊陽町 原水 (入道水)	近世	史跡・建造物
55	入道水の五輪塔	菊池郡菊陽町 原水 3303 (入道水)	中世・近世	五輪塔
56	安福寺跡	菊池郡菊陽町 原水 入道水	近世	寺社跡
57	西園寺左大臣 実晴男随宜之墓	菊池郡菊陽町 原水 3569 (古閑原)	近世	墓碑
58	古閑原西橋跡	菊池郡菊陽町 原水 (古閑原)	近世	史跡・建造物
59	古閑原眼鏡橋	菊池郡菊陽町 原水 (古閑原)	近世	史跡・建造物
60	瀬田上井手	菊池郡菊陽町 原水・津久礼	近世	史跡・建造物
61	四里木跡	菊池郡菊陽町 原水 (南方)	近世	史跡・建造物
62	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 原水 715 (南方)	近世	猿田彦大神
63	紫藤寛治の歌碑	菊池郡菊陽町 原水 633-2 (南方)	近代	文学碑
64	山伏之墓	菊池郡菊陽町 原水 623 (南方)	近代	その他の石造物
65	南方上遺跡	菊池郡菊陽町 原水 南方上	縄文	包蔵地
66	南方上遺跡	菊池郡菊陽町 原水 南方上	縄文	包蔵地
67	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 原水 127 (中尾)	近代	猿田彦大神
68	宮本旅人の歌碑	菊池郡菊陽町 久保田 2598 (大堀木)	近代	文学碑
69	大堀木遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 大堀木	奈良・平安・ 中世・近世	包蔵地・居館
70	大堀木遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 大堀木	奈良・平安・ 中世・近世	包蔵地・居館
71	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 久保田 2671 (大堀木)	近代	猿田彦大神
72	久保田下原遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 下原・ 大堀木	奈良・平安	包蔵地
73	久保田中原遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 中原	奈良・平安	集落跡
74	久保田上原遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 上原	奈良・平安	集落跡
75	猿田彦太神	菊池郡菊陽町 久保田 2518-2 (津留)	近世	猿田彦大神
76	津留遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 津留	弥生・奈良・ 平安	包蔵地
77	久保田中岡遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 中岡	奈良・平安	包蔵地
78	楠木遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 楠木・ 中岡	奈良・平安	集落跡
79	瀬田下井出	菊池郡菊陽町 久保田・津久礼	近世	史跡・建造物
80	中井手	菊池郡菊陽町	—	—
81	玉岡井手	菊池郡菊陽町 久保田・津久礼	近世	史跡・建造物
82	石塚 (馬墓)	菊池郡菊陽町 久保田 2014 (川久保)	近世	その他の石造物
83	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 久保田 2029-2 南 (川久保)	近世	猿田彦大神

出典：「熊本県遺跡地図データ」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

表 3.2.8-3(4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	時代	種別
84	川久保屋敷跡	菊池郡菊陽町 久保田 川久保	中世・近世	居館跡
85	久保田城跡	菊池郡菊陽町 久保田 柳尾 (山後)	中世・近世	城跡
86	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 久保田 1515 (出分)	近世	猿田彦大神
87	津久礼井手	菊池郡菊陽町 久保田・津久礼	近世	史跡・建造物
88	下町銅戈出土地	菊池郡大津町 下町 窪田	弥生	包蔵地
89	猿田彦大神	菊池郡菊陽町 久保田 75-1 (上中代)	近世	猿田彦大神
90	役給遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 役給	奈良・平安・ 中世	包蔵地
91	川久保遺跡	菊池郡菊陽町 久保田 川原	弥生	包蔵地
92	馬場楠井手の 鼻ぐり	菊池郡菊陽町 曲手 西鶴、 辛川 妙見 (辛川・曲手)	近世	建造物
93	西鶴遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 西鶴	弥生・中世	包蔵地
94	猿田彦太神	菊池郡菊陽町 曲手 102 東 (曲手)	近世	猿田彦大神
95	阿弥陀三尊 来迎線刻板碑	菊池郡菊陽町 曲手 78 (曲手)	室町	板碑
96	西鶴家六地藏	菊池郡菊陽町 曲手 157 東 (曲手)	近代	六地藏
97	曲手南小学校跡の 板碑	菊池郡菊陽町 曲手 山之上 397-1 (曲手)	中世	板碑
98	居屋敷遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 居屋敷	弥生	包蔵地
99	馬場楠観音堂の 五輪塔	菊池郡菊陽町 馬場楠 6 (馬場楠)	中世	五輪塔
100	馬場楠観音堂の 地藏さん	菊池郡菊陽町 馬場楠 6 (馬場楠)	鎌倉	五輪塔
101	旧馬場楠井手の 取入れ口跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 一町畑	近世	—
102	馬場楠堰跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 (馬場楠)	近世	史跡・建造物
103	馬場楠井手	菊池郡菊陽町 馬場楠・曲手・ 辛川	近世	史跡・建造物
104	池ノ窪遺跡	菊池郡菊陽町 辛川 池ノ窪	縄文	包蔵地
105	辛川東原遺跡	菊池郡菊陽町 辛川 東原	縄文	包蔵地
106	曲手西原遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 西原	縄文	包蔵地
107	八反畑遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 八反畑	縄文	包蔵地
108	馬場楠森ノ上の 五輪塔	菊池郡菊陽町 馬場楠 658 (馬場楠)	中世	五輪塔
109	森ノ上遺跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 森ノ上・川ノ上	縄文・弥生・ 古代・中世	包蔵地
110	屋敷遺跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 屋敷	縄文・弥生・ 古代	包蔵地
111	馬場楠六地藏遺跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 六地藏	縄文・古代	包蔵地
112	阿弥陀如来 来迎線刻板碑	菊池郡菊陽町 戸次 539 南西 (戸次)	室町	板碑

出典：「熊本県遺跡地図データ」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

表 3.2.8-3(5) 埋蔵文化財包蔵地の状況

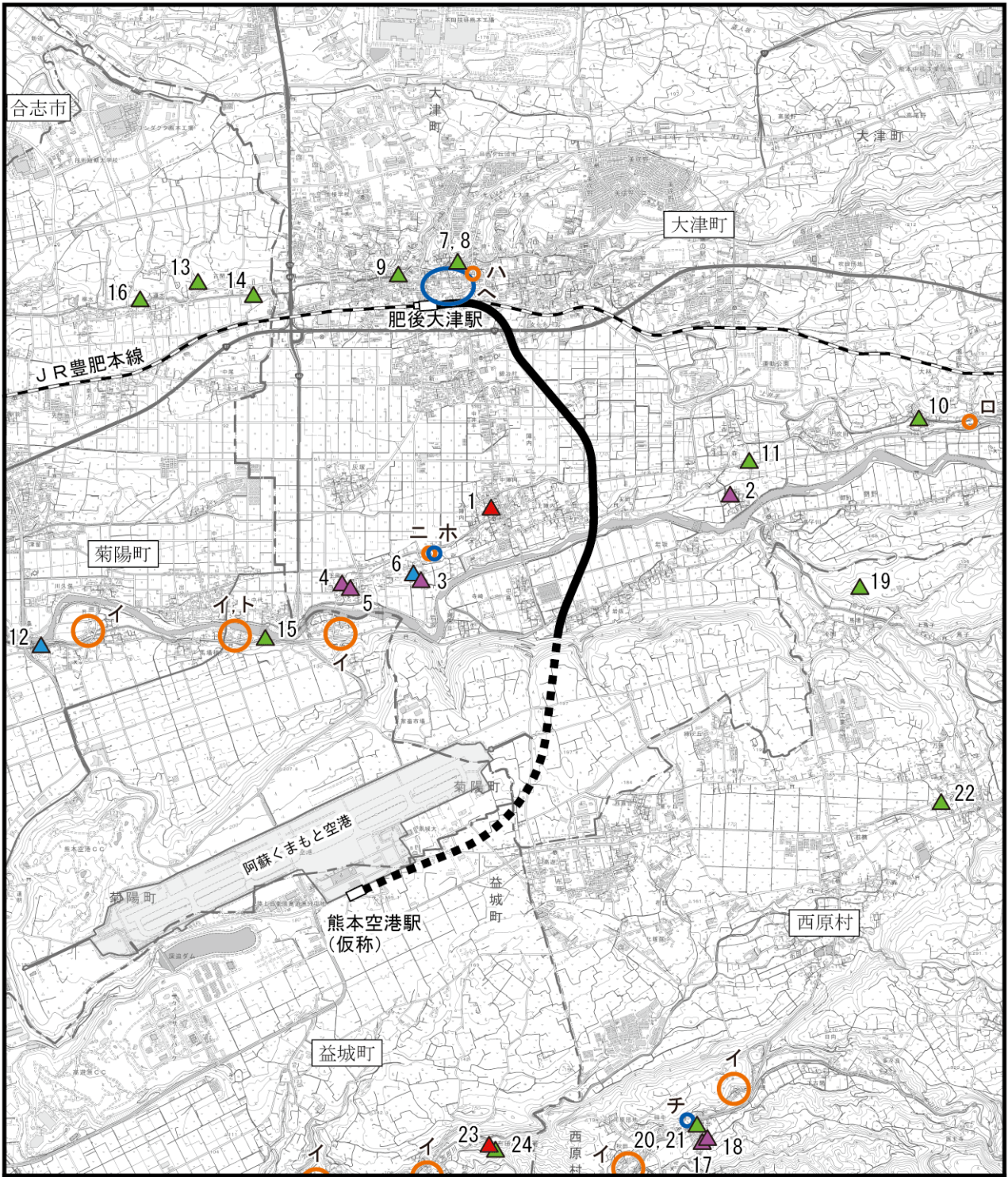
No.	遺跡名	所在地	時代	種別
113	水溜遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 水溜	縄文	包蔵地
114	一丁畑古墳	菊池郡菊陽町 馬場楠 一丁畑	縄文・古代	古墳
115	三反畑遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 三反畑	縄文	包蔵地
116	猿田彦太神	菊池郡菊陽町 戸次 1 (戸次)	近世	猿田彦大神
117	年ノ神遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 年ノ神	縄文	包蔵地
118	合志伊賀守隆知の墓碑	菊池郡菊陽町 戸次 858-3 (戸次)	中世	墓碑
119	合志五大夫隆義の墓碑	菊池郡菊陽町 戸次 881 (戸次)	中世	墓碑
120	曲手中原遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 中原	縄文	包蔵地
121	狸坂遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 部田、馬場楠 鍬ノ迫	縄文・弥生	包蔵地
122	部田遺跡	菊池郡菊陽町 曲手 部田・下駄飼所	縄文・弥生	包蔵地
123	山之上遺跡	菊池郡菊陽町 馬場楠 山之上	縄文・弥生	包蔵地
124	沖土遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 沖土	縄文	包蔵地
125	金福遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 金福	弥生	包蔵地
126	豊秋遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 豊秋	縄文	包蔵地
127	戸次中原遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 中原・駄飼所・タブサミ	縄文	包蔵地
128	戸次中尾遺跡	菊池郡菊陽町 戸次 中尾	—	包蔵地
129	道明の石畳	菊池郡菊陽町 曲手 水落・風穴(道明)	中世・近世	道路
130	下六段田横穴	阿蘇郡西原村 鳥子 下六反田	古墳	古墳
131	下六段田の磨崖仏	阿蘇郡西原村 鳥子 下六反田	中世	石造物
132	小園遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 持矢倉	縄文～古代	包蔵地
133	皆元遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 皆元	縄文	包蔵地
134	皆の元の宝器 出土地	阿蘇郡西原村 鳥子 皆元	近世	包蔵地
135	馬場遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 馬場	古墳	包蔵地
136	鳥子陣の上遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 陣ノ上	縄文	包蔵地
137	鳥子城跡	阿蘇郡西原村 鳥子 陣ノ上	中世	城
138	上鳥子横穴群	阿蘇郡西原村 鳥子 水の谷	古墳	古墳
139	葛目横穴	阿蘇郡西原村 鳥子 葛目谷	古墳	古墳
140	古閑向遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 古閑向	縄文	包蔵地
141	襟の平遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 襟の平	縄文・弥生	包蔵地
142	新所車上の原遺跡	阿蘇郡西原村 小森	縄文～中世	包蔵地
143	涼み塚遺跡	阿蘇郡西原村 小森	縄文～中世	包蔵地
144	桃の木原遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 桃の木原	縄文	包蔵地
145	風森遺跡	阿蘇郡西原村 小森	縄文～中世	包蔵地
146	がくが峰遺跡	阿蘇郡西原村 鳥子 鳥越	弥生	包蔵地
147	きつね塚古墳群	阿蘇郡西原村 小森 風当 霍	古墳	古墳
148	きつね塚石棺群	阿蘇郡西原村 小森 風当 霍	古墳	埋葬
149	下小森前鶴遺跡	阿蘇郡西原村 小森	縄文～弥生、 古代	包蔵地

出典：「熊本県遺跡地図データ」(令和7年7月閲覧 熊本県HP)

表 3.2.8-3(6) 埋蔵文化財包蔵地の状況

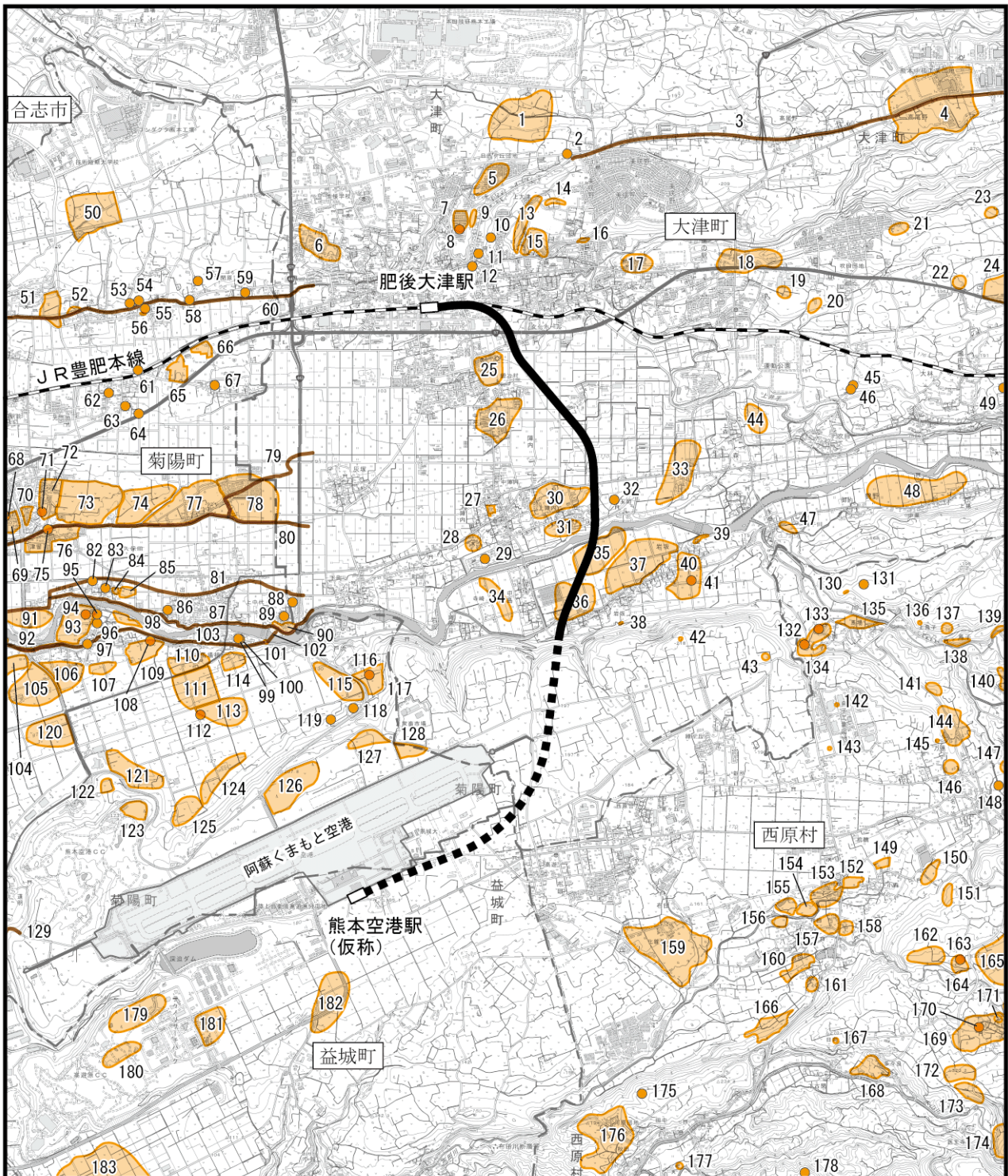
No.	遺跡名	所在地	時代	種別
150	下小森遺跡	阿蘇郡西原村 小森 葉山	縄文	包蔵地
151	仲鶴の遺跡	阿蘇郡西原村 小森 仲鶴	古墳	包蔵地
152	小東遺跡	阿蘇郡西原村 小森 小東	弥生	包蔵地
153	べつじ遺跡	阿蘇郡西原村 小森 西原	縄文・弥生	包蔵地
154	玉の迫遺跡	阿蘇郡西原村 布田 玉の迫	—	包蔵地
155	北原・東原遺跡	阿蘇郡西原村 布田 北原・東原	縄文・弥生	包蔵地
156	布田玉田遺跡	阿蘇郡西原村 布田 玉田	弥生・古代	包蔵地
157	まち遺跡	阿蘇郡西原村 布田 下玉田	弥生	包蔵地
158	恵良遺跡	阿蘇郡西原村 布田 南道角	弥生	包蔵地
159	化粧塚	阿蘇郡西原村 布田 化粧塚	古墳	古墳
160	山の神遺跡	阿蘇郡西原村 布田 小鶴	古代	包蔵地
161	あかどう石棺群	阿蘇郡西原村 布田 北平	古墳	埋葬
162	下高下遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 下高下	縄文	包蔵地
163	将軍塚古墳	阿蘇郡西原村 宮山 高下	古墳	古墳
164	将軍塚遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 下高下	縄文	包蔵地
165	桑鶴・小森遺跡	阿蘇郡西原村 桑鶴 小森	—	包蔵地
166	下布田石棺群	阿蘇郡西原村 布田 古閑	古墳	埋葬
167	日向・上ノ原遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 日向・上ノ原	—	包蔵地
168	多々良遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 多々良 ほか	縄文	包蔵地
169	宮山遺跡群	阿蘇郡西原村 宮山 西原・広瀬	縄文～古代	包蔵地
170	宮山神社境内 石棺群	阿蘇郡西原村 宮山 西原	古墳	埋葬
171	にれやま石棺群	阿蘇郡西原村 宮山 奈良山	古墳	埋葬
172	鬼太郎遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 鬼山	—	包蔵地
173	ぬきや遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 鬼山	—	包蔵地
174	医王寺遺跡	阿蘇郡西原村 宮山 医王寺向	—	包蔵地
175	秋田石棺	阿蘇郡西原村 河原 秋田原	古墳	埋葬
176	秋田上原遺跡	阿蘇郡西原村 河原 秋田原	縄文～中世	包蔵地
177	門出城跡	阿蘇郡西原村 河原 門出	中世	城
178	滝石棺群	阿蘇郡西原村 河原 滝	—	埋葬
179	上面ノ平遺跡	上益城郡益城町 田原 上面ノ平	縄文～中世	包蔵地
180	上石岸原遺跡	上益城郡益城町 田原 上石岸原	縄文～中世	包蔵地
181	中石岸原遺跡	上益城郡益城町 小谷 中石岸原	縄文～古墳	包蔵地
182	高遊遺跡	上益城郡益城町 小谷 高遊	縄文～中世	包蔵地
183	寺中遺跡	上益城郡益城町 寺中	縄文～平安	包蔵地

出典：「熊本県遺跡地図データ」（令和7年7月閲覧 熊本県HP）



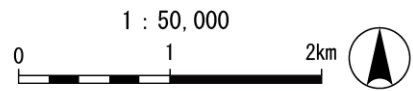
凡例

-



凡例

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> — 計画路線 (地表式、嵩上式) ■ 計画路線 (地下式) - - - 行政界 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 遺跡 (面) ● 遺跡 (点) — 遺跡 (線) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|



出典：「熊本県遺跡地図データ」(令和7年7月閲覧 熊本県 HP)

図 3.2.8-2 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.9-1 に示すとおりである。

表 3.2.9-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
<p>備考</p> <p>1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。</p> <p>3：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>5：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

2) 騒音

騒音に係る環境基準は、表 3.2.9-2 に示すとおりである。

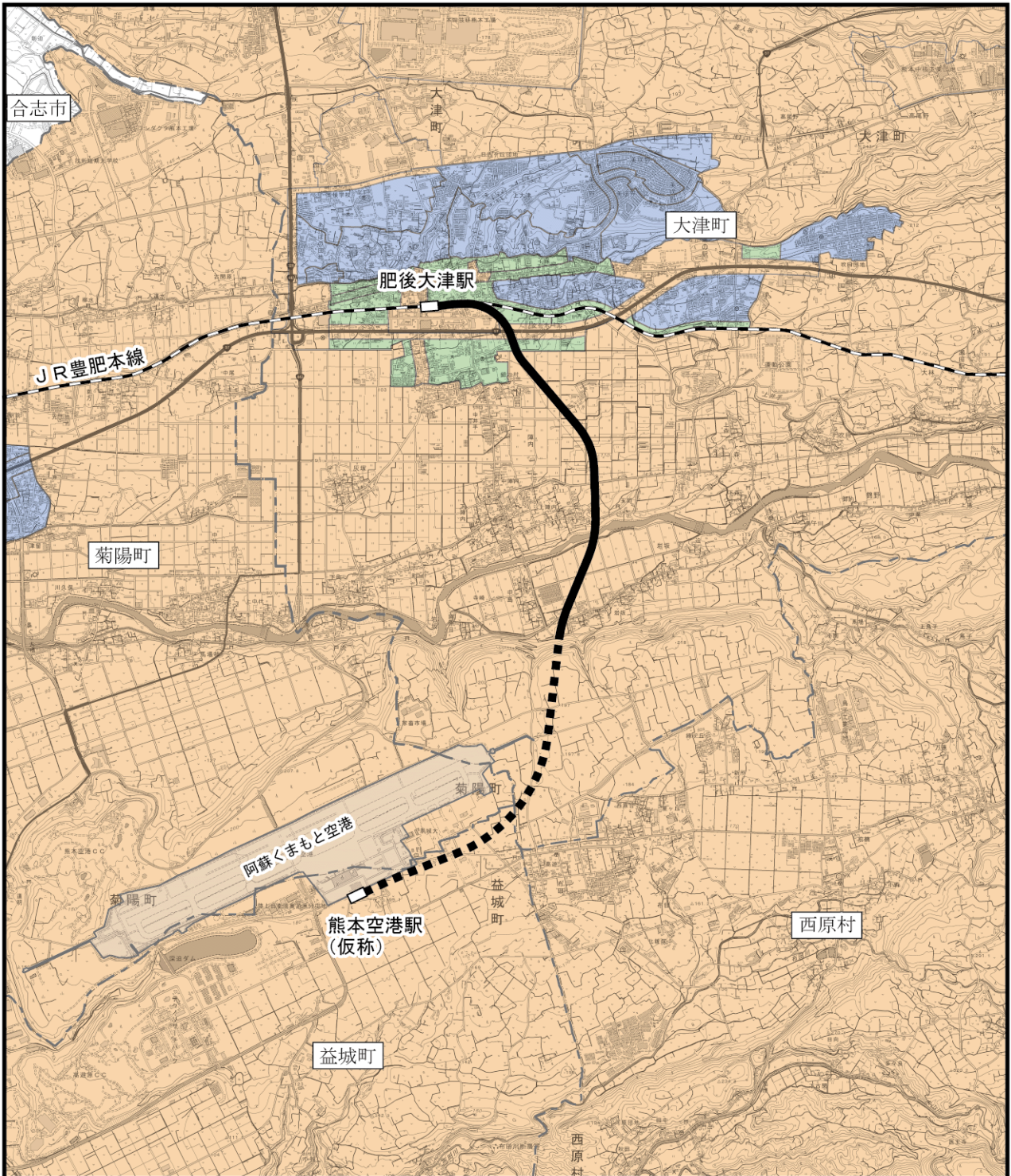
また、計画路線及びその周囲の地域の類型指定状況は、図 3.2.9-1 に示すとおりである。

表 3.2.9-2 騒音に係る環境基準

【①道路に面する地域以外の地域】		
地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
【②道路に面する地域】		
地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
注：「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
【③幹線交通を担う道路に近接する空間】		
基準値		
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		
注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいうものとする。		
注 2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。		
※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。		
町村の区域	地域の類型	該当地域
全ての町村	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	C	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域

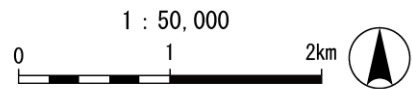
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成 21 年熊本県告示第 340 号）



凡例

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> — 計画路線 (地表式、嵩上式) ■ 計画路線 (地下式) - - - 行政界 | <ul style="list-style-type: none"> A 類型 B 類型 C 類型 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成 21 年熊本県告示第 340 号）

図 3.2.9-1 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

3) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準である「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2.9-3 に、「河川の生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2.9-4 及び表 3.2.9-5 に、河川の環境基準の水域類型の指定は表 3.2.9-6 に、水生生物の保全に係る河川の環境基準の水域類型の指定は表 3.2.9-7 に、計画路線及びその周囲における公共用水域に係る環境基準の水域類型の指定は図 3.2.9-2 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.9-8 に示すとおりである。

表 3.2.9-3 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護）

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備 考	
1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.9-4 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全：河川）【ア】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	-

備 考

- 1: 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 - 2: 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 - 3: 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 - 4: 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 - 5: 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 - 6: 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 注 1: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注 2: 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注 3: 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 注 4: 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 注 5: 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.9-5 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全：河川）【イ】

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 1 環境庁告示第 59 号）				

表 3.2.9-6 河川の環境基準の水域類型の指定

水域		該当類型	達成期間
白川水系	白川中流（鮎婦滝から吉原橋まで）	A	イ
坪井川水系	堀川上流（丹防橋より上流）	A	イ
	堀川下流（丹防橋より下流）	D	イ
注 1：該当類型の欄中 AA、A、B、C 及び D は、環境庁告示別表 2 の 1 の(1)の河川（湖沼を除く。）の表の類型を示す。 注 2：達成期間の分類は、次のとおりとする。 (1)「イ」は、直ちに達成 (2)「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成 (3)「ハ」は、5 年を越える期間で可及的すみやかに達成			

出典：「白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（昭和 47 年熊本県告示第 960 号）

表 3.2.9-7 水生生物の保全に係る河川の環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
堀川（水生生物）（全域）	生物 B	イ
白川（水生生物）（全域）	生物 B	イ
注 1：該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。 注 2：達成期間の分類は、次のとおりとする。 「イ」は、直ちに達成		

出典：「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定」（令和 5 年熊本県告示第 586 号）

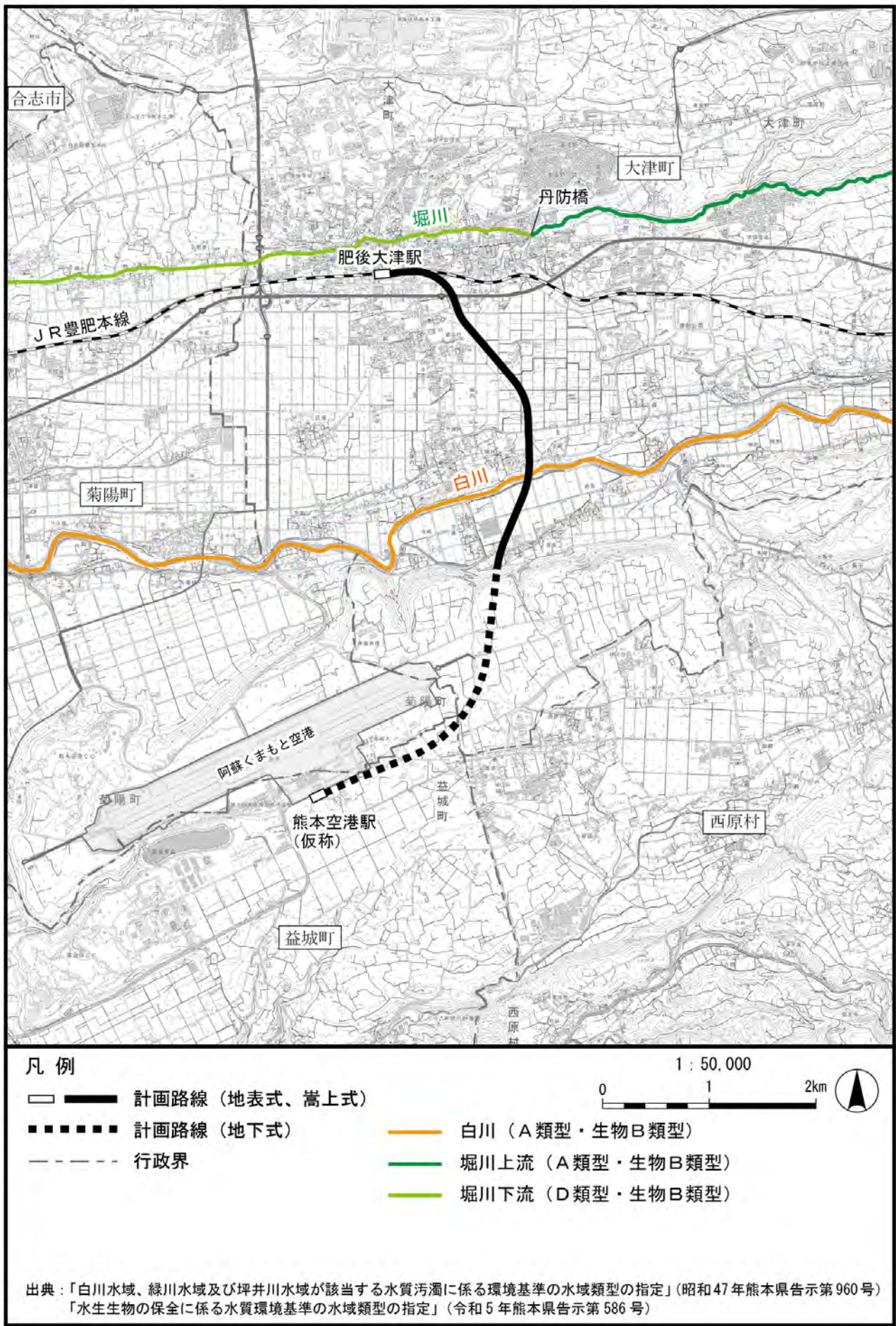


図 3.2.9-2 公共用水域に係る環境基準の水域類型の指定

表 3.2.9-8 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
<p>備 考</p> <p>1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>5：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

4) 土壤環境

土壤汚染に係る環境基準は、表 3.2.9-9 に示すとおりである。

表 3.2.9-9 土壤汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備 考	<p>1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壤汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.9-10 に示すとおりである。

表 3.2.9-10 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備 考</p> <p>1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3：土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）

② 規制基準等

1) 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」において、「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等」の規制が行われている。

また、熊本県の「熊本県生活環境の保全等に関する条例」において、大気の汚染のばい煙及び粉じんに関する規制を行っている。

2) 騒音

a. 特定工場等

「騒音規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.9-11 に示すとおりである。

また、計画路線及びその周囲の区域の区分指定状況は、図 3.2.9-3 に示すとおりである。

表 3.2.9-11 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

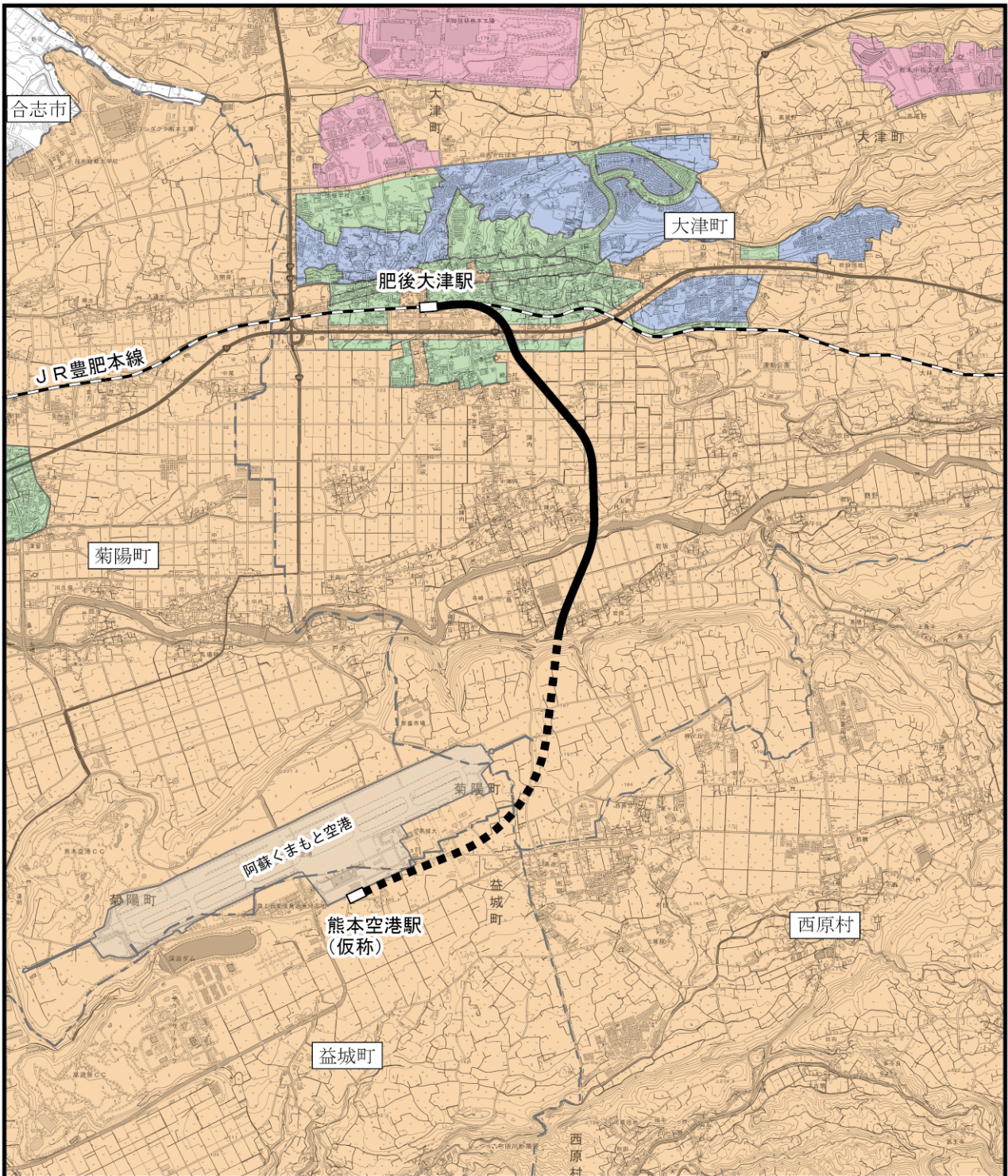
区域の区分	昼間（8時～19時）	朝（6時～8時） 夕（19時～22時）	夜間（22時～翌6時）
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
※規制基準は、敷地境界で適用される。			
町村の区域	区域の区分	該当地域	
全ての町村 (苓北町を除く。)	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
	第三種区域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域以外の地域	
	第四種区域	工業地域及び工業専用地域	

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）

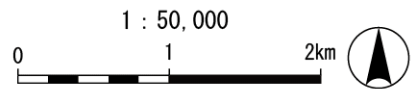
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 21 年熊本県告示第 341 号）



凡例

- 計画路線（地表式、嵩上式）
- - - 計画路線（地下式）
- - - 行政界

- 第一種区域
- 第二種区域
- 第三種区域
- 第四種区域



出典：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 21 年熊本県告示第 341 号）

図 3. 2. 9-3 特定工場等の騒音規制の区域の区分指定状況

b. 特定建設作業

「騒音規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.9-12 に示すとおりである。

また、計画路線及びその周囲の区域の区分指定状況は、図 3.2.9-4 に示すとおりである。

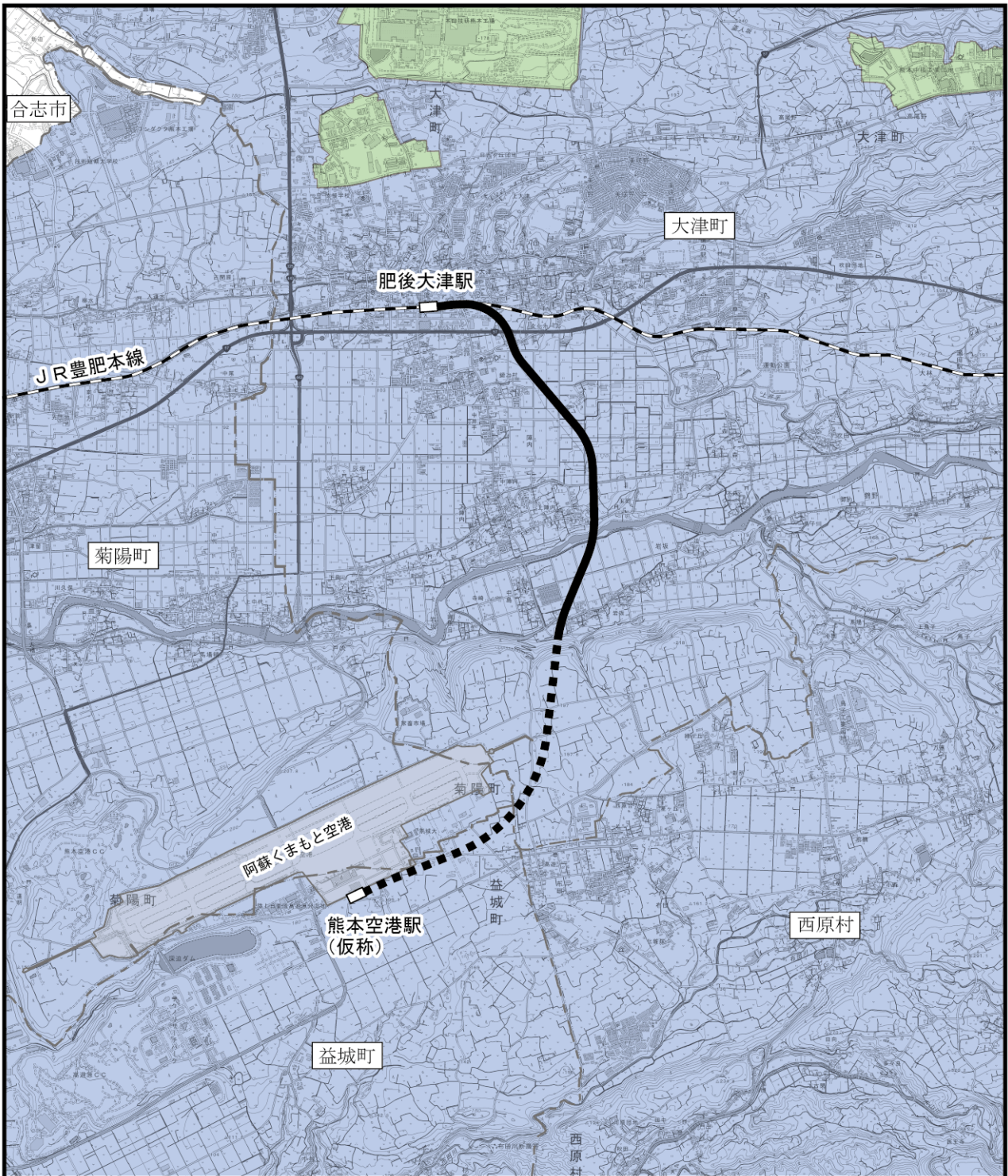
表 3.2.9-12 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区 域	1号区域	2号区域
基準値	85 デシベル	
作業時間	午後7時～午前7時の 時間内でないこと	午後10時～午前6時の 時間内でないこと
1日当たりの 作業時間※	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	
備 考		
1: 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。		
2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。		
3: 災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の大危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。		
町村の区域	区域の区分	該当地域
全ての町村	1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
	2号区域	工業地域及び工業専用地域
騒音規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）		
1: くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）		
2: びょう打機を使用する作業		
3: さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）		
4: 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		
5: コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		
6: バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業		
7: トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業		
8: ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業		
※当該作業を開始した日に終わるものを除く		
条例における騒音規制対象となる建設作業（特定建設作業）		
1: コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		
2: パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業（法施行令別表第2第6号から第8号を除く。）		
3: 鋼球を使用する作業		
※当該作業を開始した日に終わるものを除く		


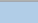



出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示1号）

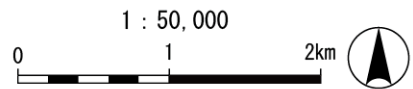
「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年熊本県条例第23号）

「騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分」（平成21年熊本県告示第342号）



凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 計画路線（地表式、嵩上式） |  | 1号区域 |
|  | 計画路線（地下式） |  | 2号区域 |
|  | 行政界 | | |



出典：「騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分」（平成 21 年熊本県告示第 342 号）

図 3.2.9-4 特定建設作業の騒音規制の区域の区分指定状況

c. 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度は、表 3.2.9-13 に示すとおりである。

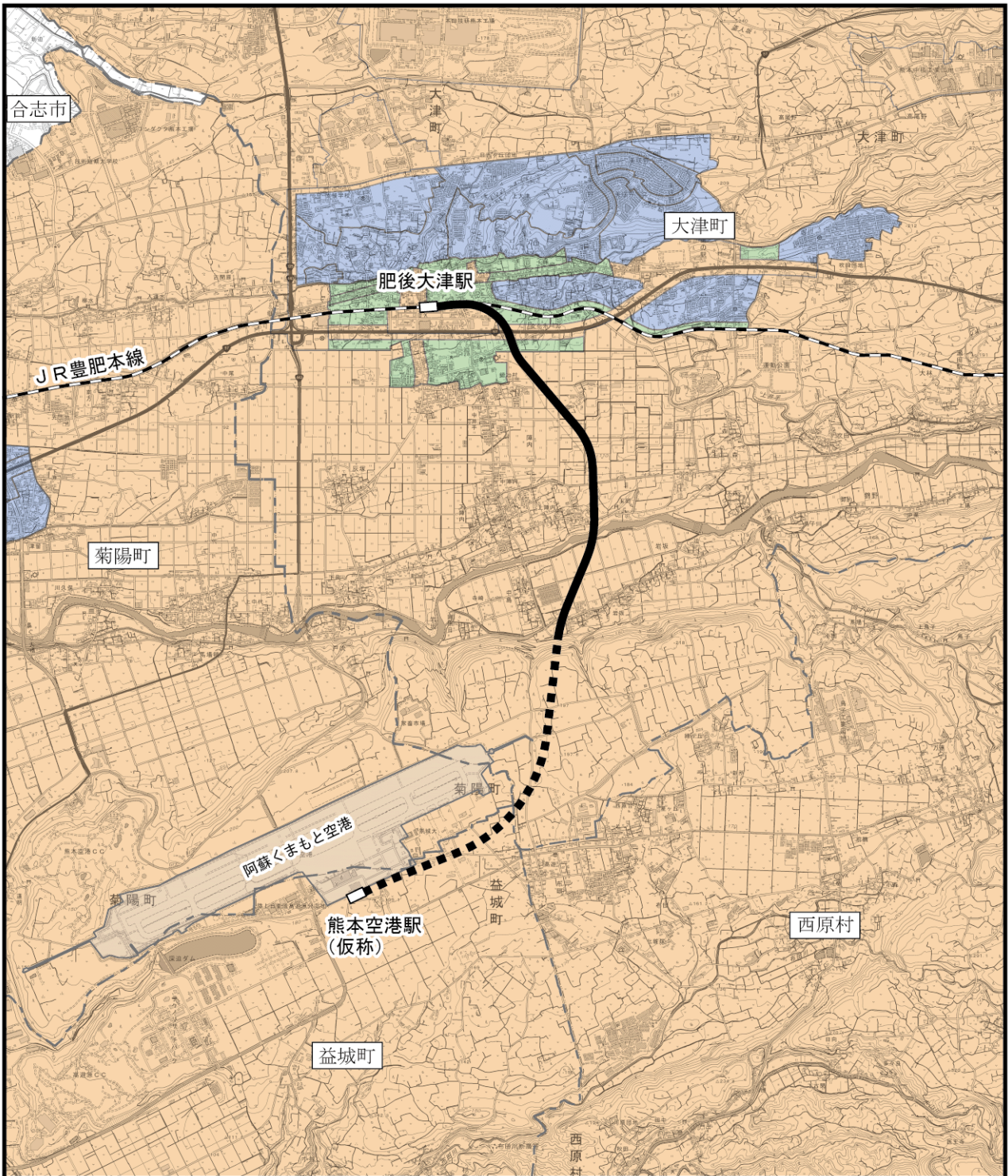
また、計画路線及びその周囲の区域の区分指定状況は、図 3.2.9-5 に示すとおりである。

表 3.2.9-13 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>備考</p> <p>1: 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。</p> <p>2: 上表に掲げる区域のうち「幹線交通を担う道路」に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。</p> <p>注 1: 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。</p> <p>注 2: 等価騒音レベルにより評価する。</p> <p>注 3: 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。</p>			
町村の区域	区域の区分	該当地域	
全ての町村	a	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	
	b	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
	c	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域	

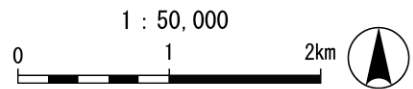
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）

「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」（平成 21 年熊本県告示第 343 号）



凡例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> — 計画路線（地表式、嵩上式） - - - 計画路線（地下式） - - - 行政界 | <ul style="list-style-type: none"> a 区域 b 区域 c 区域 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



出典：「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」（平成 21 年熊本県告示第 343 号）

図 3.2.9-5 自動車騒音の要請限度の区域の区分指定状況

d. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来の鉄道の走行に伴う騒音の基準等である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」は、表 3.2.9-14 に示すとおりである。

表 3.2.9-14 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7 時～22 時) については 60dB 以下、夜間 (22 時～7 時) については 55dB 以下とする。 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。
注 1: 「新線」とは、鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 8 条又は軌道法 (大正 10 年法律第 76 号) 第 5 条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。	
注 2: 「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則 (大正 12 年内務・鉄道省令) 第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。	

出典: 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」
(平成 7 年環大一 174 号環境庁大気保全局長通知)

3) 振 動

a. 特定工場等

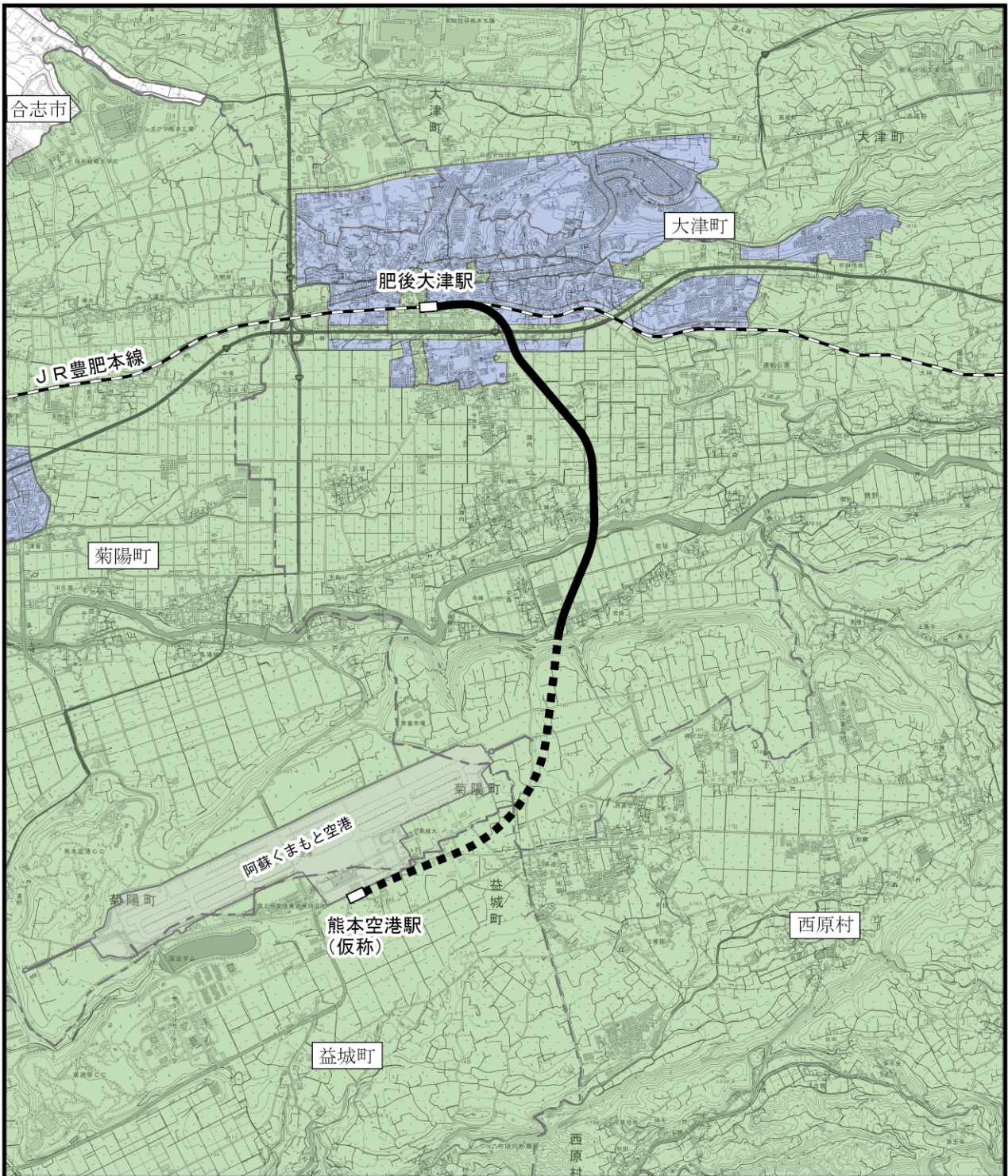
「振動規制法」に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、表 3.2.9-15 に示すとおりである。

また、計画路線及びその周囲の区域の区分指定状況は、図 3.2.9-6 に示すとおりである。

表 3.2.9-15 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

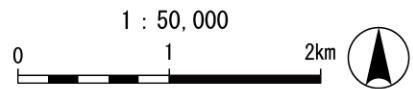
区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル
※規制基準は、敷地境界で適用される。		
町村の区域	区域の区分	該当地域
全ての町村	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
	第二種区域	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域

出典: 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 (昭和 51 年環境庁告示 90 号)
「振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準」 (平成 21 年熊本県告示第 345 号)



凡例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> — 計画路線（地表式、嵩上式） - - - 計画路線（地下式） - - - 行政界 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種区域 ■ 第二種区域 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|



出典：「振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 21 年熊本県告示第 345 号）

図 3.2.9-6 特定工場等の振動規制の区域の区分指定状況

b. 特定建設作業

「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 3.2.9-16 に示すとおりである。

また、計画路線及びその周囲の特定建設作業の振動規制の区域の区分指定状況は、図 3.2.9-7 に示すとおりである。

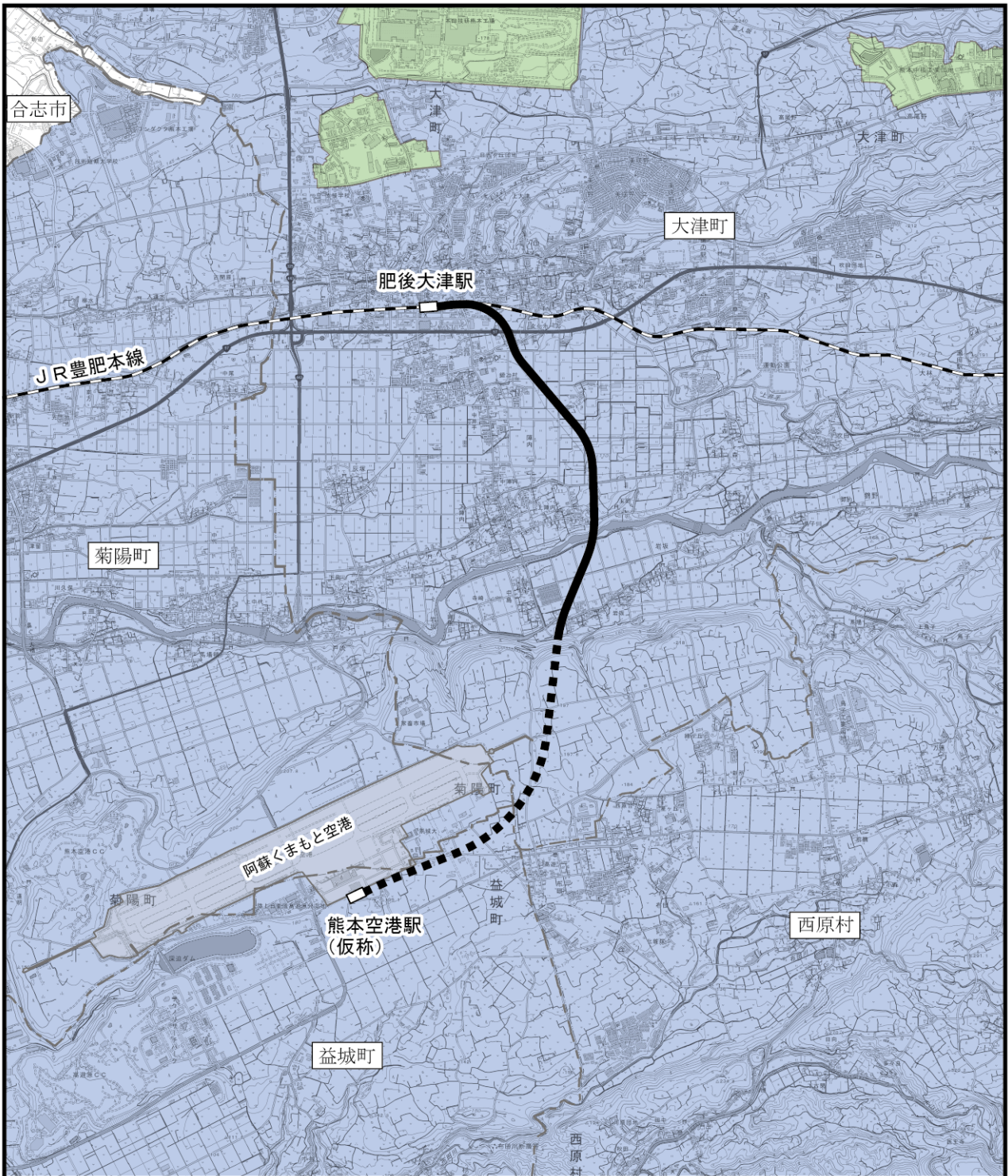
表 3.2.9-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区 域	1号区域	2号区域
基準値	75 デシベル	
作業時間	午後7時～午前7時の 時間内でないこと	午後10時～午前6時の 時間内でないこと
1日当たりの 作業時間※	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	
備 考		
1：振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。		
2：基準値を超えている場合、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。なお、くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、6時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。		
3：災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。		
町村の区域	区域の区分	該当地域
全ての町村	1号区域	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域以外の地域
	2号区域	工業地域及び工業専用地域
振動規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）		
1：くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業		
2：鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3：舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		
4：ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）		

出典：「振動規制法施行規則（別表第1）」（昭和51年総理府令第58号）

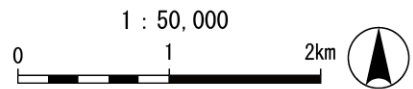
「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分」

（平成21年熊本県告示第346号）



凡例

- | | |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>— 計画路線（地表式、嵩上式）</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ 計画路線（地下式）</p> <p>— — — — 行政界</p> | <p>■ 1号区域</p> <p>■ 2号区域</p> |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|



出典：「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分」（平成 21 年熊本県告示第 346 号）

図 3.2.9-7 特定建設作業の振動規制の区域の区分指定状況

c. 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.2.9-17 に示すとおりである。

また、計画路線及びその周囲の区域の区分指定状況は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準と同じであり、その指定状況は図 3.2.9-6 に示すとおりである。

表 3.2.9-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：振動の測定は、道路の各敷地境界線において行う。

町村の区域	区域の区分	該当地域
全ての町村	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
	第二種区域	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則（別表第 2）」（昭和 51 年総理府令第 58 号）
「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」（平成 21 年熊本県告示第 347 号）

d. 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

在来鉄道の走行に伴う振動に係る基準等は定められていないが、新幹線において「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」があり、その内容は表 3.2.9-18 に示すとおりである。

表 3.2.9-18 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

<p>新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。</p> <p>病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。</p> <p>注：測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うものとする。</p>

出典：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年環大特 32 号環境庁長官通知）

4) 水質汚濁

a. 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」に基づく一般排水基準は、表 3.2.9-19 に示すとおりである。

表 3.2.9-19(1) 水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外：10mgB/L 海域：230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：8mgF/L 海域：15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備 考	
1：「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2：砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3.2.9-19(2) 水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（その他の項目）

有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外：5.8以上8.6以下 海域：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）
<p>備考</p> <p>1:「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2:この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3:水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4:水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5:生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6:窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7:リン(りん)含有量についての排水基準は、リン(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

b. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」に基づく有害物質に係る上乗せ排水基準は表3.2.9-20に、生活環境項目に係る上乗せ排水基準は表3.2.9-21に示すとおりである。

表3.2.9-20 有害物質に係る上乗せ排水基準

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01mgCd/L
シアン化合物	0.1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.05mgPb/L
六価クロム化合物	0.05mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.01mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mgHg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L
チウラム	0.006mg/L
シマジン	0.003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L
ベンゼン	0.01mg/L
備 考	この表に掲げる上乗せ排水基準は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号、第19号、第20号、第21号、第21号の3、第21号の4、第22号、第23号、第23号の2、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第41号、第43号、第44号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第51号の2、第51号の3、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第61号、第62号、第63号、第63号の2、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第68号の2、第70号、第70号の2、第71号の2、第71号の3、第71号の4、第71号の5、第71号の6又は第74号に掲げる施設を設置する特定事業場に限り適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく有害物質に係る上乗せ排水基準」（昭和47年熊本県条例第63号）

表 3.2.9-21(1) 生活環境項目に係る上乘せ排水基準

ア. 上乘せ排水基準（一日の平均排水量 50m³ 以上 1,000m³ 未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度						
		BOD又はCOD (mg/L)		SS (mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）	20	25	30	40		
		し尿処理施設	—	20	—	70		
	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		50	70	70	90	
		食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	50	60
			水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		30	40	50	60
		飲料製造業	酒類製造業	30	40	50	60	
			その他の飲料製造業	20	30	50	60	
			その他のもの（弁当製造業を除く。）	30	40	30	40	
		繊維工業		30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70	90	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		45	60	60	80	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	100	150	
		旅館業		50	60	50	70	
	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50	60	50	70		
	と畜場		30	40	40	60		
	下水道終末処理施設		—	20	—	70		
	し尿処理施設		—	30	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）	20	25	30	40		
		し尿処理施設	—	20	—	70		
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		25	30	60	80		
	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業		20	25	40	50	
		その他のもの（弁当製造業を除く。）		20	25	30	40	
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	40	50		
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		20	25	50	70		
	窯業・土石製品製造業		20	25	80	100		
	窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	80	100		
	旅館業		25	30	40	60		
	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		25	30	40	60		
	下水道終末処理施設		—	20	—	70		
	し尿処理施設		—	20	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。）をいう。
- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する区域をいう。
- この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準」（昭和47年熊本県条例第63号）

表 3.2.9-21(2) 生活環境項目に係る上乘せ排水基準

イ. 上乘せ排水基準（一日の平均排水量 1,000m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度								
		BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	30	40	50	60
			水産食料品製造業、めん類製造業		30	40	30	40	50	60
			飲料製造業		20	30	20	30	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		30	40	30	40	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		40	50	40	50	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	40	50	40	50	50	70	
			パルプ製造施設をもつもの	65	80	65	80	35	50	
		ポリビニルアルコール製造業		40	50	40	50	30	40	
		プラスチック圧延フィルム製造業		60	80	35	45	30	40	
		化学肥料製造業		25	50	25	50	30	40	
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	100	150	
		旅館業		30	40	30	40	30	40	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
その他のもの		20	25	20	25	30	40			
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業		20	25	20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	20	25	40	50	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	20	25	20	25	40	60	
			パルプ製造施設をもつもの	20	25	20	25	30	40	
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	80	100	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
		その他のもの		20	25	20	25	30	40	

備考

1: 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。

2: この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。）をいう。

3: この表において「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する区域をいう。

4: この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、すべての公共用水域に排出される排水に適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準」（昭和47年熊本県条例第63号）

表 3.2.9-21(3) 生活環境項目に係る上乘せ排水基準

ウ. 上乘せ排水基準（一日の平均排水量が 20m³ 以上 50m³ 未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

項 目		許容限度	
		日間平均	最大
水素イオン濃度 (pH)		海域以外：5.8～8.6 海域：5.0～9.0	
生物化学的酸素要求量 (BOD)		120mg/L	160mg/L
化学的酸素要求量 (COD)		120mg/L	160mg/L
浮遊物質 (SS)		150mg/L	200mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	—	5mg/L
	動植物油脂類含有量	—	30mg/L
大腸菌群数		3,000個/cm ³	—
備 考 1：「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。 2：水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。 3：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。			

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準」（昭和47年熊本県条例第63号）

c. 熊本県生活環境の保全等に関する条例

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水施設は表 3. 2. 9-22 に、排水基準は表 3. 2. 9-23 に示すとおりである。

表 3. 2. 9-22 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水施設

No.	業種及び排水施設
1	米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗米施設 ロ：浸漬施設 ハ：湿式製粉施設 ニ：ろ過施設
2	給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの イ：食器洗浄施設 ロ：調理施設
3	チップ製造業の用に供する湿式チップパー
4	塗装水洗ブース施設
5	金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
6	めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
7	小規模し尿処理施設
備考 1：小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日に追加。 2：小規模し尿処理施設とは、建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和 47 年熊本県条例第 63 号）別表第 1 に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。	

出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）

表 3.2.9-23 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

項 目		許容限度	
		一日の平均排水量が50m ³ 以上の指定工場	一日の平均排水量が20m ³ 以上50m ³ 未満の指定工場
水素イオン濃度	海域以外	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	海域	5.0以上9.0以下	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均120mg/L)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均120mg/L)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質		200mg/L (日間平均150mg/L)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L	—
銅含有量		3mg/L	—
亜鉛含有量		5mg/L	—
溶解性鉄含有量		10mg/L	—
溶解性マンガン含有量		10mg/L	—
クロム含有量		2mg/L	—
弗素含有量		15mg/L	—
大腸菌数		800CFU/mL	800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均60mg/L)	—
りん磷含有量		16mg/L (日間平均8mg/L)	—

備 考

- 1: 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2: 小規模し尿処理施設は平成20年4月1日から適用。
- 3: 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表ア及び本表イのとおり。
- 4: 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。
- 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限り適用する。
- 6: 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。
- 7: 窒素及び磷含有量についての排水基準は有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に適用する

出典：「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年熊本県条例第23号）

d. 熊本県地下水保全条例

7. 地下水の水質保全

「熊本県地下水保全条例」に基づく対象化学物質等は表 3.2.9-24 に、対象事業場は表 3.2.9-25 に、特別排水基準【許容限度】及び対象化学物質を含むものとしての要件【判定基準値】は表 3.2.9-26 に示すとおりである。

表 3.2.9-24 熊本県地下水保全条例に基づく対象化学物質等

対象化学物質	主な対象化学物質使用業種
カドミウム及びその化合物	有機化学工業、試験研究機関、無機化学工業、無機顔料製造業、石油化学工業、写真感光材料製造業、試薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業、写真現像業
シアン化合物	医薬品製造業、金属・機械製造業、メッキ工業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、合成樹脂製造業、合成ゴム製造業、石油化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業、鉄鋼業、写真現像業、貴金属精練業
有機リン化合物	有機化学工業、農薬製造業、試薬製造業、試験研究機関
鉛及びその化合物	有機化学工業、金属・機械製造業、メッキ工業、試験研究機関、その他の製造業、無機顔料製造業、無機化学工業、医薬品製造業、農薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業
六価クロム化合物	木材薬品処理業、金属・機械製造業、試験研究機関、繊維工業、無機・有機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業
砒素及びその化合物	木材薬品製造業、有機化学工業、試薬製造業、金属・機械製造業、病院、試験研究機関、化学肥料製造業、無機化学工業、無機・有機顔料製造業、医薬品製造業、農薬製造業、非鉄金属製造業
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	医薬品製造業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、試薬製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業
PCB	パルプ、紙又は紙加工品製造業、試験研究機関
トリクロロエチレン	無機化学工業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、金属・機械製造業、繊維製品製造業、繊維工業、アスファルト合材製造業、プラスチック製造業、ゴム製品製造業、有機化学工業、洗濯業、写真現像業、自動車小売業、鉱業、出版・印刷業、その他すべての製造業、試験研究機関、自動車整備業、染物業
テトラクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
四塩化炭素	無機化学工業、医薬品製造業、アセチレン製造業、試験研究機関、石油化学工業、有機化学工業、農薬製造業、金属・機械製造業
ジクロロメタン	たばこ製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関
1,2-ジクロロエタン	染色整理業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、医薬品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1-ジクロロエチレン	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、試験研究機関
シス-1,2-ジクロロエチレン	化学工業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1,2-トリクロロエタン	化学工業、試験研究機関
1,3-ジクロロプロペン	化学工業、試験研究機関
チウラム	化学工業、ゴム製品製造業、試験研究機関
シマジン	化学工業、試験研究機関
チオベンカルブ	化学工業、試験研究機関
ベンゼン	動植物油脂製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、ガス業、試験研究機関
セレン及びその化合物	化学工業、石油・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関

出典：「熊本県地下水保全条例」（平成2年熊本県条例第52号）

表 3.2.9-25 熊本県地下水保全条例に基づく対象事業場

区 分	業 種
1 鉱 業	1. 金属鉱業 2. 石炭・亜炭鉱業 3. 原油・天然ガス鉱業 4. 非金属鉱業
2 製 造 業	1. 繊維工業 2. 衣服・その他の繊維製品製造業 3. 木材・木製品製造業 4. パルプ・紙・紙加工品製造業 5. 出版・印刷・同関連産業 6. 化学工業 7. 石油製品・石炭製品製造業 8. プラスチック製品製造業 9. ゴム製品製造業 10. なめし革・同製品・毛皮製造業 11. 窯業・土石製品製造業 12. 鉄鋼業 13. 非鉄金属製造業 14. 金属製品製造業 15. 一般機械器具製造業 16. 電気機械器具製造業 17. 輸送用機械器具製造業 18. 精密機械器具製造業 19. 武器製造業 20. その他の製造業
3 卸 売 ・ 小 売 業	1. 自動車小売業
4 サービス業	1. 洗濯業（コインランドリー業を含む。） 2. 洗張・染物業 3. 写真業 4. 自動車整備業 5. 機械修理業 6. 商品検査業 7. 計量証明業 8. 病院 9. その他の医療関連サービス業 10. 保健所 11. 検疫所（動物検疫、植物防疫を除く。） 12. その他の保健衛生（検査業に限る。） 13. 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関（人文科学のみに係るものを除く。） 14. 自然科学研究所 15. 他に分類されないサービス業（動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。）
5 公 務	1. 国家公務・地方公務（警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。）
備考：この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類（昭和 59 年行政管理庁告示第 2 号）による。	

出典：「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年熊本県条例第 52 号）

表 3.2.9-26 熊本県地下水保全条例に基づく特別排水基準及び判定基準

対象化学物質の種類	特別排水基準 【許容限度】	対象化学物質を含むものとしての要件 【判定基準値】
カドミウム及びその化合物	0.01mgCd/L	0.001mgCd/L
シアン化合物	0.1mgCN/L	0.1mgCN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.05mgPb/L	0.005mgPb/L
六価クロム化合物	0.05mgCr(VI)/L	0.04mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.01mgAs/L	0.005mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mgHg/L	0.0005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005mgR-Hg/L
PCB	0.0005mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	0.0005mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	0.0005mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	0.0002mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	—
1,2-ジクロロエチレン	—	シス体：0.004mg/L トランス体：0.004mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.006mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.003mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.01mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L	0.002mgSe/L
備考：「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		

出典：「熊本県地下水保全条例」(平成2年熊本県条例第52号)

4. 地下水の水量の保全

「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水の水量に関する保全内容は、表 3. 2. 9-27 に示すとおりである。

表 3. 2. 9-27 熊本県地下水保全条例に基づく地下水の水量に関する保全内容

【①指定地域】	
地 域	市町村
1. 熊本周辺地域	熊本市（河内町の市域を除く）、山鹿市（鹿北町、菊鹿町の市域を除く。）、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び西原村の全域
2. 八代地域	八代市（坂本町、東陽町、泉町の市域を除く。）、宇城市（松橋町及び小川町の市域）及び氷川町の全域
3. 玉名・有明地域	荒尾市、玉名市、熊本市（河内町の市域）、玉東町及び長洲町の全域
4. 天草地域	天草市のうち平成 18 年 3 月 26 日における本渡市及び五和町の全域
【②重点地域】	
地 域	市町村
熊本地域	熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る。）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の全域
【③地下水採取許可申請が必要な揚水設備の規模】	
地 域	揚水設備の規模
重点地域	吐出口の断面積が 19cm ² を超える（口径約 5cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地である市町村に許可申請書等を提出（ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く）
重点地域以外	吐出口の断面積が 125cm ² を超える（口径約 12.8cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地が指定地域に該当する場合は市町村に、指定地域外の場合は管轄の保健所に許可申請書等を提出（ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く）
【④地下水採取届が必要な揚水設備の規模】	
地 域	揚水設備の規模
重点地域	吐出口の断面積が 6cm ² を超える（口径約 2.8cm 以上）揚水機又は吐出口の断面積が 19cm ² を超える自噴井戸で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出
指定地域	吐出口の断面積が 6cm ² を超える（口径約 2.8cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出
指定地域以外	吐出口の断面積が 50cm ² を超える（口径約 8cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地を管轄する保健所に届出等を提出
【⑤水量測定器の設置義務】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吐出口の断面積が 50cm²を超える（口径約 8cm 以上）揚水機で地下水を採取する場合 ・ 重点地域内で地下水採取の許可の対象となる揚水機で地下水を採取する場合 	

出典：「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年熊本県条例第 52 号）

5) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準は、表 3.2.9-28 に示すとおりである。

表 3.2.9-28 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	/
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	
六価クロム化合物		検液 1L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 六価クロム 250 mg 以下であること
シアン化合物		検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50 mg 以下であること
水銀及びその化合物		検液 1L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき 水銀 15 mg 以下であること
セレン及びその化合物		検液 1L につきセレン 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき セレン 150 mg 以下であること
鉛及びその化合物		検液 1L につき鉛 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 鉛 150 mg 以下であること
砒素及びその化合物		検液 1L につき砒素 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 砒素 150 mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		検液 1L につきふっ素 0.8 mg 以下であること	土壌 1 kg につき ふっ素 4,000 mg 以下であること
ほう素及びその化合物		検液 1L につきほう素 1 mg 以下であること	土壌 1 kg につき ほう素 4,000 mg 以下であること
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること	/
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

出典：「土壌汚染対策法施行規則（別表第 3、別表第 4）」（平成 14 年環境省令第 29 号）

6) 悪臭

「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 3.2.9-29 に示すとおりである。

表 3.2.9-29 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質名	大気中の許容濃度	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1ppm	2ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm	0.004ppm
硫化水素	0.02ppm	0.06ppm
硫化メチル	0.01ppm	0.05ppm
二硫化メチル	0.009ppm	0.03ppm
トリメチルアミン	0.005ppm	0.02ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm	0.1ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm	0.1ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	0.03ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm	0.07ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	0.02ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm	0.006ppm
イソブタノール	0.9ppm	4ppm
酢酸エチル	3ppm	7ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm	3ppm
トルエン	10ppm	30ppm
スチレン	0.4ppm	0.8ppm
キシレン	1ppm	2ppm
プロピオン酸	0.03ppm	0.07ppm
ノルマル酪酸	0.006ppm	0.006ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	0.002ppm
イソ吉草酸	0.001ppm	0.004ppm
備 考		
1：法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「省令」という。）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。		
2：法第 4 条第 1 項第 3 号に定める事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。		
町村	大気中の許容濃度	
	A 地域	B 地域
山都町	全域 (B 地域の区域を除く。)	農用地区域（山都町伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ヶ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫の区域を除く。)
大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村	全域 (B 地域の区域を除く。)	農用地区域
山都町、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村以外の町村	全域	—
備考：「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の区域をいう。		

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 22 年熊本県告示第 421 号）

7) 地盤沈下

地盤沈下の原因となる地下水の採取については、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき採取規制が行われているが、計画路線が位置する大津町、菊陽町、西原村及び益城町はその指定地域となっていない。

8) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、廃棄物の排出抑制や適正処理（運搬、処分、再生等）により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。この法律で産業廃棄物は、事業者自らまたは排出事業者の委託を受けた許可業者が処理すること、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めることを事業者の責務としている。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的としており、主な内容は以下に示すとおりである。

- ①建築物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け
- ②発注者又は自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務付け
- ③解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督

③ その他の環境保全計画

その他の環境保全計画として、「第四次熊本県環境基本指針」の概要は表 3.2.9-30 に、「第 6 次大津町振興総合計画 後期基本計画」における環境施策は表 3.2.9-31 に、「第 6 期菊陽町総合計画」における環境施策は表 3.2.9-32 に、「第 5 次西原村総合計画 後期基本計画」における環境施策は表 3.2.9-33 に、「第 6 次益城町総合計画 第 2 期基本計画」における環境施策は表 3.2.9-34 に示すとおりである。

表 3.2.9-30 「第四次熊本県環境基本指針」の概要

策定の主な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●ゼロカーボン社会の実現に向けた取組みの推進 ●ポストコロナ時代の環境負荷の軽減と経済活動を両立できる持続可能な施策や行動の定着 ●水俣病の教訓を踏まえ、環境破壊、汚染を未然に防ぐとともに、気候危機、大規模災害など様々なリスクに備える
5 つの目指すべき姿	<p>～2050 年県内 CO₂ 排出実質ゼロに向けた第 1 章～</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ゼロカーボン社会 ②循環型社会 ③自然共生社会 ④安全で快適な生活環境 ⑤様々なリスクに備えた社会
取組みを推進するにあたっての考え方	<p>①SDGs や地域循環共生圏^{※1}の考え方を踏まえた課題解決</p> <p>※1：各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。</p> <p>②あらゆる主体におけるパラダイムシフト^{※2}(変革)</p> <p>※2：常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）すること。</p>
7 つの環境施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> ①ゼロカーボン社会・くまもとの推進 ②循環型社会の推進 ③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 ④安全で快適な生活環境の確保 ⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 ⑥環境立県くまもと型未来教育 ⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

出典：「第四次熊本県環境基本指針」（令和 3 年 7 月 熊本県）

表 3.2.9-31 「第 6 次大津町振興総合計画 後期基本計画」における環境施策

基本施策：環境にやさしいまちづくり ～持続可能な社会の構築～	
施策の方針	
1. 潤い豊かな水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水資源を守る「水源涵養機能」を保持するための森林管理 ・河川の水質保全に向けた水質調査および町民との情報共有 ・地下水の涵養を目的にした田畑への湛水事業の促進や、家庭用雨水貯留タンクへの補助などの県や関係機関と連携した水量維持と水質保全
2. ライフサイクル全体を通じた資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での適切なゴミ分別の啓発・推進による家庭用ごみの排出量削減 ・町内事業所に対するゴミ処理責任の原則や分別の徹底にかかる普及啓発 ・環境美化と地域づくりに向けた、資源物の集団回収に対する団体への助成
3. 生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境の改善に向けた地域で取り組む美化作業等の推進 ・狂犬病予防接種の徹底および犬や猫等の飼い主マナー向上等への啓発 ・公害の防止や不法投棄撲滅に向けた、美化活動やモラルの向上への啓発
4. 温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー設備の普及および町内公共設備の省エネルギー製品の導入の推進 ・メガソーラー設置における関連施設の安心・安全な運用を推進するための行政・事業者・地元住民と一体となった災害防止への取り組みや情報共有および環境リスクの抑制

出典：「第 6 次大津町振興総合計画 後期基本計画」（令和 4 年 3 月 大津町）

表 3.2.9-32 「第 6 期菊陽町総合計画」における環境施策

基本方針：		
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減等によるごみのさらなる減量や、処理体制の整備、不適正処理防止の強化などに取り組みます。 ・再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進し、熊本連携中枢都市圏の市町村とも連携して温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。 		
主要施策	施策の方向性	主な施策
循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本連携中枢都市圏において表明した「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた具体的な取り組みを進め、脱炭素社会の実現を目指します。 ・廃棄物排出の抑制や資源リサイクルの推進、自然と調和した生活環境づくりなど、地域社会が一体となって循環型社会の形成に取り組めます。 ・地域、事業所、学校における意識の啓発及び実践活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本連携中枢都市圏市町村との連携による脱炭素社会移行に向けた施策の推進 ・マイバッグ使用による簡易包装化の促進 ・グリーンカーテンの推進 ・環境美化推進員との連携 ・ごみ処理施設見学などによる啓発活動
ごみ・し尿処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携により、菊池環境工場の効率的・効果的な運営を図ります。 ・野焼きや不法投棄に対して排出者処理責任を強く求め、防止対策のための啓発強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理についてのホームページ・広報紙による啓発 ・不法・不適切な野焼きや不法投棄のパトロールの実施
環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民と行政が一体となった環境施策の推進を図ります。 ・環境保全に向けたモラルの向上と不法投棄等の監視体制の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域、団体等のクリーン作戦等の推進 ・環境美化推進員の活動支援 ・不法投棄監視体制の充実

出典：「第 6 期菊陽町総合計画」（令和 3 年 3 月 菊陽町）

表 3.2.9-33 「第 5 次西原村総合計画 後期基本計画」における環境施策

<p>基本方針：地域における啓発や学校における環境学習及び水辺や森林の復旧・保全と活用を図るとともに、ごみの減量化・再資源化等を促進します。また、不法投棄防止に努めます。</p>	
主要取組施策	取組内容
1. 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・主要河川における水質検査を継続実施し、河川水質の管理を行うとともに、EM 活性液を継続して大切畑ダム及び長田川へ投入し、水環境の保全に努めます。 ・熊本地震により崩壊した俵山山林について、県営事業により復旧作業を実施します。 ・フォトコンテストの開催等を通して本村の美しい景観の価値を認識し、保全の重要性を今後とも啓発します。また、入賞作品を本村の PR 用の媒体等に活用します。 ・村内の主要幹線道路の沿線では宅地開発が進み、美しい農村景観が壊れつつあるため、景観や自然環境に配慮した開発の誘導を図ります。 ・環境学習や広報紙等を活用した啓発活動を継続実施し、自然環境保護に努めます。
2. 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使い啓発活動を実施しながら、リサイクルの必要性について住民の意識向上に努めます。 ・廃棄物の不法投棄対策に関する協定書に従い、村消防団と郵便局の連携体制による、不法投棄に係る情報収集や不法投棄防止活動の普及・啓発を積極的に推進します。 ・消防団幹部会議等で不法投棄対策に関する連携体制の確認・周知を行います。 ・警察及び保健所、各種団体と連携し巡視を強化しながら、不法投棄防止に努めます。

出典：「第 5 次西原村総合計画 後期基本計画」（平成 31 年 3 月 西原村）

表 3.2.9-34 「第 6 次益城町総合計画 第 2 期基本計画」における環境施策

【自然環境の保全・向上・活用】	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の自然環境に対する意識・関心が高まっており、地域での環境保全や活用に関する取り組みが進められている。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川環境の維持・向上に向けた取り組みの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な水質検査やパトロール、生活雑排水の適正処理等の啓発を行うなど、関係機関等と連携した河川の水質保全と浄化に努めます。 2. 住民主体の自然環境保全活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・水の浄化に対する啓発活動や浄化対策の PR 等の実施を通じて、住民の水資源の保全に対する意識の向上を図ります。 ・身近な自然環境に親しむイベントや地下水の保全活動などの開催を通じて、住民の環境保全に対する意識の向上を図ります。 3. 森林の保護、管理体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・国土の保全や水源かん養、地球温暖化防止などの森林の持つ多様な機能を高度に発揮させるため、森林を保護するための管理体制の充実を図ります。 ・民間企業等と連携して森林の管理を実施し、水源かん養に努めます。 4. 自然と触れ合える場所の整備と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・潮井自然公園や秋津川河川公園、木山城趾公園等を、自然と身近に触れ合える場として整備し、自然に親しむことができるイベントの開催などの検討を進めていきます。
【持続可能な循環型社会の実現】	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるごみの減量化やリサイクルの推進による循環型社会の形成が進んでいる。 ・多くの人々が環境に優しいエネルギーを活用して暮らしている。
施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 3R 推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・住民や事業者による 3R の取り組みに対して、助成事業や情報提供などによる支援を行います。 ・役場庁舎などの公共施設から発生するごみ排出量の削減や資源の再利用に積極的に取り組みます。 2. 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における再生可能エネルギーの活用や、公用車からの二酸化炭素排出量削減に積極的に取り組みます。 ・県や近隣市町村、民間企業などと連携を図りながら、脱炭素社会の実現につながるような取り組みを進めます。

出典：「第 6 次益城町総合計画 第 2 期基本計画」（2023 年 3 月 益城町）

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

計画路線及びその周囲における自然関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3.2.9-35 に示すとおりである。

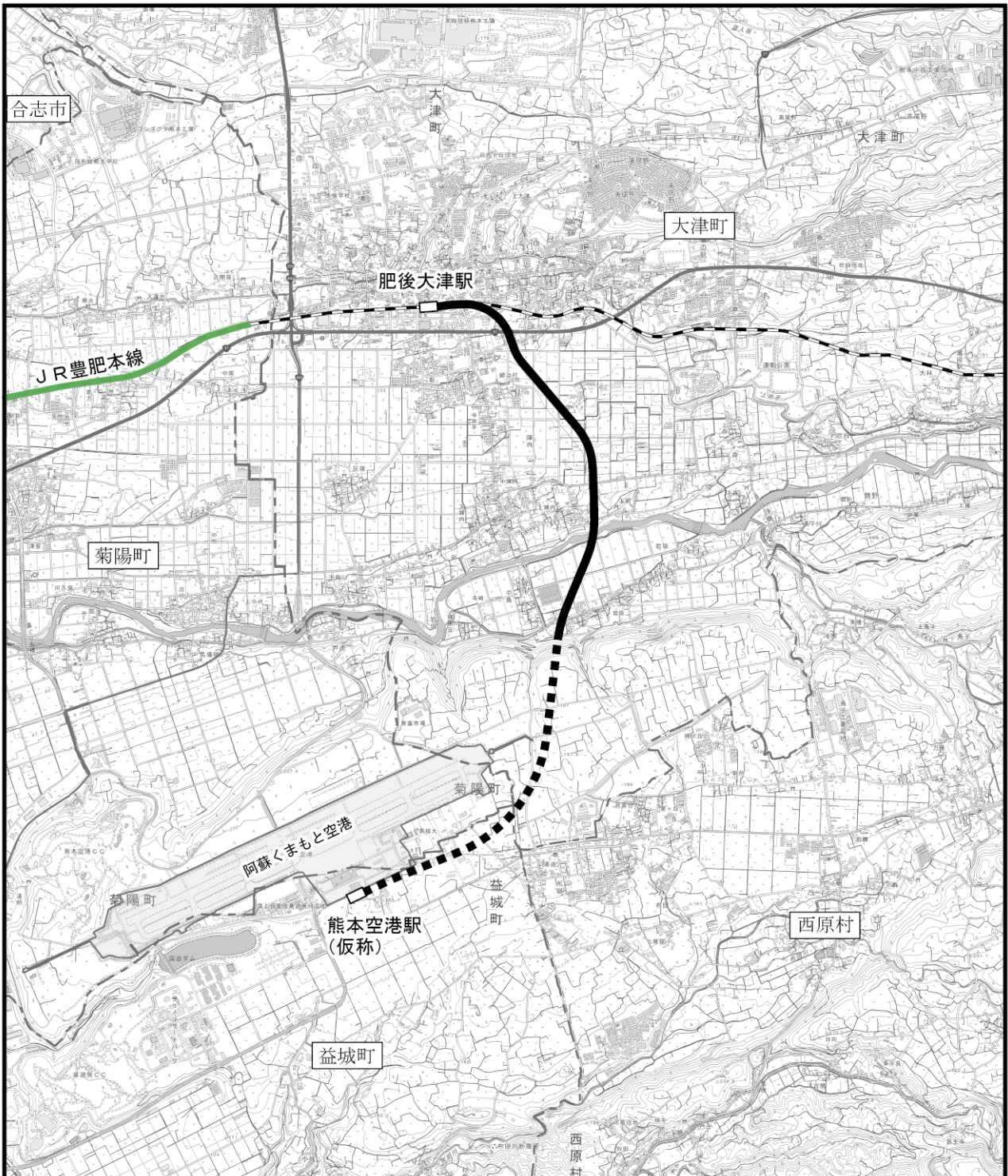
表 3.2.9-35 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域・区域等		指定状況	関係法令等	
自然保護	自然公園	国立公園、国定公園等	×	自然公園法
		県立自然公園	×	熊本県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	
		県自然環境保全地域	×	熊本県自然環境保全条例
		緑地環境保全地域	×	
		郷土修景美化地域	○	
	自然遺産	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	緑地	緑地保全地域	×	都市緑地法
		生産緑地地区	×	生産緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区等	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		国際的に重要な湿地	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
生息地等保護区		×	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	
文化財保護	文化遺産	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	史跡・名勝・天然記念物	○	文化財保護法	
	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	○	熊本県文化財保護条例	
	史跡・名勝・天然記念物（町村指定）	○	大津町文化財保護条例、菊陽町文化財保護条例、西原村文化財保護条例	
	埋蔵文化財包蔵地	○	文化財保護法	
景観保全	景観計画区域	○	景観法	
	景観地区	○		
	風致地区	×	都市計画法	
	重要伝統的建造物群保存地区	×	文化財保護法	
	文化的景観	×		
国土防災	保安林	○	森林法	
	海岸保全区域	×	海岸法	
	砂防指定地	○	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	地すべり等防止法	
	土砂災害警戒区域	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	


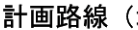

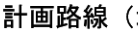


② 自然保護関係

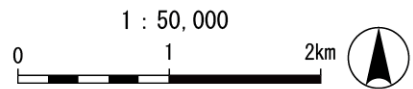
1) 自然環境保全地域の指定状況

計画路線及びその周囲には、「熊本県自然環境保全条例」に基づく「郷土修景美化地域」の指定があり、図 3.2.9-8 に示すとおりである。



凡例

- 

 計画路線（地表式、嵩上式）
- 

 計画路線（地下式）
- 
 行政界
- 
 郷土修景美化地域（大津街道菊陽杉並木）



出典：「熊本県自然環境保全地域」（令和7年7月閲覧 熊本県HP）

図 3. 2. 9-8 郷土修景美化地域の指定状況

③ 景観保全関係

熊本県においては、「景観法」及び「熊本県景観条例」に基づき「熊本県景観計画」を策定しており、「景観計画区域」は、熊本県全域（景観行政団体である市町村の区域及び熊本県景観条例第20条の規定により指定した地域を除く。）となっている。

また、計画路線及びその周囲の町村において、景観行政団体となっている西原村では「西原村景観条例」を制定しており、「西原村景観計画」による「景観計画区域」は西原村全域となっている。

また、「熊本県景観計画」及び「西原村景観計画」における景観形成地域である熊本空港周辺景観形成地域の区域指定は表3.2.9-36及び図3.2.9-9に、「熊本県景観計画」における特定施設届出地区は表3.2.9-37及び図3.2.9-9に示すとおりである。

表 3.2.9-36 熊本空港周辺景観形成地域の区域

熊本県景観計画		西原村景観計画
大津町	大字岩坂の一部	西原村大字布田の一部 西原村大字小森の一部
菊陽町	大字辛川の一部、大字馬場楠の一部 大字曲手の一部、大字戸次の一部	
益城町	大字古閑の一部、大字福富の一部 大字惣領の一部、大字馬水の一部 大字安永の一部、大字宮園の一部 大字木山の一部、大字寺迫の一部 大字平田の一部、大字寺中の一部 大字田原の一部、大字小谷の一部 大字杉堂の一部	

出典：「熊本県景観計画」（平成20年1月公表 令和6年3月変更 熊本県）
「西原村景観計画」（平成27年5月 西原村）

表 3.2.9-37 「熊本県景観計画」における特定施設届出地区（抜粋）

No.	路線名	始 点	終 点	区域の範囲
5	国道57号	南阿蘇村と大津町との交点	熊本市と菊陽町との境界	路端から両側20メートル以内（ただし、No.23は熊本空港周辺景観形成地域を除く。）
10	国道325号	菊池市と大津町との境界	国道57号との交点（大津町）	
13	国道443号	国道57号線との交点（大津町）	県道熊本益城大津線との交点（大津町）	
18	県道熊本益城大津線（通称第三空港線）	国道443号との交点	県道瀬田熊本線との交点（菊陽町）	
22	県道曲手原水線バイパス（通称国体道路東西線）	国道443号との交点（菊陽町）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	
23	都市計画道路保田窪菊陽線（通称国体道路東西線）	熊本市と菊陽町との境界	国道443号との交点（菊陽町）	
24	菊陽町道菊陽空港線（通称国体道路東西線）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	国道57号との交点（菊陽町）	

出典：「熊本県景観計画」（平成20年1月公表 令和6年3月変更 熊本県）

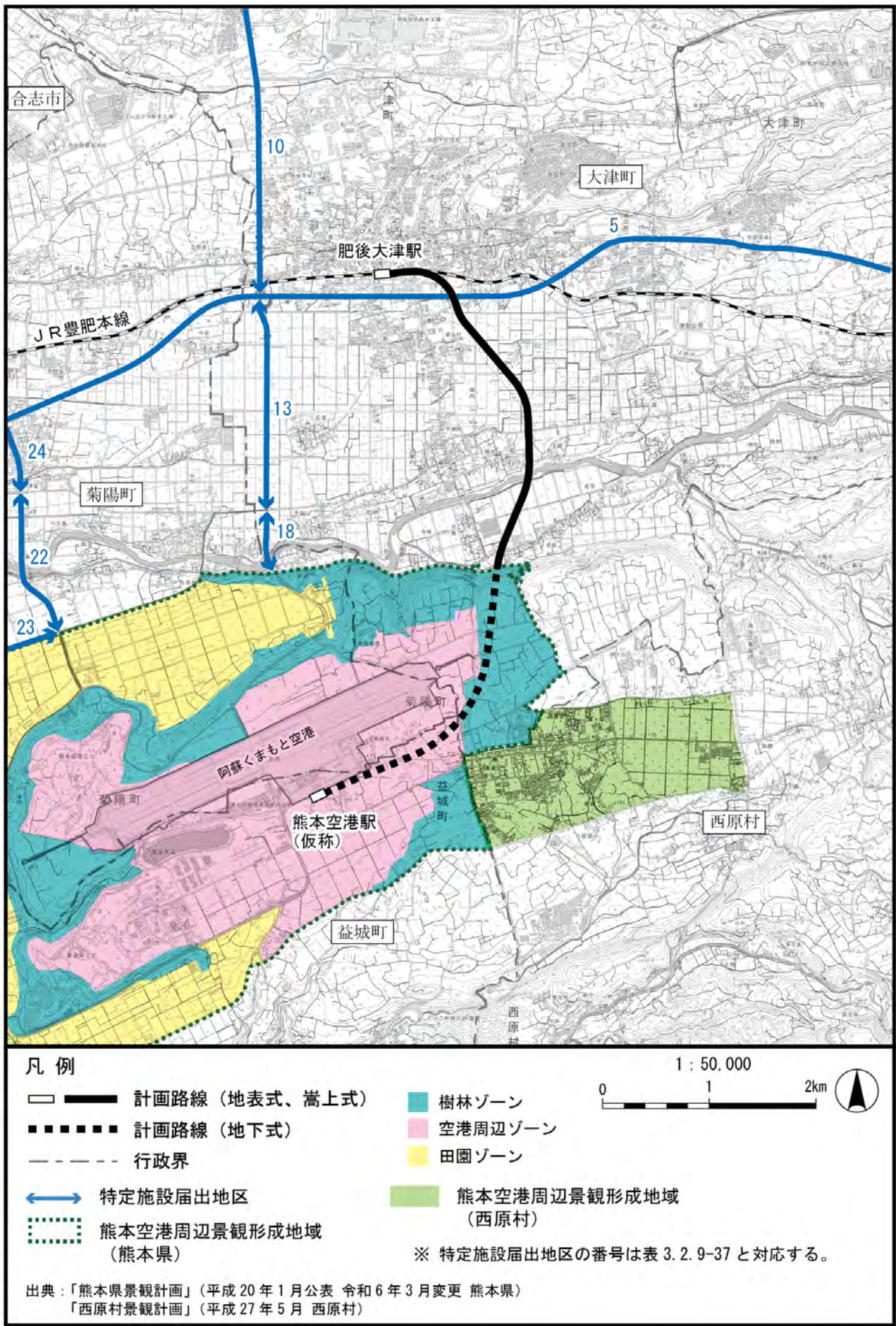
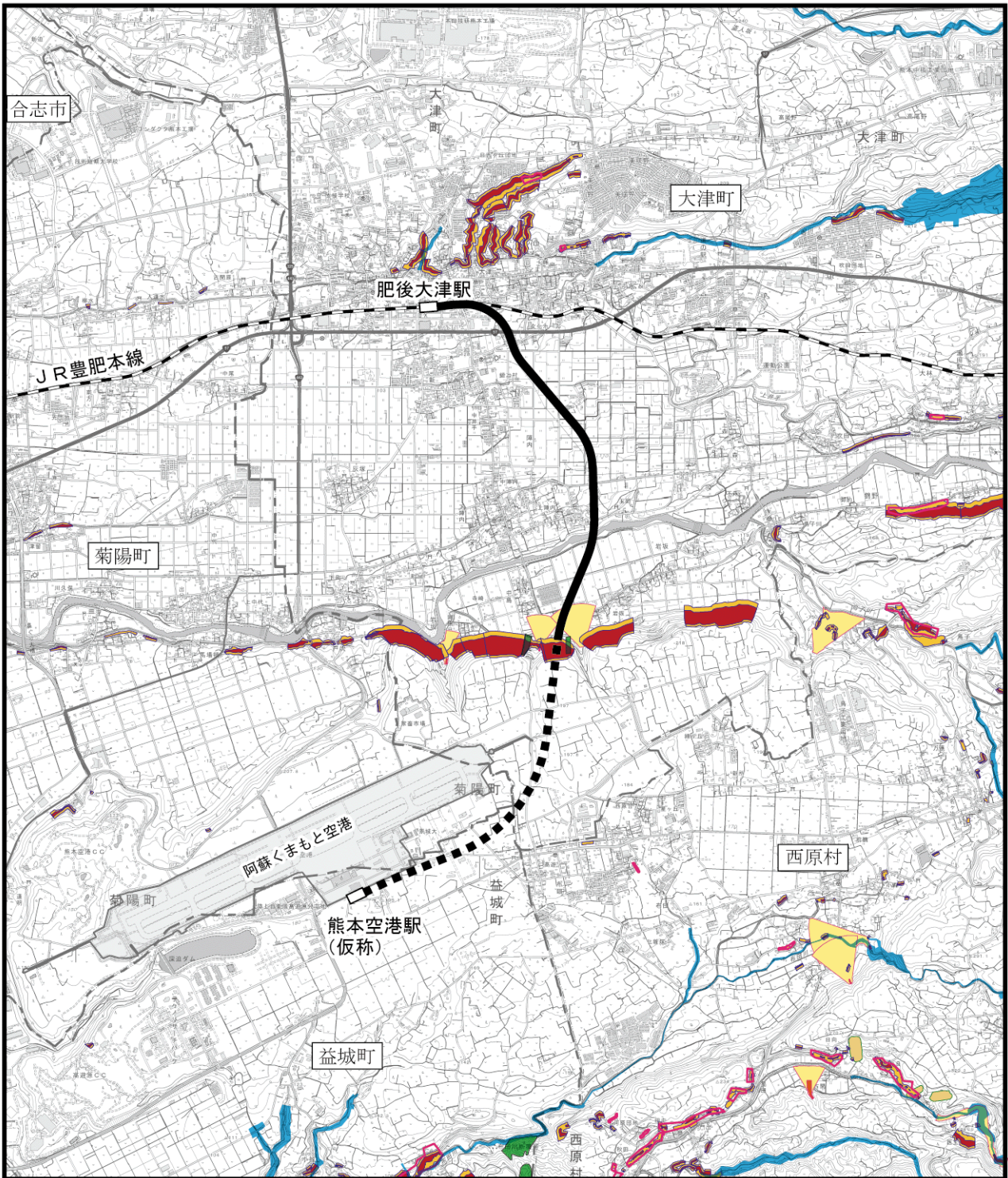


図 3.2.9-9 熊本空港周辺景観形成地域の区域及び特定施設届出地区

④ 国土防災に係る指定地等

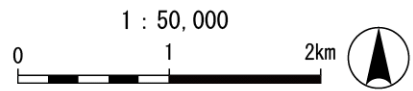
計画路線及びその周囲には、「森林法」に基づく「保安林」、「砂防法」に基づく「砂防指定地」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定があり、その指定状況は図 3.2.9-10 に示すとおりである。

なお、計画路線及びその周囲には、「地すべり等防止法」に基づく「地すべり防止区域」及び「海岸法」に基づく「海岸保全区域」の指定はない。



凡例

- 計画路線 (地表式、嵩上式)
- ■ ■ ■ ■ 計画路線 (地下式)
- 行政界
- 保安林
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域



- 土砂災害特別警戒区域・土砂流
- 土砂災害特別警戒区域・急傾斜の崩壊
- 土砂災害警戒区域・土砂流
- 土砂災害警戒区域・地すべり
- 土砂災害警戒区域・急傾斜の崩壊

出典：「国土数値情報（森林地域）、（急傾斜地崩壊危険区域）、（土砂災害警戒区域）」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)
 を加工して作成
 「土砂災害情報マップ」（令和7年7月閲覧 熊本県 HP）
 「熊本県県北広域本部調べ」

図 3.2.9-10 国土防災に係る指定地の状況

(余白)